

# 熊野町地域防災計画

令和6年2月修正

熊野町防災会議



## 目 次

## 第1章 総則

第1節	目的	1
第2節	基本方針	2
第3節	防災業務実施上の基本理念及び基本原則	3
1	基本理念	
2	基本原則	
第4節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	5
1	町	
2	県	
3	県警察（海田警察署）	
4	広島市消防局（安芸消防署）	
5	自衛隊	
6	中国地方整備局	
7	広島地方气象台	
8	指定公共機関	
9	指定地方公共機関	
10	防災上重要な施設の管理者	
11	公共的団体	
第5節	地域防災計画の修正等	8
1	防災計画の修正	
2	広島県地域防災計画、防災業務計画との関係	
3	他の法律との関係	
4	防災計画の周知徹底	

## 第2章 災害予防計画

第1節	基本方針	9
第2節	町土の保全に関する計画	10
1	目的	
2	現況及び対策	
第2節の2	防災施設・設備の新設又は改良計画	13
1	目的	
2	実施責任者	
3	実施事項	
4	実施方法	
第3節	地震被害軽減のための基本的な施策	14
1	方針	
2	目標	
3	施策体系	
4	対策内容	
5	対策の推進等	

第4節	防災まちづくりに関する計画	22
1	方針	
2	防災上重要な公共施設の整備	
3	住宅、建築物等の安全性の確保	
4	ライフラインの整備	
5	防災性の高い都市構造の形成	
6	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進	
第5節	町民の防災活動の促進に関する計画	26
1	方針	
2	防災教育	
3	防災訓練	
4	消防団への入団促進	
5	地区防災計画の策定等	
6	自主防災組織の育成・指導	
7	ボランティア活動の環境整備	
8	企業防災の促進	
9	県民総ぐるみ運動の推進	
第6節	調査・研究に関する計画	33
1	目的	
2	実施責任者	
3	実施事項	
4	実施方法	
5	地震被害想定調査及び災害危険度判定調査	
第7節	迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画	34
1	方針	
2	災害発生直前の応急対策への備え	
3	災害発生直後の応急対策への備え	
4	災害派遣、広域的な応援体制への備え	
5	救助・救急、医療、消火活動への備え	
6	緊急輸送活動への備え	
7	避難の受入れ・情報提供活動への備え	
8	救援物資の調達・供給活動への備え	
9	燃料確保の備え	
10	電源の確保	
11	災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結	
12	空家状況の把握	
13	男女共同参画の視点からの対応	
14	文教関係	
15	罹災証明書の発行体制の整備	
第7節の2	円滑な避難体制の確保等に関する計画	41
1	方針	
2	洪水浸水想定区域	
3	土砂災害警戒区域	
4	雨水出水浸水想定区域の指定	
5	ハザードマップの作成	
6	避難計画の作成等	
7	住民への周知等	
8	指定避難所の整備	
9	動物愛護管理に関する計画	

第7節の3	危険物等災害予防計画	47
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施内容	
第7節の4	災害対策資機材等の備蓄等に関する計画	49
1	目的	
2	実施責任者	
3	災害対策資機材等の対象	
4	実施方法	
5	備蓄及び調達体制の確立	
第8節	要配慮者及び避難行動要支援者に関する計画	53
1	方針	
2	要配慮者に配慮した環境整備	
3	社会福祉施設、医療機関等の安全・避難対策	
4	在宅の避難行動要支援者対策	
5	避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者	
6	要配慮者への啓発・防災訓練	
7	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制	
第9節	広域避難の受入れに関する計画	58
1	方針	
2	被災住民の受入れ	
3	被災住民の受け入れが不要となった場合	
4	県への支援要請	

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

第1節	基本方針	59
第2節	災害発生直前の応急対策	60
第1項	組織、動員計画	
1	目的	
2	災害応急組織の基本原則	
3	災害対策本部	
4	配備及び動員	
第1項の2	労働力確保計画	
1	目的	
2	実施責任者	
3	実施方法	
第2項	気象警報等の伝達に関する計画	
1	目的	
2	気象等予報及び警報の発表基準	
3	気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達	
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	
1	避難の指示	
2	知事への報告	
3	避難の誘導	
4	再避難の措置	

第3節	災害発生後の応急対策	73
第1項	災害情報計画	
1	目的	
2	情報の収集伝達手段	
3	災害情報の収集伝達	
4	災害発生及び被害状況報告・通報	
第2項	通信運用計画	
1	災害時の通信連絡の確保	
2	通信施設の応急復旧	
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	82
1	目的	
2	活動体制	
3	活動内容	
4	活動拠点の確保	
5	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
6	各機関への出動要請	
7	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	86
第1項	自衛隊災害派遣要請計画	
1	目的	
2	災害派遣要請の要求基準	
3	災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲	
4	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
5	災害派遣要請の手続等	
6	災害情報の連絡	
7	災害地における調整	
8	災害派遣部隊の受入れ	
9	派遣に要する経費の負担	
10	災害派遣部隊の撤収要請の要求（依頼）	
第2項	相互応援協力計画	
1	方針	
2	実施内容	
3	相互応援協定等の締結	
4	受援に関する計画	
5	応援要員の受入体制	
6	被災地への職員の派遣	
第3項	防災拠点に関する計画	
1	方針	
2	防災拠点施設	
3	備蓄倉庫	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	91
第1項	救出計画	
1	目的	
2	実施責任者	
3	実施方法	
4	惨事ストレス対策	
5	部隊間の活動調整	
6	活動時における感染症対策	

第2項	医療救護・助産計画	
1	趣旨	
2	実施責任者及び実施内容	
3	医療救護	
4	惨事ストレス対策	
5	助産	
6	部隊間の活動調整	
第3項	消防計画	
1	目的	
2	実施責任者	
3	実施方法	
4	相互応援協力体制の整備	
5	惨事ストレス対策	
6	部隊間の活動調整	
第4項	水防計画	
1	目的	
2	実施責任者	
3	実施方法	
4	災害対策本部との関係	
第5項	危険物等災害応急対策計画	
1	目的	
2	実施方法	
第7節	交通、輸送応急対策計画	101
1	目的	
2	交通秩序応急対策	
3	交通施設災害応急対策	
4	交通マネジメント	
5	応急輸送対策	
第8節	避難生活及び情報提供活動	105
第1項	避難計画	
1	趣旨	
2	指定避難所の開設	
3	避難行動要支援者の避難等	
4	指定避難所の管理運営	
5	一時避難場所の開設	
6	広域的避難	
7	帰宅困難者対策	
第2項	災害広報・被災者相談計画	
1	目的	
2	実施方法	
第3項	住宅応急対策計画	
1	趣旨	
2	実施する応急対策の内容	
3	実施責任者	
4	応急仮設住宅の建設	
5	住宅の応急修理	
6	町営住宅及びコーポラス熊野の提供	
7	被災建築物応急危険度判定	

8	被災宅地危険度判定	
第9節	救援物資の調達・供給活動	113
第1項	食料供給計画	
1	趣旨	
2	実施責任者	
3	実施内容	
4	実施方法	
5	食料供給の適用範囲及び期間	
6	使途及び経費	
7	その他	
第2項	給水計画	
1	趣旨	
2	事前対策	
3	実施責任者	
4	給水の基準	
5	飲料水等供給方法	
第3項	生活必需品等供給計画	
1	趣旨	
2	実施責任者	
3	実施基準	
4	生活必需品等の範囲	
5	実施方法	
第4項	救援物資の調達及び輸送計画	
1	方針	
2	物資の調達及び受入体制	
3	物資の輸送	
第10節	保健衛生・防疫・遺体の取扱いに関する活動	117
第1項	防疫計画	
1	目的	
2	防疫	
第2項	保健活動計画	
1	方針	
2	保健活動	
第3項	遺体の搜索、取扱い、埋葬等計画	
1	方針	
2	遺体の搜索	
3	遺体の取扱い	
4	遺体の埋火葬	
第11節	応急復旧、二次災害防止活動	120
第1項	公共施設等災害応急復旧計画	
1	方針	
2	防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3	交通施設の応急復旧活動	
4	治水施設等の応急復旧活動	
5	治山施設等の応急復旧活動	
6	その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7	住民への広報活動	



第2項	電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画	
1	目的	
2	電力施設災害応急対策	
3	ガス施設災害応急対策	
4	水道施設災害応急対策	
5	下水道施設災害応急対策	
第3項	その他施設災害応急対策計画	
1	目的	
2	防災重点ため池対策	
3	空家対策	
第4項	廃棄物処理計画	
1	方針	
2	災害廃棄物処理計画	
3	実施主体等	
4	災害廃棄物の処理	
5	災害廃棄物処理実行計画	
第12節	ボランティアの受入等に関する計画	125
1	方針	
2	ボランティアの受入れ	
3	専門ボランティア	
4	ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5	災害情報等の提供	
6	ボランティアとの連携・協働	
7	ボランティア保険制度	
第13節	文教計画	127
1	目的	
2	避難対策	
3	生徒等への相談活動	
4	応急教育対策	
5	学校が地域の避難所となる場合の対策	
6	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	
7	文化財に対する対策	
第14節	災害救助法適用計画	130
1	目的	
2	災害救助法適用	
第15節	主な災害の特質及び対策の計画	133
1	長雨対策	
2	豪雨、台風による洪水の対策	
3	長雨、豪雨による土石流、がけ崩れ等対策	
4	風害対策	
5	地震対策	
6	林野火災対策	
7	突発的災害対策	

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

第1節	基本方針	137
第2節	災害発生直前の応急対策	138
第1項	配備動員計画	
1	方針	
2	配備動員体制	
第2項	地震に関する情報等の伝達に関する計画	
1	方針	
2	地震情報の収集・伝達	
第3項	住民等の避難誘導に関する計画	
1	方針	
2	避難の指示等	
3	避難の誘導	
第3節	災害発生後の応急対策	144
第1項	災害情報計画	
1	方針	
2	情報の収集伝達手段	
3	情報の収集伝達経路	
4	地震災害発生及び被害状況報告・通報 気象庁震度階級関連解説表	
第2項	通信運用計画	
1	方針	
2	広島県総合行政通信網の活用	
3	公衆電気通信設備の優先利用	
4	有線通信等が途絶した場合における代替措置	
5	通信施設の応急対策	
6	通信施設の機能確認及び運用訓練	
7	通信機器の供給の確保	
8	通信設備の電源の確保	
第4節	ヘリコプターによる災害応急対策計画	159
1	目的	
2	活動体制	
3	活動内容	
4	活動拠点の確保	
5	県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航	
6	各機関への出動要請	
7	臨時ヘリポートの設定	
第5節	災害派遣・広域的な応援体制	163
第1項	自衛隊災害派遣要請計画	
1	目的	
2	災害派遣部隊の活動	
3	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限	
4	災害派遣要請の手続等	
5	災害派遣部隊の受入れ	
6	派遣に要する経費の負担	
7	災害派遣部隊の撤収要請の要求（依頼）	

第2項	相互応援協力計画	
1	方針	
2	実施内容	
第3項	防災拠点に関する計画	
1	方針	
2	防災拠点施設	
3	備蓄倉庫	
第6節	救助・救急、医療及び消火活動	168
第1項	救出計画	
1	方針	
2	救出	
3	惨事ストレス対策	
4	部隊間の活動調整	
5	活動時における感染症対策	
第2項	医療、救護計画	
1	趣旨	
2	実施責任者及び実施内容	
3	医療救護等の活動内容	
4	医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保	
5	救護所設置の広報	
6	惨事ストレス対策	
7	部隊間の活動調整	
第3項	消防計画	
1	方針	
2	消防活動体制の整備	
3	消防活動	
4	事業所等の活動	
5	相互応援協力体制の整備	
6	惨事ストレス対策	
7	部隊間の活動調整	
第4項	水防計画	
1	方針	
2	応急対策	
3	水防活動の応援要請	
第5項	危険物等災害応急対策計画	
1	方針	
2	危険物災害応急対策	
3	高圧ガス及び火薬類災害応急対策	
4	毒物劇物災害応急対策	
第7節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	177
第1項	交通規制、交通確保計画	
1	方針	
2	交通規制・交通確保計画	
3	交通施設災害応急対策	
4	交通マネジメント	
5	応急輸送対策	

第2項	輸送計画	
1	方針	
2	緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲	
3	輸送車両等の確保	
第8節	避難生活及び情報提供活動	181
第1項	避難対策計画	
1	方針	
2	指定避難所の開設	
3	指定避難所の管理運営	
4	避難行動要支援者の避難等	
5	帰宅困難者対策	
第2項	広報・被災者相談計画	
1	方針	
2	広報活動	
3	被災者相談活動	
4	安否情報の提供等	
第3項	住宅応急対策計画	
1	方針	
2	実施する応急対策の内容	
3	実施責任者	
4	応急仮設住宅の建設	
5	住宅の応急修理	
6	町営住宅及びコーポラス熊野の提供	
7	企業所有の職員用住宅等の供与	
8	被災建築物応急危険度判定	
9	被災宅地危険度判定	
第9節	救援物資の調達・供給活動	189
第1項	食料供給計画	
1	方針	
2	実施責任者及び実施内容	
3	実施方法	
4	食料供給の適用範囲及び期間	
5	用途及び経費	
第2項	給水計画	
1	方針	
2	事前対策	
3	実施責任者	
4	実施方法	
第3項	生活必需品等供給計画	
1	方針	
2	実施責任者	
3	実施基準	
4	実施方法	
第4項	救援物資の調達及び配送計画	
1	方針	
2	物資の調達及び受入体制	
3	物資の輸送	

第10節 保健衛生・防疫・遺体の取扱いに関する活動	193
第1項 防疫計画	
1 方針	
2 実施責任者及び実施事項	
3 防疫活動	
第2項 遺体の捜索、取扱い、埋火葬計画	
1 方針	
2 遺体の捜索	
3 遺体の取扱い	
4 遺体の埋火葬	
第3項 保健活動計画	
1 方針	
2 保健活動	
第11節 応急復旧、二次災害防止活動	196
第1項 公共施設等災害応急復旧計画	
1 方針	
2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動	
3 道路の応急復旧活動	
4 治水施設等の応急復旧活動	
5 治山施設等の応急復旧活動	
6 その他公共、公益施設の応急復旧活動	
7 住民への広報活動	
第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画	
1 方針	
2 電力施設の応急対策	
3 ガス施設の応急対策	
4 水道施設の応急対策	
5 下水道施設の応急対策	
6 復旧活動支援体制の整備	
第3項 その他施設災害応急対策計画	
1 目的	
2 防災重点ため池対策	
3 空家対策	
第4項 廃棄物処理計画	
1 方針	
2 災害廃棄物処理計画	
3 実施主体等	
4 災害廃棄物の処理	
5 災害廃棄物処理実行計画	
第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画	201
1 方針	
2 ボランティアの受入れ	
3 専門ボランティア	
4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供	
5 災害情報等の提供	
6 ボランティアとの連携・協働	
7 ボランティア保険制度	

第13節	文教計画	203
1	方針	
2	避難対策	
3	生徒等への相談活動	
4	応急教育対策	
5	学校が地域の避難所となる場合の対策	
6	公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策	
7	文化財に対する措置	
第14節	災害救助法適用計画	206
1	方針	
2	災害救助法の適用基準	
3	災害救助法の適用手続き	
4	救助の種類、対象及び期間	
5	町長への委任	

#### 第4章 災害復旧計画

第1節	目的	209
第2節	被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画	210
1	方針	
2	各種調査の住民への周知	
3	罹災証明書の交付	
4	被災者台帳の整備	
5	各種支援措置等	
第3節	被災者の生活確保に関する計画	211
1	方針	
2	生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策	
3	被災者等に対する生活相談	
4	雇用の安定支援	
第4節	施設災害復旧計画	212
1	基本方針	
2	復旧計画	
第5節	激甚災害の指定に関する計画	213
1	基本方針	
2	激甚災害に関する調査	
第6節	救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画	214
1	方針	
2	義援金の受入れ及び配分	
3	救援物資の受入れ及び配分	
第7節	災害復興計画（防災まちづくり）	215
1	方針	
2	被災地の復興	
3	学校施設の復興	

# 第 1 章 総 則





第1節 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「基本法」という。）第42条の規定に基づいて、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、町内において発生が想定されるあらゆる災害に対処するため、本町の地域に係る防災に関し、町、県、県警察（海田警察署）、広島市消防局（安芸消防署）、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、各種災害対策を迅速、的確かつ総合的に実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

- 1 この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「熊野町水防計画」とも十分な調整を図る。
- 2 この計画は、近年の大規模災害の経験を踏まえ、防災の時間経過に応じて、災害予防計画、災害応急対策計画及び災害復旧計画の基本的事項を定め、災害対策を総合的に推進していくものである。
- 3 この計画に基づき、各防災関係機関は細部実施計画等を定め、その具体的推進に努める。
- 4 この計画は、防災関係機関の災害対策の推進状況に応じて、必要な修正を行う。

## 第3節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則

## 1 基本理念

防災関係機関は、災害対策について、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る。
- (2) 災害対策の実施に当たっては、防災関係機関は、それぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織その他地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- (4) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (5) 被災者ニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に配慮する。
- (6) 新型コロナウイルス感染症を始めとした「新たな感染症」の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- (7) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

## 2 基本原則

防災関係機関は、基本理念にのっとり、災害の未然防止、災害発生時の被害拡大防止、応急対策及び災害復旧等防災業務の実施に関しては、各法令及びこの計画によるほか、次の一般原則に従う。

- (1) 町は、基礎的な地方公共団体として、町域内の災害に対して第一次的な責務を有するものであり、住民の郷土愛護、隣保協同の精神を基調として、町の有するすべての機能を十分に発揮し得るよう、町域に係る防災計画を作成してこれに対処する。
- (2) 県は、町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その地方行政機関又は県の他の執行機関、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急措置の実施を要請し、又は求める。
- (3) 指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その所掌する事務については、町又は県に対して勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。
- (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務について防災に関する計画を定め災害に対処するとともに、その業務の公共性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (5) 公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令により防災に関し責務を有する者は、その管理する施設の災害に対しては自己の責任において措置するものとし、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれの業務を通じて防災に寄与するよう努める。
- (6) 防災関係機関は、その所掌する業務を遂行するに当たって、他の機関の防災上有する責務が十分に果たされるよう相互に協力し、応援する。

また、要配慮者や観光客などに対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

- (7) 熊野町防災会議（以下「防災会議」という。）は、各防災関係機関の行う災害対策が相互に一体的有機性をもつて的確かつ円滑に実施されるよう連絡調整を行う。

また、多様な意見やニーズを防災施策に反映させるため、委員の多様性に留意するとともに、男女共同参画の視点から委員に占める女性の割合を高めるよう取り組む。

- (8) 町民は、平常時から防災意識の醸成に努めるとともに、災害発生時には、相互の協力により、被害が最小限になるよう努める。

第4節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱の主要なものは、次のとおりである。

1 町

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被災調査
- (3) 災害広報
- (4) 避難指示等の発令及び避難者の誘導並びに避難所の開設
- (5) 被災者の救出、救助等の措置
- (6) 消防及び水防活動
- (7) 被災施設の応急復旧
- (8) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (9) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (10) 町内の公共的団体及び住民の防災組織の育成指導
- (11) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (12) 被災建築物応急危険度判定
- (13) 被災宅地危険度判定
- (14) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

2 県

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害調査
- (3) 災害広報
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 被災施設の応急復旧
- (6) 災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
- (7) 被災児童、生徒等に対する応急教育
- (8) 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- (9) 災害時におけるボランティア活動の支援
- (10) 被災建築物応急危険度判定
- (11) 被災宅地危険度判定
- (12) 広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

3 県警察（海田警察署）

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 被災者の救出、救助等の措置
- (4) 避難路及び緊急交通路の確保
- (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持
- (6) 行方不明者の捜索及び遺体の調査、検視
- (7) 危険箇所の警戒並びに住民等に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案の予防及び取締り
- (9) 被災地・避難場所及び重要施設等の警戒
- (10) 広報活動
- (11) 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

4 広島市消防局（安芸消防署）

- (1) 災害情報の収集及び伝達
- (2) 被災調査
- (3) 災害広報
- (4) 被災者の救出、救助等の措置
- (5) 消防及び水防活動
- (6) 民間防火組織（女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブ）の育成指導
- (7) 災害発生時における情報連絡員（リエゾン）の派遣

#### 5 自衛隊

- (1) 災害派遣の準備
  - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- (2) 災害派遣の実施
  - ア 人命及び財産の保護のため必要な救援活動の実施
  - イ 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付又は譲与
- (3) 災害発生時における情報連絡員（リエゾン）の派遣

#### 6 中国地方整備局

- (1) 直轄土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧
- (2) 町からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供
- (3) 災害に関する情報の収集及び伝達
- (4) 災害時における交通確保
- (5) 災害発生時における情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 大規模災害発生時における二次災害の防止及び被災地の早期復旧等に関する支援のための緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣

#### 7 広島地方気象台

- (1) 気象、地象（地震では、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
- (2) 町が行う防災対策、防災教育に関する技術的な支援、資料提供
- (3) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
- (4) 緊急地震速報の利用周知確認・広報

#### 8 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社（以下「NTT西日本」という。）中国支店
- (2) 中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社
- (3) 熊野町内郵便局
- (4) 株式会社NTTドコモ（以下「NTTドコモ」という。）中国支社
- (5) KDDI株式会社中国総支社
- (6) ソフトバンク株式会社
- (7) 楽天モバイル株式会社

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動及び町が行う防災活動に対する協力

#### 9 指定地方公共機関

- (1) 広島ガス株式会社
- (2) 社団法人広島県LPガス協会
- (3) 広島テレビ放送株式会社

- (4) 広島電鉄株式会社
- (5) 社団法人広島県医師会

各機関の公共又は公益的業務に応じた防災上必要な活動及び町が行う防災活動に対する協力

10 防災上重要な施設の管理者

- (1) 医療機関、大型小売店等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者
  - ア 施設の防災管理
  - イ 施設に出入りしている患者その他不特定多数の者に対する避難の誘導等の安全対策の実施
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、各燃料物資等の製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設の管理者
  - ア 施設の防災管理
  - イ 被災施設の応急対策
  - ウ 施設周辺住民に対する安全対策の実施
- (3) 社会福祉施設等の管理者
  - ア 施設の防災管理
  - イ 施設入所者に対する避難の誘導等安全対策
- (4) その他防災上重要な施設の管理者
  - 前記(1)、(2)、(3)に準じた防災対策の実施

11 公共的団体

- (1) 社会福祉法人熊野町社会福祉協議会
  - ア 平常時からの災害ボランティアの登録
  - イ 被災者生活サポートボランティアセンターの設置・運営
- (2) ひろしま農業協同組合
  - 業務に応じた防災上重要な活動及び町の行う防災活動に対する協力
- (3) 熊野町商工会
  - 被災者に対する有益的措置
- (4) 公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部
  - 災害対策本部運営時の協力

第5節 地域防災計画の修正等

1 防災計画の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加えるとともに、修正を必要と認める事由が生じたときは、毎年度開催の防災会議において、速やかに修正を行う。

2 広島県地域防災計画、防災業務計画との関係

この計画は、広島県地域防災計画を基準として共通の計画事項については、広島県の計画に準じて作成し、広島県の計画及び防災業務計画に抵触しない計画とする。

3 他の法律との関係

この計画は、災害に対する諸対策の総合を図るもので、従来の防災行政を一元化するものではない。したがって、水防法、消防法（昭和23年法律第186号）、災害救助法（昭和22年法律第118号）、その他の法令に特別の定めがあるものについては、当該法令などの定めるところにより、その事務を処理するものとする。

4 防災計画の周知徹底

この計画は、町の職員及び町民への周知はもちろん、関係公共機関及び公共的団体、並びに防災上重要な施設の管理者への周知徹底を図る。



## 第2章 災害予防計画



第1節 基本方針

この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における応急措置等の迅速かつ的確な実行を期するため、災害予防責任者（町長、指定行政機関の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 町土の保全に関する事項
- 2 防災施設・設備の新設又は改良に関する事項
- 3 地震被害軽減のための基本的な施策
- 4 防災まちづくりに関する計画
- 5 町民の防災活動の促進に関する事項
- 6 調査、研究に関する事項
- 7 迅速かつ円滑な災害応急対策への備えに関する事項
- 8 円滑な避難体制の確保に関する事項
- 9 危険物等災害予防計画
- 10 災害対策資機材の備蓄等に関する事項
- 11 要配慮者及び避難行動要支援者に関する事項
- 12 広域避難の受入に関する事項

## 第2節 町土の保全に関する計画

## 1 目的

この計画は、災害に強い町土を形成するとともに、建築物等への対策を進めることにより、災害を未然に防ぎ、被害を軽減するなど、事前防災に取り組むことを目的とする。

## 2 現況及び対策

## (1) 治山

## ア 実施責任者

町、県、近畿中国森林管理局

## イ 現況

本町は、保水性の乏しい風化花崗岩からなる脆弱な地質の上、盆地で平地が少ないことから、山麓部に宅地開発が進み、災害の恐れのある、「土砂災害（特別）警戒区域」内に住宅が数多く存在している。

## ウ 対策

山地に起因する災害の「復旧対策と未然防止」を図るため、国が策定した「森林整備保全事業計画」に基づき、山地災害防止対策を計画的に実施する。

平成30年7月豪雨では、山腹の崩壊で上流からの流木が河川内に堆積し、土砂や流水が堆積・氾濫したことから、上流域からの流木の流失を防ぐため、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進するものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。

## (2) 河川

## ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局、ダム管理者

## イ 現況

本町の河川は、二級河川二河川、二級河川熊野川及び二級河川平谷川並びにその支流の普通河川や砂防指定地内普通河川が流れているが、未改修の箇所も多く洪水により、人命や財産に大きな被害を与える恐れがある。

## ウ 対策

洪水による災害の発生防止、河川の適正利用、流水の適正な機能の維持、河川環境の整備と保全を図り、特に未改修河川や治水安全度の低下が予想される河川について重点的かつ計画的な河川整備を図る。

また、水災については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。

## (3) 砂防

## ア 実施責任者

町、県、中国地方整備局

## イ 現況

本町の地質は、花崗岩及び流紋岩が広く分布しているが、花崗岩は、断層や節理等から水が染み込むと深部まで科学的変化が進行し、いわゆる「まさ土」と呼ばれる風化花崗岩となるため、「土石流」や「急傾斜地の崩壊」などの土砂災害が発生しやすく、土砂災害（特別）警戒区域が数多く指定されている。

## ウ 対策

砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業は、県の整備計画に基づき、「土砂災害の危険性が極めて高い箇所」や「土砂災害警戒区域内の重要交通網、指定避難場所及び社会福祉施設等要配慮者利用施設を保全対象に含む危険箇所」等から効率的かつ重点的に整備を進める。

また、土砂災害（特別）警戒区域における警戒避難体制を整備して、土砂災害による被害抑制対策を推進する。

#### (4) ため池

##### ア 実施責任者

町、県、ため池の所有者及び管理者（以下「所有者等」という）

##### イ 現況

本町には、農業用灌漑用水としての小規模なため池が多数点在している。

これらのため池のほとんどは、大正時代以前に造られており、今日の農業関係者の高齢化、水田の荒廃等による維持管理の粗放化により老朽化がさらに進んでいることから、決壊等の恐れのある危険なため池は年々増加している。

##### ウ 防災重点ため池

平成30年7月豪雨を受け、国において、防災重点ため池は、「決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池」とされ、次のとおり具体的な基準が設定された。

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のもの。
- ③ ため池から500m以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m<sup>3</sup>以上のもの。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から県及び町が必要と認めたもの。

##### エ 対策

決壊により人的被害等を及ぼす恐れがある「防災重点ため池」について、迅速な避難行動につながるよう、町及び県はため池マップやハザードマップにより周辺住民等に周知を図り、町及び所有者等は緊急連絡体制を整備する。

所有者等は定期的な日常点検及び草刈りや施設の修繕等の日常管理を行うとともに、ため池の損傷状況等に応じて落水等の必要な対策を行い、災害の発生防止に努める。

所有者等を確認することができない防災重点ため池については、町が点検や低水位管理等を実施することにより、災害の予防に努める。

町及び県は、農業利用するため池は緊急性や影響度を考慮しながら、管理体制を確保したうえで補強工事等を進めるとともに、農業利用しなくなったため池については、廃止工事などを進めるものとする。

#### (5) まちづくり

##### ア 実施責任者

町、県

##### イ 現況

土砂災害特別警戒区域など災害リスクの高い土地の区域指定が進み、災害のおそれのある土地の区域に住宅地が形成されている状況が明らかになっている。

近年の豪雨災害においても、災害リスクの高い土地の区域において、甚大な被害が発生している。

##### ウ 対策

将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進するものとする。

防災まちづくりの推進にあたっては、立地適正化計画において災害リスク（豪雨、洪水、土砂災害等）を十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

特に豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討し、災害の

おそれのある土地には都市的土地利用を誘導しないものとするなど、必要に応じて開発抑制や移転等も促進することで災害に強い土地利用を推進する。

(6) 建築物

ア 実施責任者

町、県

イ 現況

東南海・南海トラフ地震の将来30年間の発生確率が70%とされている中、町内の建築物の耐震化は未だ完了したとは言えない。

また、地球温暖化の影響による、頻発・激甚化する豪雨災害や台風被害に対する住宅の防災対策も十分進んだとは言えない。

ウ 対策

引き続き、建築物の耐震化の推進を図るものとする。

(7) 盛土

ア 実施責任者

町、県

イ 現況

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、課題がある盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の発出を県に要求し、是正措置を行う必要がある。

ウ 対策

当該盛土について、対策が完了するまでの間、避難情報の発令基準等の見直しを検討するとともに、関係機関と情報の共有を図るものとする。

(8) 火災予防

ア 実施責任者

町、広島市安芸消防署

イ 現況

過去と比べると町内の火災自体は減っているが、年間で数件の火災が生じている。

ウ 対策

広島市消防計画の定めるところによる対策のほか、消防力の整備充実を図り、火災の発生に対処してその被害を最小限にとどめる。

この際、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、また、建築物の不燃化の促進や防火教育により多面的な対策を実施する。

また、林野火災に対して予防を主体にした以下の対策を講ずる。

- ・火気取扱注意の標識等を設置し、防火意識を喚起
- ・防火水槽や自然水利利用施設等の整備、
- ・防犯資機材の整備、消火薬剤備蓄
- ・火災が発生しやすい時期を重点とした地域住民や入山者に対する火災予防広報

第2節の2 防災施設・設備の新設又は改良計画

1 目的

この計画は、防災に関する各種の施設・設備について、必要な新設又は改良を要するものの整備及び点検について必要な事項を定め、災害を未然に防止することを目的とする。

2 実施責任者

災害予防責任者

3 実施事項

次に掲げる施設・設備について、点検及び必要な整備を実施する。

- (1) 水害予防に関する施設・設備
- (2) 風害予防に関する施設・設備
- (3) 土石流、地すべり、山崩れ、がけ崩れ等災害の予防、警戒避難体制に関する施設・設備
- (4) 建造物災害の予防に関する施設・設備
- (5) 災害時における緊急輸送に必要な施設・整備
- (6) その他防災に関する施設・設備

4 実施方法

この計画については、計画的かつ総合的に実施する必要があるため、既存の法令による各種の整備計画及びこれに基づくそれぞれの災害予防責任者の所掌事務又は業務計画にしたがって実施するものとし、必要により防災会議が関係機関の総合調整に当たる。

## 第3節 地震被害軽減のための基本的な施策

## 1 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、自助・共助・公助の考えをもとに、町民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

## 2 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

## 3 施策体系

いかなる大規模な地震が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施 策 体 系	
(1) 命を守る対策	
ア	建物倒壊対策
イ	土砂災害対策
ウ	地震火災対策
エ	落下物等対策
(2) 生活と社会機能を維持する対策	
ア	ライフライン施設被害対策
イ	交通施設被害対策
ウ	避難者等への対応
エ	帰宅困難者等への対応
オ	物資等確保対策
カ	医療機能確保対策
キ	災害廃棄物等対策
ク	その他の課題への対応
(3) 防災力の向上対策	

## 4 対策内容

## (1) 命を守る対策

## ア 建物倒壊対策

## (ア) 住宅・建築物等の耐震化

大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

また、県及び関係団体と連携して、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

## (イ) 社会福祉施設の耐震化

社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進する。

## (ウ) 建築物等の老朽化対策

町立学校、町営住宅及び庁舎等について、長寿命化を図るため、今後も継続的な利用を



行う施設の中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

(エ) 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進する。

イ 土砂災害対策

(ア) 土砂災害対策施設の整備

平成30年7月豪雨を踏まえて、国、県事業と連携を図りながら、着実な土砂災害防止施設の整備を推進する。

(イ) 山地災害対策施設の整備

人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施し、警戒避難計画の策定や町民の適切な避難実施に向けた取組を推進する。

(ウ) 宅地耐震化の推進

大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

(エ) 農地・森林等の保全の取組

農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有していることから、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手との連携のもと、農業生産を通じた保全活動や鳥獣害防止対策等を推進する。また、次世代を担う意欲のある農業者へ農地等が継承されるよう、農業基盤の整備や農地や農業用水利施設等の維持保全を推進する。

森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進する。また、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援する。

ウ 地震火災対策

(ア) 消防団の充実・強化

消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等に取り組むとともに、消防署や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

(イ) 自主防災組織の充実・強化

広島県自主防災アドバイザーの活用、防災リーダー養成及び技能向上の取組など、引き続き県と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。

県と町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

(ウ) 住宅密集地での防災機能の確保等

雨水の流出抑制や自然環境の保全の観点から、住宅密集地の公園緑地整備や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

地震・火災などの災害時に、防災避難拠点となる都市公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

大規模地震発生時に住宅密集地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う。

エ 落下物等対策

(ア) 既存建築物等の総合的な安全対策

通学路沿いをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、県と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。

既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下対策及び家具の転倒防止等の取組を県と連携を図りながら推進する。

(イ) 家具等の転倒防止の促進

いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、県や地方行政機関等との連携による普及啓発をはじめ、関係機関・協力団体との一層の連携を図り、防災教育や防災イベント等を通じて、家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定を促進していく。

(2) 生活と社会機能を維持する対策

ア ライフライン施設被害対策

(ア) 上水道施設

水道事業者は、災害時においても断水等の影響を最小限とすることができるよう、水道管の耐震化や水道の供給体制の強化等、危機管理体制の整備に努める。

(イ) 下水道施設の防災・減災対策

下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。災害の想定を常に見直し、豪雨災害状況を踏まえた対処要領の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

(ウ) 通信施設の整備

a ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

被災者の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

b ケーブルの地下化・洞道への収容替え

地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。

(エ) ガス導管の耐震化

災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。

イ 交通施設被害対策

(ア) 災害に強い道路ネットワークの構築

災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路(代替・補完路含む)における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。

緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。

(イ) 交通安全施設等の整備

停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新について要望する。

(ウ) 緊急輸送体制の整備

バス事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。

ウ 避難者等への対応

(ア) 要配慮者に対する支援

要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別計画の策定の取組を促進する。

社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。

高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の指定について促進する。

避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。

災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。

水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、県と連携し継続的な働きかけを実施する。

#### (イ) 心のケアなどの支援体制の整備・強化

災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生活動を行うため、「避難所衛生班」を編成する。また、関係職能団体と協定を締結し、連携を図るとともに、研修会を実施するなど体制の強化を図る。

各避難所の環境・運営改善を進めるため、避難所設備、レイアウト、必要な保管資材・備蓄品等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や環境の整備を行う。

避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。

広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。

被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。

災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、避難所運営支援等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。

#### (ウ) 被災者の住宅確保

住宅を失った被災者の居住場所の早期確保のため、仮設住宅建設に係る整備管理マニュアルの作成や仮設住宅建設候補地台帳を整備するとともに、借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、関連企業等との協定締結・連携強化を図る。

町営住宅、コーポラス熊野への一時入居体制を整備する。

#### (エ) 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等への参加、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進する。

余震による倒壊など人命にかかる二次被害の防止や日常生活への早期復帰を図る観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

#### (オ) 指定避難所の防災機能強化

大規模災害発生時に、指定避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を図り、非常用電源を確保する。

#### (カ) 避難先の確保

公共施設の他、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的に開設・運営を行う「自主避難所」や車両避難を想定した避難先の確保、学校においては体育館だけでなく教室も開放するなど、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用に努める。

#### (キ) 分散避難の啓発

町民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

#### (ク) 特定動物や被災動物への対応

放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や指定避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制を整備する。

ペットの同行避難について、動物愛護団体等と対策を進めていく。

#### エ 帰宅困難者等への対応

##### (ア) 帰宅困難者対策の周知

徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、町民や企業に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

##### (イ) 事業所等との協定

徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水、トイレ、道路情報等の提供を行うよう民間事業者との協定の締結を促進する。

#### オ 物資等確保対策

##### (ア) 非常用物資の備蓄の推進

町備蓄物資や県備蓄物資、民間備蓄との連携等による大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法についてを行う。

##### (イ) 物資調達・供給の連携体制の整備

災害時には、交通機関の途絶により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、関係団体等と締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。

災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行う。

災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送手順等の方策を定めておく。

##### (ウ) 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備

発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関と連携した緊急輸送に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。

#### カ 医療機能確保対策

##### (ア) 医療・介護人材の育成

災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。

##### (イ) 福祉支援ネットワークの構築

関係職能団体の協力を得て、医療職と福祉関係職の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を整備する。

##### (ウ) 感染症対策機能整備

新興感染症の拡大に対応するため、県の実施する研修会等に疫学・感染症に携わるスタッフ等を参加させ、患者への対応ルール設定、軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、患者受入れ体制構築を図る。

##### (エ) 予防接種の促進

災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、定期の予防接種の積極的な働きかけを実施する。

##### (オ) 遺体への適切な対応

多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、県等との連携を推進する。

広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集する。

#### キ 災害廃棄物等対策

## (ア) 災害廃棄物処理計画の策定

国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画に基づき、熊野町災害廃棄物処理計画を策定する。

## (イ) 浄化槽対策

浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と協定締結している災害発生時におけるし尿処理及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力について、必要に応じて協定内容の充実に向けた見直しを検討する。

県や指定検査機関等と連携し、浄化槽台帳の精度向上や整理等を行う。

## ク その他の課題への対応

## (ア) 有害物質流出対策

災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関等と連携して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無について把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。

## (イ) 文化財の保護

災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう耐震化を含む保全に努めるものとする。

## (ウ) 孤立化防止のためのインフラ整備

発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、県と連携し、多重型道路ネットワークの強化に努めるものとする。

陸上輸送が機能しない場合には、臨時ヘリポートの候補地等を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。

## (エ) 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策

農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく、未届出ため池の管理者の捜索を行い、届出手続きを行う。

県の支援により防災重点農業用ため池の危険な状態を早期に把握し、ため池管理者と協議を行い、対応を検討する。

防災重点農業用ため池のハザードマップを作成して、住民に周知をする。

ため池管理者からの改修申請に基づき、補修・改修により、機能維持を図る。

## (オ) 農道の老朽化対策

農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

## (カ) 事業継続の取組の推進

地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、BCP策定を普及啓発していく。

## (キ) 業務継続性の確保

南海トラフ地震を想定し、平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用し、業務継続計画を策定する。

## (ク) 執務環境、実施体制の維持確保

非常用発電の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進する。

ネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう対策を講じることについて検討する。

## (ケ) 治安の維持

災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を実施するよう依頼する。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため、女性警察官の派遣を依頼する。

被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、被災者の負担軽減を図る。

## (3) 防災力の向上対策

## ア 自助・共助の取組強化

町民一人ひとりが災害から命を守るために適切な行動をとることができるようにするため、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを決めておく県の実施する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進と連携し、「自助」「共助」の取組を推進する。

町民、自主防災組織、事業者、行政などの各主体において、防災教室や防災訓練、防災士等の養成や防災教育などが積極的に取り組まれるよう、防災・減災に関する運動を促進する。

小中学校や自主防災組織等を対象に、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツール、過去に発生した災害写真などを活用した防災教育や避難所体験を通じて防災知識の向上を図る。

## イ 災害情報伝達手段の多様化

町民に対し、防災情報メールについて、使用要領や登録方法などを機会に応じて説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などに取り組む。

また、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

## ウ 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

デジタル化した防災情報システム及び県防災情報システムにより、気象情報、河川情報等を的確に把握し、町民に迅速に避難情報等が伝達できる体制を整備する。

地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステムの維持管理に努めるものとする。

大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、役場と県庁、地方機関等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）を適切に活用する。

大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

## エ 災害対処能力の向上

あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう県や関係機関と連携し、必要な体制整備を推進する。

災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

災害時の対処能力の向上を図るため、県が作成するチェックリストを用いて災害対策に係る自己点検を実施し、実効性確保のための訓練を実施する。

## オ 広域応援体制の構築

広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。

町は、必要に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を県に依頼する。

## カ ボランティア体制の構築等

迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を養成する。また、地域組織と社会福祉協議会との連携を進める。

感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会等との連携を進め、感染症対策の徹底に留意した適切な対応が取られるようにする。

## キ 災害に強い都市構造の形成

町土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成22年2月策定）に基づき、町土の有効利用や町土利用の質的向上、持続可能な町土管理の実施などに関する施策を実施する。

地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の周知を進めることなどにより、災害に対する町土の安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る取組を実施する。

ク 平時からの連携体制構築

医療、介護、予防、住まい、生活支援等の関係者が災害時においても、必要な連携が円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。

ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定を図られるよう、各種ライフライン事業者との協力体制の構築に努める。

ケ 建設業の担い手の確保

建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。

5 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するための対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。

## 第4節 防災まちづくりに関する計画

## 1 方針

地震発生時には、建物の倒壊、火災、ライフラインの寸断、交通機関の途絶等による被害の発生が予想される。

このため、町を始め各防災関係機関は、相互の緊密な連携の下に、これらの被害をできるだけ防止し、住民が安心して生活できるよう災害に強いまちづくりに努めるものとする。

この場合、阪神・淡路大震災での住宅密集地における住宅や防災上重要な公共施設などの倒壊・延焼等を踏まえ、個々の施設等について、液状化対策をはじめとする耐震性・防災性の向上を図るとともに、住宅密集地において、災害を防止・緩和するオープンスペースの整備を進め、総合的に防災性の高い都市構造の形成を目指していくものとする。

なお、この防災まちづくりは、既成市街地及び既存施設等を対象とするものや新たに取り組むべきものがあり、長期的視点に立って、個々の施設整備に連携を持たせながら、緊急性、重要性、地域性等にも配慮し、計画的に行うものとする。

また、この防災まちづくりを行うために、県が策定した地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）において掲載した事業については、地域防災上緊急に実施するものとする。

## 2 防災上重要な公共施設の整備

## (1) 防災上重要な建築物の整備

## ア 防災拠点となる公共施設の整備及び耐震化

町は、庁舎、学校、公民館等、地震発生時において情報伝達、避難誘導及び救助等の防災業務の中心となる防災拠点として利用する公共施設の耐震化及び耐震診断の実施状況や実施結果を基にした耐震性に係るリストの作成などに努めるものとする。

町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとするとともに、指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

また、公共施設を整備する場合には、地震発生時における情報伝達、避難誘導及び救助等のために活用できる施設・設備の整備に努めるとともに、非常用のエネルギーを確保するため、太陽光発電等の導入に努めるものとする。

## イ 町及び民間の防災上重要な建築物の耐震性の向上

町及び各施設の管理者は、各々の施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるものとする。

## (2) 緊急輸送道路等の整備

ア 緊急輸送道路から避難所等を結ぶ主要な町道の橋梁を重点的に点検し、耐震性の向上が必要であれば、順次補修、補強、架替等を行う。

## イ 緊急輸送道路ネットワーク等の整備

災害時に緊急車両の円滑な通行を確保するため、幹線道路の整備を進める。

## ウ 沿道建築物の耐震化対策の推進

町及び県は、広島県耐震改修促進計画（第3期計画）、熊野町耐震改修促進計画に基づき、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

町は耐震改修促進計画により、沿道建築物について耐震診断を義務付けるべき緊急輸送道路を必要に応じて追加する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

## (3) 河川の整備

地震により、河岸の崩壊による二次災害を防止するため、町管理河川の河岸について必要に応じて耐震性の調査及び、耐震性向上対策を実施する。



## 3 住宅、建築物等の安全性の確保

## (1) 一般建築物の耐震性の向上

広島県耐震促進計画（第3期計画）により、耐震化による被害軽減効果が高いと考えられる大規模建築物、住宅及び不特定多数が利用するもの、公共性が高いもの、避難施設として利用するもの、建築時期が古く耐震上問題があると想定されるもの等から重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

また、耐震工法・耐震補強等の重要性を周知する。

## (2) 居住空間内外における安全確保

## ア 家具固定の推進

地震発生時の室内の安全確保のため、移動・転倒の恐れがある家具類の固定を促進する。

## イ 落下防止対策

建築物等の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策について周知徹底する。

## (3) 文化財及び文化施設各建築物の耐震性の向上

町は、町内に所在する国・県・町指定等の文化財及び建築物について、各施設の管理者に対し、各施設の耐震性の向上を図り、倒壊防止に努めるよう指導するものとする。

## (4) 宅地の安全性の確保

造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、宅地造成等規制法に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。また、液状化ハザードマップの作成・公表を促進する。

## (5) 町営住宅の耐震化の推進

既設町営住宅について、昭和56年の建築基準法改正以前の耐震基準で建設された住宅の耐震診断を行い、耐震化を図る。

## (6) 土砂災害の防止対策の推進

崖くずれ、地すべり、土石流等のおそれがある土砂災害警戒区域について、地震による土砂災害の拡大を防止するため、避難場所、避難路、医療機関等、防災上重要な施設を保全する急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業等を推進するとともに、住民に対しては土砂災害警戒区域等についての情報提供を行う。

また、町は、土砂災害に関する情報の伝達方法及び避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上での必要な事項を住民に周知するための措置を講ずるものとする。

## 4 ライフラインの整備

## (1) 上水道

水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害による被害を最小限とするため、施設の安全性の維持や緊急時における給水確保、応援体制の強化に努めるものとする。

## (2) 下水道

## ア 耐震性の向上

既設の下水道施設については、耐震性能調査を行い、必要に応じて補強、更新、改築工事を推進する。また、新設施設については、最新の耐震基準に基づき、より耐震性の高い施設の整備を進める。

## イ 災害復旧の迅速化

災害時の通信手段を確保するために、下水道施設管理情報のネットワーク化を進めることにより応急復旧対策の迅速化を図る。

## (3) 電力

## ア 耐震性の向上

変電設備については、その地域で想定される地震動等を勘案させるほか、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づく設計とする。送電設備、配電設備の架空電線路につい

ては、氷雪、風圧及び不平均張力による設計を依頼する。

イ 災害復旧の迅速化

電力設備の広範囲、長時間にわたる停電を避けることを基本にして、配電線のループ化、開閉器の遠方制御化により、信頼性の向上と復旧の迅速化を図らせる。

(4) ガス

ガス設備全般について、耐震性が確保できるよう整備を進める。

特にガス導管については、ガス用ポリエチレン管の普及により、耐震性の強化を図る。

既存の設備については、耐震性評価に基づき、必要に応じて、補強、更新を行うとともに、地震発生時の緊急対策として、地震計や緊急遮断弁の整備を行い、また地震発生後の効率的な復旧対策のためにガス管のブロック形成を行わせる。

(5) 通信

ア 電気通信設備等の高信頼化

(ア) 豪雨、洪水等に備えて、耐水構造化を行う。

(イ) 暴風に備えて、耐風構造化を行う。

(ウ) 地震又は火災に備えて、耐震・耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

(ア) 主要な伝送路の多ルート構成、若しくはループ構造とする。

(イ) 主要な中継交換機を分散設置する。

(ウ) 通信ケーブルの地中化を推進する。

(エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電線を設置する。

(オ) 災害時優先電話について、加入者と協議し、2ルート化を推進する。

(カ) 移動体通信設備の高信頼化

5 防災性の高い都市構造の形成

町は、町域の災害危険度を把握した上で、防災関係機関や住民の理解と協力を得て、防災まちづくり計画を策定し、地域防災計画に位置づけるとともに、都市計画のマスタープランにその内容を反映させるように努めるものとする。

また、将来にわたって災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいくため、長期的な視点を持ちながら、災害リスクの低い地域へ居住を誘導する取組を推進する。

(1) 防災上重要な公共施設等の整備

ア 防災性を高めた住宅宅地開発の推進

防災公園等地域の防災性の向上を図る施設の整備と一体となった住宅宅地開発事業、市街化区域内農地の計画的市街化を推進する。

イ 防災公園の整備

町は県と連携して、地域防災計画に位置づけられた避難場所となる都市公園の整備を促進するとともに、これらの公園に、備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の災害応急対策施設の整備を推進し、防災機能の充実を図る。

ウ 避難路ネットワークの整備

住民の円滑な避難を確保するため、指定された避難場所への避難路ネットワークを計画的に整備する。

エ 防災活動拠点の整備

ヘリポートや救援物資の集配所等応急時に活用できる防災活動の拠点として、学校敷地等のオープンスペースの利用について検討する。

(2) 不燃化の促進

ア 防火地域、準防火地域の指定

土地利用度や建築密度が高い地域を防火地域又は準防火地域への指定を検討し、耐火建築物等建築基準法（昭和25年法律第201号）で規定する防火措置を講じた建築物の建築を促進する。

イ 延焼遮断帯の形成

火災の延焼拡大を抑制するため道路や緑地の整備を推進し、河川・耐火建築物などとの組み合わせにより延焼遮断帯の形成を図る。

ウ 建築物の防火の促進

新築、増改築等の建築物について、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）に基づき防火対策の指導に努めるとともに、既存建築物等についても、防火避難施設の改善指導に努めるものとする。

(3) 住宅密集地における防災性の向上

住宅密集地における防災性の向上を図るとともに土地の高度利用や都市機能の更新を図るため、公共施設の整備改善及び宅地利用増進を目的とした土地区画整理事業を推進し、健全な市街地の創造と防災機能の充実を図る。

6 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進

県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、同計画に基づく事業を推進する。

## 第5節 町民の防災活動の促進に関する計画

## 1 方針

町民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の推進に努めるものとする。これらに当たっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。なお、防災ボランティアについては町、県、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。

また、平成30年7月豪雨による災害の体験と教訓を風化させることなく、後世に継承するため、熊野町防災の日を定める条例（平成30年熊野町条例第32号）により、7月6日を「熊野町防災の日」と定め、7月6日を含む一週間を「熊野町防災週間」として、防災意識の普及啓発を図り、町民一人ひとりが防災意識を高め、自助、共助及び公助の精神による様々な災害への備えを充実強化する。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

## 2 防災教育

## (1) 目的

各種の災害についての必要な知識を、災害予防責任者及び防災業務従事者のみならず、町民等に周知徹底し、災害の未然防止と、災害時における迅速かつ的確な措置を行うことにより、被害を最小限度に防止することを目的とする。

また、地震災害について、広島県地震被害想定については、「正しく恐れて備えることが大切であること」の認識と防災・減災対策による被害軽減効果などの知識の普及と啓発を、災害予防責任者及び防災業務に従事する者のみならず、町民等に徹底することにより、地震災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

## (2) 実施責任者

災害予防責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者をいう。以下同じ。）

## (3) 実施内容

## ア 防災思想の普及、徹底

町民は、自らの身の安全は自らが守るという自覚を持ち、平常時から食料、飲料水等の備蓄等を含めた、災害に対する備えを心がけるとともに、豪雨、土砂災害、地震など過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、早期避難など災害時には自らの身の安全を守るような行動をすることができ、自主防災活動への参加など地域ぐるみでの安全確保に努めるよう防災思想の普及を図ることが重要である。また、自身の安全が確保できる状況であれば災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、要配慮者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、公共機関等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。このため、防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、教育機関や民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会の開催、町民同士による対話の場等により、防災教育を実施する。

## イ 町民等に対する防災意識の普及・啓発

町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、防災週間や防災とボランティア週間等を通じて、専門家の知見も活用しながら、災害についての正しい知識の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設や定期的な防災訓練を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

町は、学校における消防団員等が参画した災害対応から派生する体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(ア) 災害全般に関する普及啓発内容

- a 暴風、豪雨、洪水及び地震等の異常な自然現象に対する防災知識
- b 各種の産業災害に対する自主的な安全管理に関する知識
- c 火薬、危険物等の保安に関する知識
- d 電気、ガス施設の安全確保に関する知識
- e 建築物に対する防災知識
- f 土砂災害等災害危険箇所に関する防災知識
- g 文化財、公共施設等に関する防災知識
- h 災害により交通の途絶しやすい地域に関する防災知識
- i 適切な避難行動の実践に必要な知識
- j 基本的な防災用資機材の操作方法
- k 性暴力・DVなどの「暴力は許されない」意識
- l 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- m その他防災知識の普及啓発に必要な事項

(イ) 実施方法

- a ホームページ、フェイスブック、LINE、パンフレット、リーフレット、ポスターによる普及啓発
- b 広報紙、インターネット、その他広報媒体による普及啓発
- c 広報車、防災行政無線放送による普及啓発
- d ビデオ、スライド等による普及啓発
- e 防災に関する講習会、展示会等の開催による普及啓発
- f 学校教育等を通じての児童生徒等に対する周知徹底
- g 社会教育及び地区集会等各種会合等を通じての普及啓発
- h 女性防火クラブ等への指導
- i 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練に対する指導
- j その他時宜に即した方法による普及啓発

(ウ) 地震災害に関する普及啓発内容

- a 想定される地震被害と防災・減災対策による被害軽減効果
  - b 地震に対する住民への周知
  - c 様々な条件下で地震発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など
- <大地震のときの心得>

- (a) 家の中にいるときに大きな揺れを感じたら、まず丈夫なテーブルや机の下に隠れて身の安全を確保し、あわてて外へ飛び出さないこと。
- (b) 火の始末はやけどをしないように落ち着いて行うこと。
- (c) テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ）により、气象台等が発表する地震に関する情報を入手すること。
- (d) 野外で大きな揺れを感じたら、看板の落下、ビルの窓から割れたガラスの落下、ブロック塀や自動販売機などの倒壊に注意すること。
- (e) 切り立ったがけのそばや地盤の軟弱な傾斜地などで大きな揺れを感じたら、山崩れ、がけ崩れのおそれがあるので注意すること。
- (f) 車での避難は、渋滞に見舞われ防災活動や避難の妨げとなる恐れがあるので、持ち物は最小限にして徒歩で避難すること。
- (g) 避難時には、自宅のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めること。
- (h) 地震のあと、余震がしばらく続く場合があるので注意すること。また、災害時には、未確認の情報が風評となり、混乱を招く場合があるので、正しい情報を入手して行動するようにすること。
- (i) 地震は突然襲ってくるため、常日頃から避難方法・避難場所や医療機関などを確認

しておくこと。また、携帯ラジオ、懐中電灯などの防災用品、3日分程度、可能な限り1週間程度の食料・飲料水・生活必需品を普段から備蓄し、点検しておくこと。

(j) 車内で揺れを感じたら、左側に寄せ停車。道路が寸断され徒歩移動する場合、カギを付けたままにする。

(k) 未確認の情報を善意であっても拡散しない(真偽を確かめてからシェアする)。

- d 地震に対する一般知識
- e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
- f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- g 飼い主による「自助」を基本とする家庭動物への所有明示や同行避難、避難所等での適正な飼養のための準備等(動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等)の家庭での予防・安全対策
- h 災害情報の正確な入手方法
- i 災害時の家庭内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k 救助・救護に関する事項
- l 自動車運転時の心得
- m 安否情報の確認に関する事項
- n 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- o 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直避難の考え方
- p 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- q 高齢者、障害者などへの配慮
- r 避難行動要支援者に対する避難支援
- s 各防災関係機関が行う地震災害対策
- t その他必要な事項

(エ) 啓発方法

- a ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布
- b テレビ、ラジオ、防災行政無線の活用
- c 新聞、広報紙、インターネット、その他広報媒体の活用
- d 映画、スライド等の活用
- e 防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催
- f その他の方法

ウ 地震教育、啓発

(ア) 職員に対する教育

町、県及び防災関係機関は、職場内における防災体制を確立するため、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、次の内容を含んだ地震教育の周知徹底を図る。

- a 地震に関する一般的な知識
- b 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- c 職員等が果たすべき役割
- d 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- e 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(イ) 児童生徒等に対する教育

町及び県は、児童生徒等に対して、学校教育等を通じて、地震に関する知識や避難の方法等についての周知徹底を図る。

(ウ) 自動車運転者に対する啓発

町、県及び県警察は、運転免許更新時の講習や各種広報紙等により、地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項について周知徹底を図る。

(エ) その他の防災関係機関による普及啓発

水道、電力、ガス、通信、道路等に関わる防災関係機関は、それぞれの業務に関する地震災害対策や利用者等が実施すべき事項等について、利用者等へ普及啓発活動を行う。

(オ) その他の災害予防責任者による普及啓発

その他の災害予防責任者においても、地震災害に対する普及啓発活動を実施する。

### 3 防災訓練

#### (1) 目的

各種の災害について必要な防災訓練を実施し、災害時における防災業務が迅速、的確かつ実効性のあるものとするを目的とする。また、実施計画どおりに実行することを目的とせず、ボトルネックを明らかにし改善につなげることを目的とする。

災害想定については、風水害、産業災害、林野火災、地震等とし、概ね次の事項について訓練を実施する。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

#### (2) 実施責任者

災害予防責任者

#### (3) 実施事項

##### ア 防災訓練の実施

(ア) 町は、国、県、防災関係機関、自主防災組織及び住民等の協力により、総合的、広域的かつ実践的な防災訓練を行う。

訓練の内容は、災害対策本部の設置・運営、災害広報、避難誘導、消火活動、交通規制、救護活動、非常無線通信、消防広域応援、自衛隊派遣要請の要求・派遣調整、行方不明者の捜索活動、食料供給・給水活動、緊急道路の確保、緊急物資の輸送、通信施設・電力施設・ガス施設・水道施設の応急復旧、緊急地震速報の利活用等とする。

また、訓練の実施目的ごとに、図上訓練、実動訓練及び両者を組み合わせた訓練の企画・運営を検討する。

(イ) 各防災関係機関は、それぞれの防災業務計画に基づき、防災訓練を行う。

(ウ) 災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映させるものとする。

##### イ 地震に備えた訓練

##### (ア) 職員の動員訓練

町、県及び防災関係機関は、地震災害発生時における初動体制の確保等応急対策の万全を期するため、職員の動員訓練を適宜実施する。

##### (イ) 通信運用訓練

町、県及び防災関係機関は、地震災害時における通信の円滑な運用を確保し、各種地震情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策の指令等を迅速かつ適切に行えるよう、通信運用訓練を適宜実施する。

##### ウ 防災訓練に対する協力等

(ア) 町及び県は、防災関係機関等が実施する防災訓練について、必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

(イ) 各防災関係機関は、町や県が実施する防災訓練に積極的に協力する。

#### (4) 実施方法

それぞれの災害予防責任者において自主的に計画を樹立して、最も効果のある時期、場所、参加団体等を決定して実施する。

防災会議は、自ら次の総合訓練を主催するとともに、必要により災害予防責任者が実施する防災訓練の調整を行う。

ア 大規模災害発生時における防災関係機関、町民、事業所及び行政相互の連絡協力体制の確立と地域住民の防災意識の高揚を図るための総合防災訓練。

イ 大規模災害発生時における災害対策本部及び防災関係機関との連絡強化を図るための図上訓練。

なお、災害予防責任者は、訓練実施結果について評価・検討を行い防災体制の改善に反映

させるものとする。

#### 4 消防団への入団促進

##### (1) 目的

消防団員数を確保するための取組みとして、地域の実態に即した団員確保方を検討し、住民の更に幅広い層から消防団の入団促進を図ることを目的とする。

##### (2) 実施責任者

町

##### (3) 実施内容

町は、消防団員数の確保とともに消防団の充実強化と活性化を図るため、次に掲げる取組みを積極的に推進する。

ア 地方公共団体職員及び公共的団体職員の入団促進

イ 大学生等の若年層及びOB消防職団員等の入団促進

ウ 消防団員の活動環境の整備

エ 消防団と事業所の協力体制の推進

#### 5 地区防災計画の策定等

(1) 町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

(2) 防災会議は、防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

#### 6 自主防災組織の育成、指導

##### (1) 目的

災害時における被害の防止又は軽減を図るため、隣保協同の精神に基づき、地域住民又は施設の関係者等による自主的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）の組織化を支援するとともに、その育成、指導を推進することを目的とする。

##### (2) 実施責任者

ア 町

基本法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成、指導に努めるものとする。

イ その他の災害予防責任者

町が行う自主防災組織の育成、指導に協力する。

##### (3) 実施内容

各実施責任者は、具体的な実施計画を作成し、次の実施事項を積極的に推進する。その際、男女共同参画の促進に努めるものとする。

ア 自主防災組織の組織化への意識の高揚、活動

イ 自主防災組織の規約、活動計画等の作成指導

ウ リーダー養成のための講習会等の開催

エ 災害情報伝達訓練、避難訓練等の防災訓練の実施指導

オ その他自主防災組織の育成、指導に必要な事項

##### (4) 自主防災組織の編成

ア 自主防災組織は、既存のコミュニティである自治会や団地等を活用する。

イ 昼夜間及び休日・平日等においても支障がないよう組織を編成する。

##### (5) 自主防災組織の活動

自主防災組織の構成員は、活動計画等に基づき、平常時及び災害時において効果的に防災



活動を行うよう努めるものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集及び伝達体制の確立

(イ) 防災知識の普及

(ウ) 防災訓練の実施

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災資機材等の備蓄、整備

イ 災害時の活動

(ア) 被害状況等情報の収集及び伝達

(イ) 出火防止、初期消火

(ウ) 避難誘導活動

(エ) 避難行動要支援者の避難支援

(オ) 救出救護活動

(カ) 給食給水や救援物資の配給への協力

## 7 ボランティア活動の環境整備

### (1) 目的

ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時からボランティアの組織化を行い、ボランティア活動の環境整備に努めることを目的とする。

### (2) 実施責任者

町、熊野町社会福祉協議会、県

### (3) 実施内容

ア 町は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

イ 町は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、熊野町社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

ウ 町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、熊野町社会福祉協議会・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

エ 町は、熊野町社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

オ 熊野町社会福祉協議会は、災害時に個人参加のボランティアの活動を調整し、効果的な活動が行えるよう、ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

カ 広島県社会福祉協議会及び熊野町社会福祉協議会は、ボランティア団体の活動支援やリーダーの育成に努め、県及び町は、それを支援する。

キ 災害時におけるボランティア活動を効果的に支援するため、町は熊野町社会福祉協議会と協力し、平常時から緊密な連携を図り、ボランティアが速やかに活動できる体制づくりに努めるものとする。

## 8 企業防災の促進

## (1) 目的

企業の防災意識の高揚を図り、災害時における企業の防災活動の推進を図ることを目的とする。

## (2) 実施責任者

町、県、企業、商工会

## (3) 実施内容

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品等を提供する事業者や医療機関など、災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、町や県等との協定の締結や防災訓練の実施等に努めるものとする。

このため、町、県及び民間団体は、こうした取組みに資するため情報提供等を進めるとともに、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動の実施や、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行うよう努めるものとする。

町、商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

町及び県は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

## 9 県民総ぐるみ運動の推進

## (1) 目的

町民、自主防災組織等、事業者、行政が一体となって「広島県『みんなで減災』県民総ぐるみ運動」に参加することにより、町民及び自主防災組織等が災害から命を守るために適切な行動をとることができるよう、減災の推進を図ることを目的とする。

## (2) 内容

町民、自主防災組織等、事業者、県及び町が相互に連携し、一体的に運動を推進するものとする。

## ア 災害から命を守るための行動目標

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難経路などを知ること。

(イ) 災害発生の危険性をいち早く察知すること。

(ウ) 自ら判断して適切な行動を取ること。

## イ 普段から災害に備えるための行動目標

(ア) 防災教室や防災訓練などで災害から命を守る方法を学ぶこと。

(イ) 非常持出品を準備するなど災害へ備えること。

## 第6節 調査・研究に関する計画

## 1 目的

この計画は、各種災害の被害を最小限にとどめるため、各種の災害について常時必要な調査研究を行い、災害の未然防止に努めるほか、町内の危険地域（箇所）を調査して実態を把握し、災害時における応急対策並びに復旧対策等に万全を期することを目的とする。

## 2 実施責任者

災害予防責任者

## 3 実施事項

- (1) 防災施設の新設又は改良に関する調査研究
- (2) 災害危険箇所の現況把握と防災措置に関する調査研究
- (3) 災害の原因及び災害に対する措置等についての科学的、技術的な調査研究
- (4) 調査研究の結果の公表

## 4 実施方法

それぞれの災害予防責任者において決定するものとし、必要により防災会議が関係機関との調整に当たる。

## 5 地震被害想定調査及び災害危険度判定調査

- (1) 町は、県が実施する地震被害想定調査結果等を踏まえ、大規模な災害を想定した町内の地震に対する災害危険度判定調査を実施するよう努める。また、この調査結果は、防災まちづくり計画の基礎資料とするとともに、これを住民に公表し、防災意識の高揚を図ることとする。
- (2) これらの調査は、想定地震の揺れの違いや地盤の特性、地震発生時刻の違いによる火災発生確率の変化等種々の被害要因を反映するとともに、居住区域の変化や、技術革新の進展に即応するよう、必要に応じ、見直しを行うこととする。

## 第7節 迅速かつ円滑な災害応急対策等への備えに関する計画

## 1 方針

防災関係機関は、災害が発生した場合に、迅速・的確かつ円滑に災害応急対策を実施するための備えを行う。

## 2 災害発生直前の応急対策への備え

## (1) 配備動員体制の整備関係

## ア 町の配備動員体制

町の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制とし、その移行時期、職員の参集基準等については、別に定める。

町長は、あらかじめ災害発生時における職員の果たすべき役割を明確にし、初動体制を確立するものとする。また、各課（局）及び班が措置すべき要領をあらかじめ定め、職員に対して周知するとともに、訓練・研修を通じて職員の資質向上に努めるものとする。

## イ 防災関係機関の配備動員体制

防災関係機関は、それぞれの機関等の防災業務計画等において配備動員体制を定めておくものとする。

## ウ 業務継続性の確保

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行うものとする。特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎、電気・水・食料等の確保方策、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保方策、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務について定めておくものとする。

## (2) 気象警報等の伝達関係

## ア 情報ネットワーク等の整備

防災関係機関は、インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

## イ 防災行政無線等による情報伝達

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節において同じ。）による伝達やインターネット等の情報ネットワークを活用し、多様な手段でより細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

避難所との情報連絡についても同様とする。

## ウ 伝達手段の多重化、多様化

町は、住民等に対して気象警報や避難指示等が確実に伝わるよう、防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急情報メールを含む。）、インターネット、SNS等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るとともに、運用についての訓練やマニュアルの整備を行うものとする。また、これらの複数メディアに対し、ワンオペレーションシステムによる情報伝達手段を確保し、避難情報等の伝達漏れがないようシステムを構築するよう努めるものとする。

## (3) 緊急地震速報等の伝達関係

町及び県は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めるものとする。

町は、町民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節において同じ。）をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、町民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(4) 住民等の避難誘導関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

(5) 行動計画（タイムライン）の作成・運用関係

町及び町内の防災関係機関・団体は、他の関係機関等と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

3 災害発生直後の応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・伝達関係

町は、災害発生時における被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備に努めるとともに、訓練・研修を通じた職員の資質向上に努めるものとする。

特に、災害時においては、状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。

このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練、研修等を通じて、構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。

また、町は、放送事業者等に対し、必要に応じて被害情報等の広報の実施を要請する体制を構築するものとする。

(2) 情報の分析整理

町及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、町は、県等が発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、県と連携して、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。

(3) 通信機能の整備関係

ア 防災関係機関は、応急対策の実施等に関する緊急かつ特別の必要に備えて、あらかじめNTT 西日本に災害時優先電話の申込み及び変更手続きを行う。

また、緊急地震速報受信設備を整備し、職員をはじめ各施設等の利用者等へ緊急地震速報を伝達できる体制を構築するよう努めるものとする。

イ 町は、災害情報等の迅速な収集・伝達、緊急地震速報等の情報を住民へ速やかに伝達するため、緊急地震速報受信設備や防災行政無線等のシステム等の保有する機器の整備・充実に努めるものとする。

ウ 町は、有・無線系、地上系・衛星系による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

エ 町は、地震被害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星携帯電話等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。

オ 防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

この場合において、既存ネットワークのデジタル化や大容量通信ネットワークの整備を推進する。

カ 通信施設については、防災関係機関は、非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実に努めるとともに、平

常時においてもこれらの点検整備を行う。非常用電源の整備に当たっては、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、浸水する危険性が低い場所へ設置するとともに、保守点検を行い、操作の習熟の徹底を図る。

- キ 通信機能を保有する機関は、災害時等いつでも迅速・的確に通信運用が行われるよう定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。
- ク 防災関係機関は、水防、消防及び救助に関する通信施設の整備に努めるものとする。

#### 4 災害派遣、広域的な応援体制への備え

##### (1) 自衛隊災害派遣関係

ア 町は、災害の発生に備え、平常時から、自衛隊災害派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置を行う。

イ 町は、平素から、自衛隊災害派遣部隊の宿営地を選定しておく。

ウ 町は、平素から、ヘリポートを選定しておく。

なお、ヘリポートを選定する際は、自衛隊と調整するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所との競合を可能な限り避ける。

##### (2) 相互応援協力関係

ア 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に係る防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に国や他の地方自治体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材の集積・輸送体制等について実効性の確保に努め、必要な準備を整えるものとする。

町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。

特に、町役場内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、要領を習得し、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### 5 救助・救急、医療、消火活動への備え

##### (1) 医療、救護活動関係

###### ア 連携体制

町は、災害の発生に備え、平常時から災害医療関係機関等の防災関係機関との連携体制を確保するとともに、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備や負傷者の発生に対応するための医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

###### イ 通信手段の確保

町は、災害時に医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

##### (2) 消防活動体制の整備関係

ア 町及び広島市消防局（以下「町等」という。）は、地震等発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民及び事業所等に周知しておく。

###### (ア) 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命・財産を守るため、出火防止及び初期消

火に努めるものとする。

(イ) 火災の拡大防止

地震等により火災が発生した時は、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大の防止に努めるものとする。特に危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努める。

イ 町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

(ア) 地震等発生直後の消防団員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震等発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 地震等発生直後の火災を早期に見るとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 地震等発生時には、水道管の破損や停電等による長期間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

(オ) 応急措置の実施に必要な救急救助用資機材及び消防団が装備する小型可搬ポンプ積載車等の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(3) 危険物等災害応急対策関係

災害の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関はこれらに対して、必要な指導を行うものとする。

6 緊急輸送活動への備え

町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに、救援物資輸送拠点を選定するものとする。

道路管理者は、「緊急輸送道路」を選定し、災害直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に確保するため、緊急輸送道路の道路改良、橋梁耐震補強、法面对策等を計画的に推進する。

町及び県は、広島県耐震改修促進計画（第2期計画）により、沿道建築物の耐震診断を義務付ける緊急輸送道路を指定する等、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化対策を推進する。

7 避難の受入れ・情報提供活動への備え

(1) 避難対策のための整備関係

本計画第2章第7節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。

(2) 住宅対策関係

町は、応急仮設住宅の建設場所のために、あらかじめ公有地を把握するよう努めるとともに、被災者用住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備を図るものとする。

なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

また、町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

発災時に被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定が円滑かつ適正に実施できるよう、判定士等の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援の体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合に備えて、町は、町民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性の周知を図る。

また、町は必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努めるものとする。

(4) 孤立集落対策関係

災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、町は、孤立可能性のある集落を把握し、次の対策の推進に努めるものとする。

- ア 指定避難所、集落、世帯での水、食糧、日用品等の備蓄
- イ 防災行政無線や衛星携帯電話など情報通信手段の整備
- ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立
- エ 避難計画の整備や避難訓練の実施

(5) 感染症等の自宅療養者対策等

町は、県及び保健所設置市町の保健所との連携の下、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難手段等の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

8 救援物資の調達・供給活動への備え

町は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、男女のニーズの違いや、要配慮者等のニーズに配慮する。

(1) 食料供給関係

ア 町は、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

イ 町は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(2) 給水関係

町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、災害時に備えて、次のとおり水道供給の安定性向上に努めるものとする。なお、医療機関等の優先的に給水が必要な施設の状況を考慮する。

ア 水道施設の耐震性向上

(ア) 浄水場、ポンプ所、基幹管路等基幹施設の耐震化

(イ) 老朽管路の更新等

イ 緊急時の給水確保

(ア) 配水池の増強（呉地第二水源整備）

(イ) バックアップ機能の強化（熊野浄水場の機能点検）

(ウ) 応急給水拠点の整備

(エ) 遊休井戸等緊急時用水源の確保・管理等

ウ 迅速な緊急対応体制の確立

(ア) 他市町等からの受援も想定した応急給水及び応急復旧の手順や方法等を明確にした計画の策定

(イ) 訓練の実施

(ウ) 広域的な相互応援体制等

(3) 生活必需品等供給関係

町は、被災者に対し、衣服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、区域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努めるものとする。

(4) 救援物資の調達・配送関係

町は、国が構築する物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や



物資拠点の登録に努めるものとし、大規模な災害発生のおそれがある場合は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

#### 9 燃料確保の備え

町は、災害応急対策を円滑に実施するために必要となる緊急車両及び防災拠点施設の燃料の確保について、県を通じて緊急車両への優先給油及び防災拠点施設への燃料配送について調整するとともに、事業者と「災害時における燃料等の供給に関する協定」等を締結しておくものとする。

#### 10 電源の確保

町は、町施設、特に災害応急対策に係る施設の非常用電源確保に務め平素より点検・整備を行なうとともに、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の非常用電源の設置状況、燃料備蓄量、燃料確保先等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

大規模停電発生にあたっては、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、県及び電気事業者等と調整を行い、電源確保に努めるものとする。

#### 11 災害応急対策の実施に備えた建設業団体等との協定の締結

町は、速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

#### 12 空家状況の把握

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

#### 13 男女共同参画の視点からの対応

平常時から研修等の啓発や情報提供のあり方の検討等を行うとともに、災害時においては、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営、物資補給、相談支援等が迅速に行われる体制整備に努めるものとする。

#### 14 文教関係

##### (1) 避難計画の作成

町教育委員会は、あらかじめ町長と協議の上、必要に応じて外部の専門家や保護者等の協力を求め、地域の状況を十分考慮して、避難場所、経路を選定し、避難計画を作成する。避難計画においては、学校内・外における避難場所、避難経路、避難責任者、指示伝達方法、保護者への児童生徒等の引渡し方法等を定める。

##### (2) 応急教育計画の作成

町教育委員会は、あらかじめ応急教育の実施場所、実施方法等必要な事項について、地域の状況を十分に考慮した応急教育計画を作成し、災害時においても教育活動に支障をきたさないよう配慮する。

##### (3) 園児・児童・生徒に対する防災教育

ア 町は、私立幼稚園及び保育園に対し、地域の状況を考慮した防災教育を行うよう指導又は要請する。

イ 町教育委員会は、住んでいる地域の特徴や過去の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。また、児童生徒が危険予測・危険回避能力を身につけることができるよう、計画的に、教科、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等、教育活動全体を通じて、災害の基礎的な知識及び災害発生時の対策（各学校の防災計画）などの指導を行うとともに、平

素から登下校中の避難行動及び避難場所について、指導する。

(4) 学校施設の耐震化

町内の小中学校については、全ての校舎及び体育館において主要構造部材の耐震化、ブロック塀等の学校施設の安全性の確保を完了している。引き続き、非構造部材の耐震化に向けて取組みを進める。

(5) 文化財の保護

町は、文化財保護のための施設・設備については、その所有者等に対して、施設等の耐震化の促進に向けて支援する。

(6) 地域の避難所となる場合の対策

ア 町は、被災者の避難所として使用される場合の受け入れ場所・受け入れ人員等の利用計画を作成する。

イ 町は、飲料水及び非常用食料の備蓄に努めるとともに、簡易トイレ、テント等の配備計画を作成する。

(7) 教職員に対する研修

町教育委員会は、児童・生徒に対する防災教育・応急教育、学校が避難所となる場合の対策等について、教職員の研修を行う。

(8) 社会教育を通じての啓発

町教育委員会は、PTA、青少年団体、女性団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて、防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を災害から守るため、平素から文化財保護団体の活動等を通じて、文化財に対する防災知識の普及を図る。

15 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付にあたる被害調査チームを、税務住民課固定資産税グループを中心に結成する。また、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

## 第7節の2 円滑な避難体制の確保等に関する計画

## 1 方針

防災関係機関は、災害等が発生した場合に、住民の迅速かつ円滑な避難体制を確保するよう、必要な防災対策を推進する。

また、防災関係機関は、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

## 2 洪水浸水想定区域

洪水浸水想定区域：二河川・熊野川流域

## (1) 洪水予報等の伝達方法

町は、避難指示等判断伝達マニュアルに基づき警戒レベルを用いて、避難情報を発令する。

警戒レベル	避難情報	住民が取るべき行動
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況。命の危険直ちに安全確保
警戒レベル4	避難指示	危険な場所（浸水想定区域）から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所（浸水想定区域）から高齢者等は避難

## (2) 避難場所及び避難経路

町が指定する指定緊急避難場所（資料編参照）。また、自治会、自主防災組織と連携し、一時避難場所として、地域の老人集会所、コミュニティセンター及び地域の集会所等の開設を要請する。なお、既に事態が切迫している場合には、建物の2階などに避難し、救助を要請する。

また、避難経路については、河川や護岸の状況によっても異なるが、できるだけ河川から離れた安全な道路により避難すること。

## (3) 避難訓練

町は、自治会及び自主防災組織等と協力し、二河川・熊野川が氾濫したとの想定による避難訓練および避難経路の確認を行う。

## (4) その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難判断水位に達した場合は、避難指示等判断・伝達マニュアルに基づき自治会及び自主防災組織に対し通知するとともに、防災行政無線等により、周知する。

## (5) 要配慮者が利用する施設の名称及び所在地

事業所名	所在地	サービス種別	定員
隣ご縁熊野	川角三丁目1番46号	有料老人ホーム	39人
		短期入所生活介護	9人

## (6) 当該施設への洪水予報等の伝達方法

避難指示等判断・伝達マニュアルに基づき、管理者へ通知する。

## 3 土砂災害警戒区域

## (1) 避難指示等の発令基準及び発令対象区域

避難指示等の発令については、避難情報の発令・伝達マニュアルに基づき発令するものとし、次のとおり警戒レベルを用いて発令する。また、可能な限り避難情報の発令対象区域を指定する。

警戒レベル	避難情報	避難行動
警戒レベル5	緊急安全確保	既に災害が発生している状況。命の危険直ちに安全確保
警戒レベル4	避難指示	危険な場所(土砂災害警戒区域)から全員避難
警戒レベル3	高齢者等避難	危険な場所(土砂災害警戒区域)から高齢者等は避難

## (2) 指定避難所の開設

指定避難所については、本計画資料編で定める。また、自治会、自主防災組織と連携し、一時避難場所として、地域の老人集会所、コミュニティセンター及び地域の集会所等の開設を要請する。

## (3) 避難路・避難経路

避難経路については、実際の被害状況に応じて、安全な道路により避難する。

## (4) 要配慮者への支援

ア 土砂災害警戒区域内に存する要配慮者施設の名称等

事業所名	所在地	サービス種別
ヒロエの杜デイサービス	新宮四丁目4番5号	通所介護
小規模多機能型居宅介護ひより	萩原四丁目6番7号	小規模多機能型居宅介護
特別養護老人ホームせいわ園	城之堀二丁目28番1号	特別養護老人ホーム 短期入所生活介護
デイサービスセンター誠和園	城之堀二丁目27番11号	通所介護
小規模多機能ホーム舞良戸	城之堀二丁目28番38号	小規模多機能型居宅介護
高齢者グループホーム瓢箪家	城之堀二丁目28番41号	認知症対応型共同生活介護
小規模多機能ホームたいよう	平谷三丁目11番9号	小規模多機能型居宅介護
児童デーサービスセンターにじのいえ	城之堀九丁目9番46号	放課後等デイサービス
LEAF	呉地四丁目11番5号	就労継続支援B型
障害者活動センター あゆみ	平谷五丁目260番地1	生活介護・短期入所
放課後等デイサービス ららぽーと熊野	新宮一丁目5番13号	放課後等デイサービス 短期入所(18歳未満)
ソーシャルインクルーホーム 広島熊野町	萩原十丁目30番35号	日中サービス支援型共同生活支援

## イ 在宅の要配慮者に対する情報伝達

在宅の要配慮者に対しては、防災行政無線による情報伝達の他、防災行政無線の整備に伴い整備する複数のメディアによる情報伝達手段を確保することで、漏れなく、避難情報が届くよう体制を整備する。

## ウ 要配慮者情報の共有

町は、毎年、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援等関係者に提供し、共有する。

## (5) 情報の収集及び伝達体制

## ア 情報収集

雨量情報、土砂災害警戒情報などの気象情報については、広島県防災WEB及び気象庁ホームページ等から情報収集するとともに、住民からの前兆現象や近隣市町の災害発生情報などについても収集する。

## イ 伝達体制

避難に関する情報については、防災行政無線や緊急速報メール、Lアラート等を用いて伝達するとともに、「警戒レベル3 高齢者等避難」、「警戒レベル4 避難指示」を発令する際には、自治会及び自主防災組織から届出のあった連絡先に連絡する。

## (6) 避難訓練の実施

自主防災組織等が避難訓練を実施する際には、町も積極的に協力するものとし、防災行政無線でのサイレン放送や避難所の開設など、実際に避難指示等を発令した際と同様の体制をとる。

## 4 雨水出水浸水想定区域の指定

町は、町内の公共下水道等の排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するものとする。

## 5 ハザードマップの作成

町は、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び雨水出水浸水想定区域、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップの作成を行う。

また、中小河川及び内水による浸水に対応したハザードマップの作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討に努めるものとする。

ハザードマップには次の事項を記載する。

- (1) この計画において定められた洪水予報、土砂災害に関する情報等の伝達方法
- (2) 指定緊急避難場所に関する事項
- (3) その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項
- (4) 浸水想定区域内で主として要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地

## 6 避難計画の作成等

## (1) 多数の人が集まる施設の避難計画

学校、保育所、工場等多数の人が集まる施設の設置者又は管理者等は、町長が避難の指示を行った場合、関係者を速やかに安全な場所へ避難させる責務を有するので、あらかじめ、町長と協議して避難計画を作成しておく。

## (2) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定・周知

町は、公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の緒元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知を図るものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合において、特定の災害においては当該施設への避難が不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努めるものとする。

## ア 指定緊急避難場所の指定・周知

町は、被害が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものを、洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震、大規模な火事等の災害の種類ごとに指定緊急避難場所に指定する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるとともに、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。また、地域の大型店舗等の駐車場を一時避難場所として指定する取り組みを進める。

## イ 指定避難所の指定・周知

町は、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、県に通知するとともに、住民等へ周知を図る。

## (ア) 指定避難所

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

## (イ) 福祉避難所

a 町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

b 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、施設管理者と十分調整し、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備されていて、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

c 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

## (3) 避難路の選定

避難路の選定に当たっては、土砂災害など地域の状況を十分考慮したものとするとともに、住民参加のワークショップ等を開催するなど、住民の意見を取り入れた避難路の選定を図る。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

なお、避難路の選定の基準は、概ね次のとおり。

ア 避難路中の道路、橋梁等、道路施設自体の安全性や周囲の状況について十分検討し、必要ならば適切な措置を講じる。

イ 避難路は、相互に交差しない。

ウ 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。

エ 洪水等による浸水や土砂災害等も考慮し、河川及び急傾斜地沿いの道路は、原則、経路として選定しない。

## (4) 指定避難所の開設・運営

町は、指定避難所の開設及び運営について、地域住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておく。

また、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な資機材の把握及び知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

## (5) 避難の誘導

ア 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に家族以外の第三者の支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難に当たっては、自主防災組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

イ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

ウ 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

## 7 住民への周知等

町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

また、作成したハザードマップ等を、配布、ホームページへの掲載その他の必要な措置を講じ、住民等へ周知する。

ハザードマップ等の周知に際しては、住民が居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

## 8 指定避難所の整備

(1) 町は、指定避難所となる施設について、必要に応じて施設管理者と調整を行い、次の施設・設備等の整備に努めるものとする。

ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備

イ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、通信機器等

ウ 要配慮者にも配慮した施設・設備

エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器

オ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等（指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。）

カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

キ 指定避難所の電力容量の拡大

ク 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(2) 町は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、関連する施設について、想定する浸水深に対して安全な構造にするなど、一時避難が可能となるよう配慮するものとする。

(3) 町は、指定管理施設を指定避難所として利用する場合に備え、協定書の内容に盛り込むとともに、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(4) 町は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

(5) 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部と保健福祉担当部が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や県、独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

## 9 動物愛護管理に関する計画

災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係る体制の整備に努めるものとする。

また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品（ゲージ等）の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図る。

さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時から担当課や施設管理者と検討、調整を行う。

なお、ペットを伴う避難者は、他の避難者のアレルギー等の問題に対応するため、ペットは避難者とは別室で保護する。また、ペットを伴う避難者の受け入れは、原則、下記に掲げる避難所とする。

施設名	所在地	開設時期
熊野中央防災交流センター	中溝一丁目11番2号	自主避難所開設時
熊野東防災交流センター	初神三丁目11番13号	自主避難所開設時
熊野西防災交流センター	神田15番4号	自主避難所開設時



## 第7節の3 危険物等災害予防計画

## 1 方針

地震による被害を最小限にとどめるためには、危険物等（危険物、高圧ガス及び火薬類及び毒物劇物をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全対策の徹底を図る必要がある。

そのため、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して必要な指導を行う。

## 2 実施責任者

災害予防責任者

## 3 実施内容

## (1) 危険物施設の災害予防対策

## ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震性の向上に努めるものとする。

## イ 保安確保の指導

町は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取り扱いの方法が、危険物関連法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

## ウ 自主保安体制の確立

危険物施設の管理者等は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規定の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努めるものとする。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互応援協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防火資機材の備蓄に努めるものとする。

## (2) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の災害予防対策

## ア 高圧ガス設備等の予防対策

県は、町及び関係団体との連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な対策の推進を図る。

## (ア) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

## (イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

## (ウ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震時の被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売業者間の相互応援協力体制の整備を検討する。

## (エ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

## (オ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

## イ 火薬類取扱施設の予防対策

町は、火薬類取扱施設の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

(ア) 火薬類取扱施設への対策

定期自主検査、保安教育の確実な実施、緊急時連絡体制の整備を指導し、自主保安体制の確立を図る。

(イ) 点検及び通報

一定規模以上の地震が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者等は、速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を町へ通報するよう指導する。

## 第7節の4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画

## 1 目的

この計画は、応急対策活動及び復旧対策活動を迅速かつ円滑に行うために、平常時から災害対策資機材等の備蓄に努めるとともに、調達体制を確立しておくことを目的とする。

## 2 実施責任者

災害予防責任者

## 3 災害対策資機材等の対象

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。)
- (2) 医薬品等医療資機材
- (3) 防災資機材
  - ア 救助・救難用資機材
  - イ 消火用資機材
  - ウ 水防関係資機材
  - エ 流出油処理用資機材
  - オ 陸上建設機械
  - カ 被災建築物応急危険度判定資機材
  - キ 被災宅地危険度判定資機材

## 4 実施方法

実施責任者は、常時物資及び資材の所要量を確保し整備と点検に努めるとともに、保管場所、保管責任者を明らかにするものとし、物資の調達、配給、輸送方法等についても、あらかじめ物資資材の生産業者、集荷業者、販売業者、配給業者、輸送機関等と緊密な協力関係を樹立するように努めるものとする。

また、各防災関係機関が緊急時に相互に協力できる物資及びその数量等の把握に努めるものとする。

## (1) 備蓄数量

備蓄数量は、地域特性を考慮し、過去の災害事例をもとに、設定するものとする。

## (2) 備蓄品目の選定

備蓄品目の選定については、想定される最悪のケースに対応できるように品目を選定する必要がある。その際には、電気、ガス、通信、上水道、下水道等町民生活に重大な影響を与えるライフラインの被害による影響も考慮する必要がある。

## (3) 備蓄の実施主体及び役割

備蓄は、家庭・企業、町、県の3者が行うものとする。

## ア 家庭・企業

各家庭・企業は食料、飲料水及び生活必需品等について、3日分程度備蓄し、自らの身の安全は自らで守るよう努めるものとする。

## イ 町

町は、独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活での生活必需品等や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を熊野町備蓄計画に基づき備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行う。

## ウ 県

県は、原則として町への緊急支援を目的として備蓄に努めるものとする。

また、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行う。

#### (4) 備蓄の方法

物資の性質に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。

また、東部、中央部、西部の各地域に基幹となる物資の備蓄倉庫の整備に努めるものとする。

#### (5) 備蓄場所

防災備蓄倉庫をはじめ、防災拠点となる各防災交流センターの備蓄倉庫、避難所となる学校、町民体育館、ふれあい館や庁舎等にも可能な限り備蓄するよう努めるものとする。

また、備蓄に当たっては、孤立が予想される集落等にも配慮するものとする。

### 5 備蓄及び調達体制の確立

#### (1) 食料

##### ア 食料の備蓄

大規模災害発生時においては、建物の損壊、交通機関やライフラインの途絶等により食料の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町及び県は、ガス、電気、水がなくてもすぐに食べられる食料を中心に平常時から備蓄に努めるものとする。

##### イ 備蓄量等

###### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の食料の備蓄に努めるものとする。

町は、広島県地震被害想定調査の結果を基に県が算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の3食分程度の備蓄に努めるものとする。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、町対応後の2食分程度の備蓄に努めるものとする。

###### (イ) 備蓄品目

乾パン、クラッカー、アルファ化米、缶詰、粉ミルク等を備蓄し、保存期限ごとに更新する。

また、備蓄品目の選定に当たっては、要配慮者や食物アレルギー患者等への対応にも配慮する。

##### ウ 食料の調達体制の確立

「熊野町災害応急救助物資の備蓄調達方針（熊野町備蓄計画）」（以下「熊野町備蓄等計画」という。）に基づく応急対策を円滑に実施するため、町は、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

#### (2) 飲料水

##### ア 飲料水等の備蓄

災害発生時においては、水道施設等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、各家庭・企業、町は、平常時から飲料水の備蓄に努めるものとする。

また、町は、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄に努めるものとする。

##### イ 飲料水の調達体制の確立

「熊野町備蓄等計画」に基づき応急対策を円滑に実施するため、町は、飲料水等の生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて飲料水の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

#### (3) 生活必需品等

##### ア 生活必需品等の備蓄

災害発生時においては、建物の損壊、交通機関の途絶等により生活必需品等の確保が困難となることが予想されるため、各家庭・企業、町及び県は、備蓄に努めるものとする。

##### イ 備蓄量等

###### (ア) 備蓄量

各家庭は、3日分程度の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

町は、広島県地震被害想定調査の結果を基に算出した備蓄対象者数に対し、発災直後の1日分程度の備蓄に努めるものとする。

県は、被害想定調査結果等を基に算出した備蓄対象者数に対し、町対応後の1日分程度の備蓄に努めるものとする。

(イ) 備蓄品目

毛布、哺乳びん、おむつ、生理用品、簡易トイレ、ポリタンク（飲料水等確保用）、ビニールシート（テント代用、雨漏防止）、簡易食器類、日用品セット等

ウ 生活必需品等の調達体制の確立

「熊野町備蓄等計画」に基づき応急対策を円滑に実施するため、町は生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

(4) 医薬品等医療資機材

災害発生時において、「熊野町備蓄等計画」に基づき応急対策を円滑に実施するため、町及び医療関係機関は、平常時から医薬品等医療資機材の備蓄に努めるものとする。

また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 備蓄量

被災予測数等を考慮して、備蓄量を算出する。

イ 備蓄品目

災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資機材から順次備蓄に努めるものとする。

なお、具体的には包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒液、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等を備蓄する。

ウ 医薬品の管理

医薬品等医療資機材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

(5) 防災資機材

町及びその他防災関係機関は、次に掲げる資機材の備蓄に努めるものとする。また、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努めるものとする。

ア 救助・救難用資機材

町及びその他防災関係機関は、エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等の救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努めるものとする。

イ 消火用資機材

町及びその他防災関係機関は、消火器、消防ポンプ等の消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努めるものとする。

ウ 水防関係資機材

町及びその他防災関係機関は、土のう袋、シート、鉄線、杭、縄及び可動式ポンプ等の水防関係資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努めるものとする。

エ 流出油処理用資機材

町及びその他防災関係機関は、吸着マット、オイルフェンス及び油処理剤等の流出油処理用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努めるものとする。

オ 陸上建設機械

町及びその他防災関係機関は、人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立に努めるものとする。

カ 被災建築物応急危険度判定資機材

町は、被災建築物応急危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー・下げ振り等の資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立等に努めるものとする。

キ 被災宅地危険度判定機材

町は、被災宅地危険度判定に必要な判定調査票・判定ステッカー等の資機材の備蓄又は調

達のための連絡体制の確立等に努めるものとする。

## 第8節 要配慮者及び避難行動要支援者に関する計画

## 1 方針

近年の災害においては、要配慮者が犠牲になるケースが目立つ。

このため、高齢化や国際化の進展を踏まえ、要配慮者に配慮した環境整備や社会福祉施設、医療機関等の安全・避難対策、要配慮者への啓発などの対策を積極的に推進するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援等の対策を進める。

## 2 要配慮者に配慮した環境整備

(1) 町は、避難場所、避難所、避難路の指定にあたっては、地域の要配慮者の実態に合わせ、安全性や利便性に配慮する。

また、災害時において要配慮者が避難しやすいように、避難場所等の案内板の設置や、「やさしい日本語（普段使われている日本語をより簡単な言葉に言い換える等して、外国人のほか、子どもや高齢者などにも分かりやすく伝えられることば）」あるいは外国語の付記などの環境づくりに努めるとともに、災害等に対する確な対応が可能となるよう、気象情報や災害情報等を伝達するための施設整備に努めるなど、伝達体制の拡充に努めるものとする。

(2) 町は、新たな都市開発を行う際には、社会福祉施設、医療機関等の配置について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路との位置関係を考慮する。

## 3 社会福祉施設、医療機関等の安全・避難対策

## (1) 組織体制の整備

町は、社会福祉施設、医療機関等の経営者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、医療機関等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

## (2) 避難体制の整備

町は、社会福祉施設や医療機関等による避難場所の確保や避難場所への搬送の協力依頼機関（消防等）の確保が被災時に困難となる場合に備え、関係機関（他市町、県関係団体等）と連携し、被災施設入所者の避難先の確保等の体制整備を行う。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を策定する。

なお、町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

## (3) 施設・設備等の整備

町は、社会福祉施設、医療機関等の管理者等に対し、施設の耐震性・安全性の向上に努めるよう指導する。

また、町及び県は、社会福祉施設等の新規整備について、土砂災害警戒区域や浸水の危険性の高い土地等への設置をできるだけ回避するとともに、やむを得ず設置する場合には、避難体制の確立、建築物等の耐震化、情報通信施設の整備等を指導する。

また、町及び社会福祉施設、医療機関等の管理者等は、災害発生後の施設入所者の生活維持に必要な物資及び防災資機材の整備に努めるものとする。

医療機関等、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

## 4 在宅の避難行動要支援者対策

## (1) 組織体制の整備

町及び県は、連携して在宅の避難行動要支援者を把握し、自主防災組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、地域全体で避難行動要支援者の避難誘導、情報伝達、救助等の体制づくりに努めるものとする。

## (2) 通報体制の整備

町は、在宅の避難行動要支援者、特に聴覚障害者等情報入手が困難な者の安全を確保するための緊急時の通報体制の整備に努めるものとする。

## (3) 環境の整備

町及び県は、避難行動要支援者が被災時に安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置など、環境の整備に努めるものとする。

## (4) 防火器具等の普及・啓発

町は、在宅の避難行動要支援者の安全性を高めるため、防災器具や防災製品の普及・啓発に努めるものとする。

## (5) 災害発生時の避難支援プランの策定

町は、災害の発生に備え、社会福祉課や高齢者支援課、防災安全課など関係各課との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成、管理・共有するとともに、災害発生時にとるべき行動について、あらかじめ地域の実情に応じた避難支援プラン（全体計画・個別計画）を策定し、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。

## (6) 個別避難計画

ア 町は、熊野町地域防災計画に基づき、社会福祉課や高齢者支援課、防災安全課など関係各課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。

イ 個別避難計画は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう個別避難計画情報の適切な管理に努める。

ウ 作成した個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意がある場合、あらかじめ避難支援等関係者に対し提供するとともに、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等に努める。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

エ 町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

オ 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体で避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるように努め、また、訓練等により、両計画の整合及び一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

カ 町は、福祉避難所の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

## (7) 避難行動要支援者の避難誘導等

町は、熊野町地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。



## 5 避難行動要支援者名簿及び避難支援等関係者

## (1) 避難行動要支援者名簿の作成

町は、災害の発生に備え、防災安全課と社会福祉課、高齢者支援課など関係各課との連携の下、避難行動要支援者に関する情報を平常時から収集し、避難行動要支援者名簿を作成する。

## (2) 避難行動要支援者名簿の管理

庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

## (3) 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲については、熊野町災害時要配慮者避難支援制度実施要綱（平成23年熊野町告示第18号）で定める者とする。

## (4) 名簿に掲載される情報

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援を必要とする理由
- キ その他避難支援にあたり必要な事項

## (5) 名簿の更新

町は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、避難行動要支援者名簿を定期的に更新する。

## (6) 名簿情報の提供

ア 町長は、基本法第49条の11第2項の規定に基づき、災害の発生に備え、あらかじめ避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿を提供するとともに、避難行動要支援者の避難支援体制の整備に努める。ただし、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られた者に限る。

## イ 避難支援等関係者

- (ア) 広島県警察
- (イ) 広島市消防局
- (ウ) 熊野町自治会連合会
- (エ) 熊野町民生委員児童委員協議会
- (オ) 熊野町社会福祉協議会
- (カ) 自主防災組織
- (キ) 熊野町消防団

## ウ 提供した名簿情報の漏洩防止

## (ア) 名簿の管理

名簿情報の提供を受けた者は、提供を受けた名簿情報の漏洩防止のために必要かつ適切な措置を講ずる。

## (イ) 利用及び提供の制限

名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のもに提供してはならない。

## (ウ) 守秘義務

名簿情報の提供を受けた者若しくはその役員、職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

## エ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、自身と家族の安全確保を第一優先とし、災害や気象等の状況並びに支援に携わる者の健康状態や服装・装備品等に応じて可能な範囲で、支援の実施に

当たる。

支援に携わる者の十分な安全確保ができない場合には、その避難支援等関係者は、十分な避難支援活動を行うことができないこともあり得る。

## 6 要配慮者への啓発・防災訓練

### (1) 防災知識等の普及啓発

町は、要配慮者及びその家族に対し、防災パンフレット等の配布により災害に対する基礎的知識、家庭での予防・安全対策等の理解を深めるとともに、地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行うなど、災害発生時にとるべき行動等、防災に対する理解を深めるよう啓発に努めるものとする。

また、町は、地域で生活する外国人に対し、「やさしい日本語」あるいは外国語の防災パンフレットの配布、防災標識等への付記などの対策を推進するよう努めるものとする。

### (2) 防災訓練

町は、要配慮者を想定した、避難誘導、情報伝達などの訓練に努めるものとする。

## 7 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の避難体制

### (1) 避難確保計画の作成

次に示す要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、水害や土砂災害が発生する場合における施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な防災体制や訓練などに関する事項を定めた「避難確保計画」を作成する。

施設名	所在地	土砂	浸水
保育所型認定こども園 はつかみこども園	初神一丁目21番49号	○	○
熊野第二小学校	初神三丁目25番1号	○	
熊野第三小学校	貴船15番1号	○	
熊野中学校	中溝六丁目1番1号	○	
熊野東中学校	萩原一丁目23番1号	○	
ヒロエの杜デイサービス	新宮四丁目4番5号	○	
小規模多機能型居宅介護ひより	萩原四丁目6番7号	○	
特別養護老人ホームせいわ園	城之堀二丁目28番1号	○	
誠和園短期入所生活介護	城之堀二丁目28番1号	○	
小規模多機能ホーム舞良戸	城之堀二丁目28番38号	○	
高齢者グループホーム瓢箪家	城之堀二丁目28番41号	○	
デイサービスセンターせいわ園	城之堀二丁目27番11号	○	
有料老人ホーム隣ご縁熊野	川角三丁目1番46号		○
ショートステイ隣ご縁熊野	川角三丁目1番46号		○
小規模多機能ホームたいよう	平谷三丁目11番9号	○	
児童デーサービスセンター にじのいえ	城之堀九丁目9番46号	○	
LEAF	呉地四丁目11番5号	○	
障害者活動センターあゆみ	平谷五丁目260番地1	○	
放課後等デイサービス ららぽーと熊野	新宮一丁目5番13号	○	
ソーシャルインクルーホーム 広島熊野町	萩原十丁目30番35号	○	○

(2) 町長への報告

(1) で示した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法、土砂災害防止法に基づき、「避難確保計画」を作成・変更したときは、遅滞なくその計画を町長へ報告する。

(3) 避難訓練

(1) で示した要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、作成した「避難確保計画」に基づいて、避難訓練を行わなければならない。

## 第9節 広域避難の受入れに関する計画

## 1 方針

基本法の規定に基づき、県外において災害が発生し、被災都道府県から県を通じて被災住民の受け入れ要請があった場合、被災住民の円滑な受け入れを実施する。

## 2 被災住民の受入れ

- (1) 町は、県から被災住民の受け入れに関する協議があった場合には、自らが被災するなどの被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れるものとし、指定避難所を提供する。
- (2) 町は、提供する指定避難所を決定した場合、指定避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知するとともに、県に報告する。

## 3 被災住民の受け入れが不要となった場合

- (1) 県は、被災都道府県から受け入れの必要がなくなった旨の通知を受けた場合、町へ通知する。
- (2) 町は、県から通知を受けた場合、避難所を管理する者その他内閣府令で定める者に通知する。

## 4 県への支援要請

町は、被災住民の受け入れを行う場合において、町の受け入れ体制が十分確保できない場合、県に対して支援要請を行う。

# 第3章の1

## 災害応急対策計画（基本編）



第1節 基本方針

この計画は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（町長、知事及びその他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・輸送応急対策計画に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫・遺体の取扱い活動に関する事項
- 10 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用に関する事項
- 14 主な災害の特質及び対策に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織、動員計画

1 目的

この計画は、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期することを目的とする。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、災害対策本部において行う。
- (3) 災害応急対策の実施に際し、各災害応急対策責任者は相互に連絡を取り、効率的な実施に努めるものとする。
- (4) 町における応急対策の分掌は、熊野町災害対策本部条例（昭和44年熊野町条例第10号）の定めるところにより行い、その総合調整は防災安全課において行うものとする。

3 災害対策本部

町は、総合的な対策を講じるため、特に町長が必要と認めるときに基本法第23条の2の規定に基づく熊野町災害対策本部を設置する。

(1) 設置の基準

基本法第23条の2の規定に基づく熊野町災害対策本部の、設置に係る基準は次のとおりである。

災害の種類	判断方法	判断基準
風水害	自動設置	①警戒レベル3以上を発令したとき
地震	自動設置	①町内震度6弱以上の地震が発生したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	①震度5弱以上の地震が発生し、かつ甚大な被害が発生したとき ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
火災	総合的な対策を講ずるため、特に町長が必要と認めるとき	①火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ住民の生命、住家及び公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、町長が必要と認めるとき	

(2) 組織

熊野町災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

- ア 災害対策本部長は、基本法第23条の2の規定により町長をもって充て、副本部長には副町長、本部員に教育長、各部長（部長に相当する監、局長を含む）、消防団長及び特に災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- イ 災害対策本部の副本部長に事故があった場合等指揮を執ることが困難な場合は、副本部長が指揮を執るものとし、副本部長に事故がある場合は、本部員である危機管理監、総務部長が指揮を執る。
- ウ 本部に、班を設け、班に班長を置く。
- エ 本部事務は、情報分析班で処理する。
- オ 災害による死者又は行方不明者が発生した場合など、災害の規模その他の状況により、特

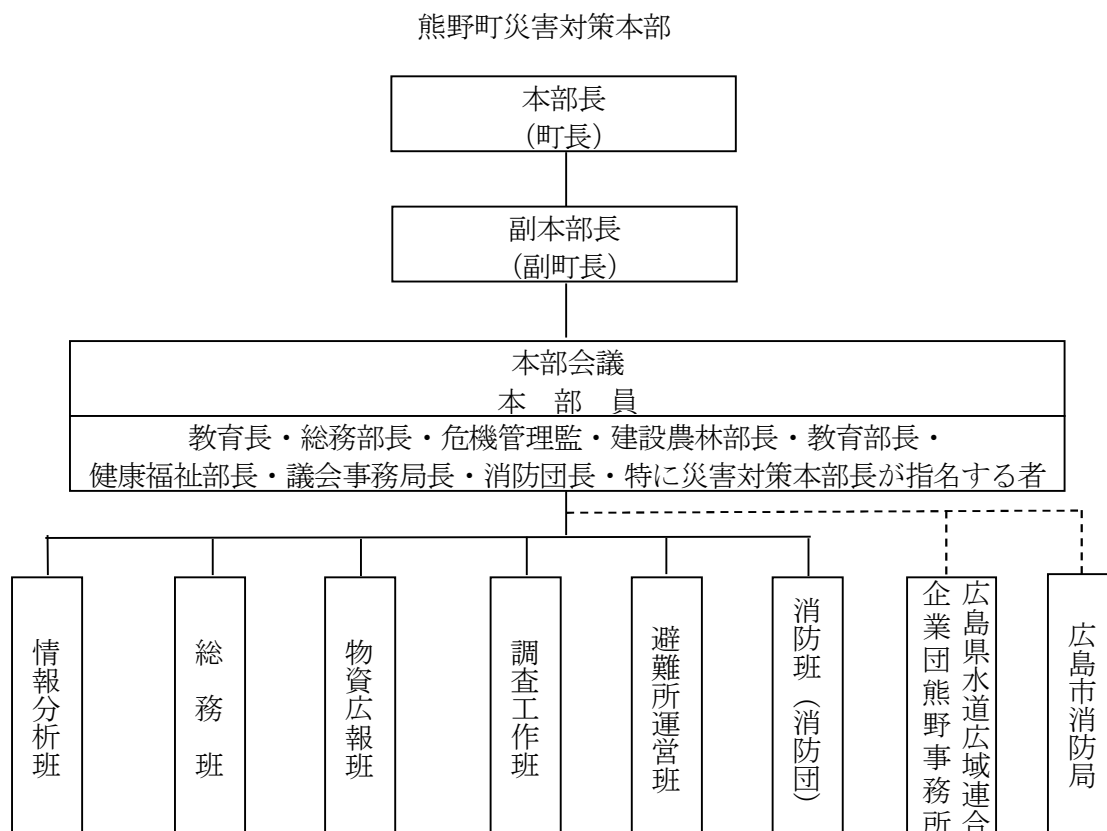


### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

に現地での応急対策を必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置くことができる。

カ 現地本部の所管区域、現地本部長、構成員及び設置場所、分掌事務は、その都度本部長が定める。

キ 以上による災害対策本部の組織を図示すれば次のとおりである。



#### (3) 熊野町災害対策本部の任務

熊野町災害対策本部は、災害対策の推進に関し、総合的かつ一元的体制を確立するとともに、本計画並びにその他の法令の規定に定めるところにより、災害予防及び災害応急対策を実施する。

#### (4) 設置及び廃止の手続き

ア 災害対策本部を設置した場合、町長は、本部の名称、設置の場所等を公表する。

イ 設置した場合、町長は、知事（危機管理監。ただし、県災害対策本部が設置された場合は、県災害対策本部。以下この章において同じ。）、防災会議を構成する各機関の長及び委員に通知する。

ウ 本部を廃止した場合も前各号と同様の手続きを行う。

#### (5) 町の防災事務の処理方法

災害対策本部を設置した場合の決定事項の事務処理は次による。

ア 災害対策の基本事項については、災害対策本部員会議を開き決定する。

イ 他の応急対策責任者に対し、協力要請を求める場合も原則として災害対策本部員会議を開き決定する。

#### (6) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、熊野町庁舎とし、代替施設は、熊野町立図書館又は熊野町民会館とする。但し、被災の状況によって、その他の施設に設置することもある。

4 配備及び動員

(1) 配備

ア 関係機関の配備体制

災害応急対策責任者は、応急対策を推進するため、それぞれの配備体制を整えておく。

イ 町における配備体制

(ア) 夜間及び休日の時間外における情報収集・連絡体制を防災安全課に整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

(イ) 災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、次の体制によって対処する。

区分	配備の時期	体制の概要及び措置事項
注意体制	(1) 気象台から警報級の可能性が発表されたとき。(警戒レベル1) (2) 震度4以上の地震が発生したとき。 (3) その他町長が必要と認めたとき。	(1) 状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。 (2) 注意報、被害情報の収集伝達及び広報活動。
警戒体制	(1) 気象業務法に基づく注意報が発表されかつ「土砂災害危険度情報」の実況又は予想で大雨注意報の土壌雨量指数基準に到達したとき。(警戒レベル2) (2) その他町長が必要と認めたとき。	熊野町水防計画による水防警戒体制
	(1) 震度5弱以上の地震が発生したとき。 (2) 大規模な火災若しくは爆発等による災害発生時のとき。	(1) 事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行できる体制。 (2) 災害情報の収集及び伝達
非常体制	「高齢者等避難」(警戒レベル3)以上を発令したとき。 災害対策本部が設置されたときの体制。	
緊急非常体制	震度5弱以上の地震が発生した場合の初期活動を確保するための体制	

(2) 動員

ア 関係機関の災害対策要員の動員

(ア) 災害応急対策責任者は、それぞれの応急対策を推進するため、災害時における動員体制を確立しておく。

(イ) 応急対策に要する人員は、その機関において確保するものとする。ただし、災害の規模により他の機関の応援、協力を必要とする場合は、災害対策本部で調整する。

イ 町における災害対策要員の動員

職員及び消防団員の動員は、次による。なお、動員にあたっては、災害対応が長期にわたることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努めるものとする。また、動員の迅速化を図るため、職員緊急呼び出しシステム等を整備する。

(ア) 勤務時間内の場合

防災安全課長から各部局長、消防団長及び特に災害対策本部長が指名する者に口頭又は電話で伝達し動員する。

(イ) 勤務時間外の場合

a 宿・日直者の措置

宿、日直者は、電話等によって防災安全課長又は防災安全課職員と連絡をとり所要の措置について指示を受け措置する。

b 防災安全課長の措置

防災安全課長は、町長（不在のときは副町長）と協議して、配備の内容を定め各部局

## 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

長及び消防団長、特に災害対策本部長が指名する者に通知する。

- c 各部局長の措置  
各部局長は、配備内容によって、関係各課長に職員動員の指示を行う。
- d 消防団長の措置  
消防団長は、この計画の定めるところによって、団員の配備動員について措置する。
- e 隊友会熊野支部長の措置  
隊友会熊野支部長は、「災害時における隊友会の協力に関する協定書」第2条で定める協力の内容について、隊友会会員の配備動員について措置する。
- f 職員、団員の対応
  - ① 職員は、町長が配備を命令した場合は直ちに登庁し配備につくこととするが、登庁までの道路状況や気象状況等により、登庁することが危険であると判断した場合には、自宅で待機し、その旨を災害対策本部又は所属長へ通知する。
  - ② 消防団員は、団長の指示により、各分団長の指揮の下、直ちに出動し配備につく。
  - ③ 隊友会会員は、隊友会熊野支部長の指示により、可能な範囲で協力する。
  - ④ 職員は、町長の配備の命令がない場合においても、異常事態を自ら察知した場合は、自主的に登庁し配備につく。
- ウ 他機関に対する応援要請  
災害対策に従事する職員が町内で確保できないときは、隣接市町及び関係機関に応援を要請する。
- エ 他機関への応援  
隣接市町から応援の要請があった場合は、可能な範囲で相互応援協力協定に基づいて、速やかに職員を出動させ協力する。

### 第1項の2 労働力確保計画

#### 1 目的

この計画は、応急対策の実施に当たり、本計画第3章の1第2節「組織、動員計画」に定めるもののほか、応急対策実施上必要な労働力の確保について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 実施責任者

災害応急対策実施上必要とされる労働力の確保は原則として、それぞれの災害応急対策責任者が行う。

#### 3 実施方法

- (1) 災害応急対策はそれぞれ自己の保有する労働力で実施する。
- (2) 災害応急対策責任者の保有する能力で不足する場合、基本法第62条第2項の規定による協力要員の確保に努めるものとする。
- (3) 町長及びその他の災害応急対策責任者が必要とする労働力の確保について、相互に緊密な連絡を保ち協力する。
- (4) 以上の措置をもってしてもなお不足する場合は、その責任者は知事に必要な斡旋その他の措置を要請する。

### 第2項 気象警報等の伝達に関する計画

#### 1 目的

この計画は、気象等の予報及び警報等災害に関する情報を災害応急対策責任者及び町民に対し、迅速かつ確実に伝達し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

2 気象等予報及び警報の発表基準

(1) 発表官署

発表官署	発表する場合	法令名
広島地方気象台	異常気象により災害が起こるおそれがある場合	気象業務法第13条 水防法第10条第1項

(2) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

防災関係機関は、「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(3) 種類及び発表基準

ア 広島地方気象台が発表する注意報、警報及び特別警報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して市町ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

(ア) 注意報、警報

広島地方気象台発表基準

		府県予報区	広島県	
熊野町	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	1 8
(土砂災害)		土壌雨量指数基準	1 4 4	
警 報	洪水	流域雨量指数基準	二河川流域 = 1 0 熊野川流域 = 9 . 6	
		複合基準※1	二河川流域 = ( 9 , 9 )	
	暴風	平均風速	2 0 m / s	
暴風雪	平均風速	2 0 m / s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 2 0 cm		
注意報	大雨	表面雨量指数基準	1 2	
		土壌雨量指数基準	1 1 3	
	洪水	流域雨量指数基準	二河川流域 = 8 熊野川流域 = 7 . 6	
		複合基準	二河川流域 = ( 9 , 8 )	
	強風	平均風速	1 2 m / s	
	風雪	平均風速	1 2 m / s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 1 0 cm		

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

雷	落雷等により被害が予想される場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。	
濃霧	視程	100m
乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%	
なだれ	① 降雪の深さ40cm以上 ② 積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上 ※2	
低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下※3	
霜	4月以降の晩霜 最低気温4℃以下※4	
着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上 山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm

- ※1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。  
 ※2 気温は広島地方气象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。  
 ※3 冬期の気温は広島地方气象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。  
 ※4 気温は広島地方气象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

(イ) 特別警報

種類	発表基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る必要があることを示す警戒レベル5に相当
大雪特別警報	数十年に1度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
地面現象特別警報 ※1	大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される

- (注) 1 ※印は、要素が気象官署のものであることを示す。  
 ※1印は、表題を出さずに気象注意報・警報に含めて行う。  
 2 注意報・警報はその種類にかかわらず解除されるまでは継続される。また、新たな注意報・警報が発表される時は、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除され新たな注意報・警報に切り替えられる。  
 3 注意報・警報は、当該気象等の現象の発生予想地域を技術的に特定することができる場合には、地域を指定して発表する。  
 4 土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に溜まっている雨水の量を示す指数のことである。  
 5 流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数のことである。  
 6 地震等大規模災害発生後は、地盤等の状況を考慮し、広島地方气象台と広島県等が調整して暫定的に基準を設けた上で、大雨注意報・警報及び洪水注意報・警報を発表することがある。

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

7 表面雨量指数とは、短時間強雨による相対的な浸水危険度を示す指標のことである。

(ウ) 地震など大規模災害発生後に暫定的に運用する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報の発表基準

地震の揺れの大きさや被害の規模に応じ、地盤や建物等の弱体化を考慮し、広島地方気象台は、広島県等と必要性を調整のうえ、被災地域に対する大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等について、発表基準を下げた暫定基準により運用する。

暫定基準は、事象発生後に確認あるいは想定される被災状況等に応じて、広島地方気象台が広島県等と調整のうえ、大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類ごと及び市町ごとに検討し、通常の実発基準に一定の割合をかけるなどにより決定する。

ただし、事象発生後概ね24時間以内に降雨が予想されるなど早急に暫定基準を設定すべき状況があると広島地方気象台が判断した場合には、事前に準備した暫定基準で大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等を運用する。

事象発生から1日程度経過した以降については、広島地方気象台は広島県等と連携して、状況に適合した暫定基準による大雨警報・注意報、洪水警報・注意報、土砂災害警戒情報等の運用開始などを調整する。

暫定基準による運用実施後は、広島地方気象台は広島県等と調整のうえ、定期的（概ね1ヶ月ごと）に、被災地域の復旧状況及び気象災害発生状況等を考慮のうえ、暫定基準の適否及び運用継続等を見直す。

大規模地震発生後早急に暫定基準を設定すべき状況時に運用される暫定基準

【暫定基準：震度6弱以上の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

【暫定基準：震度5強の地域】

広島地方気象台から基準設定後、通知

(エ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等  
警報の危険度分布等の概要

種 類	概 要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布 (土砂災害警戒判定メッシュ情報)	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地上図で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

<p>洪水警報の危険度分布</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

(オ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県南部・北部）で2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（広島県）で発表される。

(カ) 線状降水帯による大雨の可能性の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、複数の県にまたがる広域を対象（山口県を除く中国地方4県を対象に「中国地方」で発表）に、線状降水帯による大雨となる可能性を半日程度前から気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使った呼びかけがある。

イ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報

区分	発表・解除基準
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p><b>発表基準</b> 大雨警報または大雨特別警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達した。（群発的な土砂災害発生危険度が高まった。）とき、市町ごとに発表。</p> <p><b>解除基準</b> 降雨雨量指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除。</p> <p>広島県土木建築局砂防課及び広島地方気象台は、地震など大規模災害発生後、必要に応じて「地震等発生後の暫定基準」により、土砂災害警戒情報の発表基準を取り扱うものとする。</p>

ウ 気象庁が発表する緊急地震速報

区分	発表基準
<p>緊急地震速報（警報）</p>	<p>地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p>

(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

3 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達

広島地方気象台の発表する気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報は、次の機関から町に伝達される。（気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の2第1項、水防法第10条第1項、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合による。）この通知は防災安全課が受領する。

ただし、勤務時間外は当直勤務者において受領し、災害対策本部が設置された場合は、情報分析班において受領する。

(1) 気象予警報の伝達機関及び種類

伝達機関	予警報の種類	伝達方法
県危機管理課	全ての注意報、警報	防災行政無線一斉通報 広島県防災情報システム
西日本電信電話株式会社	全ての警報	ファクシミリ

(2) 伝達を受けた場合の町の措置

① 注意報の場合

ア 県及びNTTから大雨注意報又は洪水注意報の伝達を受けた場合、防災安全課は、自主避難所の開設に備えるため、町長、副町長及び各部局長に報告するとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、土砂災害の危険性について土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表（大雨注意報基準超過）を注視する。その他の注意報については、必要に応じ町長に報告する。

② 警報の場合

ア 県及びNTTから大雨警報又は洪水警報の伝達を受けた場合、防災安全課は、災害対策本部の設置、「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令に備えるため、町長、副町長及び各部局長へ報告するとともに、大雨警報（土砂災害）の危険度分布において、土砂災害の危険性について土砂災害警戒判定メッシュ情報の発表（大雨警報基準超過）を注視する。また、避難所開設の準備について避難所運営班長である健康福祉部長及び教育部長に開設準備を依頼するとともに、消防団長に対し、招集の可能性があることを連絡する。

イ 上記以外の警報については、必要に応じ町長に報告するとともに、急を要しかつ重大な災害が予想されるものについては、防災行政無線、広報車等の方法により住民に広報する。

(3) 勤務時間外に伝達を受けた場合の措置

勤務時間外に当直員及び日直者が気象予警報の伝達を受けた場合は、急を要するものについては、防災安全課長又は防災安全課職員に連絡する。

(4) 役場から災害危険区域への伝達

災害の発生のおそれのある地域住民に対して、避難の指示及び避難先、避難経路を防災行政無線、広報車等により伝達する。

(5) 災害危険区域から役場への伝達

災害危険区域等の住民は、異常な現象、自衛措置、滞在者数及び病人の有無等を電話又は、伝令により役場防災安全課（災害対策本部設置時には、総務班）に伝達する。



第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 避難の指示

(1) 避難等の指示権者

ア 基本法による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体を保護し、災害の拡大を防止するため必要な場合。	立退き、立退き先を指示等する。	基本法第56条、第60条第1項・第3項
知事	同上的場合 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	同上	基本法第60条第6項
警察官	同上的場合 町長が指示できないとき又は町長が要求したとき。	同上	基本法第61条
町長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人の生命、身体に対する危険を防止するため警戒区域を設定した場合。	警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずる。	基本法第63条第1項
警察官	同上的場合 町長又は委任を受けた町の吏員が現場にいないとき又は町長が要求したとき。	同上	基本法第63条第2項
自衛官	同上的場合 町長その他町長の職権を行うことができる者がその場にいないとき	同上	基本法第63条第3項

なお、町長不在時は、副町長、危機管理監、総務部長、建設農林部長、健康福祉部長の順に避難のための指示を代執行するものとする。

イ その他の法令による場合

実施責任者	措置する場合	措置の内容	条項
消防吏員 消防団員	火災の現場で消防警戒区域を設定した場合。	区域から退去を命ずる。	消防法第28条第1項
警察官	同上的場合 消防吏員等が現場にいないとき、又は消防吏員等の要求があったとき。	同上	消防法第28条第2項
水防団長、水防団員、消防機関に属する者	水防上緊急の必要があるため、警戒区域を設定した場合。	同上	水防法第21条第1項
警察官	同上的場合 水防団長等が現場にいないとき、又は水防団長等の要求があったとき。	同上	水防法第21条第2項

知事、その命を受けた県職員、水防管理者	洪水により著しい危険が切迫した場合。	必要と認める区域の居住者に立退きを指示。	水防法第29条
知事、その命を受けた県職員	地すべりの危険が切迫した場合。	必要と認める区域内の居住者に立退きを指示。	地すべり等防止法第25条
警察官	人の生命、身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがある災害時において特に急を要する場合。	関係者に警告を発する。危害を受けるおそれのある者を避難させる。	警察官職務執行法第4条
自衛官	災害派遣を命ぜられた自衛官は警察官がその場にはいないとき、警察官職務執行法第4条並びに第6条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する場合。	同上	自衛隊法第94条

(2) 避難指示

- ア 法令により権限を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、避難の指示を発し避難させる。
- イ 避難の指示をしても避難せず、特に急を要する場合においては、警察官職務執行法第4条の規定による警察官の措置により避難させる。

(3) 高齢者等避難の伝達

町は、避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することや風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進することを求める高齢者等避難を伝達する。

発災時には（災害が発生するおそれがある場合も含む。）、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。

(4) 伝達方法

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む。）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メールを含む。）、インターネット、SNSなど、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮する。また、住民の避難行動につながるよう、分かりやすく、かつ、危機意識が高まるような内容で伝達するよう努めるとともに、区域を限定した伝達についても検討する。

(5) 避難指示等の発令・伝達マニュアルの作成

町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、発令基準を明確にし、どの地域の、誰に、どういったタイミングで、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するかを定めた避難指示等の発令・伝達マニュアルを作成しておくものとする。町は、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、災害の特性に応じた実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。町と県は、マニュアルの見直しについて、積極的に連携する。

(6) 避難指示等についての注意事項

- ア 避難指示等は、発表者、避難を命ずる理由、避難対象地域、指定緊急避難場所及び経路を

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

明確にし、避難場所はあらかじめ選定しておく。避難等の指示権者は、不在等により避難指示等の発令が遅れることがないように、あらかじめ職務代理者を明確にしておく。

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

イ 町は、あらかじめ災害の発生状況、土砂災害等の危険箇所の異常の有無等、避難指示等を発するための情報の収集方法等について定めておく。

ウ 町は、土砂災害警戒区域等、あらかじめ危険が予想される地域について、避難指示等の発令単位として事前に設定し、雨量、水位、土砂災害警戒情報及び土砂災害警戒情報を補足する情報等を用い避難指示等を発令する場合の具体的基準を設定しておく。特に、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とする。なお、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれがあることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

エ 町は、あらかじめ避難指示等を住民に伝達する方法を明らかにし、住民に周知徹底しておく。

オ 町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

キ 町は、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ク 町は、災害の発生状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、緊急安全確保のために適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

ケ 各法令に定める措置権者は、相互の連絡を密にして、災害時に混乱を生じないように事前に協議しておく。

#### (7) 避難指示等に係る助言

町長は、避難指示等をしようとする場合において、必要があると認められるときは、国又は県に対して助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。

## 2 知事への報告

### (1) 避難指示等を発令した場合

町長は、基本法第60条の規定により、次の要領により知事に報告する。

#### ア 提出先

危機管理監（災害対策本部を設置した場合は本部情報連絡班）に報告する。

#### イ 報告方法

広島県防災情報システム、総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話とする。

#### ウ 報告事項

(ア) 避難指示等を発令した場合、その理由、地区名、対象戸数、人員、指示した立退き先、日時

(イ) 避難の必要がなくなった場合、その理由、日時

### (2) 避難指示等の解除を行った場合

町長は、避難指示等を解除したときは、避難指示等の発令の場合と同様に知事に報告すると

共にその周知を図る。

(3) 避難指示等の解除の際の助言

町長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認めるときは、国又は県に対し、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。その際の、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な情報を整えておく。

(4) 指定避難所を開設した場合

被災者を入所させる避難所を開設した場合、次の要領により知事に報告する。

ア 報告先 前項と同じ

イ 報告方法 開設後直ちに広島県防災情報システム、総合行政通信網電話（ファクシミリを含む。）又は有線電話で行い、その後速やかに文書による報告を行う。

ウ 報告事項 指定避難所開設日時、場所、箇所数、受入れ人員（世帯数）、開設理由及びその他必要と認められる事項。

3 避難の誘導

(1) 避難誘導に当たる者

ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者

イ 自治会長、自主防災組織のリーダー等

(2) 避難誘導の方法

ア 町長は、あらかじめ指定緊急避難場所を選定し、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておく。

また、帰宅困難者に対しても、交通情報を伝達するとともに帰宅困難な場合は、適切な指定緊急避難場所への誘導を行う。

イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。

ウ 避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

エ 避難の指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導するが、誘導者自身の安全を第一に行う。

オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じて実施する。

4 再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講じる。

### 第3節 災害発生後の応急対策

#### 第1項 災害情報計画

##### 1 目的

この計画は、災害が発生した場合における被害地域の実体を的確に把握し、災害応急対策の実施に万全を期することを目的とする。

##### 2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は次のとおりである。

###### (1) 町

###### ア 情報の収集手段

- (ア) 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- (イ) パトロール車による巡回
- (ウ) 移動系通信設備による収集
- (エ) 消防署、警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- (オ) その他地元関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- (カ) マスコミの報道
- (キ) 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- (ク) 広島県防災情報システムの活用
- (ケ) SNSの活用

###### イ 関係機関への伝達手段

- (ア) 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- (イ) 防災行政無線の活用
- (ウ) 広島県防災情報システム、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- (エ) テレビ、ラジオ及びインターネットの活用
- (オ) 緊急情報メールの活用
- (カ) SNSの活用

###### (2) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細かな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

##### 3 災害情報の収集伝達

###### (1) 通常の場合の経路

ア 被害の発生及び被害が発生するおそれのある異常な現象（※）を知った者は、町長に報告する。（基本法第54条第1項、発見者の通報義務）

###### ※異常現象について

###### ①がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

- ・がけからの水が濁る。
- ・がけに亀裂が入る。
- ・小石がパラパラと落ちてくる。
- ・がけから木の根が切れる音がする。

###### ②土石流

- ・山鳴りや立ち木の裂ける音、石のぶつかりあう音が聞こえる。
- ・雨が降り続けているのに、川の水位が下がる（土砂により上流で流れがせき止められている）。
- ・川の水が濁ったり、流木が混ざりはじめる。

###### ③地すべり

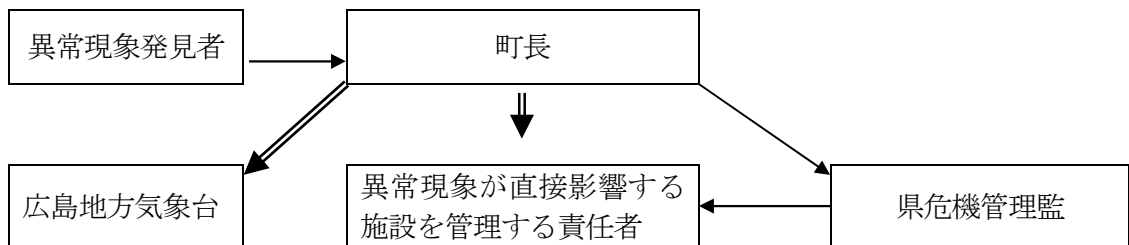
- ・山腹や地面にひび割れができる。
- ・山腹や地面に段差ができる。
- ・水面や井戸の水が濁る。
- ・斜面から水が吹き出す。
- ・建物や擁壁、樹木や電柱が傾く。

イ 通報を受けた場合、町長は速やかに知事（県危機管理監）に通報する（基本法第54条第4項）。また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

ウ 災害が発生するおそれのある異常な現象については、それが急を要するときは、町長は、県への通報に先立ち気象現象については、広島地方気象台に、その他については、その現象が直接影響する施設の管理者に通報する。

(2) その他の情報

災害応急対策責任者は、災害に関係のある事実又は情報を知ったとき、及び自己の管理する施設が災害を受けたときは、その情報及び被害の概況並びに災害に対してとった措置の概要を町長に通報する。町長は必要と認めた場合は県危機管理監、関係のある災害応急対策責任者及び関係機関に通報する。



(3) 災害に関する民間団体への通知

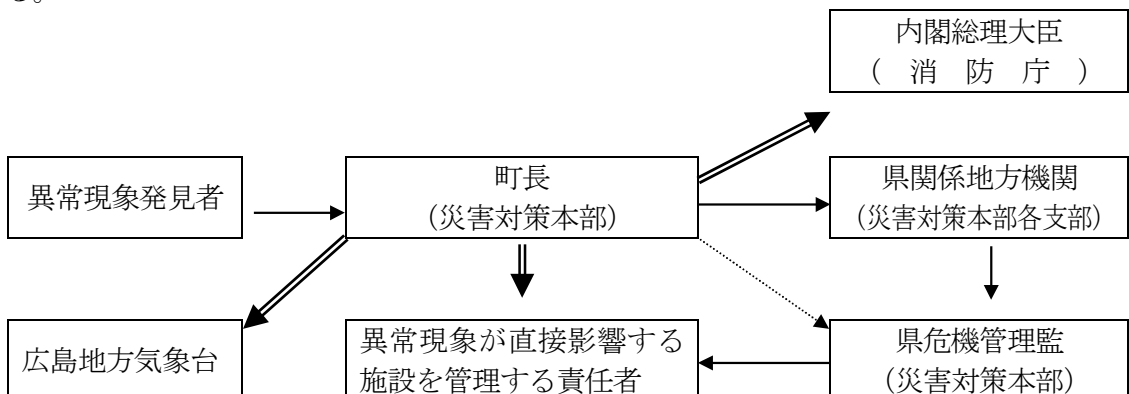
前各号の経路により情報を受けた関係機関は、必要と認めたときは関係のある民間団体へ通知する。

(4) 災害応急対策責任者相互の被害情報の交換

災害応急対策責任者は自己の管理する施設が被害を受けたときは、被害の状況及びその災害に対しとった措置をできるだけ相互に通知する。

(5) 広島県災害対策本部設置された場合の特例

前各号によるすべての情報は、次の経路により、県災害対策本部に通報し、関係機関に通知される。



(注) 1 県地方機関、その他の機関が異常現象発見者である場合は、町長が行う経路手続きを準用し、異常現象発生地域の町長に通知する。

2  $\longrightarrow$  は通常の場合の経路であり、 $\Longrightarrow$  は急施を要する場合で、県災害対策本部へ通知するいとまのない場合の経路である。

また、 $\cdots\longrightarrow$  は、緊急を要する場合で、県危機管理監（災害対策本部）へ直接通知する場合の経路である。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。

県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告する。

なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は、県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。

大規模災害の発生により、町機能の喪失等により、町が県への被害報告を行うことが困難となった場合、県は多様な手段を用いて、直接、情報収集に努めるものとする。

町及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(1) 災害発生報告

災害応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により県知事に行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

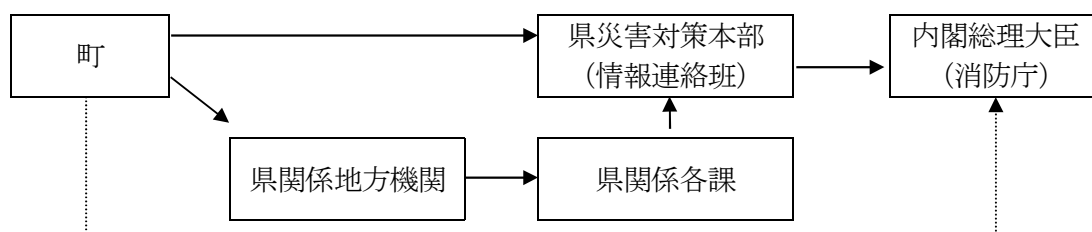
ア 報告の内容

報告の迅速、確実を期するため原則として、次の事項について行う。

- (ア) 災害発生の日時場所
- (イ) 災害の原因及び被害の概要
- (ウ) 既にとった措置及びとろうとする措置
- (エ) その他必要な事項

イ 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（「県災害対策本部」が設置されていない場合は、「県危機管理監」と読み替える。）



(県に報告できない場合)

※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

回線別		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	FAX	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101 ～49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

ウ 災害発生報告の様式

災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期するため、原則として次の様式（様式1）により行う。

エ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

災害により、消防機関への通報が殺到した場合、町は、その状況を直ちに消防庁及び県に対して報告する。

オ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

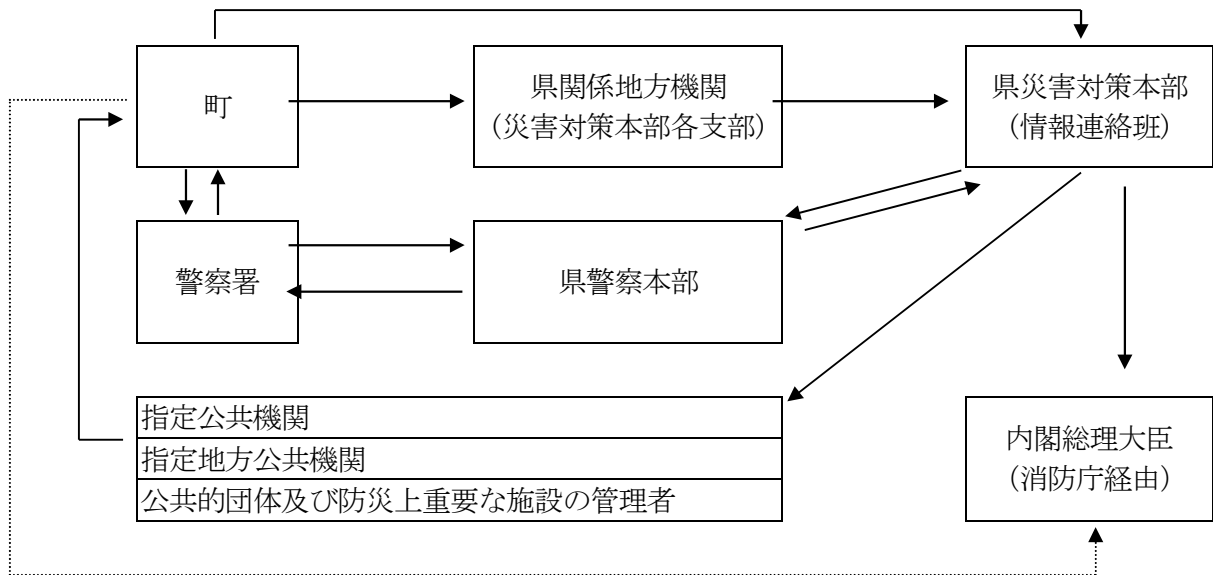
町が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。  
 なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。

(2) 被害状況の報告及び通報

災害応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。（「県災害対策本部」が設置されていない場合は、「県危機管理監」と読み替える。）



(県に報告できない場合)

イ 被害状況の報告等

町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明になった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村（特別区も含む。以下同じ。）に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

ウ 県に報告することができない場合の災害発生の報告

町が県に報告できない場合の災害発生報告は、内閣総理大臣（消防庁経由）とする。  
 なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行う。

エ 人の被害についての即報

町が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

町は、県が人的被害の数について広報を行う際、密接に連携するとともに、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために安否不明者の氏名等を公表し、収集・精査する際にも密接な連携を図る。



様式 1

災害発生報告

熊野町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生状況				
発信者 職氏名								
受信者		情報連絡班		氏名		14 交通途絶となった路線		
1 調査日時		月 日 時 分						
2 発生場所						15 破堤溢水した河川海岸ため池		
人の被害	3 死者		人		氏名（生年月日）		16 その他の被害	
	うち災害 関連死者							
	4 行方不明者						17 災害対策本部設置	
	5 重傷者							
6 軽傷者						月 日 時 分		
住家の被害	7 全壊 (全焼・流出)		棟		世帯		人	
	8 半壊 (半焼)						18 避難指示状況	
	9 床上 浸水						地区名	
	10 床下 浸水						避難場所	
非住家の被害	11 学校等 公共建物						19 消防職員	
	12 その他						20 消防団員	
							21 警察官	
							22 その他	
						計		
						23 その他の 応急措置		
						人		
						人		
						人		
						人		
						人		

用語の定義

用語		定義
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の破損、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には損壊部分はその住家の床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木などのたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公庁、学校、医療機関、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、医療機関、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
※ 非住家被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみを記載する。		
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)により国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	県道及び町道の一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害とする。

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 業 施 設	農林業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没等	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畔畦の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする
そ の 他	農産被害	農林業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	堆積土砂流出又は崩壊により、家屋・公共施設に一部損壊以上の被害を受けたものとする。
	地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	崖くずれ	崖くずれにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
その他	各項に該当しない被害とする。	

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者とする。
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

（注）定義のない用語について、関連用語の定義を類推して解釈すること。

第2項 通信運用計画

1 災害時の通信連絡の確保

災害時における通信連絡は、迅速かつ的確に行わなければならないので、次のような方法により確保する。

(1) 加入電話等の優先申込み

ア 加入電話の非常申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申し込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておく。

申込先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

イ 非常・緊急電報の申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記アの「災害時優先電話」から非常・緊急電報の申込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センタ	「115」

ウ 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無料）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

エ 臨時電話（有償）等の申込み

必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申し込む。

区 分	申 込 先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

(2) 専用電話、有線電気通信設備の利用

災害時において一般加入電話を利用することが困難な場合には、災害応急対策責任者は応急対策上必要な連絡のため、中国電力株式会社、県警察本部及びその他の関係機関の設置又は管理する有線通信施設を、その機関の業務に支障を与えない範囲において、基本法第57条及び第79条の規定により優先利用できるものとする。使用する際の手続きについてはその機関と協議して決める。

(3) 無線施設の利用

災害時において、有線通信施設を利用することができない場合に、人命の救助、災害の救援、災害情報の収集・伝達等応急活動に必要な通信手段として、県災害対策本部と市町間をネットワークする広島県総合行政通信網を利用する。更に必要とする場合は、中国地方非常通信協議会が策定した非常通信ルートをはじめ、関係機関の無線施設を利用する。

非常通信ルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

2 通信施設の応急復旧

被害を受けた通信施設の応急復旧は、施設の設置者が関係機関の協力を得て実施の責務を有する。

## 第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

### 1 目的

大規模災害時においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行うよう県に要請する。

### 2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察、海上保安庁及び中国地方整備局のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受ける。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努めるものとする。

### 3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災等における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

### 4 活動拠点の確保

町及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、町においては、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

### 5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

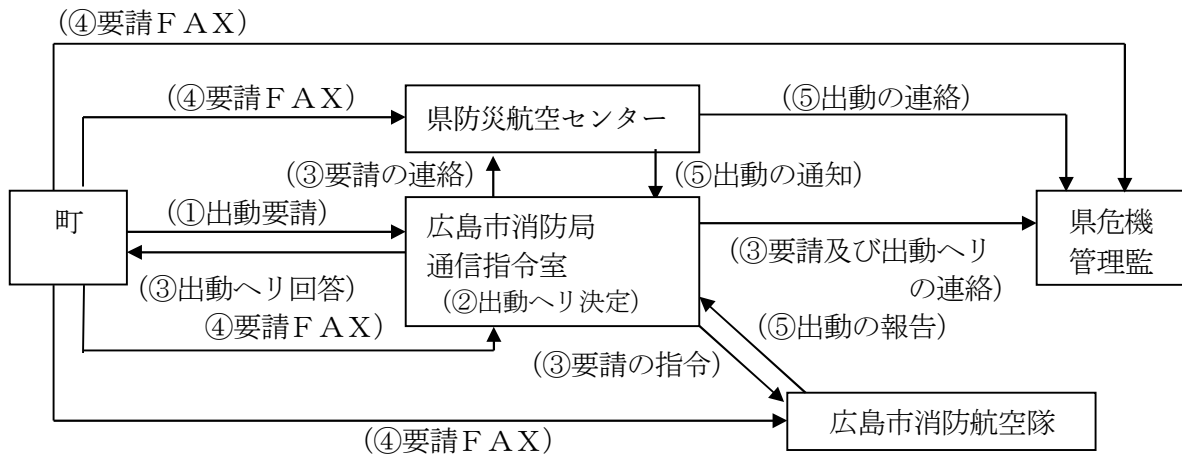
#### (1) 町からの支援要請

##### ア 支援の原則

町長は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に、県及び広島市に対し、出動を要請する。

##### イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



6 各機関への出動要請

(1) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）」等に基づいて応援要請する。

(2) その他組織のヘリコプター

ア 自衛隊 (自衛隊法)

町は、県に対して自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を要求する。


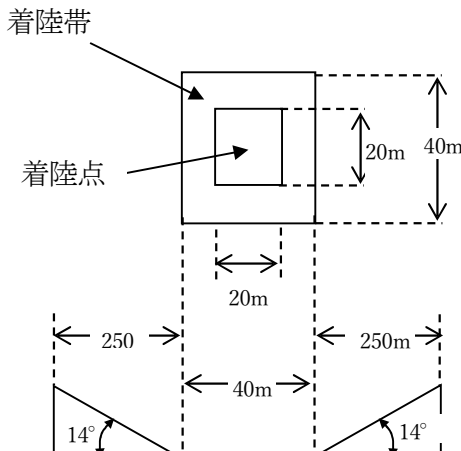



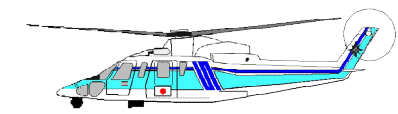

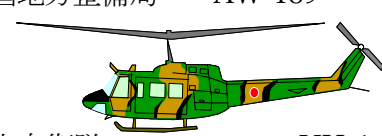
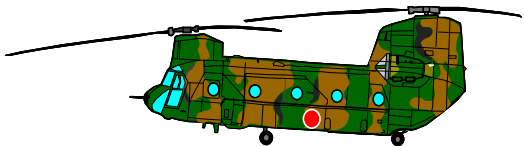
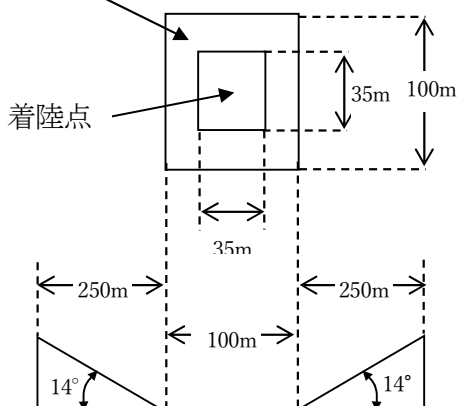
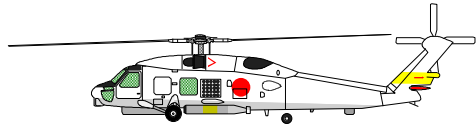

イ 海上保安庁 (海上保安庁防災業務計画)

町は大規模災害等により被害が拡大し、県等で保有する航空機では対応ができなくなった場合、海上保安庁に対応を要請する。(要請先：第六管区海上保安本部警備救難部)

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである

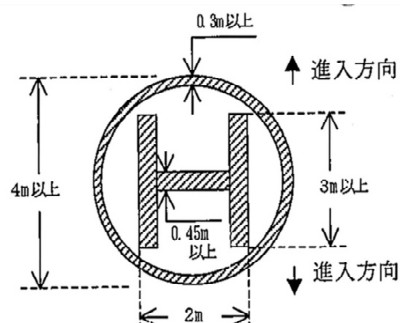
区分	消防・防災ヘリコプター 警察、自衛隊、海上保安庁等ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 AW-139	
	 広島市消防航空隊 AS365-N3	
	 広島県警察航空隊 AS365-N2	
	 海上保安庁広島航空基地 AW-139	
	 海上保安庁広島航空基地 S-76D	
	 中国地方整備局 AW-189	
	 陸上自衛隊 UH-1	
大型	 陸上自衛隊 CH-47	
	 海上自衛隊 UH-60	
	 海上自衛隊 MCH-101	



(2) 臨時ヘリポートの準備

町長及び災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。
- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配備については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をする。
- エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- オ 着陸地点には次図を標準とした㊦を表示する。



斜線内は通常白色（石灰）  
積雪時は赤色とする。

- カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。
  - キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、広島県災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡する。
- (3) 臨時ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所及び指定避難所との競合を避ける。

第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求について、必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣要請の要求基準

自衛隊の派遣要請の要求は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、町域内の防災能力をもってしては、防災上十分な効果が得られない場合、その他特に町長が必要と認める場合、自衛隊の災害派遣要請を知事に対して要求する。

なお、防衛大臣又はその指定する者（「陸上自衛隊第13旅団長等」以下「第13旅団長等」という。）は、自衛隊法第83条及び基本法第68条の2の規定により、町長から部隊等の派遣要請があり、事態やむを得ないと認める場合、又はその事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる場合は、速やかに部隊等を派遣して、災害救助活動を実施する。

3 災害派遣要請の対象となる応急対策の範囲

- (1) 被害状況の把握及び通報
- (2) 遭難者の捜索・救助
- (3) 消防
- (4) 水防
- (5) 人員及び救援物資の緊急輸送
- (6) 道路及び水路の啓開
- (7) 応急の医療、救護、防疫
- (8) 給食、給水及び入浴支援
- (9) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (10) 危険物の保安及び除去

4 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。

この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令
- (2) 町域内の他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 町域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 災害派遣要請の手続等

(1) 災害派遣要請の要求（依頼）

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

この際、その旨及び災害の状況を第13旅団長等に通知する。

イ 町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13旅団長等に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた第13旅団長等は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 町長は上記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

(2) 災害派遣要請の要求（依頼）手続

要請の要求（依頼）に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書に準じて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要求（依頼）文書には、次の事項を記載する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(3) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請者連絡先及び連絡方法

- (ア) 広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52  
電話 082-228-2111 内線 2783~2786  
(直通) 082-511-6720  
082-228-2159
- (イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸3-10-17  
電話082-251-5111  
(直通) 082-251-5114~5115
- (ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34  
電話 0848-86-8650

イ 要請先及び連絡方法

- (ア) 陸上自衛隊第13旅団長  
陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1  
第3部（防衛班）  
電話 082-822-3101 内線 2410  
(夜間・土日・祝日等) 内線 2440（当直幕僚）
- (イ) 海上自衛隊呉地方総監  
海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町8-1  
防衛部（オペレーション）  
電話0823-22-5511 内線2222  
(夜間・土日・祝日等) 内線2444（当直）
- (ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官  
航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1  
司令部防衛運用課  
電話 092-581-4031 内線2348  
(課業時間外) 内線2203（SOC当直）

6 災害情報の連絡

災害情報の交換は、本計画第3章の1第3節第1項3「災害情報の収集伝達」の定めるところにより行う。

7 災害地における調整

町長は自衛隊が要請の趣旨にそってその業務が円滑に実施できるよう、災害地における災害応急対策責任者相互間の業務の調整、応急対策実施箇所の調整、その他必要な事項について所要の措置をとる。

8 災害派遣部隊の受入れ

町長は、派遣部隊の受入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

- (1) 派遣部隊到着前
  - ア 派遣部隊等の受入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置  
担当部署 災害対策本部設置の際は総務班（平常時は防災安全課）
  - イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要な適切な施設（場所）の提供
  - ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場の準備（平常時から宿营地候補の検討を含む。）
  - エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材の準備
  - オ 臨時ヘリポートの設定（第3章の1第4節ヘリコプターによる災害応急対策計画による。）

- (2) 派遣部隊到着後
  - ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
  - イ 連絡（調整）員を救援活動現地に派遣する。
  - ウ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
  - エ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に通報する。

## 9 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

## 10 災害派遣部隊の撤収要請の要求（依頼）

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、撤収要請の依頼を知事に提出する。  
なお、撤収要請の依頼手続きは、派遣要請の要求に準じて行う。
- (2) 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

## 第2項 相互応援協力計画

### 1 方針

大規模災害が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関の協力を得て応急措置を実施する。

### 2 実施内容

#### (1) 知事等に対する要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。なお、原則として文書により行うこととするが、そのいとまがないときには、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- ア 災害の状況及び応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする職種別人員
- ウ 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- エ 応援を必要とする場所及び応援場所への経路
- オ 応援を必要とする期間

カ その他必要な事項

(2) 他の市町長に対する応援要請

町長は、町域内の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町に応援を求める。

(3) 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町の消防力だけでは対応できず、大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行う。

3 相互応援協定等の締結

町は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

4 受援に関する計画

町は、大規模な災害が発生し、町及び県内市町からの応援だけでは、十分な応急措置が実施できない場合、「熊野町災害時受援計画」に基づき、災害時の受援（応援の受入れ）対策を実施する。

5 応援要員の受入体制

災害応急対策を実施するに際して、町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、斡旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

6 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備する。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

第3項 防災拠点に関する計画

1 方針

この計画は、災害発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

2 防災拠点施設

町は、防災拠点施設として、町の東部、中央部、西部の各地域に防災拠点施設として防災交流センターを整備する。

なお、防災拠点施設は、備蓄倉庫、ペット避難の受入れ、シャワールーム等を整備し、長期避難に対応できる施設とする。

第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

施設名称	熊野中央防災交流センター	熊野東防災交流センター	熊野西防災交流センター
所在地	熊野町中溝1丁目11-2	熊野町初神1丁目11-13	熊野町神田15-4
床面積	1357.94㎡	1208.08㎡	307.72㎡

3 備蓄倉庫

町は、災害に備え、熊野町備蓄計画を策定し、その計画に基づき、資機材、毛布、食料及び飲料水等を備蓄する。また、熊野町防災備蓄倉庫は、災害が発生し、各地域から届けられた救援物資の集積所としての機能も有する。

施設名称	熊野町防災備蓄倉庫
所在地	熊野町中溝一丁目8番6号
床面積	199.62㎡
主な備蓄物資	食料品：クラッカー、液体ミルク、アルファ化米、飲料水等 生活必需品：毛布 防災資機材：発電機、ビニールシート、投光器、ヘルメット等

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 目的

この計画は、災害時における救出、救護、その他人の生命、身体、財産の保護及び遺体に対する措置について必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

実施責任者	実施事項	条 項
町長	災害時における身元不明、原因不明の遺体の取扱い	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第2条
県警察 消防機関	災害により住民の生命、身体、財産に危険が迫った場合、危機状態からの救出	警察法第2条 警察官職務執行法第4条 消防組織法第1条
警察官	災害による遺体の調査	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律
知事（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）により知事が実施を指示した場合は町長）	被災者の救出  遺体の搜索、埋葬及び障害物の除去	災害救助法第2条、第4条、第13条 災害救助法施行細則（令和元年広島県細則第46号）第1条  災害救助法第2条、第4条、第13条

3 実施方法

(1) 被災者の救出

ア 通常の場合

町長が救務責任を有するが直接の救出は消防機関、県警察がこれに当たる。

この場合、町長は救出担当機関と密接な連携を保ち救出作業が円滑に行われるよう配慮する。

イ 災害救助法を適用した場合

町長は、知事の補助者として消防機関、警察等関係者の協力により救出に当たる。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり救出を行う。

(2) 遺体の搜索、収容、埋葬等

ア 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の補助者として消防機関、その他関係者の協力のもとに災害救助法施行細則の適用基準に従い搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

イ 遺体の収容、埋葬等

(ア) 町長が行う措置

災害救助法が適用された場合において、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の収容、埋葬等を行う。

また、災害時における身元不明、原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により措置する。

(イ) 知事が行う措置

a 災害救助法による措置

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

知事は、災害救助法施行細則の適用基準にしたがい、保護者、引取人のない死体について、町長を補助者として死体の措置を行う。

b 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による措置

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第30条により遺体の移動制限及び禁止、埋葬の許可を行う。

(ウ) 県警察の行う措置

警察官は、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律により遺体を調査するなど所要の措置を行う。

ウ 障害物の除去

知事は災害救助法を適用した場合、災害救助法施行細則に定める適用基準により被災者の日常生活に著しい障害を及ぼすものを除去する。

また、知事が除去の実施を町長に委任した場合は、町長がこれを実施する。

#### 4 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

#### 5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の各部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

#### 6 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊及び職員等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

### 第2項 医療救護・助産計画

#### 1 趣旨

災害のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、町域内の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、町域内の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

#### 2 実施責任者及び実施内容

##### 【第Iステージ（災害発生直後の被災地域及び指定避難所開設時の支援）】

##### (1) 町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、熊野町医師会との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

##### (2) 県

ア 災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応



じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、町域内の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを設置する。

イ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を図る。

エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。

オ 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。

カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。

キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

ク 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。

ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意する。

コ 指定避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。

サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応する。

シ 県保健所は、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努めるものとする。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。

ス 県の医療機関等（県立病院、県保健所）は、災害により負傷した被災者に対し、応急的に医療救護活動を実施するものとする。

また、近隣医療機関等の被災状況を確認する等、被害情報の収集に努めるものとする。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは、「日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）」及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

町の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、「災害時の医療救護活動に関する協定

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

#### (7) 広島県歯科医師会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

#### (8) 広島県看護協会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

### 【第Ⅱステージ（町域内の医療機関、指定避難所の支援）】

#### (1) 町

ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

#### (2) 県

ア 大規模災害発生時には、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、町域内の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。

ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPA Tの派遣を要請する。

エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受療体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。

オ 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。

カ DWATの出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DWATの指揮・調整、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

#### (3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

#### (4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めるときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

#### (5) 日本赤十字社広島県支部

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めるときは、日本赤十字社法及び「災害救助又は応援の実施に関する委託契約書」に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

#### (6) 広島県医師会

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

ア 町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部保健医療調整本部や安芸地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努めるものとする。

#### (7) 広島県歯科医師会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

#### (8) 広島県薬剤師会

町又は県の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

#### (9) 広島県看護協会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

### 3 医療救護

#### (1) 医療救護班の編成及び救助活動

ア 医療救護に当たっては、町の医療機関の協力を得て、医療救護班を編成して行う。

イ 医療救護班は、町内の診療所等を単位として、医師1人、看護師2人、事務員1人をもって一班とする。必要に応じて町保健師を加える。

ウ 救護に必要な薬品及び衛生材料は、販売業者の協力を得て調達する。調達できないものがあるときは、あらかじめ医薬品卸売業者と調達方法について協議しておき、必要医薬品等の確保を図る。

#### (2) 災害救助法が適用された場合の医療救護

ア 医療の対象となる場合

(ア) 医療機関が被害を受け、診療のための人的、物的機能が停止した場合

(イ) 災害により町の医療機関の1日診療可能患者数をはるかに超える患者がある場合

イ 医療の範囲

(ア) 診察

(イ) 薬剤又は治療材料の支給

(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術

(エ) 医院又は診療所への収容

(オ) 看護

ウ 医療の方法

(ア) 原則として、町の救護班（(3)のアの(ア)及び(イ)）によって実施する。

(イ) 重病患者で、町の救護班では人的、物的に救護が困難な場合は、医院、診療所に収容して医療を実施する。

エ 医療救護期間

災害発生の日から14日間とする。特に必要がある場合は期間延長を行う。

### 4 惨事ストレス対策

医療・救護活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

### 5 助産

#### (1) 原則として医療救護に準ずる。

- (2) 災害救助法が適用された場合、次に定めるところによる。
- ア 助産の対象となる者  
災害発生以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため、助産の方途のなくなった者。
  - イ 助産の範囲  
分べんの介助、分べん前後の処置、衛生機材の支給
  - ウ 助産の期間  
分べんした日から7日以内
- 6 部隊間の活動調整  
災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

### 第3項 消防計画

- 1 目的  
この計画は、その施設及び人員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災等の災害による被害を軽減するための必要事項を定めることを目的とする。
- 2 実施責任者  
町及び広島市消防局（非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、県より必要な指示を受けることができる。）
- 3 実施方法  
応急対策は、「広島市消防局の消防計画」に定めるところにより実施する。
- 4 相互応援協力体制の整備  
町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援体制の強化を図る。
- 5 惨事ストレス対策  
消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。  
消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家に派遣を要請する。
- 6 部隊間の活動調整  
災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順・情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。  
また、災害現場で活動するDMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

### 第4項 水防計画

- 1 目的  
この計画は、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施責任者

町、消防機関等、水防協力団体、県、広島地方気象台、中国地方整備局は水防法の定めるところにより、それぞれの責任を有する。

3 実施方法

応急対策の実施は、「熊野町水防計画」の定めるところによる。

4 災害対策本部との関係

災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努めるものとする。また、水防本部は広島市消防局と相互に連絡を密にして、災害に対応する。

第5項 危険物等災害応急対策計画

1 目的

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物質（以下「危険物等」という。）を製造、貯蔵又は取扱いを行う事業所においては、危険物等の流失、出火、爆発等の災害が発生した場合、自衛消防組織等の活動により、被害を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を阻止する。

2 実施方法

(1) 危険物災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、危険物施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため、次の措置を実施する。

ア 危険物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(イ) 町及び県警察へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

(ウ) 自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関連企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

(エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

イ 町

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、次に掲げる措置をとるよう指示し、又は自らその措置を行う。

a 危険物の流失あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置

b 危険物の流失、出火、爆発等の防止措置

c 危険物施設の応急点検

d 異常が認められた施設の応急措置

また、必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により消防団等を出動させ、災害発生事業所の責任者等から報告、助言を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

(エ) 自己の消防力等では、対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

#### ウ 県

(ア) 関係機関から得た情報を総合し、町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

(イ) 町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

#### エ 県警察

(ア) 町、県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨町へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他の状況により必要と認められる応急対策

#### (2) 高圧ガス災害応急対策

当該事業所及び関係行政機関は、高圧ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は、爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防除するため、次の措置を実施する。

##### ア 高圧ガス施設等の所有者・占有者の措置

(ア) 製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、充填容器が危険な状態となったときは、直ちにこれを安全な場所に移し、又は水（地）中に埋める等の安全措置を講ずる。

(イ) 安芸消防署又は町長の指定する場所へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

#### イ 町

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに、災害の状況について情報収集を行う。

(イ) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 消防計画等により、消防団を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(エ) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

#### ウ 県

(ア) 製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対して、高圧ガス製造施設、貯蔵所の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止又は制限する。

(イ) 高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者、占有者に対して、その廃棄又は所在場所の変更を命ずる。

(ウ) 関係機関から得た情報を総合し、町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。

(エ) 町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は自ら必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

#### エ 県警察

(ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 高圧ガスの製造事業者、販売業者、貯蔵所の所有者又は消費者等に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、町職員が現場にいないと

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

き及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨を町へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他状況により必要と認められる応急対策

#### (3) 火薬類災害応急対策

火薬類関係施設等（火薬類の製造所、販売所、貯蔵所、運搬車両、消費事業所）の事業者及び関係行政機関は、火薬類関係施設等が火災等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に地域住民等への公共安全を確保するため、次の措置を実施する。

ア 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者

(ア) 火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけること。

通路が危険であるか又は搬送する余裕がない場合には、水中に沈める等安全な措置を講ずる。あるいは、火薬庫の入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(イ) 県警察、消防及び町へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

イ 町

(ア) 県へ災害発生について、直ちに報告するとともに災害の状況について、情報収集を行う。

(イ) 火薬類の所有者及び占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、火気使用禁止の広報、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去の指示等を行う。

(ウ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命ずる。

(エ) 製造業者（知事権限にかかるもの）、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

(オ) 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずる。

(カ) 火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずる。

(キ) 消防計画等により、消防団を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

(ク) 自己の消防力では対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

ウ 県

関係機関から得た情報を総合し、町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市に応援するよう指示する。

エ 県警察

(ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立

(イ) 製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫による災害の発生防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の制限、退去を命令する。なお、この場合は、その旨を町へ通知する。

(ウ) 負傷者の救出及び救護

(エ) その他状況により必要と認められる応急対策

#### (4) 毒物劇物災害応急対策

当該事業者及び関係行政機関は、毒物劇物施設等が火災、漏洩事故等により危険な状態となった場合、又は爆発等の災害が発生した場合に、地域住民等への危害を防止するため次の措置を実施する。

ア 毒物劇物施設の所有者、管理者及び占有者

(ア) 施設が危険な状態となったときは、直ちに毒物劇物を安全な場所に移動する等、飛散、流出等の防止対策を講ずる。

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

- (イ) 保健所、県警察又は消防機関及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。
- (ウ) 自衛消防隊その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じ、他の関係企業の応援を得て、延焼防止活動を実施する。  
なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。
- (エ) 消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告する。

#### イ 町

- (ア) 県、保健所、警察署及び消防本部へ災害発生について、直ちに報告する。
- (イ) 県、施設管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連絡をとり、危害防止のため必要があると認めるときは、広報活動、警戒区域の設定、住民の立入制限、退去等の指示等を行う。
- (ウ) 消防計画等により、消防団を出動させ、災害発生事業所の責任者等からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係事業所等の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (エ) 自己の消防力等では、対処できない場合は、広島県内広域消防相互応援協定等に基づいて、他の市町及び消防本部に対して応援を要請する。

#### ウ 県

- (ア) 関係機関と密接な連絡をとり、毒物劇物の流出等のおそれのある作業等の停止措置、流出漏えいした毒物劇物の回収又は毒性の除去その他保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずる。
- (イ) 町の実施する応急措置について、必要があると認めるときは、指示を行うとともに、他の市町に応援するよう指示する。
- (ウ) 町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

#### エ 県警察

- (ア) 県及び関係機関との連絡・通報体制の確立
- (イ) 毒物劇物を製造、販売、及び業務上取扱う事業所に対し、危害防止のための措置をとるよう命令し、又は自らその措置を講ずる。また、町職員が現場にいないとき及び必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。なお、この場合は、その旨を町へ通知する。
- (ウ) 負傷者の救出及び救護
- (エ) その他状況により必要と認められる応急対策



## 第7節 交通、輸送応急対策計画

## 1 目的

この計画は、災害時において、交通、輸送の機能が途絶し、又は混乱した場合において、これらの機能又は秩序を速やかに回復し、緊急輸送を円滑に行うため必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 交通秩序応急対策

## (1) 災害時における交通の規制

町は、県公安委員会と連携し、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

## ア 被災地及び周辺における優先通行

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

## イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

## (2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、町と連携し、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間やう回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

## ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

## イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

## (3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限しようとするときには、あらかじめ当該道路管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は当該措置をとることができる。

ウ 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下、「車両等の占有者等」という。）に命ずることができる。

（ア）道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

（イ）指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

（ウ）車両等の移動

道路管理者等は、占有者等への移動命令又は道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等は、やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

（エ）土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

（オ）損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

（4）関係機関との連携

ア 町は、県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関及び関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力する。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 障害物の除去等については、道路管理者、県警察及び自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。

（5）緊急通行車両の確認に伴う標章及び証明書

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は区間を指定して行った場合、町は、県公安委員会に緊急通行車両の確認を申請し、別記1に掲げる緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

（6）緊急通行車両等の事前届出・確認

ア 町は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両を事前に県公安委員会に届出しておくものとする。

イ 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に使用する計画がある車両とする。

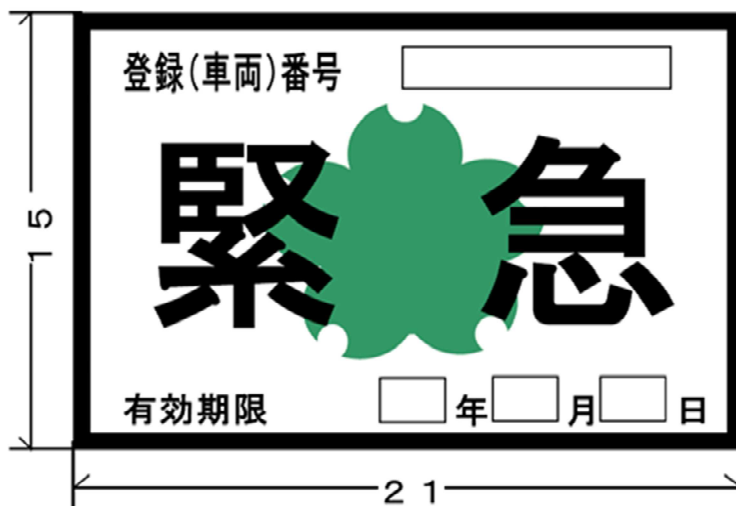
（7）緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 前項の届出により、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証が交付される。災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部（交通部交通規制課）、最寄りの警察署等

に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章が交付される。

イ 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに、交付を受けた警察署へ返還する。

別記1



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

3 交通施設災害応急対策

(1) 実施責任者

道路管理者（町、県）

(2) 実施基準

交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 孤立地域の解消。

イ 広域間の幹線交通の確保。

ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

(3) 実施方法

道路管理者は、管理する道路の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

4 交通マネジメント

町は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を県へ要請することができる。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

5 応急輸送対策

- (1) 被災者及び災害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。
- (2) 災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、町長は関係者の協力を得て斡旋する。
- (3) 町長は輸送力を確保できない場合は、知事に協力斡旋の要請をする。

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

1 趣旨

災害未然防止のための避難の指示及び避難した者の保護のため、必要となる避難所の開設等について明記し、生命、身体、財産の保全を図る。

2 指定避難所の開設

(1) 指定避難所設置義務

町は、災害により被害を受けた者又は受けるおそれのある者で避難を必要とする者を、一時的に入所させ保護することを目的に指定避難所を開設する責務を有する。災害救助法が適用され、知事が実施を委任した場合、町長は実施責任者として（災害救助法第13条及び災害救助法施行令第17条による）、災害が発生した日から7日以内（特に必要な場合は延長を行う）の間、指定避難所を開設して救助にあたる。

(2) 指定避難所

指定避難所は、防災交流センター、ふれあい館、町民体育館、学校等の公共施設を利用する。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り早期から開設するよう務めるものとする。

(3) 福祉避難所

施設がバリアフリー化されているなど、指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のために特別の配慮がなされた条件で指定した指定避難所のことである。老人福祉センター、社会福祉施設等の既存施設を利用する。

また、町は福祉避難所として利用可能な施設に関する情報を収集し、施設管理者と十分調整し、協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定する。

(4) 指定避難所の把握及び周知

指定避難所及び福祉避難所の所在地、名称、概況、収容可能人数とその実態を把握するとともに関係者に周知する。

3 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練を実施する。

指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借上げる等、多様な指定避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

4 指定避難所の管理運営

指定避難所の運営に当たっては、町、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に連携・協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるものとする。

町は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、災害発生後の迅速な指定避難所の開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織と協力し、施設の速

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引き取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

- (1) 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

- (2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や避難者の心身の健康の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう、男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

- (3) 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるものとする。

- (4) 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の数量を把握し、効率的に配給する。

- (5) 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には、特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

- (6) 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康推進課と防災安全課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- (7) 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

- (8) 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

- (9) 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

- (10) やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする。

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

- (11) 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、指定避難所での受け入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

- (12) 町は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、県の応援職員の派遣などの支援受け入れを行う。

#### 5 一時避難場所の開設

- (1) 町は、町民がより避難しやすい環境を整えるため、土砂災害（特別）警戒区域外に存する老人集会所、コミュニティセンター及び地区集会所等を一時避難場所として、開設するよう自治会、自主防災組織等に協力を要請する。なお、一時避難場所の運営に当たっては、自治会、自主防災組織、ボランティア団体等が相互に連携・協力して地域避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるものとする。
- (2) 一時避難場所の開設は、原則、1日以内とし、それ以降の長期避難となる場合には、避難者は、町が開設する指定避難所へ移動することとする。
- (3) 一時避難場所における食料、飲料水及び生活必需品等の数量を把握し、効率的に提供する。
- (4) 一時避難場所の開設について、町は、あらかじめ自治会、自主防災組織等と協議する。

#### 6 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受け入れ状況、避難の長期化等を考慮して町外への広域的な避難、指定避難所や応急仮設住宅等への受け入れ等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請する。

県は、町からの要請を受けた場合など、支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

また、被災者の広域避難にあたり輸送手段の確保が必要な場合、県は、運送事業者である指定地方公共機関等に対し、被災者の運送を要請する。

なお、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が行えなくなった場合、県は町に代わり必要な手続きを行う。

町及び県は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

#### 7 帰宅困難者対策

道路の寸断や公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等へ広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行う。

### 第2項 災害広報・被災者相談計画

#### 1 目的

この計画は、災害時における住民の不安解消、混乱の防止を図り、また被災者の生活再建等を支援するため、各防災関係機関が実施する広報・被災者相談に関して必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 実施方法

##### (1) 広報活動

##### ア 広報責任者

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

各防災関係機関は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めるときは、各防災関係機関が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

#### イ 広報の目的

各防災関係機関は、災害発生直後には、パニック、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。

#### ウ 広報機関による広報の内容

町は、消防機関、県警察、その他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

##### (ア) 広報の内容

###### 〈災害発生直後の広報〉

- a 気象等に関する予警報及び情報
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気、ガス、水道等の措置）
- g その他必要な情報

###### 〈応急復旧時の広報〉

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 住民の安否に関する情報
- i 被災宅地危険度判定に関する情報
- j その他生活情報等必要な情報

##### (イ) 広報の方法

- a 防災行政無線放送による広報
- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織、自治会組織等を通じたの連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む。）
- k 登録制メール、緊急情報メール、SNSの活用

##### (ウ) 放送機関に対する放送の依頼

町長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、知事を通じて、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼する。



エ インターネットを利用した広報の留意点

災害発生時において、ホームページは重要な情報源であることから、簡易版ホームページの開設やミラーサーバ等を立ち上げるなど、アクセス集中による閲覧障害を回避するよう努めるものとする。

オ 災害に係る記録写真の取材

災害が発生した場合、災害応急対策責任者はできるだけ災害記録写真等の取材に努め、取材条件を添え、整理保存し、町又は各関係機関から要請があった場合、自己の業務に支障を及ぼさない限り記録写真等の貸与又は提供をする。

(2) 被災者相談活動

ア 被災者相談機関

町は、災害が発生したときには、被災者の生活環境の早期改善のため、速やかに被災者又は関係者からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等に対処する

イ 相談方法

町は、被災者等からの相談・問合せに応じるとともに、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び避難場所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

(3) 安否情報の提供等

町又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

第3項 住宅応急対策計画

1 趣旨

災害が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を受入するための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講ずる。

2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設）
- (2) 町営住宅、コーポラス熊野、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- (3) 災害救助法第4条第6号に規定する被災した住宅の応急修理
- (4) 民間賃貸借住宅の情報提供等

3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき町長と協力して避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借上げを含む）及び施設の確保に努めるものとする。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について町長に実施を委任したときは、町長が実施する。

4 応急仮設住宅の建設

- (1) 供与の対象とする者

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失、若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、町長は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

#### (2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

#### (3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行う。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事自ら実施する。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮する。

#### (4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

##### ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定する。この場合、別途確保し供与する公営住宅、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案する。

##### イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮して、あらかじめ把握している公有地で確保する。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

### 5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく住宅の応急修理については、知事が町長に実施を指示し、町長が実施する。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は知事自ら実施する。

#### (1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

#### (2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

#### (3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

町長は、対象住宅の決定に際して、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により、県の行う対象住宅の調査に基づき意見を提出する。

#### (4) 必要資機材及び従事者の確保

必要資機材及び従事者の確保については、協定締結団体の協力を得て、知事が行う。

#### (5) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

### 6 町営住宅及びコーポラス熊野の提供

被災市街地復興特別措置法第21条の適用がある者について受入れを行う。

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町営住宅等の一時的な目的外使用許可による収容施設の検討も考慮する。

7 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。

また、実施のための必要な事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 町は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との連絡調整及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 町は、県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士等の養成を行う。

(2) 建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町は、地震被害に備え、建築判定実施本部の体制について、あらかじめ整備しておく。

(3) 応急危険度判定の実施

ア 町は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 町は、県及び建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 町は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

(4) 町と県間の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、速やかに県に連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

8 被災宅地危険度判定

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

(1) 事前対策

町は、的確な宅地判定を実施するため次の事項についてあらかじめ定めておく。

ア 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

イ 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

ウ 宅地判定実施方法の決定等の基準

エ 初動体制整備のための宅地判定士の養成、確保

オ 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

カ 判定資機材の調達、備蓄

キ その他必要な事項

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、土砂災害警戒区域図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備する。

イ 町長は宅地判定実施本部をあらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、大地震又は豪雨の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断した時は、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定実施のための支援を知事に要請することができる。

イ 知事は、町長から支援要請を受けた場合は、宅地判定支援本部を設置し、宅地判定士に協力を要請する等、必要な支援措置を講ずる。

ウ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講ずる。

エ 町及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動についての輸送手段の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行う。

オ 県は、所定の判定用資機材が不足する場合は、町に代わってこれを調達する。

(4) 県と町の連絡調整

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡する。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告する。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 趣旨

町は、災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者

町長

3 実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない時は、知事に応援を要請する。

4 実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に務める。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、町が開設する指定避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

5 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 避難所に入所した者

(2) 住家の被害が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等へ入院や入所しているものも含む。）

(4) 前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

6 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲内で行う。

7 その他

実施に当たっては、区域内の施設を利用し、女性会等の協力を得て実施する。

災害の規模等において食料が不足する場合は、食料業者の協力を得て実施する。

第2項 給水計画

1 趣旨

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることのできない者に対し町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は連携して最少限度必要となる飲料水を確保する。

2 事前対策

町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、水道施設の耐震性向上や緊急時の給水確保、緊急対応体制の強化に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておく。

3 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれに定めるものが供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事 (知事が実施を指示したときは町長)	災害救助法第4条、第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長、水道事業者、 水道用水供給事業者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は 水道用水供給事業者	水道法（昭和32年法律第177号）第40条

なお、災害救助法等が適用される前においては、水道により水を供給しているときは、その水道事業者が供給の責務を有する。

4 給水の基準

(1) 災害救助法による飲料水の供給

災害のため、飲料に適する水が得られない場合は、7日間以内（必要な場合延長ができる）の期間供給する。

(2) 感染症予防上必要と認め知事が井戸等の施設の使用停止を命じた場合、その停止区域の住民に対して、1人1日20ℓ程度を停止期間中供給する。

(3) 水道法による水道用水の供給

災害等により水道施設が被害を受けた場合、緊急に水道用水を補給することが、公共の利益のために必要かつ適切な場合、知事は他の水道事業者又は水道用水供給事業者に対して、期間、水量、方法を指示して供給させる。

5 飲料水等供給方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、連携して次の措置を講ずる。

(1) 給水用水源の確保

浄水場や配水池等の給水用水源を確保する。

(2) 給水活動

水道施設に被害がないことを確認した場合は、給水先の被害状況を確認後、水道水の供給を継続する。飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、給水車等による応急給水を実施する。

(3) 給水広報

応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図るとともに、衛生上の注意についても広報する。

(4) 応援要請

給水車や給水資機材が不足する等、給水活動が困難な場合は、他の水道事業者や日本水道協会等に対し応援を要請する。

第3項 生活必需品等供給計画

1 趣旨

災害により一時的に生活の途を失った被災者に対し、生活必需品の応急確保に努め、災害救助法による被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う。

2 実施責任者

町長（知事の補助執行者として）

なお、災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定に基づき、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

3 実施基準

(1) 適用範囲

住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

(2) 適用期間

災害発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期間の延長を行う。

4 生活必需品等の範囲

(1) 寝具（毛布等）

(2) 外衣（ジャージ等）

(3) 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）

(4) 身の回り品（タオル、サンダル等）

(5) 炊事用具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）

(6) 食器（コップ、皿、箸等）

(7) 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨き、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）

(8) 光熱材料（LPガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

5 実施方法

(1) 調達方法

被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町村に対し、応援を要請する。

(2) 配分

町長は、被服等生活必需品等を、被災者に円滑に供給することに努めるものとする。

第4項 救援物資の調達及び輸送計画

1 方針

県内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は、町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、市町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

2 物資の調達及び受入体制

- (1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、指定避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。
- (2) 物資の調達が困難な場合には、知事に対して応援を要請する。
- (3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努めるものとする。

3 物資の輸送

- (1) 県は、広島県トラック協会へ物資輸送の要請を行う。
- (2) 県は、広島県トラック協会に対して、県や町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- (3) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会は、物資を輸送する際に、必要に応じ、避難所のニーズ等の聞き取りを行い、町への報告に努めるものとする。
- (4) 物資輸送車両等の燃料確保について、県は国への要請や関係機関との連携により確保に努めるものとする。



## 第10節 保健衛生・防疫・遺体の取扱いに関する活動

## 第1項 防疫計画

## 1 目的

この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

## 2 防疫

## (1) 感染症の発生予防・まん延防止のための措置

町は、感染症の発生予防及びまん延防止のため知事から措置を実施するよう指示があったときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等について措置を実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この表において「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新感染症 指定感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新感染症 指定感染症

## (2) 防疫活動

災害時については、(1)による通常の防疫措置のほか、次の防疫活動を計画する。

## ア 検病検査

災害時に感染症患者が発生した場合、発生の状況を的確に把握し、患者及び無症状病原体保有者の早期発見に努め、入院、病原体に汚染された物件の消毒その他適切な予防措置を講ずるため、県は検病調査を行う。

## イ 町の防疫活動

## (ア) 防疫活動

町は、知事の指示に従い感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等及び生活の用に供される水の供給を実施する。

## (イ) 被害の状況報告

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

町における被害状況は、関係者の協力により速やかに把握し、これを「第3節災害情報計画」により県に報告する。

#### （ウ）防疫計画の作成及び報告

町長は、知事の指示に従い防疫計画を作成し、計画の概要及び防疫活動状況を県に報告する。

## 第2項 保健活動計画

### 1 方針

災害発生時において、被災地及び避難所においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、健康状態の悪化や災害関連死を防ぐため、被災者の健康管理について必要事項を定め、担当部署の保健師等による保健活動を実施する。

### 2 保健活動

#### （1）情報収集

災害対策本部から避難所の開設状況、避難者の状況等町内の被災状況を情報収集し、保健活動の活動体制を構築する。

#### （2）避難所における保健活動

ア 避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 避難者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

ウ エコノミークラス症候群、生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等疾病予防のための健康教育・健康相談及び栄養相談を行う。

エ 避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。

オ 上記の活動において、職員の活動体制の整備を行うと共に、県及び保健所等応援機関との連絡調整を行う。

#### （3）避難所外における保健活動

ア 被災地域において、被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。

イ 被災者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。

ウ 感染症、ストレス等災害による健康障害の予防のため、巡回健康相談を行う。

エ 被災者のストレスに対する心のケアを行うと共に、必要時県及び保健所を通じて、専門機関へ連絡調整を行う。

オ 活動において、必要に応じて町内の自治会、民生委員児童委員等の地域の関係機関と連絡調整を行う。

## 第3項 遺体の搜索、取扱い、埋葬等計画

### 1 方針

災害により、死亡者が発生した場合、町及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、処理及び埋火葬等を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、遺体の取り扱いを遅滞なく進める。

### 2 遺体の搜索

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助者として消防機関その他関係者の協力のもとに、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の搜索を行う。

なお、知事が町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり遺体の搜索を行う。

### 3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、町は次の措置を行う。

- (1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処理する。
  - ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。
  - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため、短時日に埋火葬等ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行った上で特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋葬等の処置をとるまで一時保存する。

### 4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、町が平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬に必要な物資が十分に確保できない場合も同様とする。

なお、埋葬等に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、県警察その他関係機関に連絡した後に措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による遺体の移動制限等
  - ア 知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症または指定感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、遺体の移動を制限し、又は禁止する場合がある。
  - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の許可を受けたときは埋葬することができる。
  - ウ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 交通施設の応急復旧活動

道路、橋梁等の管理者は、災害により施設に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整の上、応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

河川管理者は、災害により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防設備等

町及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、対策を講じるとともに、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町、県及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、町民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

1 目的

この計画は、電力、ガス供給施設、水道施設及び下水道施設の公共性にかんがみ、災害時におけるこれらの施設の応急対策について必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 電力施設災害応急対策

### (1) 実施責任者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及びその他の電気事業者は、防災業務計画の災害対策計画に基づき、県内の電気工作物を災害から防護し需要電力を確保する責任を有する。

### (2) 実施方法

ア 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

(ア) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、防災業務計画の定めるところにより応急対策及び復旧工事を実施する。

(イ) 中国電力ネットワーク株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、社内に災害対策（準備）総本部を設置したとき及び大規模な被害又は重大な事故が発生したときは、被害状況、復旧目標、復旧状況等について次の伝達経路によって町に伝達する。



(ウ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他の電力会社へ応援を依頼する。

(エ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、災害時における混乱及び感電事故等を防止するため、報道機関による報道、広報車による巡回放送及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等によって、復旧の見通し、被害地区における電気施設、電気機器使用上の注意等について、住民に対する広報活動を行う。これに伴い、町は必要に応じて、停電の状況等について、防災行政無線により住民に対する広報活動を実施する。

(オ) 中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社は、自己の電気工作物の事故等の応急対策の実施に当たって、他の公共施設に与える影響を十分配慮して実施する。

イ その他の電気事業者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社の場合に準じて災害応急対策計画を作成し、計画性と公共性の配慮のうえ、応急対策を講ずる。

## 3 ガス施設災害応急対策

### (1) 実施責任者

ガス事業者は、ガス工作物を災害から防護し、ガスの安定供給を確保する責任を有する。

ガス事故による災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、消防機関、県警察等は自己の所掌事務を通じて処理し、協力する。

### (2) 実施方法

ア ガス事業者は、ガス保安関係法令及び自己の定める災害対策計画により応急対策を実施する。

イ ガス工作物に関する災害が発生したときは、事故の態様に応じ、直ちに消防機関又は警察署に速報し、応急対策を講ずるとともに、事故の状況、復旧見込み等を最も適切な方法で需要者その他の関係者へ通報する。

ウ ガス事業者は、あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保するとともに、必要に応じて請負工事業者等へ応援を依頼する。また、状況によっては、広域的な応援・受援計画により他のガス会社へ応援を依頼する。

エ 災害により、ガス供給が不可能になった場合は、ガス供給業者は可能な限りこれに代わる適当な燃料が確保されるよう努めるものとする。

オ ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホーム

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

ページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼する。

#### 4 水道施設災害応急対策

##### (1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

##### (2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるとともに、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、指定水道工事事業者、日本水道協会等に応援を要請し、必要に応じ、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

##### (3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

#### 5 下水道施設災害応急対策

##### (1) 実施責任者

町（下水道管理者）

##### (2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確立に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

##### (3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼する。

##### (4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

### 第3項 その他施設災害応急対策計画

#### 1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

町での措置が極めて困難な場合、県に災害対策基本法に基づく応援を要請する。

#### 3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第4項 廃棄物処理計画

1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は、町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施</li> <li>仮置場の設置運営</li> <li>廃棄物の運搬・処分等</li> <li>県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整</li> <li>被災市町への事務支援、人的支援</li> <li>被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により、災害廃棄物の処理を実施</li> </ul>

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は、必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合は、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容の調整・分担などをして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努めるものとする。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

町は、廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

区分	機能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

#### (6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制構築や民間との連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク

(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等を通じて情報を収集するとともに連携に努める。

#### 5 災害廃棄物処理実行計画

町は、発災後、国が作成するマスタープランや町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。



第12節 ボランティアの受入れ等に関する計画

1 方針

町・県及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

災害時において町が災害対策本部を設置した際には、必要に応じて町社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に行うため、ボランティアセンターを設置する。

また、町社会福祉協議会が設置する町被災者生活サポートボランティアセンターは、県社会福祉協議会の設置する広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受入れや活動支援、情報収集・発信などを行う。

(2) 町災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、町被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(3) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行う。

(4) 町被災者生活サポートボランティアセンターの機能

県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部と連絡・調整し、ボランティアなどの受入れや活動支援を行う。

ア 被災者の支援ニーズ等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から町被災者生活サポートボランティアセンターに対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんができる。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

(5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）の国庫負担

町に災害救助法が適用された際、県から事務の委託を受けた町が、共助のボランティア活動

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

と町の実施する救助の調整事務について、町社会福祉協議会が設置する町被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）に委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができるものとする。

#### 3 専門ボランティア

町は専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

#### 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、防災交流センター、ふれあい館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

#### 5 災害情報等の提供

町は、町被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、町被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

#### 6 ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮する。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

#### 7 ボランティア保険制度

町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努めるものとする。

## 第13節 文教計画

## 1 目的

この計画は、災害時において、園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、災害後の生徒等の不安感の解消に努め、教育活動が円滑に実施できるよう応急教育の実施その他必要な事項について定めることを目的とする。

また、町は災害発生時において学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努めるものとする。

## 2 避難対策

## (1) 学校の管理者

ア 町立学校	町立学校長
イ 県立学校	県立学校長
ウ 私立学校	私立学校長

## (2) 休業等の実施

学校長は、町長との連絡調整により異常気象の情報収集に努め、必要に応じ休業等の措置をとる。部分休業により生徒等を帰宅させる場合には、気象状況及び通学経路の状況について十分注意する。

## (3) 避難の実施

学校長は、災害が発生した場合又は町長が警戒レベル4避難指示等を発令した場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努めるものとする。

## 3 生徒等への相談活動

学校長は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行いながら精神的な不安感の解消に努めるものとする。

## 4 応急教育対策

## (1) 応急教育の実施

## ア 実施責任者

(ア) 町立学校	町立学校長
(イ) 県立学校	県立学校長

## イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議のうえ、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者は、町教育委員会又は県教育委員会に要請し斡旋を受ける。

## ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努めるものとする。なお、被害の状況により、必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努めるものとする。なお、二部授業を行うときは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により町教育委員会を經由して県教育

委員会に届け出る。

(オ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

(カ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努めるものとする。

(2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童、生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努めるものとする。

イ 教科書等学用品の支給

災害救助法が適用された場合は、知事が教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を町長に委任した場合は、町長が実施する。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、大規模半壊、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（運動靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる。

(エ) 支給申請の期限

- a 教科書及び教材 1ヵ月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合は、学校長は、町教育委員会又は県教育委員会にその状況を報告する。

この場合において、県教育委員会は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食施設及び給食用物資等に被害を受けた場合、実施責任者はその状況を町教育委員会又は県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、給食開始に必要な物資の確保・配分等に努めるものとする。

ウ 被災地においては、伝染病発生のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

(5) 通学路等の確保

災害が発生し又は発生のおそれがある場合、通学時において生徒等を災害から保護するために、町長は関係者と緊密な連絡をとり次のような対策を講ずる。

ア 災害危険箇所（水害時における道路橋梁の決壊等）の実態を把握し、危険予防のため町教育委員会は校長と協議し、通学方法についての指示、その他必要な措置を講ずる。

イ 道路等の交通確保等については第3章の1第15節において記述する。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校長は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

### 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期す。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努めるものとする。

- (2) 学校長は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

#### 6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

- (1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期す。

- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

#### 7 文化財に対する対策

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会へ被災状況を報告する。

- (2) 町教育委員会は、町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国・県指定文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

## 第14節 災害救助法適用計画

## 1 目的

この計画は、災害に際して被災者の救難、救助その他応急的保護に関して必要な事項を定めることを目的とする。

応急救助は、関係法令の規定により、実施責任者が定められている場合はその実施責任者が、その他の場合は、町長が町内の住民、団体の協力を得て第一次的に実施すべき責任を有するものであるが、この節においては、主として各法令の適用を受けて実施する応急救助について、その実施責任者、実施の大綱及び相互の総合調整等を定める。

## 2 災害救助法適用

## (1) 趣旨

知事は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある町に対し、災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、災害救助法を適用した場合には、避難所の設置による応急救助を実施する。

ア 避難所の設置

イ 応急仮設住宅の供与

ウ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

エ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

オ 医療及び助産

カ 被災者の救出

キ 被災した住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 遺体の捜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

## (2) 災害救助法の適用範囲

ア 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

(ア) 町域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」以上であること。

(イ) 県域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」以上であること。

(ウ) 県域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町域内の住家滅失世帯数が多数であること。

(エ) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

(オ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(注) 滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

イ 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。

(同法第2条第2項に定める適用)

(ア) 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）を設置し、当該災害対策本部の所管区域として、県が告示されている

こと。

(イ) 町が、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

(3) 災害救助法の適用手続き

ア 町における災害が前記(2)のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

イ 県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めた時は、国から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに、法に基づく救助の実施について、町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

(4) 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおりである。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合、県に要請し、県は内閣総理大臣との協議により、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要のある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、大規模半壊、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情	災害発生の日から10日以内

	により既に死亡していると推定される者	
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物を除去することができない者	災害発生の日から10日以内
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の捜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

(5) 町長への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、知事が町長に実施を委任した事務については、町長が実施責任者となり実施する。

なお、町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確にするなど、調整を行っておく。



第15節 主な災害の特質及び対策の計画

1 長雨対策

(1) 災害の特質

- ア 被害は長期間にわたり徐々に発生する。
- イ 日雨量、連続雨量が大きくない限り、施設被害は比較的少ない。
- ウ 農産物被害、伝染病発生等の被害が多い。

(2) 応急対策

- ア 体制
  - 被害発生状況によって体制を決める。
- イ 対策事項
  - (ア) 病虫害防除及び指導
  - (イ) 再生産のための手段の確保及び指導
  - (ウ) 天災融資法の適用等被害農家に対する資金対策
  - (エ) 防疫、廃棄物処理その他の保健衛生対策
  - (オ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

2 豪雨、台風による洪水の対策

(1) 災害の特質

- 台風、梅雨前線等による大雨で、河川が増水し、人的、物的被害に至る。
- また、雷雨等で局地的に豪雨が集中し、河川が増水による人的、物的被害を起こすこともあり、いずれの場合も短時間に甚大な被害をもたらす。

(2) 応急対策

- ア 体制
  - (ア) 注意報発表等により注意体制
  - (イ) 警報発表等による警戒体制、水防本部設置（被害発生状況により、災害対策本部を設置する。）
- イ 対策事項
  - (ア) 護岸の補強及び応急復旧
  - (イ) 交通、通信手段の確保
  - (ウ) 避難の指示
  - (エ) 障害物の除去
  - (オ) 救難、救助
  - (カ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
  - (キ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生活動
  - (ク) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
  - (ケ) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
  - (コ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
  - (サ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
  - (シ) 治山・治水対策
  - (ス) 家畜衛生及び家畜飼料対策

3 長雨、豪雨による土石流・がけ崩れ等対策

(1) 災害の特質

- 土砂災害は、局地的な集中豪雨、台風等により、急な谷川や谷の出口の扇状地、急しゅんな土地などに多く発生し、短時間で人的、物的被害が発生する。

(2) 応急対策

- ア 体制

## 第3章の1 災害応急対策計画（基本編）

- (ア) 注意報（大雨、洪水）の発表等により注意体制に入る。
- (イ) 降雨状況、災害の発生状況により、注意体制から必要な体制に入る。

### イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 交通、通信手段の確保
- (ウ) 救難、救助
- (エ) 障害物の除去及び施設の応急復旧
- (オ) 食糧、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (カ) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (キ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (ク) 農作物、畜産物の集出荷対策及び農業用施設の応急復旧
- (ケ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策
- (コ) 林産物の集出荷対策及び林業用施設の応急復旧
- (サ) 治山・治水対策
- (シ) 家畜衛生及び家畜飼料対策

## 4 風害対策

### (1) 災害の特質

雨を伴わない台風や竜巻等による強風、波浪、高潮等により火災、海難等の災害、港湾、海岸施設、農水産物、家屋等の被害が発生する。

風が非常に強い場合は、強風により人的被害や家屋、樹木、鉄塔、電柱の倒壊等が広範囲にわたって発生する。

また、強風により、海水が吹き上げられ、農作物等の被害や停電が発生する。

### (2) 応急対策

#### ア 体制

- (ア) 注意報発表等により注意体制に入る。
- (イ) 災害発生により注意体制から必要な体制をとる。

#### イ 対策事項

- (ア) 避難の指示
- (イ) 護岸の補強及び応急復旧
- (ウ) 交通、通信手段の確保
- (エ) 災害広報
- (オ) 障害物の除去
- (カ) 救難、救助
- (キ) 食料、飲料水、生活必需品の確保等民生安定対策
- (ク) 防疫、廃棄物の処理その他の保健衛生対策
- (ケ) 中小企業者の事業用資産等の被害に対する資金対策
- (コ) 農林産物被害に対する対策
- (サ) 天災融資法の適用等被害農林業者に対する資金対策

## 5 地震対策

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）において定める。

## 6 林野火災対策

### (1) 災害の特質

一度発生した林野火災は、防御活動に幾多の困難を伴うとともに、これが拡大すると相当の被害をもたらす。

(2) 応急対策

ア 体制

災害発生状況によって広島市消防局と連携し、順次必要な体制をとる。

イ 対策事項

(ア) 火災の予防

- a 巡視、監視等の強化
- b 広報宣伝の充実
- c 発生原因別対策

(イ) 火災の警戒及び防御

- a 火災の警戒
- b 情報伝達の徹底
- c 森林防火管理
- d 消防活動の促進
  - (a) 林野火災用消防資機材の整備
  - (b) 消防団員の教育訓練の充実

7 突発的災害対策

(1) 災害の特質

大規模火災などの事故は、突発的かつ、多くの死傷者が発生するおそれがあり、迅速な被災者の救出及びその支援のための措置をとる必要がある。

(2) 応急対策

ア 体制

多くの死傷者を伴う大規模な事故が発生したときには、警戒体制をとり、災害応急対策責任者との連携のもとに、情報収集、連絡活動及び災害応急措置を実施するとともに、事態の推移に伴い、必要に応じて非常体制に移行し、災害対策本部を設置する。

また、必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。

イ 対策事項

- (ア) 救助活動の促進
- (イ) 情報の収集及び災害状況の把握
- (ウ) 避難の指示
- (エ) 国、県への報告
- (オ) 防災関係機関への応急措置の要請
- (カ) 二次災害の防止措置の実施



## 第3章の2

### 災害応急対策計画（震災対策編）



第1節 基本方針

この計画は、地震が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害発生の防衛及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 ヘリコプターによる災害応急対策に関する事項
- 4 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 5 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 7 避難の受入れ及び情報提供活動に関する事項
- 8 救援物資の調達・供給活動に関する事項
- 9 保健衛生・防疫・遺体の取扱い活動に関する事項
- 10 公共施設等災害応急復旧計画に関する事項
- 11 自発的支援の受入れに関する事項
- 12 文教計画に関する事項
- 13 災害救助法適用計画に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 配備動員計画

1 方針

この計画は、町内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策の推進に万全を期すために職員の配備動員及び防災組織等に関する事項を定める。

2 配備動員体制

(1) 配備体制

ア 夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。

イ 地震災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施するため、町は、次の体制によって地震災害に対処する。

区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で震度4を観測したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</li> </ul>	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で震度5弱又は震度5強を観測したとき</li> <li>・町内で震度4を観測し、かつ人員の負傷、建物・構築物の損傷などの被害が発生したとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li> <li>・長周期地震動階級3を観測したとき</li> </ul>	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内で震度6弱以上を観測したとき</li> <li>・町内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき</li> <li>・町内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき。</li> <li>・地震発生後も南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が継続されたとき</li> <li>・長周期地震動階級4を観測したとき</li> </ul>	災害対策本部を設置した体制。全庁的に情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(注) 震度は、原則として、気象庁が発表した値とする。

(2) 各体制の措置事項

ア 注意体制

(ア) 防災安全課長は、各課長と情報を交換し、防災対策について連絡調整を図る。

(イ) 各課は、関係機関等からの情報収集に努めるものとする。

イ 警戒体制

(ア) 災害情報の収集・伝達及び地震情報の受理・伝達

(イ) 防災機関との連絡

(ウ) 危険箇所の巡視警戒

ウ 非常体制

(ア) 非常体制に基づく措置

a 災害対策本部が設置された場合に備え、各班が実施すべき業務に関する要領をあらかじめ定め、職員に周知する。

b 災害対策本部は、役場庁舎に設置する。なお役場庁舎が使用不能となった場合は、熊野町立図書館又は町民会館とする。さらにこれらの施設が使用不能であった場合は、そ



の他の施設に設置する。

- c 災害対策本部の本部長に事故があった場合等、指揮を執ることが困難な場合は、副本部長が執るものとし、副本部長にも事故がある場合は、危機管理監、総務部長の順に指揮をとるものとする。

(イ) 災害対策本部の廃止

災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めるとき。

(3) 動員体制

動員にあたっては、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーションなどについて、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

ア 勤務時間内の場合

防災安全課長から各職員及び、消防団長に口頭又は、電話で伝達し動員する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 宿、日直者の措置

宿、日直者は、電話等によって防災安全課長及び防災安全課GLと連絡をとり所要の措置について指示を受け措置する。

(イ) 防災安全課長の措置

防災安全課長は、町長（不在のときは副町長）と協議して、配備の内容を定め部長及び各課長に通知する。

(ウ) 課長の措置

各課長は、防災安全課長からの配備内容によって、職員の動員を行う。

(エ) 防災安全課GLの措置

防災安全課GLは、町長の指示事項を消防団長に通知する。

(オ) 消防団長の措置

消防団長は、この計画及び町消防計画の定めるところによって、団員の配備動員について措置する。

(カ) 職員及び団員の対応

a 職員は、町長が配備を命令した場合は直ちに登庁し配備につく。

b 消防団員は、団長の指示により直ちに出勤し配備につく。

c 職員は、町長の配備の命令がない場合においても、異常事態を自ら察知した場合は、自主的に登庁し配備につく。

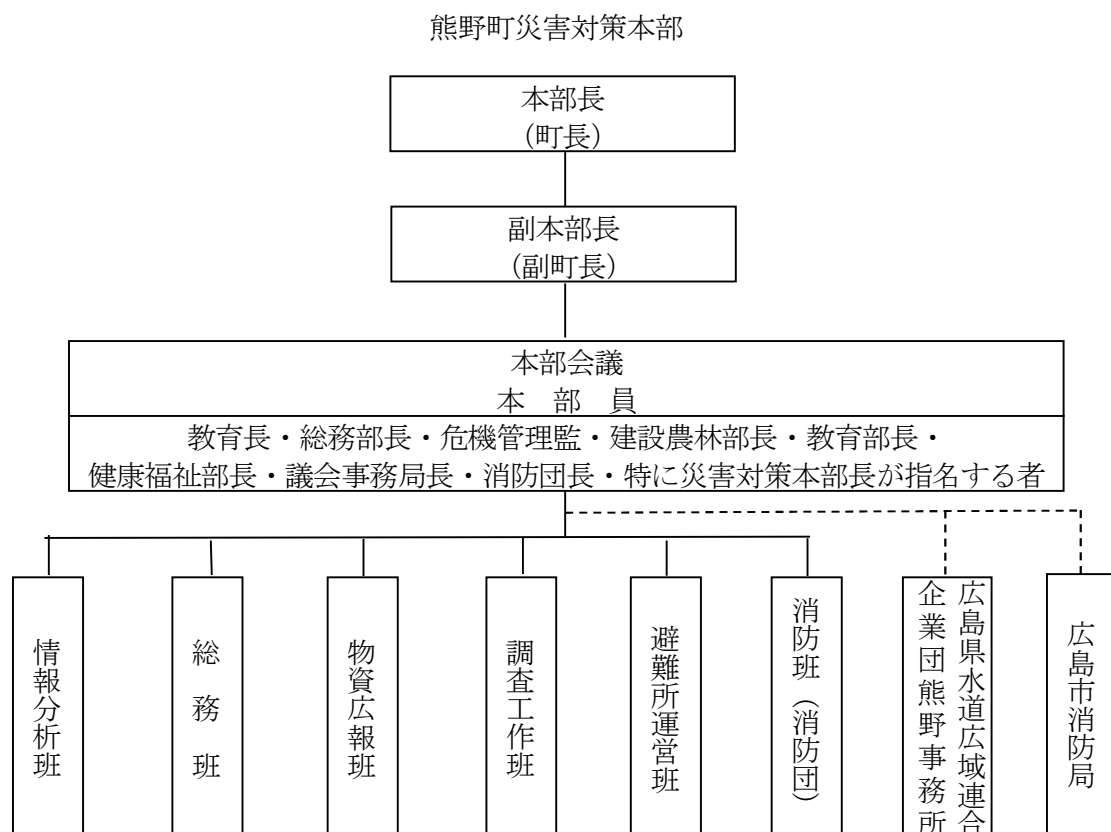
(キ) 参集困難な場合

勤務場所に参集困難な場合、指定緊急避難場所等に参集し、非常時優先業務に従事する。

それでも参集できない場合は、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に報告する。

(4) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織については、次のとおりである。



## 第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画

### 1 方針

この計画は、県内に地震が発生した場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

### 2 地震情報の収集・伝達

#### (1) 町内の地震動等の観測施設

県は、熊野町役場に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

#### (2) 地震に関する情報の種類と内容

##### ア 伝達基準

(ア) 県内で震度1以上の地震を観測したとき

(イ) その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき

なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表する。

イ 地震に関する情報の種類及び内容

	情報の種類	発表内容
地震情報	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を約190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合には、その市町村名を発表
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表）

(3) 緊急地震速報が発表された場合の措置

町は、受信した緊急地震速報を同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）等で伝達可能な場合には、町民へ伝達する。

第3項 住民等の避難誘導に関する計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ、土石流等が発生した場合には、町長は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努めるものとする。

町長は、災害発生時において適切な措置をとるため、あらかじめ指定緊急避難場所等の選定を行い、平素から住民への周知徹底を図るとともに、住民を含めた訓練に努めるものとする。

この計画では、避難指示等、避難誘導について定める。

2 避難の指示等

(1) 指示する者

ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、がけ崩れ等の事態が発生し、又は発生のおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、速やかに立退きの避難指示等を発令する。

なお、避難指示等を発令したときは、速やかに、その旨を知事に報告する。

(イ) 町長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合は、速やかに避難指示等を発令する

(ウ) 地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示等を発する基準を設けておく。

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

なお、町長不在時は、副町長、危機管理監、総務部長、建設農林部長、健康福祉部長の順に避難のための指示を代執行するものとする。

#### イ 警察官の措置

警察官は、地震災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置を行ういとまがないとき又は町長から要請があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立退きを指示する。

#### ウ 自衛官の措置

(ア) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等及び警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者の立ち入り制限、禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(イ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときに限り、危険な場所にいる住民に避難の指示をすることができる。

#### エ 知事又はその命を受けた職員

(ア) 知事又はその命を受けた職員は、洪水又は地すべりの危険が著しく切迫していると認めるときは、危険な地域の住民に対し、立退きを指示する。

(イ) 災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が実施すべき避難指示等の措置の全部又は一部を知事が代わって実施しなければならない。

#### (2) 避難指示等の内容

町長等避難指示等を発令する者は、次の内容を明示して実施する。

##### ア 避難対象地域

##### イ 避難指示等の発令理由

##### ウ 避難先及び避難経路

##### エ 避難の方法及び携行品

##### オ その他必要な事項

#### (3) 住民への周知及び関係機関への連絡

避難の指示等をした者又機関は、速やかに当該地域の住民に対して、その内容を周知するとともに、関係各機関に対して連絡する。

##### ア 住民への周知徹底

避難の措置を実施したときは、当該実施者は速やかにその内容を防災行政無線（同報系）、災害情報共有システム（Lアラート）、広報車、サイレン、テレビ（ワンセグ含む）、ラジオ、携帯電話（登録制メール、緊急速報メール）、インターネット、アマチュア無線など、情報の受け手に応じて多種多様な手段を通じ又は直接住民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て住民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障害者等の避難行動要支援者や一時滞在者に対する伝達について十分考慮するものとする。

##### イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察及び自衛隊は、避難の措置を行ったときはその内容について相互に連絡通報する。

#### (4) 防災上重要な施設の避難対策

医療機関、学校、工場及びその他防災上重要な施設の管理者は、あらかじめ避難場所、避難経路、誘導責任者及び指示伝達方法について定めた避難計画を作成し、町長が避難指示等を行った場合には、これらの施設に出入りする者等を速やかに安全な場所に避難させ、その者の安全の確保に努めるものとする。

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校等保護を必要とする園児・児童・生徒等がいる学校（以下「学校等」という。）並びに医療機関及び社会福祉施設等（以下「医療機関等」という。）においては、特に次の事項に留意し、避難対策の徹底を図る。

- ア 学校等においては、園児・児童・生徒等を避難させる場合に備えて、平素から教育、保健、衛生及び給食の実施方法について定める。
- イ 医療機関等においては、患者又は入所者を他の医療機関又は安全な場所に集団的に避難させる場合に備えて、平素から受入れ施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者又は入所者に対する必要な措置について定める。

### 3 避難の誘導

#### (1) 避難誘導にあたる者

- ア 町職員、警察官、消防職員、消防団員その他の避難措置の実施者
- イ 自主防災組織のリーダー等

#### (2) 避難誘導の方法

- ア 避難場所・避難路沿いの要点等に誘導にあたる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、住民の速やかな避難を図る。  
なお、あらかじめ指定緊急避難場所を選定した町長は、避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるようにしておくものとする。
- イ 避難は幼少児、女性、高齢者及び障害者を優先する。
- ウ 高齢者、障害者等自力で避難の困難な避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体計画・個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。
- エ 避難指示等に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導するが、誘導にあたる者が二次被害に遭わないよう、身の安全を第一とする。
- オ 指定緊急避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- カ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

#### (3) 再避難の措置

誘導にあたる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、指定緊急避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

この計画は、町内に震度4以上の地震が発生した場合において、町が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する災害情報、その他災害に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 情報の収集伝達手段

町における地震災害情報の収集及び伝達手段は次のとおりとする。

(1) 情報の収集手段

- ア 住民からの電話、ファクシミリ、口頭による情報
- イ パトロール車等による巡回
- ウ 移動系通信設備による収集
- エ 広島市消防局、海田警察署からの電話、ファクシミリ等による通報
- オ その他関係機関からの電話、ファクシミリ等による通報
- カ マスコミの報道
- キ 広島県震度情報ネットワークシステムの活用
- ク 広島県防災情報システムの活用
- ケ SNSの活用

(2) 関係機関への伝達手段

- ア 電話、ファクシミリ、口頭による報告
- イ 防災行政無線の活用
- ウ 広島県防災情報システム、県総合行政通信網（防災行政無線、衛星通信）の活用
- エ テレビ、ラジオ及びインターネットの活用
- オ 登録制メール、エリアメール、緊急速報メールの活用
- カ SNSの活用

(3) その他の収集伝達手段

インターネット等の情報ネットワークを活用するなど、より細やかな情報を正確かつ迅速に収集伝達するシステムの構築に努めるものとする。

3 情報の収集伝達経路

(1) 通常の場合（県が災害対策本部を設置していない場合）の経路

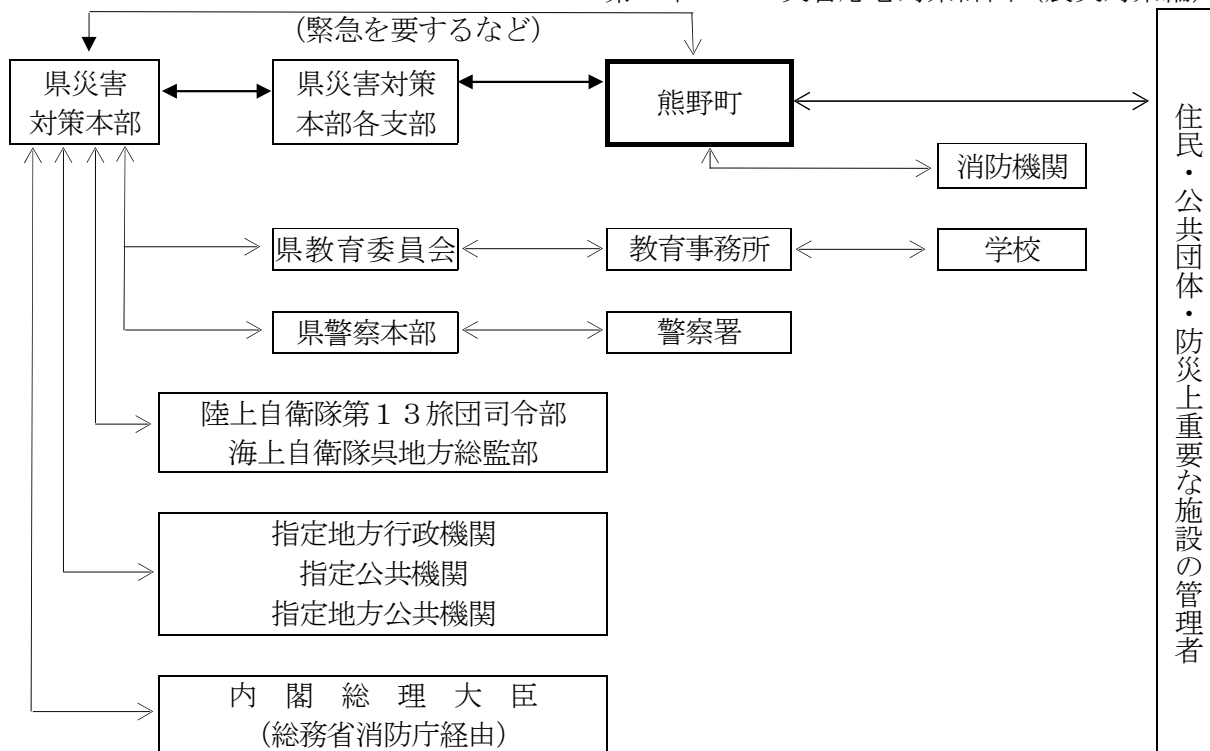
災害対策基本法第54条第4項の規定により、災害が発生するおそれのある異常な現象について通報を受けた町長は、速やかにその旨を県危機管理監に通報する。

また、緊急な対応を要する場合は、同時に関係のある県地方機関に通報する。

(2) 県が災害対策本部を設置した場合の経路

県が災害対策本部（情報連絡班）を設置した場合の災害情報の収集伝達は、次の経路によって行うものとする。

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）



4 地震災害発生及び被害状況報告・通報

地震災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに実施する。

なお、県への報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。

また、町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おって、報告は県へ行くことを原則とするが、町内で震度5強以上を記録したものについては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（総務省消防庁経由）へ報告するものとする。

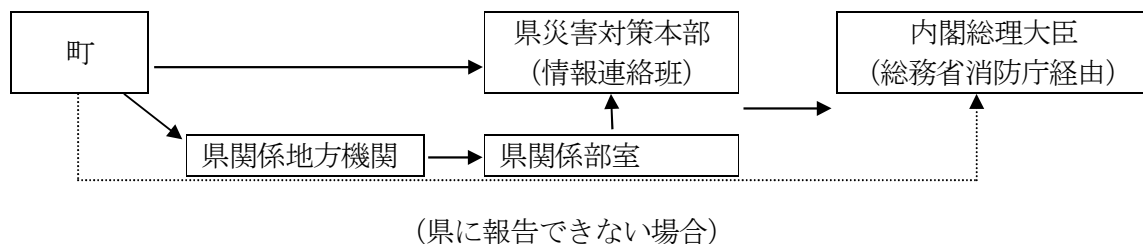
町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を中央防災無線網等を活用し、官邸及び政府本部等を含む防災関係機関への共有を図るものとする。

(1) 災害発生報告

応急対策実施のため、基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。

ア 伝達経路

災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は、「県災害対策本部」は、「県危機管理監」と読み替える。）



※ 内閣総理大臣への報告先（以下この節において同じ）

総務省消防庁

回線別		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	7-90-49013	7-90-49101～49103
	FAX	7-90-49033	7-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	77-048-500-90-49013	77-048-500-90-49101 ～49103
	FAX	77-048-500-90-49033	77-048-500-90-49036

イ 地震災害発生報告の様式

地震災害発生報告は、報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（様式1）により行う。

ウ 消防機関への通報が殺到した場合の報告

地震等により、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を町は直ちに総務省消防庁及び県に対し報告するものとする。

この場合、即報の迅速性を確保するため、町から直接、電話、ファクシミリ等最も迅速な方法により報告するものとする。

エ 県に報告することができない場合の災害発生報告

町が県に報告できない場合の災害発生報告先は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

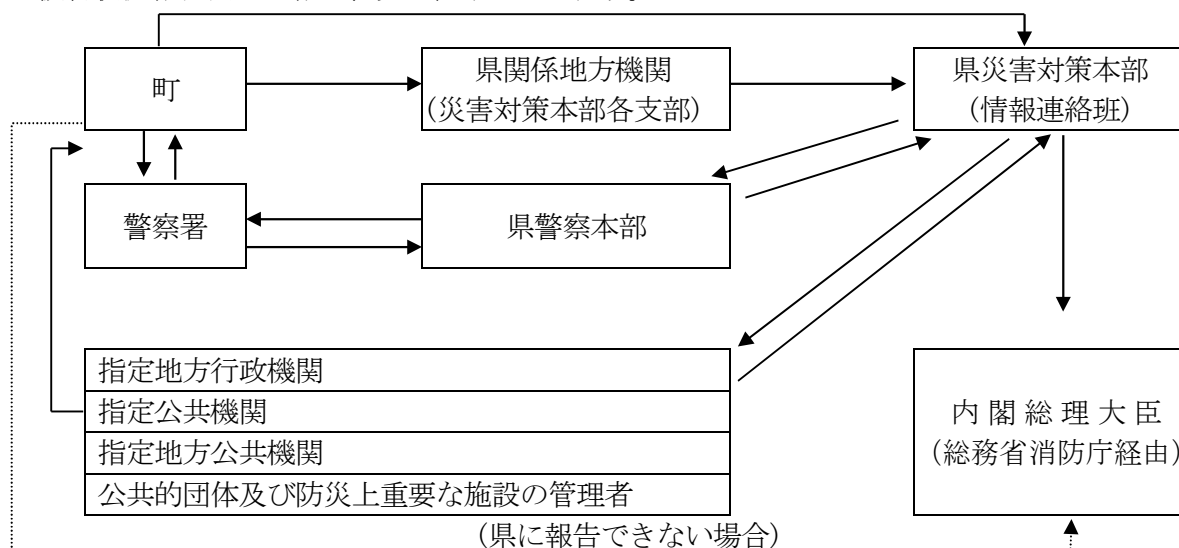
なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

(2) 被害状況の報告及び通報

応急対策の実施及び災害復旧のため、関係法令等の規定により行う報告及び通報で、応急対策の実施及び復旧の措置を講ずるに必要な被害状況を把握することを主眼とする。

ア 伝達経路

被害状況報告及び通報は、次の経路により行う。



イ 被害状況の報告等

(ア) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡するものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町域内で行方不明になった者について、県警察機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。



### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

とする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（特別区含む。以下同じ。）又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

(イ) 町長は、人、家屋等に重大な被害をもたらしかつ緊急を要する場合には、災害発生の直後及びその後の被害状況の変化に応じて知事にその都度報告する。

(ウ) 町長は、報告責任者を定め、電話等の手段で報告する。

ウ 県に報告することができない場合の被害状況の報告

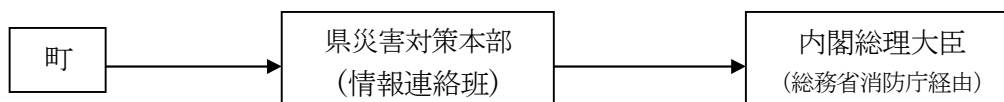
町が県に報告できない場合の被害状況の報告は、内閣総理大臣（総務省消防庁経由）とする。

なお、県と連絡が取れるようになった後の報告については、県に対して行うものとする。

エ 人の被害についての即報

町が、災害による人の被害についての情報を入手した場合は、広島県防災情報システムを利用して、速やかに県災害対策本部（災害対策本部が設置されていない場合は県危機管理監）に伝達する。

人的被害の数（死者・行方不明者）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。町は、県が人的被害の数について広報を行う際、密接に連携をはかる。



## 気象庁震度階級関連解説表

## 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ町であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されているすべての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実情と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中は、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート建造物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート建造物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。

(注1) 鉄筋コンクリート建造物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート建造物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3

- ※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- ※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- ※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらにゆれが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

- ※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油意タンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

様式 1

災害発生報告

熊野町

月 日 時 分 受信				13 火災の発生 状況			
発信者 職氏名							
受信者		情報連絡班	氏名	14 交通途絶と なった路線			
1 調査 日時		月 日 時 分					
2 発生 場所				15 破堤溢水し た河川海岸 ため池			
人の 被害	3 死者		人	氏名（生年月 日）			
	うち災害 関連死者						
	4 行方 不明者					16 その他の被 害	
	5 重傷者						
6 軽傷者					災害に 対しと つて いる 措 置	17 災害対策 本部設置	
7 全壊 (全焼・流出)		棟	世帯	人		18 避難指示 状況	
8 半壊 (半焼)						地区名	避難 場所
9 床上 浸水						人員	
10 床下 浸水					19 消防職員		
11 学校等 公共建 物						20 消防団員	
12 その他						21 警察官	
						22 その他	
						計	
						23 その他の 応急措置	

用語の定義

用語		定義
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の破損、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊(半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の床面積20%以上70%未満のも、または住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊、半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊又は半壊には該当しないが、土砂、竹木などのたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位とする。
非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいう。なお、官公庁、学校、医療機関、公民館、神社、仏閣などは非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	官公庁、学校、医療機関、公民館、幼稚園等の公用又は公共の用に供する建物とする
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ 非住家被害は、全壊、半壊の被害を受けたもののみを記載する。	
公共土木施設	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)により国庫負担の対象となる施設とする。
	道路被害	県道及び町道の一部が破壊し、車両の通行が不能となった程度の被害とする。
	橋梁被害	町道以上の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能になった程度の被害とする。



第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

	河川被害	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくは、その他河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	砂防設備被害	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	地すべり防止施設被害	地すべり防止法にいう地すべり防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	急傾斜地崩壊防止施設被害	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律にいう急傾斜地崩壊防止施設の被害で、復旧工事を要する程度のものとする。
	治山施設被害	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法にいう林地荒廃防止施設（治山施設）の被害で復旧工事を要する程度のものとする。
農 林 業 施 設	農林業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設とする。
	田畑の流失埋没等	田畑の耕土流失、砂利等のたい積、畔畦の崩壊等により耕作が不能になったものとする。
	田畑の冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	溜池・水路被害	溜池及び水路の被害で、復旧工事を要する程度のものとする
そ の 他	農産被害	農林業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農産物等の被害とする。
	林産被害	農林業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	土石流	堆積土砂流出又は崩壊により、家屋・公共施設に一部損壊以上の被害を受けたものとする。
	地すべり	地すべりにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	崖くずれ	崖くずれにより負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の被害を受けたものとする。
	清掃施設被害	ごみ処理及びし尿処理施設の被害とする。
	都市施設被害	街路、公園等、下水道施設、都市排水施設で、地方公共団体の維持管理に属するものの被害とする。（維持管理に属することとなるものを含む。）
	自然公園等施設被害	自然公園法（昭和32年法律第161号）、広島県立自然公園条例及び広島県自然環境保全条例に定める施設等の被害で、施設利用が不能となった程度のものとする。
	水道（断水）	断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話（不通）	災害により通話不能となった電話の回線数のうち、最も多く通話不能となった時点における回線数とする。
	電気（停電）	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス（停止）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
その他	各項に該当しない被害とする。	

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常的生活を維持することができなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
被害総額	物的被害の概算額とする。（千円単位）
安否不明者	当人と連絡が取れず安否がわからない者とする。
火災発生	火災発生件数については、地震によるもののみ報告するものとする。

（注）定義のない用語について、関連用語の定義を類推して解釈すること。

第2項 通信運用計画

1 方針

町、県及びその他防災関係機関は、震災時の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、広島県総合行政通信網の活用、公衆電気通信設備の優先利用及び防災関係機関保有の無線通信施設などの適切な利用により、非常通信の確保を図る。

2 広島県総合行政通信網の活用

町及び県は、広島県総合行政通信網の活用により、震災時における迅速かつ的確な通信連絡の確保を図る。

広島県総合行政通信網は、県庁と地方機関庁舎とを地上系多重回線で結ぶとともに、県庁と町及び消防本部とは、衛星系回線で構成した通信網である。

また、この通信網は、災害時には優先的に通信を確保するため、通信回線の統制機能を有するとともに、地域衛星通信ネットワークに加入している全国の地球局と音声、ファクシミリ、データ、映像の受発信機能を有するものである。

3 公衆電気通信設備の優先利用

(1) 加入電話の非常申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要に備えて、災害対策用電話について「災害時優先電話」として、あらかじめNTT西日本に申込みを行い、承認を受けておくものとする。

また、災害対策用電話について変更があった場合は、速やかにNTT西日本に変更を申し込み、承認を受けておくものとする。

優先扱い申込み先	申込みダイヤル番号
116センタ	「116」

(2) 非常・緊急電報の申込み

応急対策の実施等について緊急かつ特別に必要な場合は、前記(1)の「災害時優先電話」から非常・緊急電報の申込みを行う。

申込先	申込みダイヤル番号
電報センター	「115」

(3) 特設公衆電話（無償）の要請

災害救助法（昭和22年法律第118号）等が適用された場合等に、避難場所等に設置する特設公衆電話（無償）を要請する。

要 請 先	電 話 番 号
NTT西日本中国支店設備部災害対策室	082-511-1377

(4) 臨時電話（有償）等の申込み

必要に応じ、30日以内の利用期間を指定して、加入電話の提供を受けるための契約電話（有料）を申込み。

区分	申込み先	申込みダイヤル番号
固定電話	116センタ	「116」
携帯電話	株式会社ドコモCS モバイルレンタルセンター	0120-680-100

4 有線通信等が途絶した場合における代替措置

有線通信等が途絶した場合、防災関係機関は、次により通信の確保を図り、災害応急対策の迅速な実施を図るものとする。

(1) 防災関係機関設置の無線通信施設の利用

有線通信等が途絶した場合は、防災関係機関の設置する無線による非常通信を優先する。

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて非

常無線通信を発信する。

また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険若しくは緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合には、必要に応じて非常無線通信を発信する。

(2) 放送機関に対する放送の依頼

町長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、放送機関に、災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を、あらかじめ協議して定めた手続きにより、依頼する。なお、町は、知事を通じて依頼するものとする。

(3) 移動体通信設備の利用

防災関係機関は、各種の情報連絡を行うために移動体通信設備（携帯電話）等の有効利用による緊急連絡手段の確保を図る。

(4) 非常通信協議会の活用

非常通信を確保するため、中国地方非常通信協議会を中心とする関係機関の無線施設を利用する。

5 通信施設の応急対策

町、県、県警察、気象庁、国土交通省、更に電力、ガス会社等の無線を用いた専用通信は、災害時の情報連絡網として極めて重要な役割を持っている。

各機関は次の点に留意して、災害時に有効、適切な措置を行うものとする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線機、可搬形無線機等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、平常時においてもこれらの点検整備を行う。

6 通信施設の機能確認及び運用訓練

通信施設を保有する機関は、災害時等において迅速かつ的確に通信運用が行われるよう、定期的に機能確認を実施するとともに、平素から操作方法等の訓練を実施するものとする。

7 通信機器の供給の確保

町及び県は、災害応急対策に必要な通信機器について、必要に応じて、中国総合通信局に応急調達を要請する。

また、調達した通信機器は、適切に配分する。

8 通信設備の電源の確保

町及び県は、災害発生による通信設備の電源供給停止時の応急電源確保のため、必要に応じて、中国総合通信局に移動電源車の貸与を要請する。

第4節 ヘリコプターによる災害応急対策計画

1 目的

地震災害が発生した場合においては、道路の損壊、建物や電柱の損壊により道路の通行が困難あるいは、孤立集落が生じることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを積極的に活用した災害応急対策活動を行うよう県に要請する。

2 活動体制

県内の防災関係機関が所有するヘリコプターとしては、県の防災ヘリコプター、広島市の消防ヘリコプターのほか、県警察、海上保安庁及び中国地方整備局のヘリコプターがある。

また、大規模災害時には他の都道府県及び消防機関の消防・防災ヘリコプターによる応援を受ける。

さらに、災害派遣要請により自衛隊のヘリコプターの支援を受けることができる。

これらのヘリコプターを有効に活用するために、関係機関は連携して、ヘリコプターによる応急対策活動が実施できるよう体制整備に努めるものとする。

3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その特性を十分活用し、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 被災状況等の偵察、情報収集活動
- (2) 救急・救助活動
- (3) 救援隊・医師等の人員搬送
- (4) 救援物資・資機材等の搬送
- (5) 林野火災等における空中消火
- (6) その他特にヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 活動拠点の確保

町及び県は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる項目を実施する。

- (1) 関係機関と連携して災害拠点病院や防災活動の拠点となるその他の重要な施設に緊急輸送ヘリポートを計画的に整備する。
- (2) 緊急時に着陸できる臨時ヘリポートの候補地を把握し、町においては、離着陸時の安全性を確保するための支援を行う。

5 県及び広島市の消防・防災ヘリコプターの運航

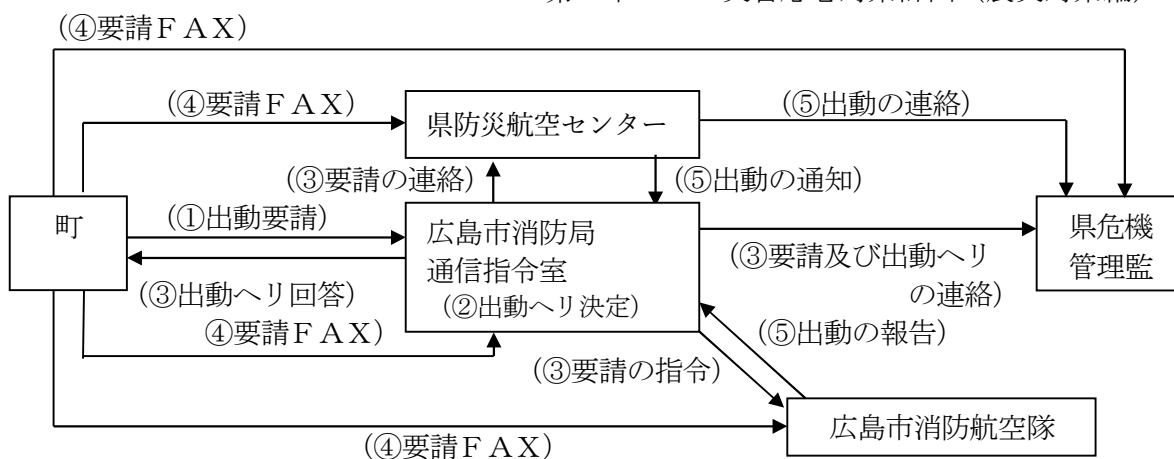
(1) 町からの支援要請

ア 支援の原則

町長は、公共性、緊急性、非代替性を勘案し、ヘリコプターによる支援又は応援の有効性及び必要性が認められる場合に、県及び広島市に対し、出動を要請する。

イ 要請方法

県及び広島市に対するヘリコプターの支援要請は次の図による。



6 各機関への出動要請

(1) 他の都道府県及び消防機関の応援ヘリコプター

町は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（総務省消防庁）」、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定（平成8年7月18日締結）」等に基づいて応援要請する。

(2) その他組織のヘリコプター

ア 自衛隊（自衛隊法）

町は、県に対して自衛隊ヘリコプターの災害派遣要請を要求する。


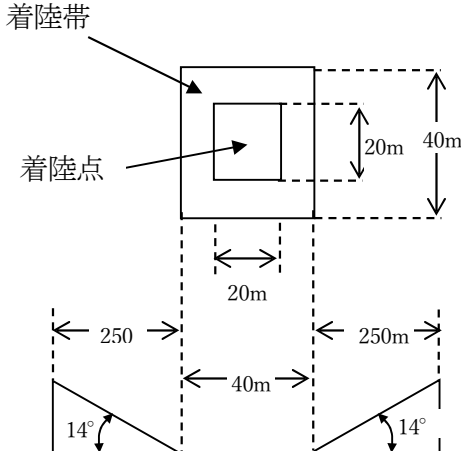





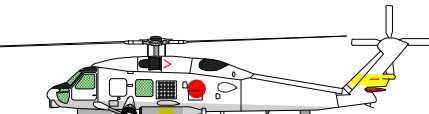

イ 海上保安庁（海上保安庁防災業務計画）

町は大規模災害等により被害が拡大し、県等で保有する航空機では対応ができなくなった場合、海上保安庁に対応を要請する。（要請先：第六管区海上保安本部警備救難部）

7 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポートの設定基準

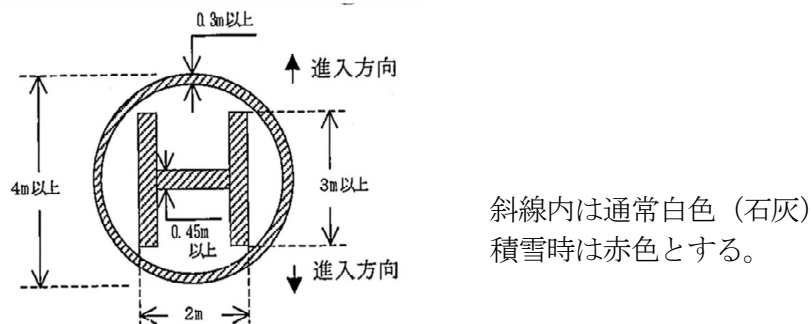
臨時ヘリポートの設定基準（地積）は、次のとおりである

区分	消防・防災ヘリコプター 警察、自衛隊、海上保安庁ヘリコプター	設定基準（地積）
小中型	 広島県防災航空隊 AW-139	
	 広島市消防航空隊 AS365-N3	
	 広島県警察航空隊 AS365-N2	
	 海上保安庁広島航空基地 AW-139	
	 海上保安庁広島航空基地 S-76D	
	 中国地方整備局 AW-189	
	大型	
 海上自衛隊 UH-60		
 海上自衛隊 MCH-101		

(2) 臨時ヘリポートの準備

町長及び災害派遣要請をした関係機関は、次の事項に留意して受入れ体制に万全を期すこと。

- ア 離着陸時の風圧により巻き上げられる危険性のあるものを撤去し、砂じんの舞い上がるおそれがあるときは、十分に散水しておく。また、積雪時は除雪又は圧雪しておく。
- イ 離着陸時は、安全確保のために関係者以外の者を接近させないようにする。
- ウ 臨時ヘリポートにおける指揮所、物資集積場所等の配備については、地理的条件に応じた機能的配置を考慮するとともに、事前に派遣部隊等と調整をする。
- エ 風向風速を上空から確認判断できるように、臨時ヘリポート近くに吹流し又は旗をたてる。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す発煙筒を焚く。
- オ 着陸地点には次図を標準とした㊦を表示する。



カ 物資を空輸する場合は、物資計量のための計量器を準備する。

キ 臨時ヘリポートの使用にあたっては、広島県災害対策本部（危機管理監）及び施設等管理者に連絡する。

(3) 臨時ヘリポートを選定する際は、指定緊急避難場所及び指定避難所との競合を避ける。



第5節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣要請計画

1 目的

この計画は、基本法第68条の2の規定に基づき、知事に対する自衛隊災害派遣要請の要求について、必要事項を定めることを目的とする。

2 災害派遣部隊の活動

災害派遣部隊は、緊急性、公共性を重視して関係機関と緊密な連携のもと、相互に協力して次の救援活動を実施する。

(1) 被害状況の把握及び通報

空中等からの偵察により、被災状況を的確に把握し、必要に応じて防災関係機関に通報する。

(2) 遭難者等の遭難救助

行方不明者、負傷者が発生した場合は、原則として他の救援活動等に優先して捜索、救助を行う。

(3) 人員及び救援物資の緊急輸送

特に要請があった場合、又は旅団長等若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

特に緊急を要すると認められるものについては、航空機による輸送を行う。

(4) 給食、給水及び入浴支援

特に要請があった場合、又は旅団長若しくは派遣部隊の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴支援を行う。

(5) 道路及び水路の啓開

緊急交通路及び指定緊急避難場所等への道路及び水路を重点に、障害物を除去し道路及び水路の確保に当たる。

(6) 水防活動

護岸の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

(7) その他

その他臨機の必要に応じ、避難者の誘導、通信、医療、消防等の支援について、自衛隊の能力で対処可能な範囲で、所要の活動を行う。

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の町長の職権を行うことができる。この場合において、町長の職権を行ったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(1) 警戒区域の設定、立入制限・禁止、退去命令

(2) 町域内にある他人の土地等の一時使用等

(3) 現場の被災工作物等の除去等

(4) 町域内の住民等を応急措置の業務に従事させること。

4 災害派遣要請の手続等

(1) 災害派遣要請の要求（依頼）

ア 町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に自衛隊の災害派遣の要請をするよう求めることができる。

この際、その旨及び災害の状況を第13旅団長等に通知する。

イ 町長は、上記アの要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13旅団長等に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた第13旅団長等は、その事態に

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、自主派遣をすることができる。

ウ 町長は上記イの通知をしたときは、速やかに知事に通知しなければならない。

#### (2) 災害派遣要請の要求（依頼）手続

要請の要求（依頼）に当たっては、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条の規定に基づく、所定事項を記載した文書に準じて行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

要求（依頼）文書には、次の事項を記載する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

#### (3) 派遣要請先、要請者連絡先及び連絡方法

ア 要請者連絡先及び連絡方法

(ア) 広島県危機管理監危機管理課 広島市中区基町10-52

電話 082-228-2111 内線 2783~2786

(直通) 082-511-6720

082-228-2159

(イ) 第六管区海上保安本部 広島市南区宇品海岸3-10-17

電話082-251-5111

(直通) 082-251-5114~5115

(ウ) 大阪航空局広島空港事務所 三原市本郷町善入寺64-34

電話 0848-86-8650

イ 要請先及び連絡方法

(ア) 陸上自衛隊第13旅団長

陸上自衛隊第13旅団司令部 安芸郡海田町寿町2-1

第3部（防衛班）

電話 082-822-3101 内線 2410

(夜間・土日・祝日等) 内線 2440（当直幕僚）

(イ) 海上自衛隊呉地方総監

海上自衛隊呉地方総監部 呉市幸町8-1

防衛部（オペレーション）

電話0823-22-5511 内線2222

(夜間・土日・祝日等) 内線2444（当直）

(ウ) 航空自衛隊西部航空方面隊司令官

航空自衛隊西部航空方面隊 福岡県春日市原町3-1-1

司令部防衛運用課

電話 092-581-4031 内線2348

(課業時間外) 内線2203（SOC当直）

#### (4) 生活関連支援活動に係る協定

倒壊家屋の処理等の生活関連支援活動において、被災者の財産権等に関わる支援活動については、震災後、要請者と旅団長等が事前に協議し、協定書等を締結するものとする。

### 5 災害派遣部隊の受入れ

町長は、派遣部隊の受け入れに必要な次の事項について万全を期すこととする。

#### (1) 派遣部隊到着前

ア 町における派遣部隊等の受け入れ担当連絡部署（職員）の指定及び配置

担当部署 災害対策本部は総務班（平常時は防災安全課）

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

- イ 派遣部隊指揮所及び連絡員が町及び関係機関と緊密な連絡をとるに必要かつ適切な施設（場所）の提供
- ウ 派遣部隊の宿营地及び駐車場の準備（平常時から宿营地候補地の検討を含む。）
- エ 派遣部隊が到着後速やかに救援目的の活動を開始できるよう、必要な資機材の準備
- オ 臨時ヘリポートの設定（第3章の2第4節「ヘリコプターによる災害応急対策計画」による。）

### (2) 派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を迅速に目的地に誘導する。
- イ 連絡（調整）員を救援活動現地に派遣する。
- ウ 他の関係機関の救援活動との重複を避け、最も効果的な救援活動が分担できるよう、派遣部隊指揮官と協議する。
- エ 派遣部隊指揮官、編成装備、到着日時、活動内容及び作業進捗状況等を知事等に通報する。

## 6 派遣に要する経費の負担

部隊等が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は自衛隊において負担し、それ以外の経費は、それぞれの災害応急対策責任者の負担とする。

- (1) 部隊の輸送費（民間の輸送力（フェリー等を含む。）を利用する場合及び有料道路の通行を除く。）
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他の部隊に直接必要な経費

## 7 災害派遣部隊の撤収要請の要求（依頼）

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達したとき、又はその必要がなくなった場合、撤収要請の依頼を知事に提出する。  
なお、撤収要請の依頼手続きは、派遣要請の要求に準じて行う。
- (2) 災害派遣命令者は、前項による要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命ずる。

## 第2項 相互応援協力計画

### 1 方針

地震が発生し、被害が広範囲に及び、町のみでは十分な応急措置ができない場合、他の防災関係機関等の協力を得て応急措置を実施する。

### 2 実施内容

町は必要に応じて、県、防災関係機関等に協力を要請し、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行する。

#### (1) 町

##### ア 知事等に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し、原則として次の事項を示し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

- (ア) 災害の状況及び応援を必要とする理由
- (イ) 応援を必要とする職種別人員
- (ウ) 応援を必要とする資機材、物資等の品名・数量等
- (エ) 応援を必要とする場所及び応援場所への経路

(オ) 応援を必要とする期間

(カ) その他必要な事項

イ 他の市町に対する応援要請

町長は、町の災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県内全市町による災害時の相互応援に関する協定等に基づき他の市町長に応援を求める。

ウ 緊急消防援助隊の応援等の要請のための連絡

町長は、大規模災害により、町の消防力及び県内応援隊だけでは対応できず、県内応援隊及び緊急消防援助隊等大規模な消防の応援等を受ける必要があると判断したときは、「広島県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、速やかに知事に当該応援等が必要である旨の連絡を行う。

(2) 相互応援協定等の締結

町は、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ他の関係機関と相互応援に関する協定などを締結するとともに、共同訓練の実施やその他円滑に相互応援を実施するために必要な措置及び、平常時から担当部署の指定、体制の整備などに努めるものとする。

(3) 受援に関する計画

町は、大規模な災害が発生し、町及び県内市町からの応援だけでは、十分な応急措置が実施できない場合に備え、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」に基づき、災害時の受援（応援の受入れ）体制について、必要な事項を定める。

(4) 応援要員の受け入れ体制

災害応急対策を実施するに際して、町外から必要な応援要員等を導入した場合、町長は、これらの要員や資機材のための宿泊施設、駐車場等について、各機関の要請に応じて可能な限り、準備、斡旋する。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

(5) 被災地への職員の派遣

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿を作成するなどして、速やかに応援職員を派遣できる体制を整備するものとする。

また、被災地へ応援職員を派遣する場合は、災害対応経験等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

なお、被災地への応援職員派遣は、町職員の人材育成を通じた災害対応力の向上につながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

### 第3項 防災拠点に関する計画

#### 1 方針

この計画は、災害発生時における災害対策活動の拠点施設を整備し、救援物資の輸送及び救援部隊集結のための拠点を指定配置するに当たり、必要な事項を定める。

#### 2 防災拠点施設

町は、防災拠点施設として、町の東部、中央部、西部の各地域に防災拠点施設として防災交流センターを整備する。

なお、防災拠点施設は、備蓄倉庫、ペット避難の受入れ、シャワールーム等を整備し、長期避難に対応できる施設とする。

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

施設名称	熊野中央防災交流センター	熊野東防災交流センター	熊野西防災交流センター
所在地	熊野町中溝1丁目11-2	熊野町初神1丁目11-13	熊野町神田15-4
床面積	1357.94㎡	1208.08㎡	1659.36㎡

3 備蓄倉庫

町は、災害に備え、熊野町備蓄計画を策定し、その計画に基づき、資機材、毛布、食料及び飲料水等を備蓄する。また、熊野町備蓄倉庫は、災害が発生し、各地域から届けられた救援物資の集積所としての機能も有する。

施設名称	熊野町防災備蓄倉庫
所在地	熊野町中溝一丁目8番6号
床面積	199.62㎡
主な備蓄物資	食料品：クラッカー、液体ミルク、アルファ化米、飲料水等 生活必需品：毛布、 防災資機材：発電機、ビニールシート、投光器、ヘルメット等

第6節 救助・救急、医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

地震による家屋等の倒壊、がけ崩れ及び地すべり等により多数の要救出者が発生した場合には、町は、県及びその他の防災関係機関等に協力を依頼し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

なお、被災現地においては、原則として、町長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 救出

(1) 町

ア 消防職（団）員等による救出隊を編成するとともに、救出に必要な車両、特殊機械器具その他の資機材を調達し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

イ 町による救出が困難なときは、速やかに海田警察署に連絡し、合同して救出にあたる。

ウ 前項によってもなお救出が困難であり、かつ、救出作業に必要な車両、特殊機械器具等の調達を要するときは、原則として次の事項を示して県及び他の市町に応援を要請し、必要な場合には、県に対して自衛隊の派遣要請を要求する。なお、原則として文書により行うこととなるが、そのいとまのないときは、口頭又は電話等、迅速な方法で行い、事後速やかに文書を提出する。

（県及び他の市町に応援要請する場合）

（ア）災害の状況及び応援を必要とする理由

（イ）応援を必要とする期間

（ウ）応援を必要とする人員、車両、特殊機器、航空機その他資機材の概数

（エ）応援を必要とする区域及び活動内容

（オ）その他参考となるべき事項

（自衛隊に派遣要請する場合）

「自衛隊災害派遣要請計画」参照

エ 救護機関及び海田警察署と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置を行う。

(2) 県

知事は、町から負傷者等の救出活動について応援を求められたときは、その状況に応じて、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 他の市町長に対し応援を指示する。

イ 自衛隊に対し派遣を要請する。

ウ 救出活動の総合調整を行う。

(3) 県警察（海田警察署）

地震災害発生時において、自ら必要と認めた場合、又は町及び県から要請があった場合には、町及びその他の関係機関と協力して、次の措置を迅速かつ的確に講ずる。

ア 被災者の発見、死傷者の有無の確認、負傷者の速やかな救出・救助

イ 消防機関及び救護機関と連携協力し、負傷者の救護搬送等の応急措置

ウ 行方不明者がある場合には、速やかな搜索活動

エ 救出救助活動を図るために必要な交通規制等の所要の措置

(4) 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等は、次により自主的に救出活動を行うものとする。なお、町等は、自主防災組織及び事業所等に対して、平素から自主的な救出活動に関する啓発を行うものとする。

ア 自主防災組織及び事業所内の被害状況を調査し、要救出者等の早期発見に努めるものとする。

イ 要救出者等を発見した場合は、迅速に救助活動を開始するとともに、消防機関又は警察等

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

に連絡し、早期救出に努めるものとする。

ウ 可能な限り、町、消防機関、警察と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

### (5) 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。詳細は、「自衛隊災害派遣要請計画」による。

### 3 惨事ストレス対策

救出活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

### 4 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の各部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

### 5 活動時における感染症対策

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊等の部隊及び職員等は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。

## 第2項 医療、救護計画

### 1 趣旨

地震のため、傷病者の多発等により医療機関の受入可能な患者数を超えたり、町域内の医療機関の多くが損壊し、医療機能が著しく低下した場合など、町域内の医療能力だけでは、全ての傷病者に対応できない場合においても、住民に、十分な医療救護、助産が提供できるよう医療救護活動等に必要な事項を定める。

### 2 実施責任者及び実施内容

#### 【第Iステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援）】

#### (1) 町

ア 町長は、地震災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、熊野町医師会との連携のもとに医療救護活動を実施する。

イ 町の医療救護活動のみでは対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。

ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令（昭和22年政令第225号）第17条の規定により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。

エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

#### (2) 県

ア 地震災害時には県災害対策本部を速やかに立上げ、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。

また、その調整に当たっては、町域内の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。

イ 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用等により、医療機関の被災状況、被災者の医療ニーズ等に関する情報を総合的に把握し、情報を共有する。

ウ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、中国四国厚生局、日本赤十字社広島

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を図る。

- エ 災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下にDMAT調整本部を設置する。また、県災害対策本部に設置する合同対策会議等に統括DMATを受入れ、自衛隊や消防機関等防災関係機関と医療救護活動について調整を行う。
- オ 県内DMATでの対応が困難な場合、統括DMATの判断を踏まえ、厚生労働省に他都道府県DMATの派遣を要請する。
- カ 「災害時における広島県ドクターヘリの運航に係る要領」に基づきドクターヘリの災害運用を決定した場合は、一時的に平時のドクターヘリの運航を停止し、災害対策本部の消防救急班にドクターヘリ調整部を設置し、他の防災関係機関のヘリコプターとの調整のもと出動する。
- キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島DPAT調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島DPATの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。
- ク 県内DPATでの対応が困難な場合、広島DPAT統括者の判断を踏まえ、DPAT事務局へ他都道府県DPATの派遣を要請する。
- ケ 被災状況に応じ、その地域内における救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえた活動に留意するものとする。
- コ 指定避難所に保健所職員で構成する調査班を派遣し、状況把握を行うとともに、必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPATの派遣を行う。
- サ 県立病院は、治療中の患者等の安全の確保はもとより、他の災害拠点病院等と連携し、DMAT、医療救護班等による医療救護活動の実施や患者の受入に対応するものとする。
- シ 県保健所は、近隣医療機関等の被災状況を確認するなど、被害状況の収集に努めるものとする。また、管内の医療救護活動に関する調整を行う。
- ス 避難所における保健所職員による状況把握や町からの情報収集に基づき、災害派遣福祉チーム（以下「DWT」という。）の派遣について検討する。

#### (3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。

#### (4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

#### (5) 日本赤十字社広島県支部

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）及び災害救助又は応援の実施に関する委託契約書（平成18年12月14日）に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

#### (6) 広島県医師会

町又は県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

#### (7) 広島県歯科医師会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

#### (8) 広島県看護協会

町の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。



【第Ⅱステージ（町域内の医療機関、指定避難所の支援）】

(1) 町

- ア 町長は、災害時には、あらかじめ定める計画に基づき、地区医師会及び医療機関との連携のもとに医療救護活動を実施する。
- イ 町の医療救護活動のみで対処できない場合は、直ちに県等に協力を要請する。
- ウ 災害救助法が適用された場合、知事が医療救護活動を行う責務を有するが、同法第13条及び同法施行令第17条の規程により知事が委任した場合は、町長が実施責任者となる。
- エ 災害時の二次的な健康被害を予防するため、保健師等による公衆衛生活動を実施する。

(2) 県

- ア 大規模災害発生時には、保健医療活動の総合調整を行うための本部（以下「保健医療調整本部」という。）を設置し、保健医療活動チームの派遣調整、医療救護活動に関する情報の連携、整理及び分析等の医療活動の総合調整を行うとともに、必要に応じて防災関係機関等へ情報を提供する。  
また、その調整に当たっては、町域内の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンを配置する。
- イ 町の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、日本赤十字社広島県支部、災害拠点病院、広島県医師会等に医療救護活動を要請するとともに、医療救護班調整本部を設置し、各関係機関との情報共有、連絡調整を行う。
- ウ 必要に応じて複数の専門職からなる災害時公衆衛生チーム及びDPA T及びDWATの派遣を要請する。
- エ 人工透析など生命維持のために継続した医療が必要な慢性疾患の患者が、交通遮断等で通院が困難となっている場合は、航空機や船舶を利用した患者の広域搬送や医薬品の輸送等によって適切な受領体制を確保するため、警察、消防、自衛隊、海上保安庁、船舶運航事業者など関係機関との調整を行う。
- オ 急性期医療（DMA T等）から中長期的な医療救護や公衆衛生等を担うチームに対して円滑な引継ぎを行う。
- カ DWATの出動があった場合、県災害対策本部の指揮下に広島DWAT調整本部を設置し、福祉ニーズに関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

(3) 中国四国厚生局

県の要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、独立行政法人国立病院機構との連絡調整を実施する。（災害時における医療の提供）

(4) 国立病院機構

県の派遣要請があった場合又は自ら必要と認めたときは、医療救護班派遣等による医療救護活動を実施する。

(5) 日本赤十字社広島県支部

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、日本赤十字社法及び災害救助又は応援の実施に関する委託契約書に基づき、医療救護班の派遣等による医療救護活動を実施する。

(6) 広島県医師会

ア 町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。また、必要に応じて公衆衛生活動に協力する。

イ 日本医師会災害医療チーム（以下「JMAT」という。）の支援が求められる場合は、広島県医師会として広島県災害対策本部健康福祉部医療対策班や安芸地区医師会、日本医師会等の関係機関と緊密な連携を図りながらJMATによる支援を要請するとともに、医療救護活動調整の支援に努めるものとする。

(7) 広島県歯科医師会

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

### (8) 広島県薬剤師会

町又は県の要請があった場合は、「災害時の医薬品等供給調整及び医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害薬事コーディネーターによる医薬品等の供給調整及び医療救護活動を実施する。

### (9) 広島県看護協会

町又は県の要請があった場合もしくは自ら必要と認めたときは、「広島県災害時公衆衛生チームへの協力に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する。

## 3 医療救護等の活動内容

### (1) 医療救護班

#### 【第Ⅰステージ】

ア 医療救護班の派遣が可能な施設は、町又は県から派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

イ 医療救護班の出動は、町又は県が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点からDMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

ウ 最初に到着した医療救護班の医師は、消防関係諸機関の現場指揮本部の構成員となり、災害規模の把握、情報収集・発信、エリア設定、医療救護活動の統括に協力する。

エ 後続の医療救護班は、現場指揮に従って各活動拠点等で、DMAT、救急隊員とともに3T活動（トリアージ、治療、搬送）を実施する。

オ 医療救護班が撤収する時期については、町又は県が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

カ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、町、県において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努めるものとする。

#### 【第Ⅱステージ】

ア 町は必要に応じて、指定避難所等に救護所を設けるものとする。

イ 医療救護班の派遣が可能な施設は、町又は県から派遣要請があった場合もしくは自ら必要と認める場合には、EMISに入力する。

ウ 医療救護班の出動は、町又は県が調整・連絡する。なお、調整・連絡にあたっては、必要に応じて、切れ目のない医療救護を実施する観点からDMATメンバーと連携するとともに、災害医療コーディネーター等の助言や支援を受けるものとする。

エ 医療救護班は、指定避難所において、被災者の健康管理、公衆衛生対策を必要に応じて実施する。生活環境の悪化に伴う内科的疾患や災害後の精神的ストレス対策、慢性疾患の管理が中心となる。特に、肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防や慢性疾患の管理は重要となり、巡回診療を必要に応じて実施する。

オ その他必要に応じて、医療救護班は、避難所又は近隣において、被災者に対し、巡回診療やニーズ調査、生活指導などを実施する。

カ 医療救護班が撤収する時期については、町又は県が必要に応じて災害医療コーディネーター等の助言を受けながら判断する。

キ 救護に必要な医薬品及び衛生材料で、現地又は救助機関で確保できないものがあるときは、町、県において、あらかじめ定めた医療薬品等卸業者との調達の方法により、あっせん確保に努めるものとする。

### (2) DPATの受入れ

DPATの受入れを行う場合、その調整を行うとともに活動場所の確保等を図る。

### (3) 公衆衛生活動

ア 災害時公衆衛生チーム

（ア）公衆衛生に係る専門家で構成するチームにより、被災者に対して、公衆衛生上の観点から必要な調査や支援を行う。

（イ）医療救護班と連携し、被災者へのリハビリや心のケアなどの支援活動を実施する。

イ こども支援チーム

（ア）災害時の子供の心のケアのため、必要に応じて、医師、臨床心理士等により組織するこども支援チームの派遣を要請する。

（イ）必要に応じて、被災地の近隣等に相談窓口を設置して、被災児童に係る相談を受け付け、地域住民の利便性を確保する。

（ウ）学校、保育所及び幼稚園等、子供の支援に係る関係機関の従事者向け研修会の開催等により子供の心のケアの実践に係る対応力の向上を図る。

ウ 保健師

（ア）統括保健師は、保健師が行う活動の総合調整を行う。

（イ）保健師は、県保健所保健師に支援を求め連携して活動を行う。

4 医薬品・医療資機材（以下「医薬品等」という。）の確保

（1）震災発生後初期段階への対応

町及び県は、家屋倒壊等による負傷者を想定して、平常時から包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療薬等の確保に努めるものとする。

備蓄医薬品等の管理については、備蓄先医療機関又は医師会等に協力を依頼するものとする。

（2）震災発生後中期以降への対応

避難場所の被災者に対するいわゆる家庭の常備薬（風邪薬、胃腸薬、解熱鎮痛剤等）等については、関係業者等の協力により、流通時等の在庫を供給源とする。

5 救護所設置の広報

救護所を開設した場合は、速やかに県災害対策本部に報告するとともに、住民に救護所開設の広報を行う。

6 惨事ストレス対策

医療・救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

第3項 消防計画

1 方針

町及び広島市消防局（以下、本項において「町等」という。）は、地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施するため、平素から、地域住民による自主防災組織の育成・指導を行うとともに、消防機関の活動体制及び消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

2 消防活動体制の整備

（1）町等は、地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じ住民・事業所等に周知しておくこととする。

ア 出火防止及び初期消火

住民・自主防災組織・事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び

初期消火に努めるものとする。

イ 火災の拡大防止

地震により火災が発生したときは、住民・自主防災組織・事業所等は、互いに協力して可能な限りの消火活動を行い、火災の拡大の防止に努めるものとする。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努めるものとする。

(2) 町等は、次の事項について、あらかじめ消防体制を整備しておくものとする。

ア 地震発生直後の消防職（団）員の初動体制、初期消火活動の実施計画を定める。

イ 地震発生直後に、住民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

ウ 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

エ 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

### 3 消防活動

(1) 火災発生状況等の把握

町長及び広島市消防局長は、消防職（団）員を指揮し、町内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

(2) 消防活動の留意事項

町長及び広島市消防局長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ 多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 救護活動の拠点となる医療機関、指定緊急避難場所及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

オ 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。

カ 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

### 4 事業所等の活動

町長及び広島市消防局長は、事業所等に対し、次の措置を講ずるよう指導するものとする。

(1) 火災予防措置

L Pガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

(2) 火災が発生した場合の措置

ア 事業所等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて、従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(3) 災害拡大防止措置

L Pガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し、避難の行動をとるうえで必要な情報を伝達する。

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

イ 警察及び消防機関等関係防災機関へ速やかに状況を連絡する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

### 5 相互応援協力体制の整備

町等は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき締結された「広島県内広域消防相互応援協定」（平成29年6月1日締結）により県内で発生した災害に対して、その消防機関の消防力を活用して、消防機関相互の応援協力体制の強化を図る。

### 6 惨事ストレス対策

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

### 7 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の各部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動するDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

## 第4項 水防計画

### 1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、ダム及び溜め池等が、損傷あるいは破損するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

### 2 応急対策

#### (1) 河川、ダム、ため池等の管理者

ア 地震の発生に起因してダム、ため池等の破損による洪水の来襲が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた職員は、必要とする区域の居住者に対し、水防法（昭和24年法律第193号）第22条による避難のための立退きの指示を行う。

イ 河川、ダム、ため池等の管理者は、地震発生後、直ちに所管施設の被害状況を点検把握し、応急措置を講ずる。

また、速やかに被害状況、措置状況等の状況を関係機関に連絡する。

#### (2) 町

町は、地震発生後直ちに町内の河川、ダム、ため池等を巡視するとともに、水防上危険な箇所を発見した時は、直ちに当該施設の管理者に連絡して必要な措置を講ずるよう求めるものとするが、緊急を要する場合には、適宜に水防活動を行う。

### 3 水防活動の応援要請

(1) 町長は、水防上必要があるときは、他の市町長に対し応援を要請する。

(2) 町長は、必要があるときは、警察官の出動を求める。

## 第5項 危険物等災害応急対策計画

### 1 方針

危険物、高圧ガス、火薬類及び毒物劇物等の危険性の高い物資（以下「危険物等」という。）を

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

製造、貯蔵又は取り扱う事業所においては、地震発生時には自衛消防組織等の活動により、危険物等に係る災害の発生を最小限度にとどめ、周辺地域に対する被害の拡大を防止するものとする。

また、関係行政機関は消防法、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等の関係法令の定めるところにより所要の措置を行う。

なお、地震の発生に備え、事業所においては、平素から関係法令の遵守及び自主保安体制の確立に努める一方、関係行政機関は、これらに対して、必要な指導を行う。

#### 2 危険物災害応急対策

町及び広島市消防局は、消防法に定める危険物を製造し、貯蔵し、又は取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を防止するため次の措置を行う。

- (1) 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を実施させる。
  - ア 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止措置
  - イ 危険物の流出、出火、爆発等の防止措置
  - ウ 危険物施設の応急点検
  - エ 異常が認められた施設の応急措置
- (2) 施設の管理者と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

#### 3 高圧ガス及び火薬類災害応急対策

町は、高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定める高圧ガス並びに火薬類取締法に定める火薬類を製造、販売、貯蔵、消費及び移動又は運搬する事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

#### 4 毒物劇物災害応急対策

町は、毒物及び劇物取締法に定める毒物劇物を製造、販売及び業務上取り扱う事業所に対し、地震による災害の発生を阻止するため、県、保健所、海田警察署及び広島市消防局と速やかに連絡をとることとするが、緊急を要する場合には、施設の管理者及び毒物劇物取扱責任者等と密接な連携をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を行い、災害の発生及び拡大等を防止する。

第7節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第1項 交通規制、交通確保計画

1 方針

震災時における、避難救出、緊急物資の輸送及び消防活動等の災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、速やかに適切な交通規制を行い、交通の混乱を未然に防止する。

また、道路管理者等その他の関係機関においても、障害物の除去等を行い、交通確保に努めるものとする。

2 交通規制・交通確保計画

(1) 災害時における交通の規制

町は、県公安委員会と連携し、道路の被害及び交通状況の把握に努め、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うために緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車及び災害対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他災害応急対策を実施するため運転中の車両。以下同じ。）以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。

ア 被災地及び周辺における優先通行

地震発生直後の緊急措置として、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

緊急通行車両であっても、人命救助及び消火活動に従事する車両の通行を最優先する。

イ 緊急交通路の確保

被災地及びその周辺に通じる主要道路については、緊急通行車両の交通路（以下「緊急交通路」という。）として指定するとともに、発災後、区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急交通路を確保する。

また、当該の区域又は道路の区間については、緊急通行車両以外の車両の走行を抑制する。

(2) 運転者に対する指導、広報

県公安委員会は、幹線道路の主要交差点にできるだけ多くの警察官を配置するとともに、町と連携し、道路交通情報板や立看板等のあらゆる広報媒体を利用して、通行禁止に係る区域・区間や迂回路等の周知を図るとともに、「運転者のとるべき措置」として、次の事項を遵守するよう指導、広報を行う。

ア 走行中の車両

(ア) 速やかに、車両を通行禁止の区域又は区間以外の場所に移動すること。速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に寄せ、緊急通行車両の妨害とならない方法で駐車すること。

(イ) 移動、駐車後は、カーラジオ等により、地震情報や交通規制情報を聴取し、その情報や周囲の状況に応じて行動すること。

(ウ) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路以外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置いておくこととし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のための車両

避難は、原則として徒歩で行い、車両を使用しないこと。

(3) 路上の障害物除去等

ア 県公安委員会は、災害対策基本法に基づき、緊急車両以外の車両の通行を禁止又は制限し

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

ようとするときには、あらかじめ当該道路管理者に通知するとともに、連携して通行禁止区域等における障害物の除去及び応急復旧等を優先的に実施する。

イ 警察官は、通行禁止区域等における緊急通行車両の通行を確保するため、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、これを道路外の場所へ移動することを命じることができる。

なお、命令の相手方が現場にいない等により、当該措置等を命じることができないときは、警察官は自ら当該措置等をとることができる。

また、警察官が現場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員は当該措置をとることができる。

ウ 道路管理者等は、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者等相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画の内容を把握する。

エ 道路管理者等は、災害が発生した場合、緊急の必要があるときは、道路区間を指定して緊急通行車両の通行を確保するための必要な措置を当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（以下、「車両等の占有者等」という。）に命じることができる。

（ア）道路区間の指定及び占有者等への車両等の移動命令

道路管理者等は、道路の状況等を勘案し、車両の移動等の措置が必要となる区間が不足なく含まれるよう留意して道路区間を指定し、車両等の占有者に対し、車両等の移動命令をすることができる。

（イ）指定道路区間の周知

道路管理者等は、道路の区間を指定したときは、指定道路区間内に周知しなければならない。

（ウ）車両等の移動

道路管理者等は、占有者等への移動命令、又は道路管理者等自らによる移動のいずれかの方法により車両等の移動を行うことができる。

なお、道路管理者等は、やむを得ない限度で、車両その他の物件を破損することができる。

（エ）土地の一時利用

道路管理者等は、車両等の移動の措置をとるために、やむを得ないときは、必要な限度で、他人の土地を一時使用し、または竹木その他の障害物を処分できる。

（オ）損失補償

道路管理者等は、車両移動や土地の一時使用等により、損失が発生した場合は、損失を補償しなければならない。

（4）通行禁止又は制限に関する広報

町は、県公安委員会が、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合は、その禁止又は制限の対象、区域及び期間を記載した標示の設置と広報幕等による現場広報に協力するとともに、県警察本部等が行う交通規制状況、う回路状況、車両の使用抑制、運転者のとるべき措置等について、徹底した広報の実施に協力する。

（5）関係機関との連携

ア 町は、県公安委員会が、緊急通行車両の通行禁止又は制限を行った場合は、県公安委員会、他の道路管理者等の関係機関及び関係団体との間で相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制の実施に協力する。

イ 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することになった場合には、関係機関・団体と協力して、その解消に適切な対応措置を講ずるものとする。

ウ 障害物の除去等については、道路管理者、県警察及び自衛隊等と協力して必要な措置を講ずるものとする。

（6）緊急通行車両の確認に伴う標章及び証明書

県公安委員会が災害応急対策として緊急の必要があると認め、緊急通行車両以外の車両の通行禁止又は制限を、区域又は区間を指定して行った場合、町は、県公安委員会に緊急通行車両



### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

の確認を申請し、別記1に掲げる緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けるものとする。

#### (7) 緊急通行車両等の事前届出・確認

ア 町は、庁用車両のうちから災害応急対策に従事する計画がある車両を事前に県公安委員会に届出しておくものとする。

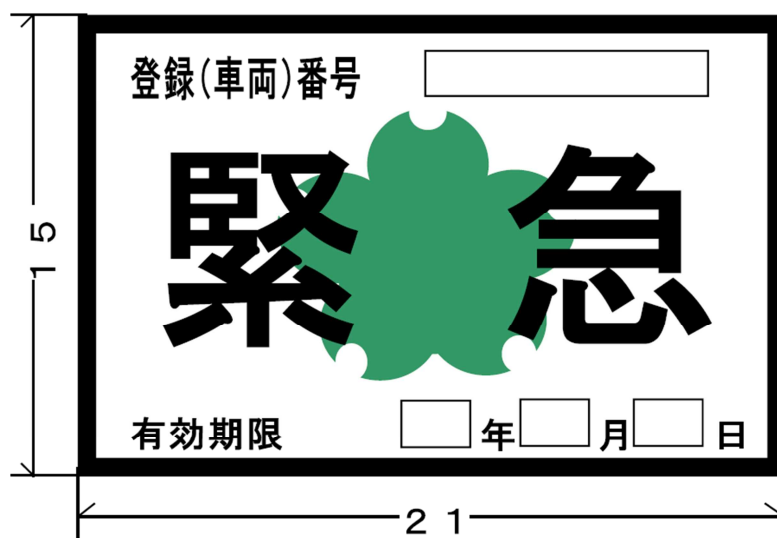
イ 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に使用する計画がある車両とする。

#### (8) 緊急通行車両等事前届出済証の交付等

ア 前項の届出により、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両事前届出済証が交付される。災害が発生し、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止又は制限された場合は、交付を受けた届出済証を警察本部(交通部交通規制課)、最寄りの警察署等に持参することにより緊急通行車両等確認証明書及び標章が交付される。

イ 届出済証の交付を受けた車両が用途の変更等により必要性がなくなった場合は、同届出済証を速やかに、交付を受けた警察署へ返還する。

#### 別記1



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑色及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

### 3 交通施設災害応急対策

#### (1) 実施責任者

道路管理者（町、県）

#### (2) 実施基準

交通施設に係る災害応急対策は、当面必要最小限度の機能を確保することを第一の目標とし、最小限の機能が確保された後、本来の機能回復に努めるものとする。

この場合の実施の基準は、概ね次に掲げる順序による。

ア 孤立地域の解消。

イ 広域間の幹線交通の確保。

ウ その他の道路交通の確保。この場合交通量の多い路線又は区間から実施する。

#### (3) 実施方法

道路管理者は、管理する道路の災害に対処する計画を定め、災害応急対策を実施する。

#### 4 交通マネジメント

町は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を県へ要請することができる。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組

#### 5 応急輸送対策

(1) 被害者及び被害対策要員の輸送、応急対策のための資材、物資の輸送等に必要となる輸送力は災害応急対策責任者で確保する。

(2) 災害応急対策責任者で必要とする輸送力を確保できない場合は、町長は関係者の協力を得て斡旋する。

(3) 町長は輸送力を確保できない場合は、知事に協力斡旋の要請をする。

### 第2項 輸送計画

#### 1 方針

地震が発生した場合には、町、県及び関係機関は、災害応急対策の実施に必要な要員、資機材等の輸送を、各機関の保有する車両、航空機等又は運送業者等の保有する車両、航空機等の調達により実施し、緊急輸送体制を確保する。

#### 2 緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲

緊急輸送の対象とする者及び資機材の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災者
- (2) 災害対策要員
- (3) 救助用物資・資機材
- (4) 救急医薬品、緊急医療用水、衛生材料及び医療用具
- (5) 食料、飲料水、生活必需品等
- (6) 応急復旧用資機材
- (7) その他必要な人員、物資等

#### 3 輸送車両等の確保

(1) 町は、あらかじめ定める震災時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保する。

(2) 町が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項から、必要な項目を明示して他の市町又は県にあっせんを要請する。

- ア 輸送区域及び借り上げ期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両等の燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要な事項

第8節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難対策計画

1 方針

地震により、建築物、工作物の破損や広範囲な火災、がけ崩れ等が発生した場合には、町長は、必要に応じ避難のための措置をとり、人命の安全確保に努める。

この計画では、指定避難所の運用について定める。

2 指定避難所の開設

町は、避難場所に避難した避難者のうち引き続き避難を必要とする者及びその他必要と認められる者に対し、指定避難所を開設する。

(1) 指定避難所の定義

指定避難所は、地震災害による家屋の倒壊、焼失など現に被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するために町が開設し、宿泊、給食等の生活機能が確保できる施設である。

(2) 福祉避難所

施設がバリアフリー化されているなど、災害時要援護者のために特別の配慮がなされた条件で指定した避難所のことである。

町は、福祉避難所として利用可能な施設に関する情報を収集し、施設管理者と十分調整し、協力を得られる施設を選定し、福祉避難所として指定する。

(3) 指定避難所の設置基準

指定避難所の設置基準は次のとおりとする。

ア 原則として、自治会又は小学校区を単位として設置する。

イ 原則として、耐震・耐火構造の公共施設（防災交流センター、ふれあい館、町民体育館、学校等）を利用する。

ウ 収容基準は、おおむね3.3㎡あたり2人とする。

なお、これらの適当な施設を得がたいときは、国や独立行政法人等が保有する施設、旅館等の民間施設活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設する。

また、屋外に天幕の設営による一時的な収容を考慮する他、被災地域外にある施設の活用を県等に依頼する。

3 指定避難所の管理運営

(1) 指定避難所の運営に当たっては、町、施設管理者、避難者、自主防災組織、ボランティア団体、その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に連携・協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努めるものとする。

町は、あらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、町及び県は、相互に連携を図り、避難者の健全な住生活の早期確保を図ることとし、保護者等への引き取りや応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により指定避難所の早期解消に努めるとともに、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を考慮して、必要に応じ旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務としては、次の点に留意する。

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

ア 情報伝達手段を確保し、避難住民に対して正確な情報及び指示を与えるとともに、避難者数の確認、避難者名簿の作成等により指定避難所及び避難者の状況を早期に把握し、関係防災機関へ連絡する。

また、指定避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報把握に努め関係防災機関へ連絡する。

イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康の確保のため、保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。

また、プライバシー確保や様々なニーズの違いに対応できるよう男女双方の視点等に配慮するなど、良好な生活環境を維持するよう注意を払う。

ウ 避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるものとする。

エ 指定避難所における食料、飲料水及び生活必需品等の必要量を把握し、効率的に配給する。

オ 要配慮者用の窓口を設置し、ニーズを把握し支援を行う。

また、心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

カ 町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、健康推進課と防災安全課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉課担当者は、防災安全課に避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

キ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ク 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用のトイレ、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

ケ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレの離れた場所への設置、トイレ・更衣室・入浴施設等を昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスター掲載など、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

コ やむを得ない理由により、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等物資の提供、保健師等による健康相談の実施及び正確な情報の伝達等に努めるものとする

サ 「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行う。また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

県は、避難動物の種類や頭数について把握し、指定避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護（管理）センターに対し、一時預かり先等について相談する。

シ 町は、指定避難所の設置・運営について、必要に応じ、県の応援職員の派遣などの支援受

け入れを行う。

(2) 広域的避難

町は、災害の規模、被災者の避難、受入れ状況、避難の長期化等を考慮して、町外への広域的な避難、避難所や応急仮設住宅等への収容等が必要であると判断した場合には、県に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において係る事務が行えなくなった場合、県が代わりに必要な手続きを行うものとする。

また、町及び県は、町外へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携のうえ、必要な情報等の提供に努めるものとする。

(3) 指定避難所を開設した場合

町が指定避難所を開設したときは、次の事項について、県危機管理監（県災害対策本部を設置した場合は、本部情報連絡班）に報告する。

ア 開設の日時

イ 開設の場所

ウ 収容人員

エ 開設期間の見込み

オ その他必要と認められる事項

4 避難行動要支援者の避難等

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるものとする。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

指定避難所では生活することが困難な要配慮者が避難所で生活するために必要な設備やスペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、避難場所として宿泊施設を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

避難行動要支援者の避難等の措置について、町のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、町外の社会福祉施設等へ避難させる。

県は、町が避難行動要支援者を他の市町へ避難させるための協力要請をした場合など、町への支援が必要と考えられる場合には、他の市町や他都道府県との連絡調整等を行う。

5 帰宅困難者対策

道路の寸断や公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生した場合、町及び県は、町民等への広報を行うとともに、必要に応じ、一時滞在施設等への避難誘導を行うものとする。

第2項 広報・被災者相談計画

1 方針

地震発生時においては、町は、被災地や隣接地域の住民に対し、被害の状況、災害応急対策の実施状況等について速やかに広報することにより、住民の不安解消、また、被災者の生活再建等の支援に努めるとともに、住民自らの適切な判断により、無用の混乱を排除するように配慮する必要がある。

なお、住民への情報伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

また、速やかな対策を講じるために被災者相談を行い、被災地の住民の動向と要望の把握に努めるものとする。

2 広報活動

(1) 広報責任者

町は、「災害情報計画」で得た情報及び住民が行うべき措置等を周知させる必要があると認めるときは、町が定める広報手続きにより、広報活動を実施する。

(2) 広報の目的

町は、災害発生直後には、パニック、余震、火災等による二次災害の防止を中心に広報活動を実施する。

また、応急復旧時には、食料や交通などの生活情報や被災者の生活再建支援情報を中心に広報活動を実施する。

(3) 広報機関による広報の内容

町は、広島市消防局、県警察（海田警察署）及びその他関係機関と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。

ア 広報の内容

(ア) 災害発生直後の広報

- a 地震に関する情報（余震に関する情報を含む。）
- b 避難に関する情報（避難場所、避難指示等）
- c 医療、救護所の開設に関する情報
- d 災害発生状況に関する情報
- e 出火防止、初期消火に関する情報
- f 二次災害防止に関する情報（デマの防止、電気・ガス・水道等の措置）
- g その他安心情報等必要な情報

(イ) 応急復旧時の広報

- a 食料、水、その他生活必需品の供給に関する情報
- b 電気、ガス、水道の復旧に関する情報
- c 交通機関、道路の復旧に関する情報
- d 電話の利用と復旧に関する情報
- e ボランティア活動に関する情報
- f 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報
- g 臨時相談所に関する情報
- h 被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動に関する情報
- i その他生活情報等必要な情報

イ 広報の方法

- a 防災行政無線による広報
- b 窓口による広報
- c 広報車、ハンドマイク等による広報
- d 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報
- e ビラ配布等による広報
- f 自主防災組織、自治会等を通じた連絡
- g 県に対する広報の要請
- h 報道機関への情報提供、放送要請
- i 文字、手話、「やさしい日本語」あるいは外国語等を用いた広報
- j インターネット等を利用した広報（ポータルサイト運営事業者等に対するポータルサイトのトップページの優先利用等の依頼を含む）
- k 携帯電話による災害速報メールを利用した広報
- l 登録制メール、緊急情報メールの活用

### 3 被災者相談活動

#### (1) 被災者相談機関

町は、地震災害が発生したときには、被災者又は関係者からの相談、要望、苦情等に速やかに応じ、被災者の生活環境の早期改善のために被災者相談を行う。

#### (2) 相談方法

町は、被災者の相談、要望、苦情等を広く聴取し、問題の早期解決を図るため、相談窓口を設ける。

また、必要に応じて、被災地及び指定避難所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。

なお、相談窓口は、関係機関が共同で設置するなどしてワンストップサービスの実現に努めるものとする。相談所の規模及び構成員等は、災害の実情に応じたものとする。

### 4 安否情報の提供等

町又は県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

## 第3項 住宅応急対策計画

### 1 方針

地震が発生し、災害救助法が適用された場合には、町長は知事と協力して、被災者を受入れするための仮設住宅の建設をはじめとする必要な住宅応急対策を講じるものとする。

### 2 実施する応急対策の内容

- (1) 災害救助法第4条第1号に規定する避難所及び応急仮設住宅の供与（仮設住宅の建設）
- (2) 町営住宅、コーポラス熊野、企業所有の職員用住宅等の一時的供与
- (3) 災害救助法第23条第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理
- (4) 民間賃貸住宅の情報提供等
- (5) 被災建築物応急危険度判定の実施
- (6) 被災宅地危険度判定の実施

### 3 実施責任者

- (1) 知事は、災害救助法及び同法施行細則（令和元年広島県規則第46号）の規定に基づき避難所及び応急仮設住宅の供与に必要な住宅（応急仮設住宅の建設を含む。）及び施設の確保に努めるものとする。  
なお、県内のみで確保が困難な場合、近隣他府県へ被災者を一時収容するための施設提供を要請する。
- (2) 知事は、災害救助法及び同法施行細則の規定に基づき町長と協力して被災した住宅の応急修理を行う。
- (3) 災害救助法第13条及び同法施行令第17条の規定により、前各項の救助について町長に委任した時は、町長が実施する。
- (4) 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、被災建築物応急危険度判定が必要と判断した場合には、これを実施する。

### 4 応急仮設住宅の建設

#### (1) 供与の対象とする者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流失、

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

若しくは、それに準ずる者として発災後、国より通知される要件に該当し、居住する住家がない者で、自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者とする。

また、町長は、罹災証明の発行の状況を踏まえ、必要に応じて、対象の拡充について検討する。

#### (2) 応急仮設住宅の供与の期間

特別な場合を除き、災害救助法の定める2年以内とする。

#### (3) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が行うものとする。

ただし、特別な事情がある場合には、町長の協力を得て、知事が実施するものとする。

なお、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れについても配慮するものとする。

#### (4) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は、広島県応急仮設住宅建設マニュアルに従い実施する。

##### ア 建設戸数

建設戸数の決定に当たっては、町長の意見を聞き、知事が決定するものとする。この場合、別途確保し供与する町営住宅、コーポラス熊野、借上げ可能な民間賃貸住宅等の状況を勘案するものとする。

##### イ 建設場所の確保

建設場所については、保健衛生、交通、教育等について考慮し、あらかじめ把握している公有地で確保することとする。

ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用することもできるものとする。この場合利用しようとする土地の所有者との十分な協議を必要とする。

なお、学校の敷地を建設場所として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

### 5 住宅の応急修理

災害救助法及び同法施行細則の規定に基づく応急修理については、町長が知事の指示を受け実施するものとする。

ただし、特別な事情により町長が実施することが困難な場合は、町長の協力を得て、知事が実施するものとする。

#### (1) 対象となる者

住宅の応急修理の対象となる者は、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で、自らの資力をもってしては応急修理ができない者とする。

#### (2) 修理の範囲

住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等のように日常生活に欠くことのできない必要最小限度の部分とする。

#### (3) 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、あらかじめ定める危険住宅判定調査・修理対象基準により知事が町長の意見を聞いて決定する。

#### (4) 実施期間

住宅の応急修理の実施期間は、災害発生の日から3か月以内（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内）とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に内閣総理大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

### 6 町営住宅及びコーポラス熊野の提供

被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条の適用があるものについて、受け入れを行う。



### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

また、緊急対応として、災害対策基本法の規定に基づく激甚災害の指定及び災害救助法の適用があった場合については、町営住宅等の一時的な目的外使用許可による収容施設の提供も考慮する。

#### 7 企業所有の住宅等の供与

町長は、前記6の町営住宅等の提供を考慮する場合には、企業所有の住宅等の提供による供与について協力を要請するものとする。

#### 8 被災建築物応急危険度判定

多くの建築物が被害を受けた場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる人的二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「建築判定」という。）を実施する。また、実施のための必要な事前準備を行う。

##### (1) 事前対策

ア 町長は、的確な建築判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 建築判定実施の決定と被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「建築判定実施本部」という。）の設置

(イ) 建築判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 建築判定対象区域、対象建築物の決定等の基準

(エ) 応急危険度判定士及びその他判定業務従事者（以下「建築判定士等」という。）の確保、建築判定の実施体制等

(オ) 建築判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 建築判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 町は、県と連携して、建築に関する講習会を開催し、建築判定士等の養成を行う。

ウ 町からの要請に対し、知事は的確な支援を行う。

エ 町は県と協力して、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

##### (2) 建築判定実施の事前準備

ア 町長は、あらかじめ想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に建築判定を実施する施設、区域及び判定対象危険物の基準を準備しておく。

イ 町及び県は、地震被害に備え、町は建築判定実施本部を、県は被災建築物応急危険度判定支援本部（以下「建築判定支援本部」という。）の体制について、あらかじめ整備しておく。

##### (3) 応急危険度判定の実施

ア 町長は、地震により多くの建築物が被害を受け、必要があると判断したときは、建築判定の実施を決定し、直ちに建築判定実施本部の設置その他必要な措置を講じるものとする。

また、建築判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 町及び県は、建築関係団体等の協力を得て必要な建築判定士等の速やかな確保に努めるものとする。

ウ 町及び県は、建築判定の実施の決定後速やかに、建築判定士等の食料の準備、建築判定区域までの移動に係る輸送方法の確保及び必要に応じ宿泊場所の確保等を行うものとする。

##### (4) 町と県間の連絡調整等

ア 町は、建築判定実施本部の設置を決定したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 建築判定実施本部は、知事が建築判定支援本部を設置したとき、現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し、速やかに報告するものとする。

#### 9 被災宅地危険度判定

地震により多くの宅地が被害を受けた場合、その後の余震により宅地の崩壊等による人的被害の発生を防止するため、被災宅地危険度判定（以下「宅地判定」という。）を実施する。

また、実施のための事前準備を行う。

(1) 事前対策

ア 町は、的確な宅地判定を実施するため、次の事項についてあらかじめ定めておく。

(ア) 宅地判定実施の決定と判定実施本部の設置

(イ) 宅地判定の実施に関する県との調整連絡及び県に対する支援要請

(ウ) 宅地判定実施方法の決定等の基準

(エ) 初動体制整備のための被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成、確保

(オ) 宅地判定士等の判定区域までの移動方法、宿泊場所の設定その他必要な事項

(カ) 判定資機材の調達、備蓄

(キ) その他必要な事項

イ 町からの要請に対し、知事は的確な支援を行う。

ウ 町は県と協力して、宅地判定に関する講習会を開催し、宅地判定士の養成に努めるとともに、必要な判定用資機材を備蓄しておく。

(2) 宅地判定実施の事前準備

ア 町長は、広島県土砂災害危険箇所図等を参考に、宅地判定実施の可能性が高い地域等を推定し、迅速に判定活動を実施するための環境を整備しておく。

イ 町長は、宅地判定実施本部を、県は宅地判定支援本部の体制について、あらかじめ準備しておく。

(3) 宅地判定の実施

ア 町長は、地震の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、必要があると判断したときは、宅地判定実施本部を設置し、宅地判定の実施を決定する。また、町長は、宅地判定のための支援を知事に要請することができる。

イ 被災の規模等により町が宅地判定の実施に関する事務を行うことができなくなったときは、知事が、宅地判定の実施に関し必要な措置を講じる。

ウ 町及び県は、宅地判定等の判定区域までの移動に係る輸送方法の確保、食料の準備及び必要に応じて宿泊場所の確保を行うものとする。

(4) 町と県間の連絡調整等

ア 町は、宅地判定実施本部を設置したときは、県に速やかに連絡するものとする。

イ 宅地判定実施本部は、宅地判定支援本部に現地の被災状況を随時報告するとともに、支援の内容、支援開始時期等について協議、調整し速やかに報告するものとする。

第9節 救援物資の調達・供給活動

第1項 食料供給計画

1 方針

町は、地震災害発生時における被災者に対し、食料の応急確保に努め、災害救助法による食料の供給又は給食を行う。

また、地震災害に備え、緊急用食料の備蓄に努めるものとする。

なお、被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、栄養管理に配慮して食料供給等を行う。

2 実施責任者及び実施内容

(1) 町長は、災害時に備えて食料供給計画を作成し、これにより食料の確保及び供給並びに給食を実施する。

(2) 町長は、必要な食料を確保できない場合は、知事に応援を要請する。

3 実施方法

(1) 町長は、災害時における食料（米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調製粉乳等）の供給及び給食に必要な副食調味料の確保と供給に努めるものとする。必要な食料の確保及び供給が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

なお、炊き出しは、町が開設する指定避難所内又はその近隣において実施する。

(2) 町長は、知事等から食料の供給を受けたとき、それを被災者に円滑に供給することができるよう、あらかじめ体制を整備しておく。

(3) 町長は、防災関係機関や販売業者等と密接に連携して、それらからの供給可能な数量、その保管場所等をあらかじめ把握しておく。

(4) 被災者の健康状態や要配慮者、食物アレルギー患者等のニーズの把握に努めるとともに、避難の長期化等も踏まえ、必要に応じ、関係団体と連携し栄養管理に配慮して、食料の供給及び給食、炊き出し等を行う。

4 食料供給の適用範囲及び期間

(1) 指定避難所に収容された者

(2) 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者

(3) 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。）

(4) 前記（2）、（3）の住家への宿泊人、来訪者

(5) 町内に停車したバス等の旅客で、責任者の能力によって給食を受けることが期待できない者

(6) 食料供給を行う期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

5 使途及び経費

災害救助法が適用された場合は、原則として、災害救助法施行細則に定める使途及び支出限度額の範囲で行う。

第2項 給水計画

1 方針

地震災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため、飲料水を得ることができない者に対し、町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は連携して飲料水

の確保及び供給に努めるものとする。

## 2 事前対策

町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、地震災害時に備えて、水道施設の耐震性向上や緊急時の給水確保、緊急対応体制の強化に努めるものとする。

また、地震災害が発生したとき、迅速に応急給水、応急復旧が実施できるよう、その手順や方法等を明確にした計画の策定及び訓練の実施、大規模災害に備えた広域的な相互応援対策などの緊急対応体制の確立に努めるものとする。

なお、医療機関等に対する緊急時の給水については、十分配慮しておくものとする。

## 3 実施責任者

地震災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	知事(知事が実施を委任した場合は町長)	災害救助法第4条・第13条 災害救助法施行令第17条
知事が生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長、水道事業者、水道用水供給事業者	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成10年法律第114号) 第31条
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者又は 水道用水供給事業者	水道法 (昭和32年法律第177号) 第40条

## 4 実施方法

給水活動を迅速かつ円滑に実施するため、町長、水道事業者及び水道用水供給事業者は、連携して次の措置を講ずる。

### (1) 給水用水源の確保

浄水場や配水池等の給水用水源を確保する。

### (2) 給水活動

水道施設に被害がないことを確認した場合は、給水先の被害状況を確認後、水道水の供給を継続する。飲料水の確保が困難な地域に対しては、給水拠点を定め、給水車等による応急給水を実施する。

### (3) 給水広報

応急給水場所や通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図るとともに、衛生上の注意についても広報する。

### (4) 応援要請

給水車や給水資機材が不足する等、給水活動が困難な場合は、他の水道事業者や日本水道協会等に対し応援を要請する。

## 第3項 生活必需品等供給計画

### 1 方針

町は、被災者に対し被服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努めるものとする。

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

県と相互に協力し、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

### 2 実施責任者

災害救助法が適用された場合、知事は、町長を補助者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第13条及び同法施行令第17条の規定により、知事が町長に生活必需品等の給与又は貸与の実施を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

### 3 実施基準

#### (1) 生活必需品等の給与又は貸与を受ける者

地震により住家に被害（全壊（焼）、流失、半壊（焼）、及び床上浸水）を受け、日常生活に欠くことができない衣服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者であって、物資の流通機構等の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を入手することができない状態にある者。

#### (2) 適用期間

災害の発生の日から10日以内とし、特に必要がある場合は、期限の延長を行う。

#### (3) 生活必需品等の範囲

- ア 寝具（毛布等）
- イ 外衣（ジャージ等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着、靴下等）
- エ 身の回り品（タオル、サンダル等）
- オ 炊事道具（鍋、包丁、缶切り、カセットコンロ、カセットコンロ用燃料等）
- カ 食器（皿、箸、コップ等）
- キ 日用品（トイレットペーパー、歯ブラシ、歯磨粉、ビニールシート、軍手、ポリタンク、生理用品、紙オムツ等）
- ク 光熱材料（プロパンガス、灯油、マッチ、懐中電灯、電池等）

### 4 実施方法

あらかじめ生活必需品等供給計画を作成し、被災者のための生活必需品等の確保と供給に努め、必要量が確保できないときは、県及び他の市町に対し応援を要請する。

## 第4項 救援物資の調達及び配送計画

### 1 方針

県内で大規模な災害が発生し、町単独での物資の確保が困難な場合に、県は町の要請等に基づき、県の備蓄物資を供給するとともに、町の要請を取りまとめて民間事業者等に対して、物資の調達及び輸送等を要請する。

### 2 物資の調達及び受入体制

(1) 被災者に速やかに物資を供給することができるよう、避難所等での分散備蓄や救援物資輸送拠点の複数箇所の選定に努めるものとする。

また、地震等により救援物資輸送拠点が使用できない場合等を想定して、民間施設の選定に努めるものとする。

(2) 物資の調達が困難な場合は、知事に対して応援を要請する。

(3) 救援物資の受入窓口をあらかじめ定めるとともに、県、事業者との間で救援物資輸送拠点の情報共有に努めるものとする。

3 物資の輸送

- (1) 県は、広島県トラック協会等に対して、町の災害対策本部又は救援物資輸送拠点等への物流専門家の派遣を要請する。
- (2) 物資の輸送に協力する広島県トラック協会等は、物資を輸送する際に、必要に応じ、指定避難所のニーズ等の聞き取りを行い、町への報告に努めるものとする。

第10節 保健衛生・防疫・遺体の取扱いに関する活動

第1項 防疫計画

1 方針

町及び県は、地震災害発生時において、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などにより感染症の発生が予想されるため、防疫について必要事項をあらかじめ定め、感染症の予防及びまん延の防止のための防疫活動を実施する。

2 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及びまん延防止のため知事から措置を実施するよう指示があったときは、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・昆虫類の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等について措置を実施する。

また、生活の用に供される水の使用制限等を実施した場合には、町は生活の用に供される水を供給しなければならない。

実施の内容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この表において「法」という。）第27条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条	新型インフルエンザ等感染症
生活の用に供される水の使用制限等	法第31条	新感染症 指定感染症
ねずみ族・昆虫類等の駆除	法第28条	一類感染症 二類感染症 三類感染症 四類感染症 新感染症 指定感染症
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新型インフルエンザ等感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	新感染症 指定感染症

3 防疫活動

- (1) 県の指示に基づき、清掃・消毒、ねずみ・ハエ・蚊等の駆除、飲料水等の家庭用水の供給を実施する。
- (2) 指定避難所における防疫を実施する。

第2項 遺体の搜索、取扱い、埋火葬計画

1 方針

震災時において死亡者が発生した場合、町、県及びその他防災関係機関は、相互に連絡を密にして、遺体の搜索、取扱い及び埋火葬を実施する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の取扱いを遅滞なく進める。

## 2 遺体の捜索

知事が、災害救助法を適用し、町長に実施を委任したときは、町長が実施責任者となり消防機関その他関係者の協力の下に、災害救助法施行細則の基準に従い、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは速やかに収容する。

## 3 遺体の取扱い

遺体を発見したときは、町は次の措置を行う。

- (1) 遺体について、県警察と協議の下、医師による死因その他医学的検査を実施する。
- (2) 遺体の身元特定のために必要な資料等について、県警察等に積極的な提供を行う。
- (3) 多数の遺体がある場合は、遺族感情への配慮や効率的な検視業務の遂行のため、検視場所の確保に努めるとともに、検視に必要な資機材（水、電気、手袋、エプロン等）の準備・保管・提供について県警察等と連携して対応する。
- (4) 検視及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により取扱う。
  - ア 感染症の予防等に配慮し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
  - イ 遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合においては、遺体の腐敗防止措置を行ったうえで特定の場所（寺院などの施設の利用又は神社、仏閣、学校等の施設に仮設）に集め、埋火葬の処置をとるまで一時保存する。

## 4 遺体の埋火葬

町は、自ら遺体を埋葬若しくは火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物支給を行う。

なお、平常時使用している火葬場の火葬能力では遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、「広島県広域火葬計画」（平成25年10月1日施行）に基づき、県に対して応援を要請する。また、棺、骨つぼ等埋火葬等に必要な物資が十分に確保できない場合も、同様とする。

また、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

- (1) 身元不明の遺体については、海田警察署その他関係機関に連絡した後に、措置する。
- (2) 身元不明でかつ原因不明の遺体については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定により措置する。ただし、災害救助法が適用されている場合で、災害により死亡したことが明らかな遺体については、同法に基づき埋火葬を実施する。
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律による遺体の移動制限等
  - ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、知事の認可を受けたときは埋葬することができる。
  - イ 一類感染症、二類感染症、三類感染症、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症の病原体に汚染等された遺体は、24時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。

## 第3項 保健活動計画

### 1 方針

災害発生時において、被災地及び指定避難所においては、生活環境の激変により、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、健康状態の悪化や災害関連死を防ぐため、被災者の健康管理について必要事項を定め、担当部署の保健師等による保健活動を実施する。

### 2 保健活動

#### (1) 情報収集

災害対策本部から指定避難所の開設状況、避難者の状況等町内の被災状況を情報収集し、保健活動の活動体制を構築する。



(2) 指定避難所における保健活動

- ア 指定避難者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
- イ 指定避難者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。
- ウ エコノミークラス症候群、生活不活発病、感染症、ストレス、便秘等疾病予防のための健康教育・健康相談及び栄養相談を行う。
- エ 指定避難所における生活環境の把握及び必要な調整を行う。
- オ 上記の活動において、職員の活動体制の整備を行うと共に、県及び保健所等応援機関との連絡調整を行う。

(3) 指定避難所外における保健活動

- ア 被災地域において、被災者の心身の健康状態の確認及び医療・保健・福祉ニーズの把握を行う。
- イ 被災者のニーズにより、関係機関へ連絡調整を行う。
- ウ 感染症、ストレス等災害による健康障害の予防のため、巡回健康相談を行う。
- エ 被災者のストレスに対する心のケアを行うと共に、必要時県及び保健所を通じて、専門機関へ連絡調整を行う。
- オ 活動において、必要に応じて町内の自治会、民生委員児童委員等の地域の関係機関と連絡調整を行う。

第11節 応急復旧、二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

1 方針

震災によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に、速やかに応急復旧工事を実施し、降雨等による水害・土砂災害等に備え、二次災害防止施策を講じるとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努めるものとする。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

2 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は、被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

3 道路の応急復旧活動

町長は、震災により道路に被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、設定された緊急交通路を早急に確保するため、沿道等の応急復旧計画と調整のうえ、応急復旧工事を実施する。

4 治水施設等の応急復旧活動

(1) 河川

町長は、震災により管理する河川に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

(2) 砂防施設等

町及び県は、砂防設備等の損傷や土石流、地すべり、山崩れ、崖崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

5 治山施設等の応急復旧活動

町、県及び近畿中国森林管理局は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による原状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

6 その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7 住民への広報活動

町は、公共施設の損傷等により、二次災害が発生するおそれのある場合等必要に応じて、住民に対し広報する。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設応急復旧対策計画

1 方針

電力施設、ガス施設、水道施設及び下水道施設の復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすため、これらの施設の設置者又は管理者は、震災時には被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮し応急復旧を迅速に実施する。

## 2 電力施設の応急対策

### (1) 実施責任者

中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社

### (2) 震災時における危険防止措置

震災時において送電又は配電を行うことが危険であると認められる地域に対しては、送電又は配電の遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

### (3) 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア 人命救助に関わる医療機関

イ 災害復旧の中核となる災害対策本部、警察、ガス、水道、交通等の機関

ウ 被災者受入れ施設（指定避難所等）

### (4) 広報サービス活動の実施

電力施設の停電状況、復旧の見通し、電気使用上の注意等の広報活動をホームページへの掲載を含むインターネットによる発信、防災無線の活用及び広報車による周知等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

## 3 ガス施設の応急対策

### (1) 実施責任者

ガス事業者

### (2) 情報の収集

地震計による地震の強さ、テレメーターによる主要導管の圧力変化、移動無線車及び事業所等の情報に加え、関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

### (3) 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって、二次災害の発生が懸念される場合には、ブロック化された導管網を用い、他地域の供給を維持しながら、被害を受けた地域のガス供給を停止する。

### (4) 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し、ガス使用上の注意等の広報活動を広報車及びホームページへの掲載を含むインターネットによる発信等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

## 4 水道施設の応急対策

### (1) 実施責任者

水道事業者及び水道用水供給事業者

### (2) 応急復旧対策

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ、関連事業者等からの応援を受ける場合も想定した手順や方法を明確にした計画の策定に努めるものとする。

イ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、指定水道工事事業者、日本水道協会等に応援を要請し、必要に応じ、県外の関連事業者等へ応援を依頼する。

ウ 応急復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

### (3) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は、可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努めるものとする。

## 5 下水道施設の応急対策

### (1) 実施責任者

町（下水道管理者）

### (2) 応急復旧対策

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

ア 迅速に応急復旧等が行えるよう、あらかじめ関連事業者等との災害時における復旧支援に関する協定を締結するなど支援体制の確率に努めるものとする。

イ あらかじめ定める動員計画に基づき、災害復旧に必要な要員を確保し、応急対策を実施する。

ウ 応急復旧等が実施責任者のみでは困難な場合には、関連事業者、近隣市町又は県に応援を要請する。

#### (3) 広報サービスの実施

下水道施設の被害状況、復旧の見通し等の広報活動を広報車等により行い、必要に応じてテレビ、ラジオ等による放送を報道機関に依頼するものとする。

#### (4) 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材を備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確保に努めるものとする。

### 6 復旧活動支援体制の整備

大規模災害時におけるライフラインの早期復旧を図るための活動拠点として、広島市と「災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定」を締結し、互いに被災した場合には、次の土地を活動支援拠点として提供する。

	提供地	場所
熊野町	熊野町民グラウンド	熊野町川角五丁目10番1号
広島市	矢野南三丁目市有地	広島市安芸区矢野南三丁目

### 第3項 その他施設災害応急対策計画

#### 1 目的

この計画は、災害時に応急対策が必要なその他の施設について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### 2 防災重点ため池対策

町は、所有者等による応急措置では十分に安全を確保できない場合、防災上必要な措置を行う。

町での措置が極めて困難な場合は、災害対策基本法に基づく応援の要請を行う。

#### 3 空家対策

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じ、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等のための措置を行う。

### 第4項 廃棄物処理計画

#### 1 方針

し尿、ごみ等による公衆衛生や生活環境の悪化や、一時的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、安全性や生活環境の保全を確保しつつ、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施する。

災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り廃棄物の再生利用を図り、最終処分量を低減させる。また、関係機関と協力して処理体制を構築する。

2 災害廃棄物処理計画

町は、仮置場候補地の選定・設置運営に係る事項など、災害廃棄物の処理主体としての実施事項や、災害廃棄物の発生推計量等の基礎データを平時から整理し、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

3 実施主体等

災害廃棄物（一般廃棄物）は、町が主体となって処理する。県は、町を中心とした処理体制構築のための連絡調整や町の支援を行う。

町及び県の役割

町	県
<ul style="list-style-type: none"> <li>自ら主体となって災害廃棄物の処理を実施</li> <li>仮置場の設置運営</li> <li>廃棄物の運搬・処分等</li> <li>県、他市町、民間支援団体との協力体制に係る連絡調整・支援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内市町、他都道府県、国、民間支援団体等の協力支援体制の整備に係る連絡調整</li> <li>被災市町への事務支援、人的支援</li> <li>被災市町による処理が困難な場合に、事務委託により、災害廃棄物の処理を実施</li> </ul>

4 災害廃棄物の処理

(1) 収集運搬

町は平時の体制に加え、民間事業者への委託等により収集運搬体制を確保する。県は、必要に応じ他市町や民間事業者による支援について調整を行う。

ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合は、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容の調整・分担などをして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(2) 損壊家屋等の撤去等

損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において町が必要と認める場合は、町が解体・撤去を行う。

解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（平成29年9月環境省）を参照し、石綿の飛散防止に努めるものとする。

(3) 仮置場での保管・分別・処理

町は、廃棄物の処理を進めるために必要な仮置場を設置する。県は仮置場の設置に係る支援を行う。

区 分	機 能
住民用仮置場	被災住民の自己搬入用仮置場
一次仮置場	二次仮置場へ搬入するまでの一時保管・分別
二次仮置場	各処理施設へ搬入するまでの一時保管、破碎・選別等の中間処理

(4) 処理困難廃棄物等の処理

有害性・危険性のある処理困難廃棄物は、性状に応じて優先的に回収し、製造元、業界団体等、適切に処理できる者に処理を依頼する。

(5) し尿・生活ごみ等の処理

被災地域や避難所等で発生するし尿・生活ごみは速やかな処理が必要となる。町はこれらの収集・運搬体制を速やかに構築する。

(6) 連携の促進等

ア 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制構築や民間との連携の促進等に努める。

イ 災害廃棄物に関する情報のほか、国（環境省）による災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等を通じて情報を収集するとともに連携に努める。

5 災害廃棄物処理実行計画

町は、発災後、国が作成するマスタープランや町災害廃棄物処理計画等をもとに、実際の被災状況を踏まえ、具体的な処理方法を定めた「災害廃棄物処理実行計画」を作成する。併せて、広域的な対応が必要となる場合及び県が町に代わり廃棄物処理を行う場合には、県が「災害廃棄物処理実行計画」を作成し、全体的な管理を行う。

第12節 ボランティアの受入等に関する計画

1 方針

町・県及び関係団体は、ボランティアによる活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう相互に連携・協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するため、受入れに携わる要因の育成に努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 ボランティアの受入れ

(1) ボランティアの受入れ体制

地震災害時において、町が災害対策本部を設置した際には、必要に応じて町社会福祉協議会は、ボランティアの受け入れを円滑に行うため、ボランティアセンターを設置する。

また、町社会福祉協議会が設置する町被災者生活サポートボランティアセンターは、県社会福祉協議会の設置する広島県被災者サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集・発信などを行うものとする。

(2) 町災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、町被災者生活サポートボランティアセンターと連携し、ボランティアの受入窓口や連絡体制を定め、ボランティア活動の円滑な実施を支援する。

また、本部は、町被災者生活サポートボランティアセンターに対して、情報提供等の支援を行う。

(3) 県災害対策本部の役割

本部は、ボランティアの受入体制の確保について、町、日本赤十字社広島県支部、広島県社会福祉協議会及びその他防災関係機関並びにボランティア団体と緊密に連絡、協議し、支援等を行うものとする。

(4) 町被災者生活サポートボランティアセンターの機能

県被災者生活サポートボランティアセンターや町災害対策本部と連絡・調整し、ボランティアなどの受け入れや活動支援を行うものとする。

ア 被災者の支援ニーズの等の把握

各災害応急対策責任者や被災者、ボランティア、関係機関・団体等から、被災者の生活支援にかかるニーズを把握する。

イ ボランティアの募集

ボランティアのあっせん要請等の需要に対し、ボランティアが不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報し、ボランティアの募集を行う。

ウ ボランティアのあっせん・活動支援

災害発生時におけるボランティア申出者を受け付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

各災害応急対策責任者から町被災者生活サポートボランティアセンターに対しボランティアのあっせん要請が出された場合、平常時からのボランティア登録者及び災害後に受付けたボランティア申出者の中から必要なボランティアをコーディネートする。

また、ボランティアのあっせん要請がない場合でも必要と認められるときは、ボランティアのあっせんができるものとする。

エ ボランティア関連情報の収集・発信

被災地の状況、救援活動の状況などの情報を、ボランティアに対して的確に提供する。

## 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

### (5) 被災者生活サポートボランティアセンター（災害ボランティアセンター）への国庫負担

町に災害救助法が適用された際には、町が県から事務の委託を受け、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託した場合、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

### 3 専門ボランティア

町は専門ボランティアの受入れ及びあっせんの調整等を行う。

### 4 ボランティアの活動拠点及び資機材の提供

町は、庁舎、地域健康センター、公民館、学校などの一部を、ボランティアの活動拠点として積極的に提供する。

また、ボランティア活動に必要な事務用品や各種資機材については、可能な限り貸し出し、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

### 5 災害情報等の提供

町は、町被災者生活サポートボランティアセンターへ、ボランティア活動に必要な災害情報等を積極的に提供するとともに、必要により、被災者生活サポートボランティアセンター等が行う情報共有会議等に参加し、情報の共有を図る。

### 6 ボランティアとの連携・協働

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO・NGO 等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

### 7 ボランティア保険制度

町は、ボランティアの活動中における負傷等に備え、ボランティアが保険へ加入するよう努めるものとする。



## 第13節 文教計画

## 1 方針

町及び県は、震災時において園児、児童、生徒（以下、「生徒等」という。）の安全を確保し、震災後の生徒等の不安感の解消に努めるとともに、学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

また、震災時において学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努めるものとする。

## 2 避難対策

## (1) 学校の管理者

ア 町立学校	町立学校長
イ 県立学校	県立学校長
ウ 私立学校	私立学校長

## (2) 避難の実施

学校の管理者は、震災が発生した場合又は町長が避難の指示等を行った場合には、あらかじめ作成された避難計画に基づいて、生徒等及び教職員等を安全な場所に避難させ、その安全の確保に努めるものとする。

## 3 生徒等への相談活動

学校の管理者は、災害による生徒等の被災状況を迅速に把握し、生徒等への相談活動を行い、精神的な不安感の解消に努めるものとする。

## 4 応急教育対策

## (1) 応急教育の実施

## ア 応急教育の実施責任者

(ア) 町立学校	町教育委員会
(イ) 県立学校	県立学校長

## イ 応急教育の実施場所

(ア) 応急教育を実施するため、あらかじめ作成された応急教育計画に基づいて、校内施設の活用又は町内の他の学校、公共施設の利用等について関係者と協議の上、実施場所を選定する。

(イ) 応急教育実施場所が町内で得られない場合は、実施責任者は県教育委員会に要請し、あっ旋を受ける。

## ウ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

(ア) 児童生徒、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

(イ) 教職員を動員し、授業再開に努めるものとする。なお、被害の状況により、必要があるときは、町又は地域住民等の協力を求める。

(ウ) 学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童生徒及び保護者に連絡する。

(エ) 児童生徒を学校へ一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努めるものとする。なお、二部授業を行うときは、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第25条の規定により町教育委員会を經由して県教育委員会に届け出る。

(オ) 児童生徒の登下校時における安全の確保に努めるものとする。

(カ) 応急教育の実施に当たって、施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

## (2) 学用品の調達

ア 教科書等の確保

町教育委員会及び県立学校の長は、災害により教科書及び教材を喪失又は損傷した児童生徒がある場合には、県教育委員会の協力を得て、その確保に努めるものとする。

イ 教科書等学用品の支給

災害救助法が適用された場合は、知事が、教科書等学用品を災害救助法施行細則に則り、次により調達し、支給する。また、知事がその実施を町長に委任した時は、町長が実施責任者となり実施する。

なお、教科書及び教材の支給に関しては、県教育委員会の協力を得るものとする。

(ア) 支給対象者

災害により住家に被害（全壊、全焼、流失、大規模半壊、半壊、半焼及び床上浸水）を受け、教科書等学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）

(イ) 支給範囲

- a 教科書及び教材（町教育委員会に届け出又は承認を受けて使用しているもの）
- b 文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等）
- c 通学用品（通学靴、傘、かばん、長靴等）

(ウ) 支給限度額

- a 教科書及び教材 給与に要した実費
- b 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則に定めるところによる

(エ) 支給の期限

- a 教科書及び教材 1ヵ月以内
- b 文房具及び通学用品 15日以内

ただし、やむを得ない特別な事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長する。

(3) 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、実施責任者は、県教育委員会にその状況を報告し、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保について協力を要請する。

この場合において、県教育委員会は、応急教育の円滑な実施のために必要な教職員の確保に努めるものとする。

(4) 給食

ア 給食用物資に被害を受けた場合、実施責任者はその状況を町教育委員会又は県教育委員会に報告する。

イ 町教育委員会は、被害物資量を把握し、関係機関と連携して、処分方法、給食開始に必要な物資の確保・配分等に努めるものとする。

ウ 被災地においては、伝染病のおそれが多いので、保健衛生について、特に留意する。

5 学校が地域の避難所となる場合の対策

(1) 学校の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対し、その利用について必要な情報を提供する。

また、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し、的確な情報提供に努めるものとする。

(2) 学校の管理者は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について、町と必要な協議を行う。

6 公民館等社会教育施設が地域の避難所となる場合の対策

(1) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長

### 第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

に対し、その利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め、有効かつ的確な利用に万全を期する。

- (2) 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には、避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

#### 7 文化財に対する措置

- (1) 文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会に被災状況を報告する。
- (2) 町教育委員会は、町指定文化財については所有者又は管理者に対し、必要な応急措置を取るよう指示し、国・県指定文化財については、県教育委員会へ被災状況を報告する。

第14節 災害救助法適用計画

1 方針

町長は、地震により一定規模以上の被害が発生した場合には、知事に対し災害救助法の適用を要請し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

なお、災害が発生するおそれがある段階において、県知事から災害救助法の適用がしめされた場合、避難所の設置による応急救助を実施する。

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の供与
- (3) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 被災した住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の捜索及び取扱い
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

2 災害救助法の適用基準

- (1) 災害が発生した場合、災害救助法は、次のいずれかに該当する場合に適用される。（同法第2条第1項に定める適用）

ア 町域内の住家滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「1号基準世帯数」以上であること。

イ 県域内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町の住家の滅失世帯数が市町災害救助法適用基準の「2号基準世帯数」以上であること。

ウ 県域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町域内の住家滅失世帯数が多数であること。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したこと。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

（注）滅失世帯数の算定

住家滅失世帯数の算定に当たっては、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

1号基準世帯数 50世帯

2号基準世帯数 25世帯

- (2) 災害が発生するおそれがある場合、災害救助法は、次の全てに該当する場合に適用される。（同法第2条第2項に定める適用）

ア 災害が発生するおそれがある場合に、国が災害対策基本法に規定するいずれかの災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置され、熊野町を含む地域が告示されていること。

イ 町内において、当該災害により、被害を受けるおそれがあること。

3 災害救助法の適用手続き

- (1) 町における災害が前記2のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

- (2) 県は、町からの情報提供又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めた時は、国から必要な助言を受けて、災害救助法の適用を決定し、国（内閣府）へ情報提供するとともに

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

に、法に基づく救助の実施について、町、各関係機関及び関係部局に連絡・指示する。

4 救助の種類、対象及び期間

災害救助法に基づく救助の種類、対象及び期間は、次のとおり。

なお、期間内における救助の適切な実施等が困難な場合、県に要請し、県は内閣総理大臣との協議により、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対象	期間
避難所の設置	現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者	災害発生の日から7日以内
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内に着工 供与期間 完成の日から2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に收容された者 2 住家に被害を受け炊事のできない者 3 住家に被害を受け、一時縁故地等へ避難する必要がある者	災害発生の日から7日以内
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	災害発生の日から7日以内
被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内
医療	医療の途を失った者	災害発生の日から14日以内
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み助産を要する状態にある者）	分べんした日から7日以内
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	災害発生の日から3か月以内に完了 （ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6か月以内に完了）
学用品の給与	住宅が全壊（焼）、流失、大規模半壊、半壊（焼）、又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内
埋葬	災害の際死亡した者 （実際に埋葬を実施する者に支給）	災害発生の日から10日以内
遺体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内
遺体の処理	災害の際死亡した者	災害発生の日から10日以内
障害物の除去	居室、炊事場等生活に欠くことができない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では当該障害物	災害発生の日から10日以内

第3章の2 災害応急対策計画（震災対策編）

	を除去することができない者	
輸送費及び賃金職員等雇上費	次に掲げる応急救助のための輸送費及び賃金等雇上費 1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 遺体の搜索 6 遺体の処理 7 救助用物資の整備配分	各応急救助の実施が認められる期間以内
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する次の者 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職	各応急救助の実施が認められる期間以内

5 町長への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は、知事が実施責任者となり、町長が補助者となって実施されるが、同法第13条第1項及び同法施行令第17条の規定に基づき、災害発生の都度、知事が町長に実施を委任した事務については、町長が実施責任者となり実施する。

なお、町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度等の積極的な活用により役割分担を明確にするなど、調整を行っておくものとする。

## 第4章 災害復旧計画





第1節 目的

この計画は、災害に対する応急対策を行った後において、被災者の生活の安定、生業の維持、回復及び被害を受けた施設の復旧及びこれに要する資金等について必要な事項を定め、災害復旧・復興の迅速かつ完全な実施を図ることを目的とする。

## 第2節 被災者等の生活再建の支援及び生業回復等の資金確保計画

## 1 方針

町は、被災者の生活再建及び生業回復のため、町民へ各種支援措置等の広報を行うとともに、国、県及び各種金融機関の協力のもとに、現行の法令及び制度の有機的な運用を行い、所要資金の確保や手続きの迅速化に努めるものとする。

また、町は、各種の支援措置等を早期に実施するため、罹災証明の交付体制を確立させる。

なお、町は、災害により町が保管する戸籍等のデータが喪失した場合に備え、データのバックアップを行う。

## 2 各種調査の住民への周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

また、県は、町の活動の支援に努めるものとする。

## 3 罹災証明書の交付

町は、被災者が各種の支援措置を早期に受けられるよう、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。住家等の被害の程度を調査するに当たっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し、必要な支援を行う。

## 4 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

## 5 各種支援措置等

町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

## (1) 支援制度及び救済制度

ア 被災者生活再建支援法による支援金の支給等

イ 国税及び地方税の減免等

## (2) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、町は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して、災害障害見舞金を支給する。

## (3) 災害融資制度

災害援護資金をはじめとする各種資金の貸付、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫その他金融機関の災害融資制度により、被災者の生活安定等を図るための資金の確保に努めるものとする。

災害融資制度は、熊野町地域防災計画附属資料に掲載のとおり。

## 第3節 被災者の生活確保に関する計画

## 1 方針

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるようにするためには、各種の支援策が必要である。ここでは、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策及び雇用の確保についての各種支援策を定める。

## 2 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

- (1) 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- (2) 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

## 3 被災者等に対する生活相談

町は、相談窓口を設置し、各種の要望、苦情等を聴取し、その解決を図る。  
また、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して早期解決に努めるものとする。

## 4 雇用の安定支援

## (1) 雇用の確保

ア 災害による失業を防止するため、県、国等と連携して雇用調整助成金等の制度の啓発に努めるものとする。

イ 雇用を確保するため、事業所の被災による安易な解雇及び新卒者の内定取消し等の防止に努めるものとする。

## (2) 雇用対策等

ア 被災者の雇用の安定を図るため、失業者の発生状況に応じて、労働局、県等と連携して、雇用に関する情報収集、就業に係る相談、職業訓練、労働相談等の対策を実施する。

イ 町外へ避難した被災者に対して、避難先の都道府県、市町村及び労働局と連携し、求人情報や就職面接会等の就労支援に係る情報の提供に努めるものとする。

## 第4節 施設災害復旧計画

## 1 基本方針

- (1) 町は、応急対策を実施した後、被害を受けた施設の復旧をできるだけ迅速に着工し短期間で完了するよう努めるものとする。
- (2) 災害復旧については、再度災害の原因とならないよう、完全に復旧工事を行うとともに、原形復旧にとどまらず、更に災害に関連した改良事業を行う等施設の向上を配慮する。

## 2 復旧計画

- (1) 災害復旧に関しては現行の各種法令の規定により恒久的災害復旧計画を作成し、速やかに応急復旧を実施するとともに早期着工、早期完成を図ることを目途とする。
- (2) 施設の災害復旧に関する主な法律は次のとおりである。

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	(昭和26年法律第97号)
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	(昭和25年法律第169号)
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	(昭和28年法律第247号)
道路法	(昭和27年法律第180号)
河川法	(昭和39年法律第167号)
砂防法	(明治30年法律第29号)
地すべり等防止法	(昭和33年法律第30号)
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	(昭和44年法律第57号)
森林法	(昭和26年法律第249号)
公営住宅法	(昭和26年法律第193号)
生活保護法	(昭和25年法律第144号)
児童福祉法	(昭和22年法律第164号)
老人福祉法	(昭和38年法律第133号)
身体障害者福祉法	(昭和24年法律第283号)
知的障害者福祉法	(昭和35年法律第37号)
売春防止法	(昭和31年法律第118号)
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	(平成10年法律第114号)
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	(昭和37年法律第150号)

第5節 激甚災害の指定に関する計画

1 基本方針

災害により甚大な被害があった場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、所定の手続きを行う。

2 激甚災害に関する調査

県は、被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるように措置する。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第6節 救援物資、義援金の受入れ及び配分に関する計画

## 1 方針

災害時に必要とされる救援物資や義援金の受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分することを目的とする。

## 2 義援金の受入れ及び配分

## (1) 義援金の受入れ

災害に際し、義援金の受入れを必要とする場合は、受付窓口を設置し、必要事項を広報する。なお、町は義援金専用の預貯金口座を設け、払出しまでの間、預貯金を保管する。

## (2) 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、町、町議会、自治会連合会、町民生委員・児童委員協議会及び町社会福祉協議会からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議したうえで、迅速に行う。

なお、被災状況を速やかに把握し、被災者への迅速な支給に配慮する。

## 3 救援物資の受入れ及び配分

## (1) 受入れの方針

ア 救援物資は、提供を申し出る企業や団体と事前の調整のうえ、調達する。

イ 個人からの救援物資の受入れは行わず、義援金での協力を依頼する。

## (2) 救援物資の受入れ

ア 災害に際し、救援物資の受入れを必要とする場合は、町は受付窓口を設置する。

イ 町は県と連携し、受入れを希望する救援物資を把握する。

ウ 一時保管場所の確保や避難所への迅速な輸送方法等を検討する。

## (3) 受入れ体制の広報

円滑な受入れのため、次の事項をホームページや報道機関を通じて広報する。

ア 必要な物資と必要な数量

イ 救援物資の受付窓口（事前連絡先）

ウ 救援物資の送付先、送付方法

エ 一方的な救援物資の送り出しは行わないこと

オ 個人からの救援物資は受け入れないため、義援金・支援金での協力依頼

## (4) 救援物資の配分

町及び県は、相互の連携のもとに、指定避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないように、各指定避難所のニーズに応じた、適正な配分に努めるものとする。なお、送付先を指定避難所に設定する等、状況に応じた対応を行う。

## (5) 個人からの救援物資の受入れの例外

必要物資の不足により、個人からの救援物資が必要となる場合においては、まとまった数を提供できる個人に限定するという前提で、(3)ア～エを広報し、物資の確保に努めるものとする。

第7節 災害復興計画（防災まちづくり）

1 方針

町は、被災地の復興に当たり、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指す。

2 被災地の復興

町は、被災地を計画的かつ迅速に復興するため、あらかじめ取り組みプロセスや役割分担などの明確化に努めるものとする。

また、住民の早急な生活再建の観点から、まちづくりの方向について、速やかに住民との合意形成に努めるものとする。

3 学校施設の復興

町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化を図る。

# 熊野町地域防災計画

## (資料編)

令和6年2月修正

熊野町防災会議





## 目 次

1	熊野町防災会議条例	1
2	熊野町災害対策本部条例	3
3	熊野町防災の日を定める条例	4
4	熊野町消防団の設置等に関する条例	5
5	熊野町消防団の組織に関する規則	6
6	熊野町消防団員の定数、任免、服務等に関する条例	8
7	熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例	12
7-2	熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例施行規則	
8	応援協定等	14
(1)	災害時の相互応援に関する協定書	【広島県及び県内市町村】
(2)	広島県内広域消防相互応援協定書	【広島県内市町村及び消防組合】
(2-2)	広島県内広域消防相互応援協定実施細目	
(3)	広島県防災ヘリコプター応援協定	【広島県】
(4)	広島県内航空消防応援協定書	【広島市】
(5)	広島中央地域連携中央都市圏における災害時における相互応援に関する協定	【4市4町】
(6)	災害時相互応援に関する協定	【熊野市】
(7)	災害時におけるライフプラン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定	【広島市】
(8)	広島県及び熊野町による物品の共同調達に関する基本協定書	【広島県】
(9)	災害時における情報交換に関する協定書	【中国地方整備局】
(10)	災害時の医療救護活動に関する協定書	【社団法人安芸地区医師会】
(10-2)	災害時の医療救護活動協定書実施細目	
(11)	災害時における隊友会の協力に関する協定書	【隊友会熊野支部】
(12)	災害時における被災車両の撤去等に関する協定書	【日本自動車連盟広島支部】
(13)	災害時における熊野町内郵便局、熊野町間の相互協力に関する協定	【日本郵便】
(14)	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱い協定書	【中国電力矢野・広島】
(14-2)	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取り扱いの実施細目	
(15)	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い協定書	【中国電力呉】
(15-2)	災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの覚書	
(16)	災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書	【広島ガス東部(株)】
(17)	災害時における物資の調達に関する協定書	【広島県LPガス協会】
(18)	災害に係る情報発信等に関する協定	【ヤフー(株)】
(19)	防災パートナーシップに関する協定	【広島テレビ放送(株)】
(20)	災害時における地図製品等の利用・供給等に関する協定書	【(株)ゼンリン】
(21)	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書	【(株)ジュンテンドー】
(22)	災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定	【(株)ハローズ】
(23)	災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書	【生活協同組合ひろしま】
(24)	災害時における物資供給に関する協定	【(株)ナフコ】
(25)	災害時における資機材の供給に関する協定	【(株)タイム】
(26)	災害時における応急対策活動の協力に関する協定	【(株)藤三】
(27)	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	【西日本電信電話株式会社】
9	熊野町防災会議委員名簿	72
10	関係機関電話番号表	73
11	町内医療機関	74
12	土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）	75
13	土砂災害（特別）警戒区域（土石流）	79
14	防災重点ため池	84

1 5	へりポート適地の状況	8 7
1 6	指定緊急避難場所	8 8
1 7	指定避難所	8 9
1 8	福祉避難所	9 0
1 9	災害記録	9 1
2 0	熊野町の自然的条件	9 2
2 1	過去の災害	9 3
2 2	地震の被害想定及び施策	9 4
2 3	救済制度	

## 1 熊野町防災会議条例

昭和 44 年 3 月 22 日

条例第 9 号

改正 平成 12 年 3 月 14 日条例第 14 号

平成 24 年 6 月 13 日条例第 11 号

令和 2 年 3 月 16 日条例第 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、熊野町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 熊野町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 名以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命又は委嘱する。

- (1) 県の知事の部内の職員
- (2) 県警察の警察官
- (3) 町議会議員
- (4) 町長の部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 広島市の消防局の職員及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 指定地方行政機関の職員
- (9) 陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (10) 公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部の長
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者
- (12) 社会福祉法人熊野町社会福祉協議会の職員
- (13) 女性の視点から防災・減災・復興について提言ができるものとして町長が適当と認める者
- (14) その他町長が必要と認める者

6 前項の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 14 日条例第 14 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 16 日条例第 8 号）

（施行日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員の任期の特例）

2 この条例の施行後、令和 4 年 1 月 31 日までに改正後の熊野町防災会議条例第 3 条第 5 項の規定により委嘱する委員の任期については、同条第 6 項の規定にかかわらず、令和 4 年 1 月 31 日までとする。

## 2 熊野町災害対策本部条例

昭和44年3月22日

条例第10号

改正 平成14年9月18日条例第20号

平成24年9月12日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、熊野町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年9月18日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月12日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 3 熊野町防災の日を定める条例

平成30年12月14日  
条例第32号

(趣旨)

第1条 本町に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨による災害の体験と教訓を風化することなく後世に継承するため、住民一人ひとりが防災意識を高めるとともに、自助、共助及び公助の精神によるさまざまな災害への備えを充実強化するため、熊野町防災の日（以下「防災の日」という。）を設ける。

(防災の日)

第2条 防災の日は、7月6日とする。

(防災週間)

第3条 防災意識の普及啓発を特に図る期間として、防災の日を含む1週間を防災週間とする。

(防災及び減災への取組)

第4条 町、住民、関係機関及び地域団体等は、第1条の趣旨を踏まえ、連帯して防災及び減災への取組を推進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 熊野町消防団の設置等に関する条例

昭和36年3月25日

条例第8号

改正 昭和46年3月16日条例第5号

平成23年9月14日条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び地区域)

第2条 この町に、消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、別表のとおりとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年3月16日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（平成23年9月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

名称	区域
熊野町消防団	町の区域全域



## 5 熊野町消防団の組織に関する規則

昭和36年3月25日

規則第3号

改正昭和52年6月30日規則第3号

昭和56年3月11日規則第2号

昭和57年3月19日規則第3号

平成19年12月3日規則第6号

平成21年11月20日規則第16号

平成22年11月15日規則第22号

平成23年7月11日規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項の規定に基づき、消防団の組織について定めるものとする。

(組織及び管轄区域)

第2条 熊野町消防団（以下「消防団」という。）に本部及び分団を置く。

2 分団の名称及び管轄区域は、別表のとおりとする。

(消防団長及び副団長)

第3条 消防団に消防団長（以下「団長」という。）及び副団長を置く。

2 団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

3 副団長は、団長を補佐する。

(本部)

第4条 本部は、役場に置く。

2 本部は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 団員の任免、賞罰その他身分に関すること。

(2) 団員の諸給与に関すること。

(3) 団員の教養、訓練に関すること。

(4) 団員の公務災害補償に関すること。

(5) 予算及び経理に関すること。

(6) 不動産の管理及び営繕に関すること。

(7) 消防機械器具その他物品の管理、配置、修理及び燃料の受払いに関すること。

(8) 消防団の諸計画に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、消防団の事務に関すること。

3 本部に本部長を置く。

4 本部長は、団長の命を受けて本部の事務を掌理する。

5 本部員は、本部長の命を受けて事務に従事する。

(分団)

第5条 分団に分団長、副分団長及び班長を置く。

2 分団長は、団長の命を受け、分団の事務を統括し、所属の団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 班長は、上司の命を受けて団務を行う。

(職務の代理)

第6条 団長が事故あるときは副団長が、団長及び副団長ともに事故あるときは、団長の定める順序に従い分団長又は副分団長が団長の職務を行う。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職又は心身の故障によって、その職務を行うことのできない場合を除いては副団長、分団長、副分団長及び班長の任免を行うことはできない。

(任期)

第7条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は4年とする。ただし、重任することを妨げない。

(宣誓)

第8条 団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。

## 宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず、良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

熊野町消防団

氏名

(印)

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月30日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月11日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月19日規則第3号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月3日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月20日規則第16号）

この規則は、平成21年12月7日から施行する。

附 則（平成22年11月15日規則第22号）

この規則は、平成22年11月22日から施行する。

附 則（平成23年7月11日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表（第2条関係）

（本部）

団長	副団長	部名	部長
1	2	指導部	4
計	2		4

（分団）

分団名	区域	分団長	副分団長	班長	部長
第1分団	中溝	1	1	2	1 1
第2分団	萩原	1	1	2	1 1
第3分団	初神	1	1	2	1 1
第4分団	呉地	1	1	2	1 1
第5分団	出来	1	1	2	1 1
第6分団	城之堀	1	1	2	1 1
第7分団	新宮	1	1	2	1 1
第8分団	川角	1	1	2	1 1
第9分団	平谷	1	1	2	1 1
第10分団	熊野団地	1	1	2	1 1
計		1 0	1 0	2 0	1 1 0

## 6 熊野町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例

昭和47年3月21日

条例第4号

改正昭和48年3月19日条例第6号

昭和49年3月20日条例第11号

昭和50年3月30日条例第3号

昭和51年3月23日条例第10号

昭和52年3月22日条例第6号

昭和53年3月20日条例第8号

昭和54年3月17日条例第8号

昭和55年6月10日条例第8号

昭和56年3月11日条例第5号

昭和57年3月19日条例第6号

昭和59年3月10日条例第7号

昭和61年4月1日条例第8号

昭和63年3月24日条例第10号

平成2年3月27日条例第5号

平成4年3月18日条例第8号

平成7年3月10日条例第5号

平成9年3月17日条例第8号

平成12年3月14日条例第15号

平成19年3月13日条例第9号

平成23年9月14日条例第14号

令和元年9月13日条例第12号

令和4年2月15日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項及び第23条第1項の規定に基づき、熊野町非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他について定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は、157人とする。

(任用)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき、町長が任命し、その他の団員は団長が、次の各号の資格を有する者のうちから、町長の承認を得て任命する。

(1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者

(2) 年齢18歳以上の者

(3) 志操堅固で、かつ身体強健な者

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 当該消防団の区域外に転住し又は転勤したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第7条 分限及び懲戒に関する処分の手続きについては、町規則で定める。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出勤し、職務に従事するものとする。また、招集を受けない場合であっても、災害(水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。)の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第9条 団員が10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては町長に、その他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がないかぎり団員の半数以上の者が同時に居住地を離れることはできない。

第10条 団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、若しくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とする。

2 団員には、次の表に定める年額報酬を支給する。

団長	82,000 円
副団長	69,000 円
分団長	50,500 円
副分団長	45,500 円
部長	37,000 円
班長	37,000 円
団員	36,500 円

3 団員が災害の出勤、その他の出勤(訓練、機器点検等)に従事したときは、1日につき、次の表に定める出勤報酬を支給する。

出勤の区分		出勤報酬の額
災害の出勤	2時間未満	2,000 円
	2時間以上4時間未満	4,000 円
	4時間以上	8,000 円
その他の出勤		3,500 円

4 年額報酬及び出勤報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例(昭和26年熊野町条例第3号)の例による。

(費用弁償)

第13条 団員が公務のため旅行した場合は、費用弁償を支給する。

2 費用弁償の額及び支給方法については、職員の旅費に関する条例(平成3年熊野町条例第1号)の例による。

(公務災害補償)

第14条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法については、別に定める。

(退職報償金)

第15条 団員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）退職報償金を支給する。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長がこれを定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年3月20日条例第11号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月30日条例第3号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月23日条例第10号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月22日条例第6号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月20日条例第8号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月17日条例第8号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年6月10日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月11日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月10日条例第7号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日条例第8号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月24日条例第10号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月27日条例第5号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月18日条例第8号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月10日条例第5号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月17日条例第8号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月14日条例第15号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

4 前項に規定する準禁治産者以外の準禁治産者に関する本条例の適用については、なお従前の例

による。

附 則（平成19年3月13日条例第9号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月14日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月13日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月15日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 7 熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例

昭和57年9月27日

条例第12号

改正 平成14年3月18日条例第8号

平成19年11月12日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、非常緊急事態における通報及び広報活動の能率化を図るために設置した熊野町防災行政無線通信施設（以下「防災無線」という。）の業務運営上、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 熊野町防災行政事務に関する広報活動を円滑にし、住民の福祉の増進に資するため、次のとおり防災無線を設置する。

(1) 名称 ぼうさい くまの

(2) 送信設備の設置場所 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号熊野町役場内

(3) 受信設備の設置場所 熊野町内で必要と認めた場所

(規則への委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月18日条例第8号）

この条例は公布の日から施行する。

附 則（平成19年11月12日条例第13号）

この条例は、平成19年12月3日から施行する。

## 7-2 熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例施行規則

昭和57年9月27日

規則第7号

改正 令和2年5月26日規則第23号

(総則)

第1条 この規則は、熊野町防災行政無線通信施設の設置に関する条例（昭和57年熊野町条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 防災無線による通信の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害等緊急事項の通報及び連絡
- (2) 町の公示事項及び広報事項の伝達
- (3) 官公署、公共的団体等の公示事項及び広報事項の伝達
- (4) その他、町長が必要と認める事項の周知、伝達

(業務区域)

第3条 防災無線により通信を行う区域は、熊野町全域とする。

(親局及び子局の設置)

第4条 広報の業務を行うための親局は、熊野町役場敷地内に置き、子局は広報事項等が伝達し得る範囲において設置するものとする。

- 2 子局は、屋外集中局と屋内戸別局からなり、屋内戸別局（以下「戸別受信機」という。）は、熊野町内の公共施設等で町長が指定する場所を単位として設置する。
- 3 前項の規定によるもののほか、戸別受信機の設置を希望する者は、別に定めるところにより、これを購入し設置することができる。

(戸別受信機の貸与)

第5条 戸別受信機は、前条第2項の設置場所の所有者若しくは管理者（以下「受信者等」という。）に貸与する。

- 2 前項の規定に基づき貸与を受けた受信者等は、速やかに規程で定める保管証書を町長に提出しなければならない。
- 3 貸与する**戸別受信機**は町長が指定する場所にそれぞれ1台とする。

(戸別受信機の管理)

第6条 受信者等は**戸別受信機**の善良な管理に努め、異常を認めたときは直ちにその旨を町長に届け出てその指示に従わなければならない。

- 2 **戸別受信機**の補修は、町長の指定する者以外が行うことはできない。

(戸別受信機の返還)

第7条 受信者は、町長がその指定の必要を認めなくなったときは、速やかに規程の定めるところにより返還しなければならない。

(移譲等の禁止)

第8条 受信者等は、**戸別受信機**を譲渡し、又は転貸し、若しくは担保に供してはならない。

(受信機等の損害弁償)

第9条 受信者等は、故意又は重大な過失によって**戸別受信機**を紛失又は損傷したときは、町長が定める損害額を弁償しなければならない。ただし、町長が損害額を弁償させることが適当でないとき認めるときは、この限りではない。

(台帳の整備)

第10条 町長は、**戸別受信機**の貸与台帳を整備し、常に貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

(規程への委任)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年5月26日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。



## 8 応援協定等

## (1) 災害時の相互応援に関する協定書

【広島県】

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、広島県（以下「県」という。）及び広島県内の市町村は、広島県内で災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、広島県内の他の市町村に応援要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため、また、県を通じて行う他の都道府県の市町村との災害時の相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救援活動等に必要な車両、舟艇、航空機及び資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の人的応援
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第2条 応援を受けようとする市町村は、原則として次の事項を明らかにして、第4条に定める県又は市町村の連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を通じて電話、ファクシミリ等により要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
  - (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
  - (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員
  - (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
  - (5) 応援を必要とする区域並びに受入地点及び受入地点への経路
  - (6) 応援を必要とする期間
  - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村以外の市町村は、通信の途絶等により被災市町村との連絡が取れず、災害の実態に照らし特に緊急を要し、被災市町村が前項の要請を行ういとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。
- この場合には、同項の要請があったものとみなす。
- 3 他の都道府県の市町村の応援を受けようとする市町村は、県の連絡担当部局を通じて要請するものとする。
- 4 県を通じて他の都道府県の市町村から応援要請を受けた市町村は、速やかに応援の諾否を県に通報するものとする。
- 5 県は、市町村間の応援について必要な指示又は調整を行うものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた市町村の負担とする。

- 2 応援を受けた市町村が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた市町村から要請があった場合には、応援した市町村は一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるところによる。

（連絡担当部局）

第4条 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第5条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、広島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(他の協定との関係)

第6条 この協定は、市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定その他災害応援に関して定められた他の手続きを排除するものではない。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、県及び市町村が協議して定めるものとする。

(施行)

第8条 この協定は、平成8年12月2日から施行する。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書87通を作成し、県及び各市町村が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成8年12月2日

広島県			
代表者	広島県知事	藤田	雄山
熊野町			
代表者	熊野町長	西村	清登

## 応 援 経 費 の 負 担 基 準

### 1 応援職員の派遣に関する経費の負担等

第3条第1項に定める経費のうち、第1条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた市町村が負担する経費の額は、応援をした市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした市町村の負担とする。

ウ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた市町村が、応援を受けた市町村への往復の途中において生じたものについては応援をした市町村が賠償の責めに任ずる。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

### 2 経費の一部繰替支弁等

(1) 応援をした市町村は、第3条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた市町村に請求する。

区 分	経 費
第1条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第1条第1号から第3号までの資機材（同条第3号の車両、舟艇及び航空機を含む。）に係るもの。	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第1条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第1条第5号の職員の派遣に係るもの	借上料
第1条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

(2) (1)の請求は、応援をした市町村の市町村長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた市町村の市町村長に請求するものとする。

(3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた市町村及び応援をした市町村が協議して定める。

## (2) 広島県内広域消防相互応援協定書

【市町及び消防組合】

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、広島県内において災害が発生した場合に、広島県内の市町及び消防組合がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、広島県の区域とする。

(協定市町等の責務)

第3条 この協定を締結した市町及び消防組合（以下「協定市町等」という。）は、各協定市町等において、消防力の充実強化に努めるものとする。

(対象とする災害)

第4条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、協定市町等の応援を必要とするものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した協定市町等（以下「災害発生市町等」という。）の長（協定市町等の長から委任を受けた消防長及び消防組合の管理者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の協定市町等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が、他の協定市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認められる場合
- (2) 災害発生市町等の消防力のみによっては、災害防ぎょが著しく困難と認められる場合
- (3) 災害を防御するため、他の協定市町等が保有する車両、資器材、人員等が必要であると認められる場合
- (4) その他特別な理由により他の協定市町等の応援が必要であると認められる場合

2 応援要請は、次の各号に掲げる事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 必要とする車両、資器材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 必要とする消防隊、救助隊、救急隊その他の隊（消防団を含む。）であって災害応援に必要な隊（以下「応援隊」という。）の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 応援要請を受けた協定市町等（以下「応援市町等」という。）の長は、特別の理由がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく応援要請をした協定市町等（以下「要請市町等」という。）の長に連絡するものとする。

3 応援市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨をすみやかに要請市町等の長に連絡するものとする。

4 広島県は、この協定に基づく消防の相互応援が円滑に実施されるよう、必要な調整等を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、要請市町等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第8条 応援市町等の長は、応援活動終了後速やかに、応援活動の結果を要請市町等の長に報告するものとする。

2 要請市町等の長は、災害活動終了後速やかに、災害の概要を応援市町等の長に報告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担については、次の各号に定めるところによる。

(1) 応援市町等が負担する経費

ア 人件費、消費燃料費等の経費

イ 応援隊員（消防団員を含む。以下同じ。）が応援活動により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費

ウ 応援隊員が、その出発地と災害発生の場所との間の往復中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(2) 要請市町等が負担する経費

ア 要請による救援物資等の調達経費

イ 応援が長時間にわたる場合の燃料の補給及び食料の支給に要する経費

ウ 応援隊員が、応援活動中に第三者に損害を与えた場合の賠償費

(3) 前各号に定める経費以外の経費については、その都度応援市町等と要請市町等が協議して定めるものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して実施細目及び実施基準等により定めるものとする。

(疑義の協議)

第11条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、広島県及び協定市町等が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 26 通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

#### 附 則

1 この協定は、平成29年6月1日から施行する。

2 広島県内広域消防相互応援協定書(平成22年3月16日施行)は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

## (2-2) 広島県内広域消防相互応援協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、広島県内広域消防相互応援協定書（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(応援要請)

第2条 協定市町等は、協定第5条に基づく応援要請を迅速かつ的確に行うため、別表のとおり連絡先（以下「指定連絡先」という。）を定めるものとし、指定連絡先に変更があった場合は、別記様式第1号により広島県に届け出るものとする。

2 前項の届出を受けた広島県は、指定連絡先を修正し、協定市町等に通知するものとする。

3 応援要請は、連絡指定先に電話等により行うものとし、事後、速やかに別記様式第2号による応援要請書を応援市町等に送付するものとする。

(応援の特例)

第3条 協定市町等の長は、協定第5条に基づく応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当する場合は、応援隊を要請することができるものとする。

(1) 行政区域又は消防機関の管轄区域（以下「区域」という。）外で発生した災害を、災害発生市町等が覚知する前に覚知し、災害内容から判断して、応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等により災害発生市町等との連絡が取れない場合で応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援を行った場合、又は区域外の災害を自己の区域の災害と判断して出動した場合は、協定第5条に基づく応援要請による応援とみなす。

3 応援市町等は、第1項第1号により応援隊を派遣した場合は、速やかに災害発生市町等に連絡するものとする。

4 災害発生市町等は、前項の連絡を受けた場合は、速やかに自己の所属する消防隊、救助隊、救急隊、その他の隊（消防団を含む。）であって災害対応に必要な隊（以下「消防隊等」という。）を出動させるものとする。

5 前項の規定に関わらず、災害発生市町等は、救急事故等、災害の種別・規模等から応援隊のみで対応及び事後処理が可能である場合は、応援市町等と協議の上、自己の所属する消防隊等を出動させないことができる。

(応援隊の派遣)

第4条 応援市町等の長は、協定第6条に基づく応援隊を派遣する場合は、派遣する隊の種別、人員、車両、出発日時、応援隊の長の職・氏名、その他応援隊の派遣に関する必要な事項を、要請市町等の連絡指定先に電話等により連絡するものとする。

2 応援要請を受けた協定市町等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を要請市町等の指定連絡先に電話等により連絡するものとする。

3 応援隊は、災害の状況に応じ、必要な装備資器材、被服等を携行するものとする。

(応援隊の活動)

第5条 要請市町等の長は、応援隊を効率的に運用するため、所属の消防職員又は消防団員等（以下「職員等」という。）に現場への誘導及び応援業務の指示を行わせるとともに、必要に応じて、応援活動上必要な資器材等を応援隊に提供するものとする。

2 応援隊と要請市町等との間の無線通信は、原則として主運用波を使用するものとする。

(緊急消防援助隊要請時の対応)

第6条 災害発生市町等の長からの連絡により、広島県知事が緊急消防援助隊の要請を行った場合、県内の応援隊は、広島県内消防応援隊として、県に設置される広島県消防応援活動調整本部の調整により活動する。

(報告)

第7条 協定第8条第1項に規定する報告は、原則として、別記様式第3号の応援隊活動結果報告書により行うものとし、同条第2項に規定する報告は別記様式第4号の災害概要報告書により行うものとする。

2 前項に定めるほか、応援隊の長は応援活動開始前及び応援活動終了後、要請市町等の現場最

高指揮者に対し、次の事項を口頭で報告するものとする。

(1) 応援活動開始前

- ① 応援隊の現場到着日時
- ② 応援隊の車両、資器材等の種別及び数量並びに人員

(2) 応援活動終了後

- ① 応援隊の活動概要
- ② 応援隊員の負傷及び資器材等の損傷の有無
- ③ 応援隊の現場引き上げ日時

(災害の調査)

第8条 災害の調査は、要請市町等が行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、応援市町等が災害の調査を行うことができるものとする。

- (1) 救急事故（多数傷病者発生事案等の特殊なものを除く。）
- (2) 災害の種別・規模等から、応援市町等において災害の調査を行うことが適当であると判断されるとき。
- (3) その他特別な事由により、要請市町等による災害の調査が困難な場合で、要請市町等の長から災害の調査の要請があったとき。

2 応援隊は、要請市町等の職員が現場に不在のときは、当該市町等の職員等が到着するまでの間、災害現場の保存に努めるとともに、必要に応じて初動の調査を行うものとする。

(応援の始期等)

第9条 応援の始期は応援隊が出動した時点とし、応援の終期は応援隊が帰着した時点とする。

(経費の請求)

第10条 応援市町等の長等は、協定第9条第2号又は第3号の規定により応援に要した経費を請求するときは、別記様式第5号により要請市町等の長に請求するものとする。

(応援隊の派遣計画)

第11条 協定市町等の長は、協定第6条第1項に規定する応援隊の派遣を迅速かつ的確に行うため、あらかじめ応援隊の派遣計画を定めておくものとする。

(情報交換等)

第12条 協定市町等は、次に掲げる情報等を相互に交換するものとする。

- (1) 消防力及び消防概要
- (2) その他応援に関し必要な事項

(合同訓練の実施)

第13条 協定市町等は、円滑な応援活動を確保するため、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(連絡会議)

第14条 広島県及び協定市町等は、協定第11条に規定する疑義事項等を協議するほか、協定の適正な運用を図るため、必要に応じて連絡会議を開くものとする。

(その他)

第15条 この実施細目の実施に関して必要な事項は、広島県及び協定市町等が協議して運用する。

## 附 則

- 1 この実施細目は、協定の施行の日から施行する。
- 2 広島県内広域消防相互応援協定実施細目(平成22年3月16日施行)は、協定の施行の日の前日をもって廃止する。

## (3) 広島県防災ヘリコプター応援協定

広島県を甲とし、熊野町を乙として、甲乙両当事者は、甲の所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）を用いた災害時の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害による被害を最小限に防止するため、航空機の応援を求めることに  
関し、必要な事項を定めるものとする。

（協定区域）

第2条 本協定に基づき乙が航空機の応援を求めることができる地域は、乙の区域とする。

（災害の範囲）

第3条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定  
する水火災又は地震等の災害をいう。

（応援要請）

第4条 この協定に基づく応援要請は、乙の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と  
する場合に、広島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 乙の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急援助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

（応援の方法）

第5条 応援要請は、広島県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うもの  
とする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- (5) 城外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資器材の品目及び数量
- (7) その他の必要事項

（防災航空隊の派遣）

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態等を確認の  
上、応援するものとする。

2 前条の規定による応援要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに乙の長  
に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における広島県防災航空隊の隊  
員（以下「隊員」という。）の指揮は、乙の長又は消防長が行うものとする。この場合におい  
て、航空機に搭乗している運行指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その  
旨乙の長又は消防長に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、乙の長から隊員を派遣している市  
町村の長に対して、広島県内広域消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第4条の  
規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第9条 この規定に基づく応援に要する運航経費は、甲が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8  
条の規定にかかわらず、甲が負担するものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項は、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（適用）

第11条 この協定は、平成8年7月11日から実施する。



この協定の締結を証するため、本通2通を作成し、知事及び乙の長は記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

甲 広島県  
代表者 広島県知事 藤田 雄山

乙 熊野町  
代表者 熊野町長 西村 清登

## (4) 広島県内航空消防応援協定書

広島市を甲とし、熊野町を乙として、甲乙両当事者は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、甲の所有する回転翼航空機（以下「航空機」という。）を用いた災害の応援について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、乙の区域内において発生した災害に甲は、航空機を活用して応援することにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、航空機の特性を十分に発揮することができ、かつ、その必要性が認められる災害とする。

（運営経費の負担）

第3条 乙は、甲の航空機を活用することに対し、航空機の運営に要する経費を負担するものとする。

（運航の基準）

第4条 航空機による災害の応援要請その他運航について必要な事項は、別に定める「広島県航空消防の運航に関する要綱」によるものとする。

（航空機の指揮）

第5条 乙の要請に基づく航空機の運航の指揮は、乙の長又は消防長が航空機の長に対して行うものとする。

2 航空機の長は、航空機運航上、気象条件が運航に適しない場合又は航空機の性能限界をこえる場合等支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、必要な措置をとることができる。

（応援経費の負担）

第6条 航空機の応援に要する経費の負担は、次の各項に定めるところによるものとする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費で次に掲げる経費は、要請した乙の負担とする。ただし、甲の重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) 一般人の死傷に伴う損害補償

3 前項に定める乙の負担額は、航空保険により支払われる金額を控除した額とする。

4 前各項に定める経費以外の諸経費については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

（協定期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定施行の日から平成30年3月31日までとする。

ただし、協定期間の満了する日までに、甲又は乙からなんらの意思表示がないときは、協定の有効期間は更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の解決）

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

附 則

1 この協定は、平成29年9月1日から施行する。

2 広島県内航空消防応援協定書（平成29年3月7日施行）は、この協定の施行の日の前日をもって廃止する。

3 航空機による応援については、広島県内広域消防相互応援協定書（平成29年6月1日施行）は、適用しない。

平成29年9月1日

甲 広島市  
代表者 広島市長 松井 一實  
乙 熊野町  
代表者 熊野町長 三村 裕史

## (5) 広島中央地域連携中枢都市圏における災害時の相互応援に関する協定

【4市4町】

呉市、竹原市、東広島市、江田島市、海田町、熊野町、坂町及び大崎上島町（以下「協定市町」という。）は、圏域の防災力強化のため、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定市町の区域において災害が発生し、当該被害を受けた協定市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策等を実施できない場合において、応急対策等に係る協定市町相互の応援が円滑に実施されるよう、協定市町が相互に協力することを確認し、必要な事項を定めるものとする。

（事前対策）

第2条 協定市町は、平常時から次の事項を実施し、災害時における相互の応援に備えるものとする。

- (1) 連絡体制の整備
- (2) 応援要請及び呼応に係る訓練その他の必要な訓練
- (3) 備蓄物資の情報共有
- (4) 防災意識の啓発のための情報共有
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急対策等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救護及び救助活動に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 救助及び応急対策等に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等へ発信する必要がある情報のホームページ等への掲載
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災市町から特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第4条 応援を要請しようとする被災市町は、次の事項を明らかにし、第6条の規定により定めた担当部局を通じて電話、ファクシミリ等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、災害の概要、情報通信機器の状況、被害状況、避難場所、ライフライン情報その他の被災者等へ発信する必要がある情報
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 被災市町から前条の規定による応援要請を受けた協定市町（以下「応援市町」という。）は、極力、応援要請に応じるよう努めるものとする。

2 被災市町の応援を実施する場合は、応援市町が相互に連携協力の上、行うものとする。

3 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により連絡が取れない被災市町がある場合には、連絡が可能な協定市町が相互に連絡調整し、自主的な応援活動を行うことができる。

（連絡担当部局）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは速やかに被災状況等の情報を相互に交換できる体制を整えておくものとする。

（応援等経費の負担）

第7条 この協定に基づく第2条による事前対策に要した経費の負担については、協定市町が協議して別に定めるものとする。

2 第3条の規定による応援に要した経費の負担については、原則として応援を受けた被災市町の負担とする。

3 応援を受けた被災市町が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた被災市町から要請があった場合には、応援した協定市町は一時繰替支弁するものとする。

4 前3項に定めるものもほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担基準」に定めるものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第9条 この協定は、平成30年8月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書8通を作成し、協定市町が押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年8月1日

広島県呉市中央4丁目1番6号  
呉市  
呉市長 小村 和年

広島県竹原市中央5丁目1番35号  
竹原市  
竹原市長 吉田 基

広島県東広島市西条栄町8番29号  
東広島市  
東広島市長 藏田 義雄

広島県江田島市大柿町大原505番地  
江田島市  
江田島市長 明岳 周作

広島県安芸郡海田町上市14番18号  
海田町  
海田町長 西田 祐三

広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号  
熊野町  
熊野町長 三村 裕史

広島県安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1番1号  
坂町  
坂町長 吉田 隆行

広島県豊田郡大崎上島町東野6625番地1  
大崎上島町  
大崎上島町長 高田 幸典

## 応援経費の負担基準

### 1 応援職員の派遣に要する経費の負担等

災害時の相互応援に関する協定第7条第2項に定める経費のうち、第3条第4号に定める応援職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援を受けた被災市町が負担する経費の額は、応援をした協定市町の規程により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援をした協定市町の負担とする。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市町が、応援を受けた被災市町への往復の途中において生じたものについては応援をした協定市町が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

### 2 経費の一時繰替支弁等

- (1) 応援をした協定市町は、第7条第3項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた被災市町に請求する。

区 分	経 費
第3条第1号及び第2号の物資に係るもの	購入費及び輸送費
第3条第1号及び第2号の資機材（同条第3号の車両）に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
第3条第4号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費
第3条第6号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1)の請求は、応援をした協定市町の市町長名による請求書により、連絡担当部局を経由して応援を受けた被災市町の市町長に請求するものとする。
- (3) (1)及び(2)により難しいときは、応援を受けた被災市町及び応援をした協定市町が協議して定める。

## (6) 災害時相互応援に関する協定

三重県熊野市（以下「熊野市」という。）と広島県熊野町（以下「熊野町」という。）との友好都市協定（令和元年11月1日締結）に基づく防災の連携・協力として、熊野市及び熊野町（以下「協定都市」という。）のいずれかの地域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある緊急の事態の場合、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）の要請による応急対策及び復旧対策（以下「応急対策」という。）を円滑に遂行するための相互応援の体制について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、当該被災都市が独自では十分な応急対応等を実施できない場合において、相互の応援による被災都市の応急対策等を迅速かつ円滑に遂行するために、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助、救援及びその他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援を要請された協定都市（以下「応援都市」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災都市との連絡がとれない場合には、応援都市が、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定都市が協議して別に定めるものとする。

2 被災都市が負担すべき費用を支弁するいとまがない場合は、応援都市が一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第6条 協定都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

2 協定都市は、この協定の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第8条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定都市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各協定都市の長は署名のうえ、各1通を保有する。

令和3年2月3日

三重県熊野市長 河上 敢二

広島県熊野町長 三村 裕史



## (7) 災害時におけるライフライン復旧活動支援拠点としての土地の使用に関する協定 【広島市】

熊野町（以下「甲」という。）と広島市（以下「乙」という。）は、熊野町域に災害が発生し、ライフラインに大きな被害が生じた場合、ライフラインの早期復旧を図り、町民生活の復興に資するため、次のとおり乙が管理する土地の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

## （協力の要請）

第2条 甲は、熊野町域に災害が発生し、ライフラインの復旧のための拠点となるべき場所が必要と認められた場合、乙が管理する土地のうち矢野南三丁目市有地（広島市安芸区矢野南三丁目18番1ほか2筆）を、ライフラインの復旧活動のための応援車両の臨時駐車場及び復旧資機材等の仮置場として使用することができる。

2 甲は、前項の規定に基づき矢野南三丁目市有地を使用するときは、第6条に定める乙の連絡責任者を通じて電話等により協力を要請し、事後、速やかに文書を送付するものとする。

## （協力の実施）

第3条 乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、特段の事情がない限り、協力するよう努めるものとする。

2 乙は、矢野南三丁目市有地の使用に際して、あらかじめ又は使用中に使用期限等を付すことができる。ただし、使用期限等を付す場合は、町民の被災状況及びライフラインの復旧状況等に十分配慮するものとする。

## （ライフライン事業者の使用等）

第4条 甲は、熊野町地域防災計画に定める、指定公共機関、指定地方公共機関及びライフライン復旧活動に従事する事業者及びこれを応援するために参集する関係事業者（以下「ライフライン事業者」という。）に、矢野南三丁目市有地を使用させることができる。

2 甲は、あらかじめライフライン事業者と矢野南三丁目市有地の使用及び原状復旧等に関する文書を交わし、責任の所在を明らかにするとともに、矢野南三丁目市有地の使用前に、乙に対して矢野南三丁目市有地を使用するライフライン事業者の連絡責任者等を連絡するものとする。

3 甲は、矢野南三丁目市有地を乙に返還するときは、矢野南三丁目市有地を原状復旧し又はライフライン事業者に前項に規定する文書に基づき原状復旧させなければならない。

## （経費の負担）

第5条 乙は、第2条第1項及び第4条第1項の規定に基づく矢野南三丁目市有地の使用に関し、使用料等を徴収しないものとする。

2 乙は、甲又はライフライン事業者の故意又は過失により、乙の施設が損傷した場合は、前項の規定に関わらず、甲に対して、施設の修繕を要請し、又は修繕に必要な費用を請求することができる。

3 甲は、前項の規定に基づく施設の修繕の要請等について、ライフライン事業者にこれを実施させることができる。

4 第2項に基づく費用については、法令その他に特段の定めのあるときを除き、乙が適正な方法により算出し請求するものとし、施設の損傷状況等の必要な書類を添付するものとする。

5 前項について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、金額を決定する。

## （連絡体制の確保）

第6条 甲及び乙は、連絡体制を確保するため、あらかじめ連絡担当部局及び連絡責任者を定め、相互に情報交換するものとする。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項について必要が生じたとき及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して決定するものとする。

## （有効期間）

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各その1通を保有する。

平成24年3月23日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町  
代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市  
代表者 広島市長 松井 一實

## (8) 広島県及び熊野町による物品の共同調達に関する基本協定書

【広島県】

広島県(以下「甲」という。)と熊野町(以下「乙」という。)は、物品を共同して調達する(以下「物品の共同調達」という。)ために必要な基本事項'に関して、次のとおり'協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定書は、物品の共同調達に関する基本事項に関し、甲乙の合意事項について定めることで、物品の公共調達の円滑化と効率化に資することを目的とする。

(対象物品)

第2条 この協定書の対象とする物品は、災害備蓄物資とする。

(対象物品の仕様)

第3条 対象物品の仕様は、購入数量、規格のほか必要な事項について甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(入札)

第4条 甲及び乙は、物品の共同調達に必要な入札参加資格条件について協議して定める。

2 甲は、前条の規定により別途定めた対象物品の仕様及び前項により定めた入札参加資格条件に基づき、甲の定める手続きにより一般競争入札を実施し、落札者を決定するものとする。

(契約)

第5条 甲及び乙は、前条の規定により決定した落札者と、第3条の規定により定めた仕様による自らの購入分について、それぞれが定める手続きにより、物品購入契約を締結するものとする。

(納品検査)

第6条 甲及び乙は、共同調達した物品のうち、第3条の規定により定めた仕様による自らの購入分について、それぞれ納品検査を行うものとする。

(課題の解決)

第7条 甲及び乙は、第5条の規定により契約を締結した者との間で生じた課題について、それぞれの契約に基づき解決するものとする。

(責務)

第8条 甲及び乙は、この協定書に基づく物品の共同調達について、必要となる措置を講じなければならない。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和2年5月18日

甲 広島県  
代表者 広島県知事 湯崎英彦

乙 熊野町  
代表者 熊野町長 三村裕史

## (9) 災害時における情報交換に関する協定書

【中国地方整備局】

国土交通省中国地方整備局長（以下「甲」という。）と熊野町長（以下「乙」という。）は、熊野町の町域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、熊野町民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（現地情報連絡員の派遣）

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策及び並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、熊野町災害対策本部に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（平常時の連携）

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、甲乙双方が実施する訓練への参加及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月15日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 戸田 和彦

乙 熊野町 熊野町長 三村 裕史

## (10) 災害時の医療救護活動に関する協定書

【社団法人安芸地区医師会】

災害時における救護の万全を期するため、熊野町を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両当事者は、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲が行う災害（大規模自然災害、集団的に傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故等）及びNBCテロ等を含む。以下同じ。）時の医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(医療救護班の派遣等)

第2条 甲は、災害時に医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(災害医療救護計画)

第3条 乙は、前条の規定による医療救護活動への協力を有効に実施するため、あらかじめ災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護組織の編成
- (2) 医療救護組織の活動計画
- (3) 他地区医師会及び広島県医師会並びに関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮命令系統
- (5) 医薬品、医療資器材等の備蓄
- (6) 訓練計画
- (7) その他必要な事項

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、避難所、災害現場等に甲が設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な乙の会員である医師が開設又は所属している医療機関に救護所を設置することができる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の選別（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (3) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(医療救護班に対する指揮命令等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合において、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送)

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置をとるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 患者が受診した医療機関及び収容された医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第9条 乙は、甲が実施する訓練に協力するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が甲の予算の範囲内で負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設・設備の損傷等の修繕等に係る実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、乙が医療救護活動を実施するために要した実費

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な細目については、甲乙が協議して別に定める。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月5日

甲 熊野町

代表者 熊野町長

三村 裕史

乙 社団法人 安芸地区医師会

代表者 会長

菅田 巖

## (10-2) 災害時の医療救護活動協定書実施細目

熊野町を甲とし、社団法人安芸地区医師会を乙として、甲乙両者は、平成25年2月5日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき以下の実施細目を定める。

（医療救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項の規定による甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、熊野町長（災害対策本部長）から安芸地区医師会長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、原則として災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条第2項又は第3項の規定により医療救護班を派遣したときは、当該医療救護活動を終了した後、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、派遣要請に基づき乙が派遣する医療救護班が行う医療救護活動において、当該医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班に係る実費弁償等の請求）

第4条 協定第10条第1号及び第2号に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号の扶助金については、当該扶助金の支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

3 協定第10条第4号の実費については、救護所が設置された医療機関が「物件損傷等報告書」（第7号様式）により甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第5条 協定第10条第1号に規定する費用の額は、原則として別表に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する費用の額は、乙が派遣する医療救護班が使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定に準ずるものとする。

（支払）

第6条 甲は、協定第10条各号に規定する請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に支払うものとする。

（医療救護班派遣の限界）

第7条 乙は、協定第2条の規定にかかわらず、災害が激甚であり、医療救護班員及びその周辺に危害が生じ、又は生じる恐れがある場合は、派遣要請に応じないことができる。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年2月5日

甲 熊野町  
代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 社団法人 安芸地区医師会  
代表者 会長 菅田 巖

## (11) 災害時における隊友会の協力に関する協定書

【広島県隊友会熊野支部】

熊野町（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害等から町民の生命、身体及び財産を守るために乙が甲に対して行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）又は武力攻撃事態等（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等をいう。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部若しくは国民保護対策本部（以下これらを「本部等」という。）を設置したとき又は乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、次の事項の補助的な業務について協力を要請することができる。

- (1) 本部等の運営に必要となる情報の収集及び伝達
- (2) 災害・安否・生活情報の収集及び伝達
- (3) 避難実施等における高齢者、障害者、乳幼児その他の自ら避難することが困難な者の避難及び誘導
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動
- (5) 物資及び資材の運送並びに配分
- (6) その他甲が必要と認める活動

（協力の要請等）

第3条 甲が、乙に対して前条の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後、速やかに当該要請書を送付する。

2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに協力撤収要請書（様式第2号）により乙に通知する。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で協力する。

（協力のための準備）

第4条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、協定が円滑に運用されるよう平素から情報交換を行う。

（防災訓練）

第5条 乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加する。

（協力の性格）

第6条 甲の要請に応じ実施した乙の活動は、無償のボランティア活動とする。

（負傷等の補償）

第7条 甲の要請に応じ実施した乙の活動に従事した者が、その活動に起因する事故等により死亡し、負傷若しくは疾病にかかり、又は障害者となった場合の補償については、甲と乙は誠意をもって協議する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度、甲乙両者が協議して定める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもってこの協定の終了を通知しないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を所持す



る。

平成25年3月27日

甲 熊野町  
熊野町長 三村 裕史

乙 公益社団法人隊友会広島県隊友会熊野支部  
支部長 寶田 正義

## (12) 災害時における被災車両の撤去等に関する協定

【日本自動車連盟広島支部】

熊野町（以下「甲」という。）と社団法人日本自動車連盟中国本部広島支部長（以下「乙」という。）とは、被災地における被災車両の撤去について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、熊野町内で災害が発生した場合において、甲が乙に対し、被災地における被災車両の撤去等の支援要請を行う場合の手続等について定めるものとする。

（支援要請の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に支援要請する内容は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第64条第2項に基づき甲が実施する災害時における被災車両の撤去その他甲が必要と認める業務（この協定において「被災車両の撤去等」という。）とする。

（支援要請）

第3条 甲は、被災車両の撤去等を乙に行わせる必要があると認めた場合は、乙に支援要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により支援要請を行うときは次の事項を乙に連絡し、被災車両の撤去等の実施を指示するものとする。

(1) 被災の状況と要請の内容（場所及び支援要請内容）

(2) 担当者への連絡方法

(3) その他必要な事項

3 乙は、甲からの支援要請があった場合は、甲の指示に基づき、速やかに被災車両の撤去等の作業を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく被災車両の撤去等に要する経費については、乙が負担する。

（災害補償）

第5条 この協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、出勤した乙の職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（損害賠償）

第6条 本協定に基づく被災車両の撤去等の実施により、損害が発生した場合の賠償については、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

（疑義の協議）

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、1通を保有する。

平成17年9月30日

甲 熊野町  
代表者 熊野町長 平本 芳之

乙 社団法人日本自動車連盟中国本部  
広島支部 支部長 藤井 一裕

## (13) 災害時における熊野町内郵便局、熊野町間の相互協力に関する協定 【熊野町内郵便局】

熊野町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社熊野郵便局及び広島中央郵便局（以下「乙」という。）は、熊野町内に発生した地震その他による災害時において、相互友愛精神に基づき、熊野町及び熊野町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結した。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、熊野町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害時特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(2) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(3) 甲が管理する施設及び用地の避難場所、物質集積場所等としての使用

(4) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の使用

(5) 両者が収集した町内の被害状況、被災住民の避難先、被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項

(7) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(8) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(9) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が適正な方法により金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議し、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 熊野町の災害対策本部のメンバーに熊野郵便局長が加わることができる。

（災害情報等の連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 熊野町内の郵便局は、熊野町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、熊野町防災担当課長、乙においては、熊野郵便局長とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成27年6月15日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名して、各自その1通を所持する。

平成27年6月22日

甲 熊野町  
代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 熊野町内郵便局及び広島中央郵便局代表者  
日本郵便株式会社熊野郵便局  
局長 馬上 和典

## (14) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い協定書【中国電力矢野広島営業所】

熊野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社矢野営業所（以下「乙1」という。）と中国電力株式会社広島電力所（以下「乙2」といい、乙1と乙2を総称して「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

## （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

## （連絡体制）

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

## （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、可能な限り協力するものとする。

- (1) 状況により防災行政無線等を活用した住民への周知
- (2) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 避難所へ避難された住民への周知
- (4) 住民からの問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災状況の情報提供

## （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れおよび倒木等により被災した道路の復旧または仮設道路の設置
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 停電復旧に必要な個所の優先的な除雪
- (4) 停電復旧に必要な土地の貸与
- (5) 停電復旧の支障となるがれき、車両およびその他物件の優先撤去
- (6) 停電復旧対応者の宿泊・休憩場所の提供

2 乙は、次に掲げる甲からの要請事項に関して、甲と協議のうえ、対応するものとする。

- (1) 災害復旧活動に必要な土地の貸与
- (2) 災害復旧の中核となる甲が管理・所有する施設への電力供給設備の優先復旧

## （要員派遣）

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。派遣要員の役割は、停電状況および復旧状況等の甲への情報提供および第3条ならびに第4条第1項に定める甲からの情報収集とする。

## （防災訓練）

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

## （取扱いの変更）

第7条 この協定書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

## （運用）

第8条 この協定書の実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

## （その他）

第9条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成28年8月22日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町長 三村 裕史

乙1 広島県広島市安芸区矢野新町二丁目3番21号  
中国電力株式会社 矢野営業所  
所長 松永 和幸

乙2 広島県広島市中区竹屋町2番42号  
中国電力株式会社 広島電力所  
所長 熊谷 泰美

## (14-2) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施細目

(連絡体制の確立)

1. 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲および乙は、相互連絡体制を整える。

(連絡体制の解除)

2. 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲および乙は、相互連絡体制を解除する。

(連絡方法)

3. 甲および乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。  
なお、直通電話不通時には携帯電話により連絡をとりあうものとする。

(連絡時期および連絡内容)

4. 乙は、停電発生時には、本協定第1条に定める事項を、別途定める停電情報連絡票により、原則として毎正時および必要の都度、甲に連絡するものとする。

(経費の負担)

5. 甲および乙が本協定に定めた事項を履行するにあたり必要となる費用は、甲および乙がそれぞれ負担するものとする。

(協力および連携)

6. 本協定に定めた協力および連携の実施については、甲または乙がそれぞれの業務に支障ない範囲で行うものとする。

## (15) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い協定書

【中国電力呉営業所】

熊野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社呉営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制及び協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

## （連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

## （連絡責任者）

第2条 甲及び乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

## （協力）

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、可能な限り協力するものとする。

- (1) 状況により防災行政無線等を活用した住民への周知
- (2) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (3) 避難所へ避難された住民への周知
- (4) 住民からの問い合わせ対応
- (5) 道路等の被災状況の情報提供

## （連携）

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

## （要員派遣）

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供及び道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

## （防災訓練）

第6条 甲及び乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

## （取扱いの変更）

第7条 この協定書に定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲及び乙は、いずれからその変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、誠意をもって協議するものとする。

## （運用）

第8条 この協定書の実施に必要な細目については、甲及び乙が協議の上、別に定めるものとする。

## （その他）

第9条 この協定書に定めた事項について、疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。



平成23年10月25日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県呉市西中央二丁目2番11号  
中国電力株式会社 呉営業所  
所長 岡本 力

## (15-2) 災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱いの覚書

熊野町（以下「甲」という。）と中国電力株式会社呉営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制及び協力体制に関する取扱い協定書（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき、協定書の施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 甲と乙が互いに、警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、電話等により直接行うものとする。

（連絡時期及び連絡内容）

第3条 停電発生時には、乙は別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第4条 甲と乙のいずれか一方が、警戒体制もしくは、非常体制を解除した時点で、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第5条 この覚書に定めた事項について疑義が生じたとき、または定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

平成23年10月25日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県呉市西中央二丁目2番11号  
中国電力株式会社 呉営業所  
所長 岡本 力

**(16) 災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書** 【広島ガス東部株式会社熊野支店】

熊野町(以下「甲」という。)と広島ガス東部株式会社 熊野支店(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)において、甲の行う被災者等の救援活動を支援し、町民生活の早期安全を図るため、乙が行う協力に関して必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時等において、LPガス及びLPガス使用器具(以下「LPガス等」という。)の供給の確保を図る必要があると認めるときは、乙に対して、LPガス等の供給について協力を要請することができる。

甲が行う要請は、原則として別に定めた要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条により甲からLPガス等の供給の要請を受けたときは、やむを得ない事由の無い限り協力するものとする。

(協力の範囲)

第4条 甲が乙に供給の確保を要請するLPガス等は、次に掲げるもののうち、乙が供給可能なものとする。

(1) LPガス

(2) コンロその他ガス器具、LPガスの供給に必要となる物資、機材等

(運搬)

第5条 LPガス等の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(物資の引渡し)

第6条 この協定に基づく物資の引渡しは、甲の指定する場所において行うものとする。この場合、甲は指定する場所へ職員を派遣し、乙から供給される物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。

(事故等)

第7条 乙は、LPガス等の供給及び運搬に関し、やむを得ない事由により供給及び運搬等を中断したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

(経費の負担)

第8条 乙がこの協定に基づく協力のために要する経費は、甲が負担するものとする。

ただし、コンロ等LPガス使用器具等については、乙が無償で貸出すものとする。

2 前項の経費については、災害時等の直前における通常の価格を基礎として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の請求)

第9条 前条に規定する経費は、乙がLPガス等の供給を終了し、甲が指定する職員の確認を得た後、乙の作成した請求書により請求するものとする。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡)

第11条 甲と乙は、災害時等に支障をきたさないように、定期的に連絡体制、連絡方法等について協議することとし、その相互確認に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定の実施に関し、必要な細部手続き及び、この協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 27 年 8 月 3 日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目 1 番 1 号  
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県安芸郡熊野町出来庭三丁目 1-6  
広島ガス東部株式会社 熊野支店  
代表取締役社長 七種 猛

## (17) 災害時における物資の調達に関する協定書

【広島県LPガス協会安芸地区協議会】

熊野町（以下「甲」という。）と広島県LPガス協会安芸地区協議会（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の円滑な調達に資するため、甲が乙に対し、物資の調達に係る協力の要請を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、その保有する物資の供給（借り受けを含む。以下同じ。）を要請することができる。

- (1) 町内に災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき。
- (2) 町外の災害救助のため、国、県又は他の市町村から、物資の調達の斡旋を要請され、又は特に必要を認めて斡旋を行うとき。
- (3) その他緊急に必要となったとき。

2 前項の要請は、甲からの供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後、速やかに文書を交付するものとする。

3 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第4項の措置をとるものとする。

4 乙は、第1項の要請を受けたときは、その要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置の状況について、甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとし、乙は甲から要請があれば、可能な限り調達するものとする。

- (1) LPガス
- (2) その他甲が指定するもの（ガスコンロ・ガス炊飯器など）

（物資の優先供給）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、乙の可能な範囲内において、優先的に甲に物資を供給するものとする。

（物資の価格）

第5条 物資の取引価格（甲が乙から借り受ける物資の借受価格を含む。）は、災害発生時直前における適正な価格（乙が引渡しのための搬送を行った場合は、その運賃を含む。）とすることを基本とし、甲乙協議して決定するものとする。

（物資の搬送及び引渡し）

第6条 乙は、物資の搬送及び引渡しについては、甲の指示（物資の供給先に関する指示も含む。）に従うものとする。

2 物資（充填により引渡しされるLPガスを除く。）の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、要請に係る物資を確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

（損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については甲と乙が協議をして定めるものとする。

（代金の支払い）

第8条 甲は、乙から引渡しを受けた物資の代金は、乙からの請求書を受領した後、遅滞なく支払うものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく協力を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者及び事務担当者名簿等）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(1) 甲の連絡責任者は、総務課長とする。

(2) 乙の連絡責任者は、事務局長とする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、その都度解決を図るものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、甲乙いずれから、この協定を終了する旨の申出がない限り、継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月15日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町

町長 三村 裕史

乙 広島県安芸郡海田町成本8-7  
広島県LPガス協会 安芸地区協議会  
安芸地区協議会長 富永 浩司

## (18) 災害に係る情報発信等に関する協定

【ヤフー株式会社】

熊野町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

## 第1条（本協定の目的）

本協定は、熊野町内の地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、熊野町が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ熊野町の行政機能の低下を軽減させるため、熊野町とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、熊野町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、熊野町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、熊野町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 熊野町が、熊野町内の指定避難所及び指定緊急避難場所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 熊野町が発令する避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 熊野町が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 熊野町が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 熊野町およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、熊野町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

## 第3条（費用）

前条に基づく熊野町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

## 第4条（情報の周知）

ヤフーは、熊野町から提供を受ける情報について、熊野町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、熊野町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、熊野町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、熊野町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和2年1月14日

熊野町：広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町  
熊野町長 三村 裕史

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号  
ヤフー株式会社  
代表取締役 川邊 健太郎



## (19) 防災パートナーシップに関する協定書

【広島テレビ放送株式会社】

熊野町（以下「甲」という。）と広島テレビ放送株式会社（以下「乙」という。）は、災害による被害の軽減と平常時における防災・減災活動に連携して取り組むため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携して災害の被害を軽減するための防災情報の発信ならびに平常時の防災・減災活動に取り組むことにより、住民の安全の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火、地滑りその他の異常な自然現象または大規模な火事もしくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第1条で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、および災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 減災とは、災害が発生した場合における被害を最小限にとどめることをいう。

（緊急時の情報発信の要請）

第3条 甲は、第1条で定める災害の被害を軽減するために、住民への情報伝達が急を要すると判断した場合、乙に対して電話または電子メール、ファックスなどにより、情報発信を要請することができる。乙は、甲から要請を受けた際は、放送や通信を通じて速やかな情報発信に努める。

（平常時の連携）

第4条 甲および乙は、防災・減災のために使用する目的のもと、甲が見舞われた災害の映像・写真・画像など防災関連資料の提供について、相手方に可能な範囲で協力する。

2 甲および乙は、本協定の趣旨に基づき、それぞれが防災・減災対策に資する取組みを行うときは、可能な範囲で協力する。

（連絡担当者）

第5条 甲および乙は、相互に連絡を取り合うための担当者をそれぞれ指定し、担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

2 甲および乙は、毎年4月1日及び人事異動などによりそれぞれの担当者に変更が生じた場合、速やかに相手方に通知するとともに、新しい担当者の連絡先・連絡手段などを運用連絡表に記載し、互いに確認する。

（協定期間）

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲または乙が相手方にこの協定の終了を通知しない限り継続する。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、またはこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、対応を決定する。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲乙双方の代表者が署名の上、各自その1通を保管する。

令和3年3月30日

甲 広島県熊野町  
熊野町長

三村 裕史

乙 広島市東区二葉の里3丁目5番4号

広島テレビ放送株式会社  
代表取締役社長

佐野 讓顯

## (20) 災害時における地図製品等の利用・供給等に関する協定書

【株式会社ゼンリン】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、第2条に定義する乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が、災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、町民生活における防災力の向上に努めること。

（定義）

第2条 本協定において以下の用語は、それぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、熊野町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、熊野町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
  - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
  - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等について、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。また、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から、1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定はさらに1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月5日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号  
熊野町  
町長 三村 裕史

乙 広島県広島市東区光町一丁目10番19号  
日本生命広島光町ビル  
株式会社 ゼンリン 中国エリア統括部  
統括部長 宮岡 宏典

## (21) 災害時における応急対策活動に係る協力に関する協定書 【株式会社ジュンテンドー】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ジュンテンドー（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の保有する応急対策に要する資機材及び生活物資（以下「資機材等」という。）を供給すること。

(2) 乙に付随する駐車場等を地域住民の一時避難場所として乙の業務に支障がない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等調達要請書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（品目等の決定および引取）

第4条 第2条第1項第1号の規定により供給される資機材等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した資機材等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあっては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定するものが品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（別記第2号様式）に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（負傷等の補償）

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲又は乙は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。

（情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（庶務窓口）

第11条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては熊野町総務部危機管理課、乙にあつては株式会社ジュンテンドー熊野店とする。

（協議）

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年8月1日

甲 熊野町  
熊野町長 三村 裕史  
乙 株式会社ジュンテンドー  
代表取締役社長 飯塚 正

## (22) 災害時における応急対策活動の協力に関する協定

【株式会社ハローズ】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で地震・風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の保有する応急対策に要する食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）を供給すること。

(2) 災害時に、甲が警戒レベル3以上の避難情報を発した際、乙に付随する駐車場等を地域住民及び帰宅困難者の一時避難場所として乙の業務に支障がない範囲において使用させ、報道等で知り得た災害に関する情報を提供すること。また、避難者にトイレを使用させること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第3条 前条第1項第1号の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、応援食料等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

(1) 災害の状況及び応援を必要とする事由

(2) 応援を必要とする種類と数量

(3) 引渡の方法及び引渡場所

(4) その他必要とする事項

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

（食料等供給の協力実施）

第4条 乙は、前条により甲から要請を受けたときは、保有する物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（品目等の決定および引取）

第5条 第2条第1項第1号の規定により供給される食料等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、原則として別表第1に掲げる物資のうちから、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した食料等の引取りは、第2条第1項第1号の規定により供給される場合にあつては、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

（報告）

第6条 乙は、協力要請に応じ応急活動を実施したときは、速やかに食料等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が食料等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の食料等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が供給した商品の対価及びその運搬等の費用は、原則として、甲が負担するものとする。

2 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(平常時の活動)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲又は乙は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(庶務窓口)

第12条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては熊野町住民生活部防災安全課、乙にあつては株式会社ハローズ熊野店とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年4月27日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町長 三村 裕史

乙 広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号  
株式会社ハローズ 代表取締役社長 佐藤 利行



## (23) 災害時における生活関連物資の供給等に関する協定書

【生活協同組合ひろしま】

熊野町（以下「甲」という。）と生活協同組合ひろしま（以下「乙」という。）は、熊野町内において災害等が発生したとき又は災害等が発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における生活関連物資（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が乙の協力を得て、被災者に対して、より速やかにかつ円滑に物資の供給ができるようにすることを目的とする。

（要請）

第2条 災害時において甲が物資を必要とする場合は、乙に対して物資の供給を要請する。

2 前項の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した要請書（別紙）をもって行うものとするが、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障がない範囲において、要請事項について適切な処置を取り、甲に対し、速やかに物資を提供するものとする。

（支援体制の整備）

第4条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が加盟する生活協同組合連合会等（以下「連合会等」という。）に対して、連合会等が保有する物資の供給、輸送等について協力を要請し、連合会等と連携して、甲の要請に応えるものとする。

（物資の種類）

第5条 甲が、乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表「災害支援物資調達リスト」に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、別に甲が指定する者が行うものとする。

（損害の負担）

第7条 第6条の規定に基づく、運搬業務により生じた損害の補償については甲と乙が協議をして定めるものとする。

（費用負担）

第8条 乙が供給した物資の対価及び乙が行った搬送等の費用については、甲が負担するものとし、負担範囲等に関しては、その都度、甲、乙協議の上決定する。

2 前項に規定する費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して、その都度定めるものとする。

3 甲の乙に対する費用の支払い方法は、甲の通常の支払方法によるものとする。

（平常時の活動）

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報の交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（連絡責任者及び事務担当者名簿等）

第10条 要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

- (1) 甲の連絡責任者は、総務課長とする。
- (2) 乙の連絡責任者は、総合企画室統括部長とする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿等を作成し、相互に交換するものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年12月4日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝1丁目1番1号  
熊野町  
町長 三村 裕史

乙 広島県広島市西区草津港2丁目8番42号  
生活協同組合ひろしま  
理事長 惠木 尚

## (24) 災害時における物資供給に関する協定

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条で規定する災害により、甚大な被害が発生し、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）における、必要な物資の供給等について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内での災害時における甲と乙との災害に対する応急対策のための物資の供給等に関し必要な事項を定めるものとする。

## （協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

3 前項ただし書により協力要請したときは、甲は、事後において速やかに文書を提出するものとする。

4 乙は、第1項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

## （品目等の決定および引取）

第3条 前条の規定により供給を要請できる資機材等の品目は、別表に掲げるものとし、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 協力要請に基づき、乙が供給する資機材等の引取りは、引取りのために甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する運送業者が、乙の指定する場所において、品目、数量等を確認のうえ行うものとする。

## （報告）

第4条 乙は、協力要請に応じ物資の提供を行ったときは、速やかに資機材等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が資機材等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等により、資機材等供給の内容を確認することができる場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

## （経費の負担）

第5条 協力要請に応じて実施した物資の提供に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

## （代金の支払い）

第6条 乙は、第4条の報告後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

## （車両の通行）

第7条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

## （連絡責任者）

第8条 甲および乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

## （情報の交換等）

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年6月21日

甲 熊野町  
熊野町長 三村 裕史

乙 株式会社ナフコ  
代表取締役 石田 卓巳

## (25) 災害時における資機材の供給に関する協定

【株式会社タイム】

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社タイム（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条で規定する災害により、甚大な被害が発生し、または発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）に、必要な資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で災害時における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害時において、必要と認めるときは、乙に対し、その販売のために保有する資機材の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

（品目等の決定及び引渡し）

第3条 前条第1項の規定により供給される資機材の品目は、別表に掲げるものとし、被害の状況に応じて、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 乙は、前項により決定した資機材を、別途指定する引渡場所に運搬し、甲に引き渡すものとし、甲の職員が引渡場所で品目、数量等を確認のうえ乙又は乙が指定する運送業者に受領証を交付する。ただし、甲の職員が引取りに向うことができず、又は乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において資機材を確認のうえ、引渡しを受け、受領証を交付するものとする。

（協力要請の手続）

第4条 第2条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、資機材等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に応じ第3条の第2項の引渡しを実施したときは、速やかに資機材等供給報告書（様式第2号）に同項に定める者が作成した受領証もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の資機材等供給内容の記載を省略することができるものとする。

（経費の負担）

第6条 協力要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（代金の支払い）

第7条 乙は、第3条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

（車両の通行）

第8条 甲は乙が物資を運搬及び供給する際は、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

（情報の交換等）

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 熊野町 熊野町長	三村 裕史
乙 岡山市北区下中野 465 番地の 4 株式会社 タ イ ム 代表取締役社長	吉原 重治

## (26) 災害時における応急対策活動の協力に関する協定

熊野町（以下「甲」という。）と株式会社藤三（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、熊野町内で地震・風水害その他の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

## （協力を要請できる事項）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に対し、乙の保有する食料及び生活必需品（以下「食料等」という。）を供給することについて、協力を要請することができるものとする。

2 甲及び乙は、災害時において前項に定めのない事項についても、応急活動で必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

3 甲及び乙は、本条第1項及び第2項の要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

## （協力要請の手続）

第3条 前条第1項の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、食料等調達要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

2 前項ただし書により協力要請したときは、事後において速やかに要請書を提出するものとする。

## （食料等供給の協力実施）

第4条 乙は、協力要請を受けたときは、保有する食料等の優先供給について積極的に協力するものとする。

## （品目等の決定及び引取）

第5条 協力要請により供給される食料等の品目、数量に関しては、被害の状況に応じて、原則として別表第1に掲げる食料等のうちから、乙の助言を得て甲が決定するものとする。

2 前項により決定した食料等の引取りは、甲が派遣する甲の職員又は甲が指定する者が品目、数量等を確認の上行うものとする。

## （報告）

第6条 乙は、協力要請に応じたときは、速やかに食料等供給報告書（様式第2号）に前条第2項に定める者が食料等を引き取った旨の署名又は押印した書類もしくはその写し等（以下「受領書等」という。）を添付し、甲に報告しなければならない。

2 受領書等の内容が報告すべき事項を満たす場合は、前項に定める報告書の食料等供給内容の記載を省略することができるものとする。

## （経費の負担）

第7条 第5条第1項の決定により乙が供給した食料等の対価は、災害の発生直前における適正な価格等を基準とし、原則として、甲が負担するものとする。

2 第2条第2項の要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

## （平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換や甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

## （連絡責任者）

第9条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するための連絡責任者をそれぞれに置くものとする。

2 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙）を作成し、

相互に交換するものとする。

3 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(負傷等の補償)

第10条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した甲の職員又は乙の社員が当該応急活動に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害者となったときは、甲は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）を、乙は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）をそれぞれ適用し補償するものとする。ただし、同法の適用がない場合においては、甲又は乙は、それぞれ誠意をもって対応するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から1年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

(庶務窓口)

第12条 この協定の庶務窓口は、甲にあっては熊野町住民生活部防災安全課、乙にあっては株式会社藤三営業企画部とする。

(協議)

第13条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙の代表者が署名の上、各自その1通を保有する。

令和5年11月1日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町  
代表者 熊野町長 三村 裕史

乙 広島県呉市広本町三丁目15番5号  
株式会社藤三  
代表取締役社長 藤村 重造



## (27) 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

【西日本電信電話株式会社】

熊野町（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

## （目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者又は帰宅困難者等（以下「被災者等」という。）の通信の確保を目的とする。

## （用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた場所に屋外配線及び屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

## （通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

## （屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機等）を設置し、乙が敷設する屋内配線とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が敷設する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

## （特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に当たり、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名等を別記様式1「情報管理責任者通知書」に定めて相互に通知することとする。

2 電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所・回線数等の必要な情報は、別記様式2「特設公衆電話一覧表」に定めて、情報管理責任者が管理するものとする。

3 設置に係る費用については、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機等）を甲が負担し、屋外配線及び屋内配線は乙の負担とする。

## （特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

## （定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別添「特設公衆電話の定期試験仕様書」に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、すみやかに特設公衆電話を撤去し、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第12条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第13条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成29年3月8日

甲 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号  
熊野町  
熊野町長 三村 裕史 印

乙 広島県広島市中区基町6番77号  
西日本電信電話株式会社  
広島支店長 永野 浩介 印

## 9 熊野町防災会議委員名簿

令和5年4月1日現在

会 長（熊野町長） 三村 裕史

条例第3 条3項に よる区分	所属機関名	職 名	氏 名
1号	広島県西部厚生環境事務所	所 長	渡辺 慎一
	広島県西部建設事務所	所 長	蒲原 幹生
	広島県西部農林水産事務所	所 長	加藤 伸哉
2号	海田警察署	署 長	沖中 玲子
3号	熊野町議会	副議長	尺田 耕平
	熊野町議会	総務建設委員長	光本 一也
4号	熊野町	総務部長	西村 隆雄
	熊野町	健康福祉部長	時光 良弘
	熊野町	建設農林部長	堂森 憲治
	熊野町	教育部長	隼田 雅治
5号	熊野町教育委員会	教育長	平岡 弘資
6号	広島市消防局	局 長	勝田 博文
	熊野町消防団	団 長	臺沖 操
7号	中国電力ネットワーク(株)広島ネットワークセンター	所 長	菰下 孝
	広島電鉄(株) バス事業本部	バス輸送営業部長	鴨下 典浩
	西日本電信電話(株) 中国支店	設備部長	大塚 泰士
	広島ガス(株) 導管事業部	供給保安部長	岩谷 靖利
8号	中国地方整備局 広島国道事務所	事務所長	田宮 佳代子
9号	陸上自衛隊 第46普通科連隊	第2中隊長	前田 真之介
10号	公益社団法人隊友会 広島県隊友会熊野支部	支部長	玉井 稔
11号	熊野町川角自主防災会	会 長	藤田 孝明
	熊野町医師会(まきこ眼科クリニック)	院 長	山崎 真紀子
12号	社会福祉法人 熊野町社会福祉協議会	事務局長	横山 大治
13号	神田地区自主防災組織	会 長	栗原 君子
		防災士	中井 佳絵
		看護師	加島 朋代

令和6年9月30日迄

## 10 関係機関電話番号表

機関名	電話回線		衛星通信番号	備考
	電話番号	F A X	電話・F A X	
広島県危機管理課	(082)513-2785	(082)227-2122	7-101-2785	
広島県西部厚生環境事務所	(0829)32-1181	(0829)32-0640	7-101-83-2312	
広島県西部建設事務所	(082)250-8151	(082)255-3010	7-101-880-140	
広島県西部農林水産事務所	(082)228-2111	(082)223-4909	7-101-89-2510	
中国地方整備局	(082)221-9231	(082)221-4199		
広島气象台	(082)221-9231	(082)223-3968	101-99-160	防災無線
陸上自衛隊第46普通科連隊	(082)822-3101			
海田警察署	(082)820-0110			
海田警察署熊野交番	(082)854-0102			
広島市安芸消防署	(082)822-4349	(082)822-9119		
広島市安芸消防署熊野出張所	(082)854-1103	(082)854-1103		
熊野中央防災交流センター	(082)854-3111	(082)820-5820		
熊野東防災交流センター	(082)854-4138	(082)854-3389		
熊野西防災交流センター	(082)854-1673	(082)854-6199		
くまの・こども夢プラザ	(082)820-5502	(082)855-0805		
熊野第一小学校	(082)854-0111	(082)855-2481		
熊野第二小学校	(082)854-0112	(082)855-2482		
熊野第三小学校	(082)854-0316	(082)855-2483		
熊野第四小学校	(082)854-5145	(082)855-2484		
熊野中学校	(082)854-0109	(082)855-2485		
熊野東中学校	(082)854-7111	(082)855-2486		
熊野高校	(082)854-4155	(082)854-4573		
熊野町地域福祉会館	(082)855-2855			
熊野西ふれあい館	(082)820-5501	(082)820-5503		
熊野東ふれあい館	(082)820-5580	(082)820-5581		
熊野町民体育館	(082)854-7695	(082)854-9622		
熊野町図書館	(082)855-6710	(082)855-6711		
熊野町環境事務所	(082)854-3813	(082)854-7151		
筆の里工房	(082)855-3010	(082)855-3011		
くまのみらい保育園	(082)820-5000	(082)820-5500		
中国電力(株)矢野営業所	(082)884-2132	(082)884-2109		
中国電力(株)呉営業所	(0823)26-2623	(0823)26-2614		
西日本電信電話(株)広島支店	(082)505-4757	(082)250-7466		
広島ガス(株)呉支店	(0823)22-1234			

## 1 1 町内医療機関

医院名	診療科目	所在地	電話番号
宗盛医院	内科	中溝四丁目1番8号	854-1111
片山医院	外科・内科・皮膚科・消化器科・泌尿器科	出来庭九丁目2番18号	854-0252
梶山医院	循環器科・消化器科・内科	貴船18番16号	854-2771
藤田小児科医院	小児科	萩原六丁目26番4号	854-0707
大瀬戸内科	内科・小児科	出来庭二丁目18番11号	854-8585
酒井耳鼻咽喉科・皮膚科医院	耳鼻咽喉科・皮膚科	萩原二丁目2番8号	855-2629
豊田レディースクリニック	産科・婦人科・内科	熊野町川角四丁目30番1号	855-1913
おかだ眼科	眼科	萩原二丁目2番12号	855-6633
はまもと皮ふ科	皮膚科・アレルギー科・形成外科	出来庭十丁目4番4号	855-2662
児玉クリニック	内科・外科・胃腸科	萩原三丁目1番1号	855-4700
高橋整形外科クリニック	整形外科	萩原六丁目27番5号	854-2222
りんりんクリニック	在宅療養支援診療所	萩原五丁目1番55号	847-3219
まきこ眼科クリニック	眼科	出来庭三丁目3番33号	855-6022
山野歯科医院	歯科	貴船18番18号	854-1139
岡田歯科医院	歯科	萩原七丁目14番19号	854-5311
第2井原歯科医院	歯科	出来庭五丁目20番7号	854-8148
かしはら医院	歯科	中溝一丁目4番9号	854-1850
くせ歯科医院	歯科	貴船2番13号	854-1551
クリーン歯科	歯科	熊野町川角一丁目6番15号	854-2131
石本歯科医院	歯科	萩原九丁目16番5号	855-5888
かくわ歯科	歯科	萩原二丁目2番10号	855-4646
とまと歯科クリニック	歯科	出来庭四丁目17番2号	855-3746
くまの歯科クリニック	歯科	平谷一丁目15番8号	854-6480
わだ歯科クリニック	歯科	萩原七丁目6番3号	820-5670
MBフレンド歯科	歯科	出来庭二丁目12番1号 ハローズ熊野モール内	554-7788
なのはな歯科クリニック	歯科(訪問診療専門)	出来庭九丁目9番10号	554-9104

## 1 2 土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

区域番号	地区名	所在地			小学校区
I-1-690	八幡山(690)	熊野町中溝五丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-1	八幡山(690-1)	熊野町中溝五丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-2	八幡山(690-2)	熊野町城之堀二丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-3	八幡山(690-3)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-1-690-4	八幡山(690-4)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-1-690-5	八幡山(690-5)	熊野町城之堀三丁目	○	○	第一小学校区
I-1-690-6	八幡山(690-6)	熊野町城之堀三丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701	中ヶ原(701)	熊野町城之堀九丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-1	中ヶ原(701-1)	熊野町城之堀七丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-2	中ヶ原(701-2)	熊野町城之堀七丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-3	中ヶ原(701-3)	熊野町城之堀七丁目	○	○	第一小学校区
I-1-701-4	中ヶ原(701-4)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-1-691	湖翠園団地(691)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-691-1	湖翠園団地(691-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-692	土岐の城団地(692)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-692-1	土岐の城団地(692-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-4879	萩原(4879)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-1-4881	出来庭 2921(4881)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
II-1-6273	菅池 2534(6273)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-1-6935	地藏ノ前(6935)	熊野町出来庭三丁目	○	○	第一小学校区
II-1-431	里(431)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
II-1-431-1	里(431-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
II-1-431-2	里(431-2)	熊野町萩原五丁目	○	○	第一小学校区
II-1-4371	道上 5035(4371)	熊野町萩原二丁目	○	○	第一小学校区
II-1-4371-1	道上 5035(4371-1)	熊野町萩原一丁目	○	—	第一小学校区
II-1-4368	菅池 2565(4368)	熊野町出来庭八丁目	○	—	第一小学校区
II-1-4368-1	菅池 2565(4368-1)	熊野町出来庭八丁目	○	○	第一小学校区
II-1-6264	萩原(6264)	熊野町萩原二丁目	○	○	第一小学校区
II-1-6269	八幡山 1827(6269)	熊野町中溝六丁目	○	○	第一小学校区
III-1-578-1	出来庭彦地竈(578-1)	熊野町中溝五丁目	○	○	第一小学校区
III-1-579	萩原小迫(579)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
III-1-579-1	萩原小迫(579-1)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
III-1-579-2	萩原小迫(579-2)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
III-1-2901	萩原苗洪(2901)	熊野町萩原十丁目	○	○	第一小学校区
III-1-2902-1	城之堀中ヶ原(2902-1)	熊野町城之堀九丁目	○	○	第一小学校区

区域番号	地区名	所在地			小学校区
Ⅱ-1-6266-3	深原 13281 (6266-3)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-1-698	追分 (698)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-1-693	松ヶ丘団地 (693)	熊野町新宮二丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-1	松ヶ丘団地 (693-1)	熊野町新宮四丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-2	松ヶ丘団地 (693-2)	熊野町新宮四丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-4	松ヶ丘団地 (693-4)	熊野町新宮四丁目	○	○	第二小学校区
I-1-693-3	松ヶ丘団地 (693-3)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-1-693-5	松ヶ丘団地 (693-5)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-1-693-6	松ヶ丘団地 (693-6)	熊野町新宮	○	—	第二小学校区
I-1-697	宮前 (697)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-1-4880	宮前 (4880)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-2-118	新宮 (118)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-422-1	新宮 (422-1)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6262	新宮 (6262)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6262-1	新宮 (6262-1)	熊野町初神三丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6271	岡 10257 (6271)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-427-1	深原 (427-1)	熊野町新宮二丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6265	深原 13344 (6265)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6265-1	深原 13344 (6265-1)	熊野町新宮三丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6266-1	深原 13281 (6266-1)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6266-2	深原 13281 (6266-2)	熊野町新宮三丁目	○	—	第二小学校区
Ⅱ-1-6266-4	深原 13281 (6266-4)	熊野町新宮三丁目	○	○	第二小学校区
Ⅱ-1-6272	深原 13515 (6272)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-1	初神小崎 (2903-1)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-2	初神小崎 (2903-2)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-3	初神小崎 (2903-3)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2903-4	初神小崎 (2903-4)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2904	初神湧田 (2904)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2904-1	初神湧田 (2904-1)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2905-1	新宮向田 (2905-1)	熊野町新宮五丁目	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2905-2	新宮向田 (2905-2)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2905-3	新宮向田 (2905-3)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-2906	新宮海上 (2906)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-1	萩原深原平 (580-1)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-2	萩原深原平 (580-2)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区

区域番号	地区名	所在地			小学校区
Ⅲ-1-580-3	萩原深原平(580-3)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-4	萩原深原平(580-4)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-5	萩原深原平(580-5)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-6	萩原深原平(580-6)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-7	萩原深原平(580-7)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-8	萩原深原平(580-8)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
Ⅲ-1-580-9	萩原深原平(580-9)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-1-703	中倉山(703)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-1-703-1	中倉山(703-1)	熊野町平谷一丁目	○	○	第三小学校区
I-1-703-2	中倉山(703-2)	熊野町東山	○	○	第三小学校区
I-1-707	大下(707)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
I-1-707-1	大下(707-1)	熊野町平谷二丁目	○	—	第三小学校区
I-1-706	菅池(706)	熊野町出来庭九丁目	○	○	第三小学校区
I-1-706-1	菅池(706-1)	熊野町貴船	○	—	第三小学校区
I-1-706-2	菅池(706-2)	熊野町貴船	○	○	第三小学校区
I-1-706-3	菅池(706-3)	熊野町川角一丁目	○	—	第三小学校区
I-1-706-4	菅池(706-4)	熊野町川角二丁目	○	○	第三小学校区
I-1-6936	滝ヶ谷 2753(6936)	熊野町出来庭	○	○	第三小学校区
I-1-6939	滝ヶ谷 2796(6939)	熊野町出来庭	○	○	第三小学校区
I-1-6937-1	火ノ原 2720(6937-1)	熊野町出来庭十丁目	○	○	第三小学校区
I-1-6937-2	火ノ原 2720(6937-2)	熊野町出来庭十丁目	○	○	第三小学校区
I-1-6938	田ヤヶ谷 657(6938)	熊野町平谷、広島市安芸区矢野町	○	○	第三小学校区
I-1-6938-1	田ヤヶ谷 657(6938-1)	熊野町平谷、広島市安芸区矢野町	○	○	第三小学校区
I-1-688	田ヤヶ谷(688)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274	土井原 578(6274)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274-1	土井原 578(6274-1)	熊野町平谷五丁目	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274-2	土井原 578(6274-2)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-6274-3	土井原 578(6274-3)	熊野町平谷、広島市安芸区矢野町	○	○	第三小学校区
Ⅱ-1-428-1	平谷の場山(428-1)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-571	平谷の場山(571)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-571-1	平谷の場山(571-1)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-571-2	平谷の場山(571-2)	熊野町平谷五丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-572-1	出来庭火原(572-1)	熊野町平谷四丁目	○	○	第三小学校区
Ⅲ-1-573	平谷深銅(573)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区
Ⅲ-1-573-1	平谷深銅(573-1)	熊野町平谷一丁目	○	○	第三小学校区



区域番号	地区名	所在地			小学校区
I-1-704	梶ヶ原(704)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-1	川角(704-1)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-1-704-2	川角(704-2)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-3	川角(704-3)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-4	川角(704-4)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-5	川角(704-5)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-6	川角(704-6)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-7	川角(704-7)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-8	川角(704-8)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-9	川角(704-9)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-10	川角(704-10)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-11	川角(704-11)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-12	川角(704-12)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-13	川角(704-13)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-15	川角(704-15)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-18	川角(704-18)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-1-704-19	川角(704-19)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-1-704-14	石神(704-14)	熊野町石神	○	○	第四小学校区
I-1-704-16	石神(704-16)	熊野町石神	○	○	第四小学校区
I-1-704-17	石神(704-17)	熊野町石神	○	○	第四小学校区
I-1-689	呉地(689)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
I-1-696	呉地(696)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
I-1-696-1	呉地(696-1)	熊野町呉地	○	—	第四小学校区
I-1-696-2	呉地(696-2)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-574	呉地石原(574)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-574-1	呉地(574-1)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575	呉地恵源山(575)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-1	呉地(575-1)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-2	呉地(575-2)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-4	呉地(575-4)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-5	呉地(575-5)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
Ⅲ-1-575-6	呉地(575-6)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区

## 1 3 土砂災害(特別)警戒区域(土石流)

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-3-22	滝ヶ谷川(22)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-47	二河川支川(47)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-47 隣	二河川支川(47 隣)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-6270	滝ヶ谷川(6270)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
準-2-3-6271	滝ヶ谷川(6271)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
準-2-3-6272	滝ヶ谷川(6272)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-6273	二河川支川(6273)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-3-6315	二河川支川(6315)	熊野町出来庭	○	○	第一小学校区
I-2-2-165a	庄賀川(165a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-165b	庄賀川(165b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-165c	庄賀川(165c)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-166	堀之谷川(166)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-255a	熊野川支川(255a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-255b	熊野川支川(255b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-257	熊野川支川(257)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-257 隣	熊野川支川(257 隣)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-2-6297	熊野川支川(6297)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-23a	椎川支川(23a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-23b	椎川支川(23b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-23c	椎川支川(23c)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-24a	光教坊川(24a)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-24b	光教坊川(24b)	熊野町城之堀	○	○	第一小学校区
I-2-3-25	郷原地川(25)	熊野町城之堀	○	—	第一小学校区
I-2-3-23d	椎川支川(23d)	熊野町中溝	○	○	第一小学校区
I-2-3-23e	椎川支川(23e)	熊野町中溝	○	—	第一小学校区
I-2-2-163	住田谷川(163)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-163 隣	住田谷川(163 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-164	苗渋川(164)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-2-164 隣	苗渋川(164 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-253 隣	熊野川支川(253 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-254	熊野川支川(254)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-2-254 隣	熊野川支川(254 隣)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-2-254 隣 a	熊野川支川(254 隣 a)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-3-48	二河川支川(48)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-49	二河川支川(49)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-3-50	瓶割川(50)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-3-51	二河川支川(51)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-3-52-1	道上川(52-1)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-2	道上川(52-2)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-3	道上川(52-3)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-4	道上川(52-4)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-5	道上川(52-5)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-52-6	道上川(52-6)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-53	二河川支川(53)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
I-2-3-6289	二河川支川(6289)	熊野町萩原	○	○	第一小学校区
II-2-3-54	道上川(54)	熊野町萩原	○	—	第一小学校区
I-2-2-6299	熊野川支川(6299)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-167	大谷川(167)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-168	芋ヶ作川(168)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-169	古屋奥川(169)	熊野町城之堀	○	○	第二小学校区
I-2-2-251	熊野川支川(251)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-5074	熊野川支川(5074)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-5074 隣	熊野川支川(5074 隣)	熊野町萩原	○	—	第二小学校区
準-2-2-6374	熊野川支川(6374)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5073a	深原川(5073a)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5073b	深原川(5073b)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5075a	熊野川支川(5075a)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-5075b	熊野川支川(5075b)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
II-2-2-6290	熊野川支川(6290)	熊野町萩原	○	—	第二小学校区
II-2-2-6375	熊野川支川(6375)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-6291	熊野川支川(6291)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
準-2-2-6314	熊野川支川(6314)	熊野町萩原	○	○	第二小学校区
I-2-2-170a	三谷川(170a)	熊野町初神	○	—	第二小学校区
I-2-2-170b	三谷川(170b)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-170c	三谷川(170c)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-171	山屋川(171)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-172	初神山川(172)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-173	追分川(173)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-174	大迫川(174)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-175	熊野川支川(175)	熊野町初神	○	○	第二小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-2-177	雲母川(177)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-253	熊野川支川(253)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-258	熊野川支川(258)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-5079	熊野川支川(5079)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-6266	三谷川(6266)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-6267a	三谷川(6267a)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-6267b	三谷川(6267b)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
準-2-2-6268	三谷川(6268)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
準-2-2-6269	三谷川(6269)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
II-2-2-176	熊野川支川(176)	熊野町初神	○	—	第二小学校区
準-2-2-5077	熊野川支川(5077)	熊野町初神	○	○	第二小学校区
I-2-2-162	鞆ノ河内川(162)	熊野町新宮	○	—	第二小学校区
I-2-2-161-1	平杉川(161-1)	熊野町新宮、広島市安芸区阿戸町	○	○	第二小学校区
I-2-2-161-2	平杉川(161-2)	熊野町新宮、広島市安芸区阿戸町	○	○	第二小学校区
I-2-2-249	熊野川支川(249)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-249 隣 a	熊野川支川(249 隣 a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-249 隣 b	熊野川支川(249 隣 b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-260	熊野川支川(260)	熊野町新宮	○	—	第二小学校区
I-2-2-261	熊野川支川(261)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5072	熊野川支川(5072)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5080a	熊野川支川(5080a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5080b	熊野川支川(5080b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5082a	熊野川支川(5082a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-2-5082b	熊野川支川(5082b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5076a	熊野川支川(5076a)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5076b	熊野川支川(5076b)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5081	熊野川支川(5081)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-5083	熊野川支川(5083)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-6295	熊野川支川(6295)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
II-2-2-6295 隣	熊野川支川(6295 隣)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
準-2-2-5071	熊野川支川(5071)	熊野町新宮	○	○	第二小学校区
I-2-3-21	滝ヶ谷川(21)	熊野町出来庭	○	—	第三小学校区
I-2-3-6274	滝ヶ谷川(6274)	熊野町出来庭	○	○	第三小学校区
I-2-3-20-1	西ヶ岳川(20-1)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区
I-2-3-20-2	西ヶ岳川(20-2)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
I-2-3-29a	平谷川(29a)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-29b	平谷川(29b)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-29c	平谷川(29c)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-29d	平谷川(29d)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-30	平谷川支川(30)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-30 隣	平谷川支川(30 隣)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-31-1	平谷川支川(31-1)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-31-2	平谷川支川(31-2)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-32-1	的場川(32-1)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-32-2	的場川(32-2)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-38	平谷川支川(38)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-40	平谷川支川(40)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-41a	平谷川支川(41a)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-41b	平谷川支川(41b)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-45	平谷川支川(45)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6276	平谷川支川(6276)	熊野町平谷	○	—	第三小学校区
I-2-3-6277	平谷川支川(6277)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6277 隣	平谷川支川(6277 隣)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6278	平谷川支川(6278)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6279a	平谷川支川(6279a)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-6279b	平谷川支川(6279b)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
II-2-3-43	平谷川支川(43)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
II-2-3-44	平谷川支川(44)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
準-2-3-6343	平谷川支川(6343)	熊野町平谷	○	○	第三小学校区
I-2-3-37a	平谷川支川(37a)	熊野町平谷、呉市押込4丁目	○	○	第三小学校区
I-2-3-37b	平谷川支川(37b)	熊野町平谷、呉市押込4丁目	○	○	第三小学校区
準-2-3-6287-1	道上川(6287-1)	熊野町萩原	○	—	第四小学校区
準-2-3-6287-2	二河川支川 10(6287-2)	熊野町萩原	○	○	第四小学校区
準-2-3-60-1	二河川支川 20(60-1)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
準-2-3-60-2	二河川支川 20(60-2)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-2-3-61	二河川支川(61)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-2-3-61-1	二河川支川(61-1)	熊野町川角	○	○	第四小学校区
I-2-3-61 隣	二河川支川(61 隣)	熊野町川角	○	—	第四小学校区
I-2-3-59	二河川支川 19(59)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-1	恵原川(6281-1)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区

区域番号	地区名	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	小学校区
準-2-3-6281-2	二河川支川 14 (6281-2)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-3	二河川支川 17 (6281-3)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-4	二河川支川 14 (6281-4)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-5	二河川支川 15 (6281-5)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-6	二河川支川 13 (6281-6)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-7	二河川支川 16 (6281-7)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-8	二河川支川 11 (6281-8)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6281-9	二河川支川 12 (6281-9)	熊野町呉地	○	○	第四小学校区
準-2-3-6282-1	二河川支川 18 (6282-1)	熊野町呉地・呉市苗代町	○	○	第四小学校区
準-2-3-6282-2	二河川支川 18 (6282-2)	熊野町呉地・呉市苗代町	○	○	第四小学校区
準-2-3-6282 隣	二河川支川 18 (6282 隣)	熊野町呉地・呉市苗代町	○	○	第四小学校区

(令和5年5月現在)

## 1 4 防災重点ため池

(農林緑地課調)

	溜池名	所在地	被害予想 戸数	規模	
				堤高	貯水量
1	海上側池 (平杉)	字東海上 511-1	1 1 2 戸	5.00m	2,800 m <sup>3</sup>
2	瀬戸池	字西海上 400	1 0 2 戸	4.50m	1,100 m <sup>3</sup>
3	貞永上池	字猿林 306	7 戸	1.40m	60 m <sup>3</sup>
4	猿林池	字鞆ノ河内 252-9	8 6 戸	1.20m	230 m <sup>3</sup>
5	溝手池	字丸子 207	5 戸	0.80m	40 m <sup>3</sup>
6	13 開拓池	新宮四丁目 194-13	7 4 戸	0.90m	160 m <sup>3</sup>
7	時光池	新宮四丁目 180-17	5 戸	1.20m	300 m <sup>3</sup>
8	時光上池	新宮四丁目 166-10	2 4 戸	1.20m	390 m <sup>3</sup>
9	宮本下池	字東深原 142-5	3 9 戸	2.20m	400 m <sup>3</sup>
10	3 屯田上池	字深原 13584-3	3 戸	1.70m	50 m <sup>3</sup>
11	菅田奥池	字東米山 20-9	9 戸	3.00m	590 m <sup>3</sup>
12	菅田池	字東米山 20-7	5 戸	1.80m	310 m <sup>3</sup>
13	溝口東池	字深原 13585 - 3	5 戸	1.30m	60 m <sup>3</sup>
14	溝口池	字若宮 1278-16	4 戸	1.20m	160 m <sup>3</sup>
15	初神山中池	字追分 1009-5	2 9 戸	3.30m	280 m <sup>3</sup>
16	一反田下池	新宮二丁目 13545-1	2 8 戸	3.80m	3,600 m <sup>3</sup>
17	山王池	字山王 10948	4 1 戸	4.00m	460 m <sup>3</sup>
18	友数西池	字時数 11142-2	6 戸	4.40m	540 m <sup>3</sup>
19	時数池	字時数 11207-1	2 6 戸	1.30m	40 m <sup>3</sup>
20	宮尾(下)池	字宮前 11588	7 9 戸	0.70m	190 m <sup>3</sup>
21	宮尾(宗)池	字宮前 11596	6 7 戸	1.90m	130 m <sup>3</sup>
22	宮尾(中)池	字宮ノ首 627-1	7 9 戸	1.70m	170 m <sup>3</sup>
23	宮尾池	字宮前 11579-1 外	8 2 戸	2.50m	210 m <sup>3</sup>
24	宮尾(上)池	字宮ノ首 623-4	8 2 戸	1.90m	330 m <sup>3</sup>
25	シダケ奥池	字シダケ奥 752	1 0 5 戸	6.40m	1,800 m <sup>3</sup>
26	雲母池	字シダケ奥 20732-3	1 1 7 戸	7.50m	2,700 m <sup>3</sup>
27	栗ノ木原池	字古屋奥 1148-43	5 1 戸	4.30m	1,600 m <sup>3</sup>
28	川作田池	初神四丁目 9964-1	2 5 戸	2.60m	930 m <sup>3</sup>
29	定光池	字薬師 9785	3 6 戸	3.00m	620 m <sup>3</sup>
30	山木戸池 1	字薬師 9790	4 5 戸	2.80m	870 m <sup>3</sup>
31	七郎垣内池	字薬師 9832	5 4 戸	4.50m	1,500 m <sup>3</sup>
32	初神新池	字三村 9025	9 5 戸	5.50m	3,800 m <sup>3</sup>
33	オーツヤ池 (大津屋池)	字三村 9186	1 5 戸	2.70m	340 m <sup>3</sup>
34	登岐平(下)池	字登岐平 9428-1	3 8 戸	2.40m	460 m <sup>3</sup>
35	登岐平(中)池	字登岐平 9429-1	3 8 戸	4.30m	410 m <sup>3</sup>
36	登岐平(上)池	字登岐平 9430-2	4 0 戸	3.50m	330 m <sup>3</sup>
37	友岡 3 号	字深原 5502	1 5 戸	4.10m	160 m <sup>3</sup>
38	友岡池	字深原 5525	8 戸	1.50m	70 m <sup>3</sup>

39	瓶割池	字瓶割 5373 - 1	9 3 戸	5.20m	3,100 m <sup>3</sup>
40	瓶割新池	字瓶割 5359	2 8 戸	5.20m	4,300 m <sup>3</sup>
41	地水池	萩原二丁目 5176-1	2 2 戸	4.20m	1,400 m <sup>3</sup>
42	道上池	萩原二丁目 5195-1	1 7 戸	6.90m	2,250 m <sup>3</sup>
43	オヤス池	萩原二丁目 5190 - 1	2 戸	3.00m	1,100 m <sup>3</sup>
44	中原池	字長迫 5207	8 7 戸	3.80m	3,100 m <sup>3</sup>
45	大原新池	字大原 4833-1	3 1 戸	3.50m	2,400 m <sup>3</sup>
46	山ノ代池	萩原二丁目 4949-1	2 8 戸	3.00m	5,800 m <sup>3</sup>
47	堤口池	萩原四丁目 6000	7 戸	3.00m	1,100 m <sup>3</sup>
48	グイビ迫池	字瓶割 5315	4 6 戸	4.70m	3,800 m <sup>3</sup>
49	ソーク池	萩原四丁目 5989	2 6 戸	3.20m	1,120 m <sup>3</sup>
50	ウバ池	字世良殿本迫 5867	4 6 戸	2.10m	330 m <sup>3</sup>
51	小迫池	字小迫 5966-1	4 6 戸	5.00m	500 m <sup>3</sup>
52	小迫地下池	萩原五丁目 5970	3 5 戸	1.90m	160 m <sup>3</sup>
53	市兵衛池	字世良殿本迫 5869	3 2 戸	1.80m	120 m <sup>3</sup>
54	里池	字世良殿本迫 5863	6 0 戸	4.90m	450 m <sup>3</sup>
55	庄賀池	萩原九丁目 6501-1	7 9 戸	4.30m	3,430 m <sup>3</sup>
56	山田池	字庄賀 6546 - 1	8 9 戸	4.60m	1,300 m <sup>3</sup>
57	荒谷(実)池(2号)	字庄賀山 3004-41	7 9 戸	1.90m	80 m <sup>3</sup>
58	荒谷後池	字庄賀 6564-1	9 6 戸	3.80m	640 m <sup>3</sup>
59	荒谷前池	字庄賀 6559	5 2 戸	1.30m	330 m <sup>3</sup>
60	荒谷(実)池	字苗洪 6795	1 0 1 戸	2.70m	170 m <sup>3</sup>
61	庄賀(政)池	萩原十丁目 6634-1	6 0 戸	2.50m	660 m <sup>3</sup>
62	庄賀(共)池	萩原九丁目 6605-1	4 2 戸	1.40m	200 m <sup>3</sup>
63	五拾免池	萩原十丁目 6672	3 3 戸	2.70m	590 m <sup>3</sup>
64	中垣内池	萩原十丁目 6674	2 9 戸	3.00m	620 m <sup>3</sup>
65	荒谷池	萩原十丁目 6772-2	4 5 戸	2.20m	210 m <sup>3</sup>
66	瀬戸口谷下池	萩原十丁目 6816-1	1 6 戸	2.50m	160 m <sup>3</sup>
67	松本池	城之堀九丁目 8931-1	1 9 戸	0.90m	890 m <sup>3</sup>
68	堀野池	城之堀八丁目 8755-2	1 2 戸	1.50m	60 m <sup>3</sup>
69	立花池	城之堀八丁目 8774-1	1 9 戸	2.80m	160 m <sup>3</sup>
70	不動池	城之堀八丁目 8828-2	4 5 戸	1.60m	100 m <sup>3</sup>
71	不動下池	城之堀八丁目 8783-4	2 1 戸	2.20m	350 m <sup>3</sup>
72	井上池	城之堀八丁目 8803-2	4 3 戸	1.70m	300 m <sup>3</sup>
73	新池	城之堀八丁目 8717	3 8 戸	3.20m	330 m <sup>3</sup>
74	砂原池	字大谷 8795-1	7 6 戸	2.80m	800 m <sup>3</sup>
75	横田池	城之堀八丁目 8764-2	1 6 戸	1.80m	200 m <sup>3</sup>
76	和田池(東)	城之堀七丁目 8600-1	5 6 戸	3.50m	930 m <sup>3</sup>
77	飛子池(下)	字稻荷 8715-1	8 0 戸	6.60m	2,400 m <sup>3</sup>
78	梶矢上池	城之堀七丁目 8677	4 2 戸	1.80m	750 m <sup>3</sup>
79	和田池	城之堀七丁目 8605-1	4 7 戸	3.00m	240 m <sup>3</sup>
80	道士井池	城之堀三丁目 8313-1	1 7 0 戸	3.40m	710 m <sup>3</sup>
81	彦兵衛池	字不動原 8316-1	1 3 7 戸	2.60m	350 m <sup>3</sup>
82	堀野池	字不動原 8270-2	8 9 戸	2.00m	130 m <sup>3</sup>
83	井上池	字不動原 8263-6	9 6 戸	2.80m	130 m <sup>3</sup>



84	新池	字堀 8200	3 5 9 戸	6.40m	6,300 m <sup>3</sup>
85	狐池	字堀 8213	2 5 4 戸	6.40m	5,750 m <sup>3</sup>
86	大池	城之堀三丁目 8074	4 7 2 戸	5.10m	7,410 m <sup>3</sup>
87	榎崎池	城之堀三丁目 7974	9 3 戸	2.10m	1,730 m <sup>3</sup>
88	平兵衛上池	城之堀二丁目 7693	8 2 戸	1.60m	180 m <sup>3</sup>
89	西池	字平兵衛谷 7690-1	2 0 5 戸	3.60m	960 m <sup>3</sup>
90	向原池	字平兵衛谷 7716	5 9 戸	3.80m	1,000 m <sup>3</sup>
91	郷原池	字平兵衛谷 7713 - 1	4 3 戸	5.70m	1,400 m <sup>3</sup>
92	土井池	城之堀二丁目 7622-1	9 4 戸	3.20m	730 m <sup>3</sup>
93	光教坊池	中溝五丁目 3487 - 1	5 6 戸	3.70m	2,400 m <sup>3</sup>
94	五反田池	出来庭七丁目 2292-1	1 0 4 戸	2.60m	1,500 m <sup>3</sup>
95	昭和池	字滑羅 2857-1 外	3 5 5 戸	13.90m	9,690 m <sup>3</sup>
96	ヒナ池	字菅池 2474 - 1	3 6 戸	3.50m	2,200 m <sup>3</sup>
97	ヒナ中池	出来庭八丁目 2477	6 8 戸	4.70m	3,900 m <sup>3</sup>
98	矢野地池	出来庭八丁目 2631-1	6 7 戸	3.50m	17,250 m <sup>3</sup>
99	寺堤池	出来庭七丁目 2349-1	6 6 戸	4.10m	5,180 m <sup>3</sup>
100	中惣池	出来庭四丁目 1692	4 3 戸	2.20m	1,400 m <sup>3</sup>
101	中惣池下池	出来庭四丁目 1671-2	1 1 戸	1.80m	130 m <sup>3</sup>
102	猿子池	川角五丁目 195	4 1 戸	4.30m	4,700 m <sup>3</sup>
103	一の池	川角五丁目 346-6 外	5 2 戸	4.20m	8,940 m <sup>3</sup>
104	宝沢寺池 2 (法尺寺池)	呉地 1 丁目 1194	1 1 戸	3.80m	1,600 m <sup>3</sup>
105	防主池	字長尾 1112	6 5 戸	2.30m	360 m <sup>3</sup>
106	梶矢池	呉地一丁目 1080	4 7 戸	2.10m	600 m <sup>3</sup>
107	皿田池	呉地一丁目 1070-1	5 7 戸	3.20m	900 m <sup>3</sup>
108	有馬池(2)	字長尾 1125-1	9 0 戸	2.40m	770 m <sup>3</sup>
109	ドードー池	呉地四丁目 896	2 0 戸	1.80m	460 m <sup>3</sup>
110	ドードー上池	呉地四丁目 850	3 5 戸	2.30m	340 m <sup>3</sup>
111	呉地大池	字ハグイ原	6 0 戸	15.00m	63,400 m <sup>3</sup>
112	坂面大池	中溝五丁目 3204- 1	2 1 3 戸	11.60m	69,580 m <sup>3</sup>
113	ひらけ池 2号	川角二丁目 324-1	3 0 戸	4.50m	3,140 m <sup>3</sup>
114	津川池	平谷四丁目 100-2	4 8 戸	2.00m	100 m <sup>3</sup>
115	台沖 1号	平谷四丁目 47-1	2 2 戸	1.20m	40 m <sup>3</sup>
116	台沖 2号	平谷四丁目 54-1	2 8 戸	2.10m	100 m <sup>3</sup>
117	中島 1号池	字土井原 545	6 1 戸	3.30m	350 m <sup>3</sup>
118	中島 2号池	字土井原 542	1 2 8 戸	4.20m	1,010 m <sup>3</sup>
119	尻池	萩原一丁目 4789-1	7 2 戸	5.10m	4,800 m <sup>3</sup>
120	宮原池	字深原 13246-4	1 2 戸	4.10m	160 m <sup>3</sup>
121	小池	出来庭四丁目 2200	9 戸	1.10m	420 m <sup>3</sup>
122	本迫池	字菅池 2535	3 9 戸	3.70m	500 m <sup>3</sup>

(令和5年9月現在)

## 15 ヘリポート適地の状況

名称地積	場所	(㎡)	水利		備考 (管理者)
			種類	水量・流量(㎡)	
熊野東中学校	萩原一丁目 23-1	160×80	プール	405	町教育委員会
熊野中学校	中溝六丁目 1-1	150×100	プール	425	町教育委員会
熊野第三小学校	貴船 15-1	110×65	プール	415	町教育委員会
熊野第四小学校	熊野町川角三丁目 4-10	110×110	プール 防火水槽	415 40	町教育委員会
熊野町民グラウンド	熊野町川角五丁目 10-1	187×122	防火水槽	40	熊野健康 スポーツ振興会
深原地区公園グラウンド	新宮二丁目 12-1	100×80	消火栓	—	きらら会

## 1.6 指定緊急避難場所

	名 称	所在地	管理者	連絡先 (FAX)	面積	対応災害		
						地震	土砂	洪水
①	熊野第一小学校 グラウンド	熊野町中溝四丁目 4-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-0109 (855-2481)	6,787 m <sup>2</sup>	○	○	○
②	熊野第二小学校 グラウンド	熊野町初神三丁目 25-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	845-0112 (855-2483)	3,512 m <sup>2</sup>	○	×	○
③	熊野第三小学校 グラウンド	熊野町貴船 15-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-0316 (855-2483)	8,397 m <sup>2</sup>	○	○	○
④	熊野第四小学校 グラウンド	熊野町熊野町川角三丁 目 4-10	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-5414 (855-2484)	14,260 m <sup>2</sup>	○	○	○
⑤	熊野中学校 グラウンド	熊野町中溝六丁目 1-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-0109 (855-2485)	22,037 m <sup>2</sup>	○	○	○
⑥	熊野東中学校 グラウンド	熊野町萩原一丁目 23-1	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-7111 (855-2486)	22,604 m <sup>2</sup>	○	○	○
⑦	熊野町民会館 駐車場	熊野町中溝一丁目 11-2	熊野町教育委員会 (教育総務課長)	854-3111 (820-5820)	2,320 m <sup>2</sup>	○	○	○
⑧	熊野町民 グラウンド	熊野町川角五丁目 10-1	熊野健康 スポーツ振興会	854-7695 (854-9622)	21,627 m <sup>2</sup>	○	×	○
⑨	深原地区公園 グラウンド	熊野町新宮二丁目 12-1	きらら会	820-5580 (854-5581)	8,500 m <sup>2</sup>	○	○	○

大震災などの災害時には交通事情などから対象の避難場所に避難できない場合もあり、特定の場所に固執することなく、避難可能な最寄の指定緊急避難場所に避難されたい。

## 17 指定避難所

	名称	所在地	管理者	連絡先 (FAX)	収容 人員 (名)	開設 責任 者	施設の状況						対応災害		
							構造	階数	駐車場	シャ ワ ー 等	便所	炊事 施設	地震	土砂	洪水
①	熊野町民会館 (熊野中央防災 交流センター)	中溝一丁目 11-2	教育総務課長 (教育総務課)	854-3111 (820-5820)	1,200	館長	RC	2	有	有	有	無	○	○	○
②	熊野東防災 交流センター	初神三丁目 11-13	防災安全課長 (防災安全課)	854-4138 (854-3389)	161	センター 長	RC	2	有	有	有	有	○	○	○
③	熊野西防災 交流センター	神田 15-4	防災安全課長 (防災安全課)	854-1673 (854-6199)	380	センター 長	RC	1	有	有	有	有	○	○	○
④	熊野町民 体育館	川角五丁目 10-1	熊野健康スポーツ 振興会 (教育総務課)	854-7695 (854-9622)	920	館長	S	1	有	無	有	無	○	○	○
⑤	熊野東 ふれあい館	新宮二丁目 12-1	きらら会 (社会福祉課)	820-5580 (820-5581)	160	館長	S	1	有	有	有	無	○	○	○
⑥	熊野中央 ふれあい館	中溝四丁目 7-16	㈱公和 (社会福祉課)	820-5511 (820-5512)	120	館長	RC	2	有	無	有	無	○	○	○
⑦	熊野西 ふれあい館	貴船 6-1	熊野人材センター (社会福祉課)	820-5501 (820-5503)	110	館長	RC	2	有	有	有	有	○	○	○
⑧	くまの・こども 夢プラザ	貴船 9-14	子育て支援課長 (子育て支援課)	820-5580 (855-0805)	320	館長	RC	2	有	有	有	有	○	○	○
⑨	熊野第一 小学校体育館	中溝四丁目 4-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-0109 (855-2481)	450	校長	S	2	有	無	有	無	○	○	○
⑩	熊野第二 小学校体育館	初神三丁目 25-1	教育総務課長 (教育総務課)	845-0112 (855-2483)	430	校長	S	2	有	無	有	無	○		○
⑪	熊野第三 小学校体育館	貴船 15-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-0316 (855-2483)	300	校長	S	2	有	無	有	無	○		○
⑫	熊野第四 小学校体育館	川角三丁目 4-10	教育総務課長 (教育総務課)	854-5414 (855-2484)	470	校長	S	2	有	無	有	無	○	○	○
⑬	熊野中学校 体育館	中溝六丁目 1-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-0109 (855-2485)	780	校長	S	2	有	無	有	無	○		○
⑭	熊野東中学校 体育館	萩原一丁目 23-1	教育総務課長 (教育総務課)	854-7111 (855-2486)	980	校長	S	2	有	無	有	無	○		○

※収容人員は3.3㎡あたり2名で算出した数

## 18 福祉避難所

	名称	所在地	管理者	連絡先 (FAX)	収容 人員 (名)	開設 責任 者	施設の状況		対応災害		
							構造	階数	地震	土砂	洪水
①	熊野町民会館（熊野町 地域福祉会館）	中溝一丁目 11-2	熊野町社会 福祉協議会	854-3111	39		RC	1	○	○	○
②	社会福祉法人 成城会	城之堀二丁目 28-1	成城会	854-2086 (820-5375)	24	施設 の長	RC	4	○	×	○
③	介護老人保健施設 熊野ゆうあいホーム	出来庭三丁目 4-67	医療法人 古川医院	820-5131	5	施設 の長	RC	2	○	○	○
④	グループホームくまの	中溝一丁目 4-6	株式会社 松広	855-6656	4	施設 の長	RC	2	○	○	○

## 19 災害記録

年月日	要因 関連事象	災害の概要	摘要
昭和20年9月 17～18日	枕崎台風	町内各地に土石流(崩壊地)	土石流
昭和28年6月 28～30日	梅雨前線(23～30日)	呉地大池決壊	洪水
昭和40年9月 16～17日	風台風23号、雨台風 24号の連続襲来	熊野川(深原・大坪)流失	9月12～17日 洪水
平成11年6月29日	平成11年6.29豪雨 災害(広島市・呉市)	二河川の氾濫 田畑の冠水 町民グラウンド上部土石流	洪水 土石流
平成13年3月24日	芸予地震	町内 最大震度6弱 家屋損傷、墓石倒壊等	地震
平成21年7月20日 ～22日	平成21年7月中国・ 九州北部豪雨	長雨により町内各地でがけ崩 れ	崖崩れ
平成30年7月5日 ～7日	平成30年7月豪雨	町内各地で土石流発生 熊野町川角地区 12名	土石流

## 20 熊野町の自然的条件

### 1 地勢

本町は、広島県西部に位置し、広島市から東南へ約12kmの位置にあり、町の西は広島市（安芸区）に隣接、町の東は東広島市、北は広島市（安芸区）及び海田町、南は呉市に接しており、これら広島市、呉市、東広島市の中央部に位置している。

総面積は、33.76km<sup>2</sup>、広島県面積の約0.4%を占めている。周囲を山に囲まれた標高約220mの高原状の盆地で、やや起伏があり、町の北東から南西にかけては、原山、洞所山、城山、金ヶ燈籠山などの500～700mの山々が連なっている。

盆地の中央を熊野川、二河川、平谷川の3本の二級河川が流れており、熊野川は北流し、瀬野川へ、平谷川は二河川へ合流後、南流して呉湾へと注いでいる。

### 2 地質

本町の地質の生成は、花崗岩で風化作用を受け易く、透水性の高い砂質土壌形成しているため、雨水の貯りゅう作用が乏しく、多雨に際しては、土石流及び洪水を起こし易く、また短期間の干天にも干害を招く結果となっている。

### 3 気候

気候は、温暖で比較的少雨の過ごしやすい瀬戸内式気候に属している。もともと、内陸部に位置し、標高が高いことから周辺の沿岸部と比べると年平均気温は、1～2℃低く、冬やや寒いものの、夏は過ごしやすい高原性の気候である。

## 2 1 過去の災害

### 1 過去の災害の状況

本町における過去の災害は、19 災害記録のあるとおり。

本町は、地形的、気象的条件及び周囲の特性を考慮すると最も発生頻度の高い災害として、台風による暴風雨、梅雨期の集中豪雨による河川の氾濫、がけ崩れ、土石流等が挙げられる。

昭和20年の枕崎台風による被害以降、人的被害は発生していなかったが、平成30年7月豪雨では、死者12名、住宅被害が全壊27棟、大規模半壊9棟、半壊13棟など163棟で被害が発生した。

### 2 平成30年7月豪雨の被害状況

#### (1) 雨量

##### ①総雨量

473mm（7月3日午前7時20分～7月9日午後4時までの間）

##### ②24時間最大降雨量

330mm（7月6日午前5時50分～7月7日午後5時40分までの間）

##### ③1時間最大降雨量

66mm（7月6日午後6時50分～7月6日午後7時50分までの間）

#### (2) 被害

##### ①人的被害

ア 死者12名（川角五丁目「大原ハイツ」の土石流による）

イ 重傷者10名（足切断、骨盤骨折、肋骨骨折等）（町外（県道矢野安浦線：矢野峠）での負傷者3名含む）

性別 \ 年齢	0~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~79	80~	合計
男性	1	3		2				1		7
女性				1	3			1		5
計	1	3		3	3			2		12

##### ②建物被害（被害棟数）

	熊野町		
		大原ハイツ	その他
全壊	27棟	17棟	10棟
大規模半壊	9棟	4棟	5棟
半壊	13棟	2棟	11棟
床上浸水	35棟	0棟	35棟
床下浸水	49棟	0棟	49棟
一部損壊	30棟	15棟	15棟
計	163棟	38棟	125棟

##### ③道路、河川等の被災状況

被害箇所	箇所数	備考
道路	69箇所	法面崩壊、舗装破損
河川	35箇所	護岸崩壊、決壊、越水など
農林業施設	74箇所	土砂の流入、損壊など
上下水道	8箇所	送配水管、給水管破損



## 2.2 地震の被害想定及び施策

地震防災対策の的確な推進に資するため、平成25年度に県が公表した広島県地震被害想定調査（以下「被害想定調査」という。）により、想定される熊野町における人的、物的被害の概略は、次のとおりである。

### 1 想定される地震の規模

想定される地震の規模は、被害想定調査において想定されている以下の地震とした。

#### 【想定される地震規模】

地震名	地震タイプ	長さ	幅	マグニチュード	今後30年以内の発生確率
南海トラフ巨大地震	プレート間	—	—	9.0	—
安芸灘～伊予灘～豊後水道	プレート間	—	—	6.7～7.4	40%
石槌山脈北縁西部—伊予灘	地殻内	約130km	不明	8.0程度もしくはそれ以上	ほぼ0～0.3%
五日市断層	地殻内	約20km	約25km	7.0程度	不明
己斐—広島西縁断層帯	地殻内	約10km	不明	6.5程度	不明
岩国断層帯	地殻内	約44km	20km程度	7.6程度	0.03～2%
安芸灘断層群	地殻内	約21km	不明	7.0程度	0.1～10%
安芸灘断層群（広島湾—岩国沖断層帯）	地殻内	約37km	不明	7.4程度	不明
どこでもおこりうる直下の地震	地殻内	—	—	6.9	—

### 2 想定される被害の状況

被害想定調査においては、各地震による建物被害及び人的被害が次のように想定されている。

#### 【想定地震における建物被害の想定】

（単位：棟）

想定地震	全 壊				半 壊				火災による焼失
	揺れ	液状化	土砂災害	計	揺れ	液状化	土砂災害	計	
南海トラフ巨大地震	0	63	1	64	93	166	1	260	0
安芸灘～伊予灘～豊後水道	33	24	1	58	612	63	1	677	0
石槌山脈北縁西部—伊予灘	0	6	0	6	0	14	0	14	0
五日市断層	0	8	0	8	8	22	1	31	0
己斐—広島西縁断層帯	0	9	0	9	4	23	0	27	0
岩国断層帯	0	5	0	5	0	14	0	14	0
安芸灘断層群	0	4	0	4	0	11	0	11	0
安芸灘断層群（広島湾—岩国沖断層帯）	0	9	0	9	22	23	1	46	0
どこでもおこりうる直下の地震	668	24	1	693	2,634	60	2	2,696	1

## 【想定地震における人的被害の想定】

(単位：人)

想定地震	死 者					負 傷 者				
	建 物 倒壊等	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 倒 壊	合計	建 物 倒壊等	土砂 災害	火災	ブロッ ク塀等 倒 壊	合計
南海トラフ巨大地震	0	0	0	0	0	17	0	0	0	17
安芸灘～伊予灘～豊後 水道	2	0	0	0	2	122	0	0	0	122
石槌山脈北縁西部—伊 予灘	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五日市断層	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
己斐—広島西縁断層帯	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
岩国断層帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安芸灘断層群（広島湾 —岩国沖断層帯）	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4
どこでもおこりうる直 下の地震	43	0	0	0	43	624	0	0	0	624

## 3 地震被害軽減のための基本的な施策

## (1) 方針

地震被害想定の結果を踏まえ、次のとおり地震被害を軽減するための基本的な施策に取り組むものとする。

これらの基本的な施策の推進に当たっては、施策を効果的に実施していくため、自助・共助・公助の考えをもとに、町民・事業者・地域・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、事前防災の取組を着実に推進するとともに、地震が発生した場合の応急復旧に係る対策を含めた地震防災対策を総合的かつ計画的に推進する。

## (2) 目標

災害死ゼロを目指すことを目標とする。

## (3) 施策体系

いかなる大規模な地震が発生した場合にも、人命を最大限守り、社会経済を機能不全に陥らせないことが重要であり、また、それらを実現するためには、総合的な防災力を高めることが必要であることから、「命を守る対策」、「生活と社会機能8を維持する対策」、「防災力の向上対策」を柱として、施策を推進する。

施 策 体 系	
(1) 命を守る対策	
ア	建物倒壊対策
イ	土砂災害対策
ウ	地震火災対策
エ	落下物等対策
(2) 生活と社会機能を維持する対策	
ア	ライフライン施設被害対策
イ	交通施設被害対策
ウ	避難者等への対応
エ	帰宅困難者等への対応

オ	物資等確保対策
カ	医療機能確保対策
キ	災害廃棄物等対策
ク	その他の課題への対応
(3) 防災力の向上対策	

## (4) 対策内容

## ア 命を守る対策

## (7) 建物倒壊対策

## a 住宅・建築物等の耐震化

大規模地震発生時において倒壊により多数の死傷者が発生するおそれがある大規模建築物や早期の救助・復旧活動に関係する広域緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物に加え、耐震性不足の住宅のうち多数を占める木造戸建住宅について耐震化を促進する。

また、県及び関係団体と連携して、住宅・建築物の耐震化を計画的に促進する。

## b 社会福祉施設の耐震化

社会福祉施設について、各施設設置者の更新計画（老朽化改築等）を踏まえながら、整備補助により耐震化を促進する。

## c 建築物等の老朽化対策

町立学校、町営住宅及び庁舎等について、長寿命化を図るため、今後も継続的な利用を行う施設の中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全を行って長期的な視点に立った維持管理を進め、その上で必要に応じ適切な規模で更新を行う。

老朽化した公共土木施設等の割合が増大していく中、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づいて個々の施設を適切に修繕するため、修繕方針の追加を行うとともに、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減や事業費の平準化を図り、公共土木施設の計画的な維持管理に向けた取組を実施する。

## d 耐震診断・改修を担う人材育成及び技術力の向上

耐震診断・改修を担う事業者の技術力と信頼性の向上を図るため、優良な技術者・施工業者を養成するための講習会の開催や、耐震改修の事例を収集・分析・応用し、また、工事費用や耐震改修の効果など耐震改修の有益な情報の共有化の取組を推進する。

## (イ) 土砂災害対策

## a 土砂災害対策施設の整備

平成30年7月豪雨を踏まえて、国、県事業と連携を図りながら、着実な土砂災害防止施設の整備を推進する。

## b 山地災害対策施設の整備

人的被害の発生を防ぐため、山地災害の発生のおそれの高い箇所の把握の精度を高め、治山施設を効果的に配置するとともに、引き続き既存施設の点検・修繕を実施し、警戒避難計画の策定や町民の適切な避難実施に向けた取組を推進する。

## c 宅地耐震化の推進

大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの高度化や耐震化の推進等、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。

## d 農地・森林等の保全の取組

農地等の地域資源は下流域の湛水を防止するなどの防災機能も有していることから、持続的に防災機能が発揮されるよう、地域と担い手の連携のもと、農業生産を通じた保全活動や鳥獣害防止対策等を推進する。また、次世代を担う意欲のある農業者へ農地等が継承されるよう、農業基盤の整備や農地や農業用水利施設等の維持保全を推進する。森林経営計画の作成や、計画に基づく間伐を実施し、人工林の適正な管理を推進する。

また、公益的機能の低下が懸念される人工林や里山林の整備、地域住民等による主体的・継続的な森林保全活動を支援する。

## (ウ) 地震火災対策

## a 消防団の充実・強化

消防団（非常備消防）については、団員を確保するため、若者の入団促進、従業員の消防団活動に対する事業者の理解の促進、地域で消防団を支える機運の醸成等に取り組むとともに、消防署や自主防災組織等と連携した活動の推進、消防学校等における教育訓練の充実等により災害対応能力の向上を図る。

## b 自主防災組織の充実・強化

広島県自主防災アドバイザーの活用、防災リーダー養成及び技能向上の取組など、引き続き県と連携し自主防災組織の活性化や設立に取り組む。

県と町が連携し、非常時に自主防災組織が組織的に避難の呼びかけを行えるよう、自主防災組織の活動を支援する。

## c 住宅密集地での防災機能の確保等

雨水の流出抑制や自然環境の保全の観点から、住宅密集地の公園緑地整備や都市公園の整備などにより、適切な維持、保全、活用を推進する。

地震・火災などの災害時に、防災避難拠点となる都市公園、避難路などの適正な配置及び整備を推進する。

大規模地震発生時に住宅密集地で必要となる避難地の確保を図るため、都市公園等の整備を行う。

## (エ) 落下物等対策

## a 既存建築物等の総合的な安全対策

通学路沿いをパトロールし、倒壊などの危険があると思われるブロック塀の所有者に指導を行うなどによりブロック塀の安全対策を推進する。

管理が不十分な老朽空き家について、災害時の倒壊等による危害を防ぐため、県と連携して、所有者に対する除却や適正管理の啓発など、空き家対策を推進する。

既存建築物の総合的な安全対策として、ブロック塀等の安全対策、屋外広告物等の落下対策及び家具の転倒防止等の取組を県と連携を図りながら推進する。

## b 家具等の転倒防止の促進

いつ起こるか分からない地震に対する備えの必要性について、県や地方行政機関等との連携による普及啓発をはじめ、関係機関・協力団体との一層の連携を図り、防災教育や防災イベント等を通じて、家具の転倒防止策の必要性を実感・体感できる機会を提供し、家具固定を促進していく。

## イ 生活と社会機能を維持する対策

## (ア) ライフライン施設被害対策

## a 水道施設

水道事業者は、災害時においても断水等の影響を最小限とすることができるよう、水道管の耐震化や水道の供給体制の強化等、危機管理体制の整備に努める。

## b 下水道施設の防災・減災対策

下水道各施設について、災害時にも下水処理を継続するため、設置・改修に併せた耐震化を図るとともに、特に優先度の高い施設から、耐震化や耐水化などの防災対策を進める。

災害の想定を常に見直し、豪雨災害状況を踏まえた対処要領の見直しを行うなど、早期復旧へのソフト対策の強化を図る。

## d 通信施設の整備

## (a) ケーブルの2ルート化・分散収容の推進

被災者の救出・救助及び防災関係機関の重要な通信を確保するため、関係通信施設の加入者ケーブルの2ルート化・異ケーブルへの分散収容を推進する。

- (b) ケーブルの地下化・洞道への収容替え  
地震・火災等から架空ケーブルの被害を防護するため、架空ケーブルの地下化、耐震耐火構造の洞道網の建設を推進し、既設ケーブルを含め、洞道への収容替えを行う。
- e ガス導管の耐震化  
災害時の被害を最小限に抑えるため、低圧本支管に占めるポリエチレン管等高い耐震性を有する導管の割合を高める。
- (イ) 交通施設被害対策
- a 災害に強い道路ネットワークの構築  
災害に強い道路ネットワークの構築のため、緊急輸送道路ネットワークや重要物流道路（代替・補完路含む）における法面对策、橋梁耐震補強などの機能強化や災害対応能力向上に資する多重型道路ネットワークの形成などを推進するとともに、大規模災害発生時には、引き続き各道路管理者と連携しながら速やかに緊急輸送道路ネットワーク等を確保する。  
緊急輸送道路の確保など、災害の防止に資する道路において、地域の実情に応じた多様な手法も活用しながら無電柱化を推進する。
- b 交通安全施設等の整備  
停電による信号機の停止が原因で発生する交通渋滞、交通事故を回避するため、信号機電源付加装置の整備、更新について要望する。
- c 緊急輸送体制の整備  
バス事業者との提携による災害時の人員の輸送体制の充実を図る。
- (ウ) 避難者等への対応
- a 要配慮者に対する支援  
要配慮者に対する避難支援体制の整備等のため、避難行動要支援者名簿の定期的な更新及び個別計画の策定の取組を促進する。  
社会福祉施設等の要配慮者の避難先の確保等のため、関係団体の連携を促進する。  
高齢者や障害者等の避難生活に配慮した福祉避難所の指定について促進する。  
避難所における高齢者や障害者等の災害時要配慮者の福祉ニーズを把握し、更なる支援体制を構築するため、官民協働による災害福祉支援ネットワークの構築に努める。  
災害時において要配慮者や観光客など特に配慮が必要な者が円滑に避難できるよう、引き続き市町における案内板設置や外国語の付記等環境づくりの取組を促進する。  
水防法等に基づく避難確保計画が未作成の施設において、計画が作成されるよう、県と連携し継続的な働きかけを実施する。
- b 心のケアなどの支援体制の整備・強化  
災害時に、被災者に対して、健康管理、栄養管理、リハビリ、心のケア等の迅速かつ適切な公衆衛生活動を行うため、「避難所衛生班」を編成する。また、関係職能団体と協定を締結し、連携を図るとともに、研修会を実施するなど体制の強化を図る。  
各避難所の環境・運営改善を進めるため、避難所設備、レイアウト、必要な保管資材・備蓄品等の生活環境に関する情報をまとめた避難所運営マニュアルの作成や環境の整備を行う。  
避難所の設備環境等の詳細を把握し、平時から情報を発信するとともに、避難所開設時には、混雑状況などをリアルタイムに発信する仕組みを構築する。  
広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるための仕組みを整備する。  
被災者への生活支援に関する情報提供等が効果的に行われるよう、関係機関の相談窓口の共同設置等の取組を支援する。  
災害時に、被災者への見守り活動や相談支援、避難所運営支援等によるコミュニティづくりなど、被災者の早期の生活再建に向けた支援を進めるため、引き続き支援体制の構築を推進する。
- c 被災者の住宅確保

住宅を失った被災者の居住場所の早期確保のため、仮設住宅建設に係る整備管理マニュアルの作成や仮設住宅建設候補地台帳を整備するとともに、借上型仮設住宅の募集・契約に係るマニュアルを作成し、関連企業等との協定締結・連携強化を図る。

町営住宅、コーポラス熊野への一時入居体制を整備する。

d 建築物への迅速な震災対応を可能とする体制整備

関係機関と連携しながら、迅速な震災対応を可能とする体制整備を図るため、震災時の連絡体制の整備、被災建築物応急危険度判定士の技術等の向上のための講習会等への参加、被災建築物応急危険度判定士の確保に向けた取組を推進する。

余震による倒壊など人命にかかる二次被害の防止や日常生活への早期復帰を図る観点から、被災建築物・宅地の応急危険度判定を行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成、登録、判定資機材の備蓄、情報連絡網の整備・更新、後方支援体制の整備等、実施体制の充実並びに判定士の技術力の保持・向上に努めるものとする。

e 指定避難所の防災機能強化

大規模災害発生時に、指定避難所等の防災拠点において、必要なエネルギーを確保するため、これらの施設への再生可能エネルギー等の導入を図り、非常用電源を確保する。

f 避難先の確保

公共施設の他、商業施設などの民間施設の活用や、地元住民が自主的に開設・運営を行う「自主避難所」や車両避難を想定した避難先の確保、学校においては体育館だけでなく教室も開放するなど、多くの避難先の確保や既存施設の有効活用に努める。

g 分散避難の啓発

町民に対して、避難場所にこだわらず、安全な場所にある親戚や知人宅など、複数の避難先の確保や避難先での感染症防止対策について、様々な広報媒体を通じて、引き続き周知・啓発を行う。

h 特定動物や被災動物への対応

放浪・逸走動物、負傷動物の保護・収容や指定避難所における動物の適正飼育の指導等を実施できるように、災害時の被災動物等への対応体制を整備する。

ペットの同行避難について、動物愛護団体等と検討を進めていく。

(イ) 帰宅困難者等への対応

a 帰宅困難者対策の周知

徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者対策として、町民や企業に対し、「むやみに移動しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内にとどまることができる備蓄の必要性等の周知を図るとともに、帰宅困難者が大量に発生した場合は、一時滞在の早期解消を図るため、関係機関の協力を得て、臨時的な輸送手段の確保を検討する。

b 事業所等との協定

徒歩で帰宅しようとする帰宅困難者に対して、水、トイレ、道路情報等の提供を行うよう民間事業者との協定の締結を促進する。

(ロ) 物資等確保対策

a 非常用物資の備蓄の推進

町備蓄物資や県備蓄物資、民間備蓄との連携等による大規模広域災害に備えた物資の備蓄及び調達並びにその搬送方法についてを行う。

b 物資調達・供給の連携体制の整備

災害時には、交通機関の途絶により生活関連商品等の確保が困難となることが予想されるため、関係団体等と締結している物資の調達等に関する協定や、他の地方公共団体等と締結している災害時応援協定に基づき、生活関連商品等を安定確保する。

災害発生に備え、災害時応援協定を締結する民間団体等と災害時の連絡先の確認を定期的に行うとともに、協定締結先の企業等に対し災害時の物資供給体制の確保等について働きかけを行う。

災害時における緊急車両や防災拠点となる施設の燃料の優先的な供給について、協定

を締結している民間団体等と防災拠点となる施設の住所や設備状況などの情報共有を進め、具体的な要請、配送手順等の方策を定めておく。

- c 民間団体等と連携した緊急輸送体制の整備
  - 発災後の生活必需品等を確保するため、民間団体や関係機関と連携した緊急輸送に関する訓練を実施し、訓練結果を踏まえて緊急輸送体制を充実させていく。
- (h) 医療機能確保対策
  - a 医療・介護人材の育成
    - 災害時において、医療・介護人材の絶対的な不足により被害を拡大させないよう、県や関係機関と連携し、計画的な医療・介護人材の養成・確保のための取組を推進する。
  - b 福祉支援ネットワークの構築
    - 関係職能団体の協力を得て、医療職と福祉関係職の連携を強化し、要配慮者への迅速かつ的確な支援を行うための体制を整備する。
  - c 感染症対策機能整備
    - 新興感染症の拡大に対応するため、県の実施する研修会等に疫学・感染症に携わるスタッフ等を参加させ、患者への対応ルール設定、軽症者への外来診療や感染症以外の疾患の患者への医療を担う医療機関の確保など、患者受入れ体制構築を図る。
  - d 予防接種の促進
    - 災害時における感染症の発生・まん延を防ぐため、定期の予防接種の積極的な働きかけを実施する。
  - e 遺体への適切な対応
    - 多数の死者が生じた場合の円滑な遺体対応として、遺体安置場所のみに使用することを目的とした施設の確保について、県等との連携を推進する。 広域火葬を円滑に実施するため、「広島県広域火葬計画」に基づき、火葬場に関する情報を迅速に収集する。
- (i) 災害廃棄物等対策
  - a 災害廃棄物処理計画の策定
    - 国の災害廃棄物対策指針、県の災害廃棄物処理計画に基づき、熊野町災害廃棄物処理計画を策定する。
  - b 浄化槽対策
    - 浄化槽の長期間の機能停止を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の確保に資するため、関係団体と協定締結している災害発生時におけるし尿処理及び浄化槽汚泥の収集運搬に係る支援協力について、必要に応じて協定内容の充実に向けた見直しを検討する。 県や指定検査機関等と連携し、浄化槽台帳の精度向上や整理等を行う。
- (k) その他の課題への対応
  - a 有害物質流出対策
    - 災害時に有害な化学物質等が流出した場合は、県関係機関等と連携して速やかに大気、土壌、公共用水域等のサンプリング・検査を行い、環境影響の有無について把握を行う。また、測定結果をとりまとめ、速やかに公表を行う。
  - b 文化財の保護
    - 災害が発生した場合でも文化財が保護されるよう耐震化を含む保全に努めるものとする。
  - c 孤立化防止のためのインフラ整備
    - 発災時にも、地域の孤立化を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、県と連携し、多重型道路ネットワークの強化に努めるものとする。 陸上輸送が機能しない場合には、臨時ヘリポートの候補地等を活用しながら、ヘリコプターによる災害応急対策活動を行う。
  - d 農業用ため池、水利施設等の老朽化対策
    - 農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく、未届出ため池の管理者の捜索を行い、届出手続きを行う。

県の支援により防災重点農業用ため池の危険な状態を早期に把握し、ため池管理者と協議を行い、対応を検討する。

防災重点農業用ため池のハザードマップを作成して、住民に周知をする。

ため池管理者からの改修申請に基づき、補修・改修により、機能維持を図る。

e 農道の老朽化対策

農道の整備とともに、適切な維持管理と点検診断・耐震診断などを通じた農道施設の保全に取り組み、機能を維持する。

f 事業継続の取組の推進

地震等による業務中断の影響の事例なども踏まえながら、BCP策定を普及啓発していく。

g 業務継続性の確保

南海トラフ地震を想定し、平成27年5月に国が示した「市町村のための業務継続計画作成ガイド」等を活用し、業務継続計画を策定する。

h 執務環境、実施体制の維持確保

非常用発電の確保に関する協定の実効性を高めるための取組を推進する。

ネットワーク機器等の浸水や回線・機器等が損傷した場合でも情報システムの使用に支障が生じないよう対策を講じることについて検討する。

i 治安の維持

災害発生時において、風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集するとともに、正しい情報を迅速かつ的確に提供する体制を整備する。

被災者の生活の安心・安全を確保するため、警察官やパトロールカーを集中的に派遣して警戒・警ら活動を実施するよう依頼する。また、被災者が相談しやすい環境を整備するため、女性警察官の派遣を依頼する。

被災状況に応じた適正手続に向け、特例措置等の適切な広報及び迅速な対応を図り、被災者の負担軽減を図る。

ウ 防災力の向上対策

(7) 自助・共助の取組強化

町民一人ひとりが災害から命を守るために適切な行動をとることができるようにするため、災害が発生する危険が迫った際、いつのタイミングで何をすべきか、そして、いつ避難するのかなどを決めておく県の実施する「ひろしまマイ・タイムライン」（自らの防災行動計画）の普及促進と連携し、「自助」「共助」の取組を推進する。

町民、自主防災組織、事業者、行政などの各主体において、防災教室や防災訓練、防災士等の養成や防災教育などが積極的に取り組まれるよう、防災・減災に関する運動を促進する。

小中学校や自主防災組織等を対象に、VR等の模擬体験によるリアリティを高めたツール、過去に発生した災害写真などを活用した防災教育や避難所体験を通じて防災知識の向上を図る。

(4) 災害情報伝達手段の多様化

町民に対し、防災情報メールについて、使用要領や登録方法などを機会に応じて説明するとともに、イベント等での直接的な登録支援などに取り組む。

また、県・市町の防災情報メールへの登録に加え、防災情報アプリの登録等も促進していく。

(5) 情報の迅速・的確な把握・伝達体制の整備

デジタル化した防災情報システム及び県防災情報システムにより、気象情報、河川情報等を的確に把握し、町民に迅速に避難情報等が伝達できる体制を整備する。

地震発生時の円滑・迅速な初動対応に資するため、震度情報ネットワークシステムの維持管理に努めるものとする。

大規模災害により、NTT等の公衆回線が途絶した場合においても、役場と県庁、地方機関等との情報の伝達手段を確保するため、引き続き、防災行政無線（広島県総合行政通信網）



を適切に活用する。

大規模災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路・緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報の提供等に資するため、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

(エ) 災害対処能力の向上

あらゆる災害時において、関係者が常に情報を共有し、迅速かつ適切な意思決定を行い、避難情報の発令や消火、救急・救助活動、救援物資の搬送等が実施できるよう、またそのために必要な被災状況や道路等インフラ関係の情報など、災害時の情報収集・共有が的確に行えるよう県や関係機関と連携し、必要な体制整備を推進する。

災害時の対処能力の向上を図るため、民間団体や関係機関等と連携した訓練も含め、初動対応や防災・危機管理に関する訓練を継続的に実施し、訓練結果を踏まえて各種マニュアル類の不断の見直しを実行する。

災害時の対処能力の向上を図るため、県が作成するチェックリストを用いて災害対策に係る自己点検を実施し、実効性確保のための訓練を実施する。

(オ) 広域応援体制の構築

広域避難などの際に、被災者ニーズに応じた支援や相互連携を円滑に進めるため、他市町等との連絡調整や被災者の状況把握などの仕組みを整備する。

町は、必要に応じて、医療職、技術職等の職員の人的応援を県に依頼する。

(カ) ボランティア体制の構築等

迅速かつ円滑なボランティアの受付、調整等その受入れに携わる要員を養成する。また、地域組織と社会福祉協議会との連携を進める。

感染症流行時に、被害規模や被災者ニーズに応じたボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会等との連携を進め、感染症対策の徹底に留意した適切な対応が取られるようにする。

(キ) 災害に強い都市構造の形成

町土の安全性に対する要請が高まっていることを踏まえながら、広島県土地利用基本計画（平成22年2月策定）に基づき、町土の有効利用や町土利用の質的向上、持続可能な町土管理の実施などに関する施策を実施する。

地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重化・多元化や、土砂災害警戒区域等の周知を進めることなどにより、災害に対する町土の安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図る取組を実施する。

(ク) 平時からの連携体制構築

医療、介護、予防、住まい、生活支援等の関係者が災害時においても、必要な連携が円滑に図れるよう、災害時支援の連携体制の構築を推進する。

ライフライン施設の迅速な復旧により、町民生活の早期安定が図られるよう、各種ライフライン事業者との協力体制の構築に努める。

(ケ) 建設業の担い手の確保

建設産業は、災害等発生時の被災地での緊急対応や遮断された交通網の復旧などを担っていることから、地域の持続的な発展と安全・安心の確保を図るため、官民の役割の中で連携して、経営改善に向けた支援や労働環境の改善に向けた取組等を実施することにより、建設産業の担い手の中・長期的な育成・確保を推進する。

(5) 対策の推進等

各防災関係機関は、地震被害を軽減するための対策を主体的に推進するものとし、これらの対策は、必要に応じて見直しを行う。







(2) その他の救済制度（減免等）

救 済 制 度	救 済 制 度 の 内 容	窓 口 等	根 拠 法 令	備 考
国税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 所得税の減免 ② 源泉徴収所得税の徴収猶予 ③ 相続税又は贈与税の免除等	税 務 署	災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）	
地方税の減免及び徴収猶予等	被災者に対する ① 地方税（個人の県民税、個人の市町村民税、個人事業税、不動産取得税、自動車税、固定資産税、軽自動車税）の減免 ② 地方税の徴収猶予 ③ 地方税の納付期限の延長等	庁 役 場 （県税事務所）	地方税法（昭和25年法律第226号）災害被害者に対する地方税の減免措置等について（昭和39年自治事務次官通達）各市町村の条例、規則、要綱	
国民健康保険料（税）及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ①保険料（税）の減免及び徴収猶予 ②医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	役 場	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）	
後期高齢者医療保険料及び医療費の一部負担金の減免等	被災者に対する ①保険料の減免及び徴収猶予 ②医療費の一部負担金の減免及び徴収猶予	役 場	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号） 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例	
介護保険料及び利用者負担の減免等	被災者に対する ①保険料の減免及び徴収猶予 ②利用者負担の減免	役 場	介護保険法（平成9年法律第123号） 各市町等（保険者）の条例	
災害弔慰金の支給	一定規模以上の自然災害で死亡した場合 生計維持者 500万円 その他の者 250万円		災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）	
災害障害見舞金の支給	一定規模以上の自然災害で、一定程度の障害となった場合 生計維持者 250万円 その他の者 125万円			
被災者生活再建支援金の支給	一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援する			
災害弔慰金の支給	自然災害で死亡した場合 50万円		被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）	支給額は（別表2）を参照
災害見舞金の支給	自然災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全 壊 30万円 半 壊 10万円	役 場	広島県災害見舞金等支給要綱（昭和62年4月21日施行）	災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金が支給される場合を除く。
広島県被災者生活再建支援補助金の支給	県内に被災者生活再建支援法が適用されることとなる災害において、被災世帯数が法の基準を満たさない市町の被災者に対して市町と連携し支援を行う。		広島県被災者生活再建支援補助金交付要綱（平成12年6月7日施行）	支給額は（別表2）を参照
災害見舞金の支給	災害で住家に一定以上の被害を受けた場合 全 壊 10万円 大規模半壊 5万円 半 壊 5万円 床上浸水 3万円		熊野町災害見舞金等支給要綱（平成21年8月25日施行）	
中小企業者への信用保証料の拡大	中小企業信用保証法第2条第5項第4号指定の災害により影響を受ける特定の地域の中小企業に一般保証の別枠で最大2億8,000万円の保証枠が上乗せされる。	広島県信用保証協会	中小企業信用保証法（昭和25年法律第264号）	

(別表1) 災害復興住宅資金の貸付限度額及び償還期間

貸付区分		災 害 復 興 住 宅					
貸付条件		建設の場合	購入の場合		補 修 の 場 合		
貸付条件	貸付限度額	戸当り限度額	戸当り限度額		ア 補修費 10万円以上 730万円以内 イ 移転費 440万円 ウ 整地費 440万円  ただし、イ、ウをあわせて貸し付ける場合の限度額は440万円		
		1,650万円	新築	中古			
		○特例加算額 510万円 ○土地取得費 970万円 ○整地費 440万円	○特例加算額 510万円 ( ) 内は優良の場合				
		中古リフォーム一体型					
		住宅のタイプ					
	償還期間	償還期間	建設・新築購入の場合	中古購入・中古リフォーム一体型の場合		返済期間は左記による最長返済期間とつぎの年齢による最長返済期間のいずれか短い年数以内で選択。選択できる返済期間は、1年以上(1年単位)	
			構造等による最長返済期間	建物タイプ等による最長返済期間			
			耐火・準耐火・木造(耐久性)	木造(一般)	(中古)マンション、(中古)プラス住宅		(中古)マンション、(中古)住宅
			35年以内	25年以内	35年以内		25年以内
			3年以内の据置期間を設けることができ、その期間、償還期間を延長できる。				
		基本融資額		特例加算	(※)の内容の詳細は機構お客様コールセンターにお問い合わせください。0120-086-353		
		リ・ユース(中古)プラス住宅、リ・ユース(中古)プラスマンション		2,620万円(※)			
		被災親族同居(※)の場合		3,250万円(※)			
		リ・ユース(中古)住宅、リ・ユース(中古)マンション		2,320万円(※)			
		被災親族同居(※)の場合		2,950万円(※)			

※ 建設・購入の償還期間は原則として10年以上で上記に掲げる年数以内(1年単位)。

(別表2) 被災者生活再建支援金及び広島県被災者生活再建支援補助金の支給額

1 被災者生活再建支援金

支給額は次の2つの支援金の合計額(単身世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金〔基礎支援金〕

住宅の被害程度	全壊、やむをえず解体、長期避難世帯	大規模半壊
支給額	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金〔加算支援金〕

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

2 広島県被災者生活再建支援補助金

被災者生活再建支援金の半額

ただし、市町が県と同額の支援を行うことを条件としているため、

県と市町の支給合計額は被災者生活再建支援金と同額。